

令和3年矢巾町議会定例会9月会議目次

議案目次	1
第1号(9月3日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度財政健全化判断比率等の報告について	8
○諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	10
○諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	11
○議案第65号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	12
○議案第66号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	14
○議案第67号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて	15
○議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算(第4号)について	16
○議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	16
○議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	16
○議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に	

	ついて	16
○議案第72号	令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について	16
○議案第73号	令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	16
○議案第74号	令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第75号	令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第76号	令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第77号	令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第78号	令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について	19
○議案第79号	令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19
○議案第80号	令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	19
○議案第81号	令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19
○休憩		23

第2号（9月3日）

○議事日程		25
○本日の会議に付した事件		25
○出席議員		25
○欠席議員		25
○地方自治法第121条により出席した説明員		26
○職務のために出席した職員		26
○再開		27
○議事日程の報告		27
○議案第68号	令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について	28
○議案第69号	令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	28
○議案第70号	令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につ	

	いて	28
○議案第71号	令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に ついて	28
○議案第72号	令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について	28
○議案第73号	令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	28
○散会		32

第3号（9月6日）

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○地方自治法第121条により出席した説明員	33
○職務のために出席した職員	34
○開議	35
○議事日程の報告	35
○一般質問	35
1 昆 秀一 議員	35
2 村 松 信一 議員	66
3 赤 丸 秀雄 議員	88
4 藤 原 信悦 議員	111
○散会	128

第4号（9月7日）

○議事日程	129
○本日の会議に付した事件	129
○出席議員	129
○欠席議員	129
○地方自治法第121条により出席した説明員	129
○職務のために出席した職員	130

○開 議	1 3 1
○議事日程の報告	1 3 1
○一般質問	1 3 1
1 廣 田 清 実 議員	1 3 1
2 山 崎 道 夫 議員	1 5 0
3 小笠原 佳 子 議員	1 7 1
4 藤 原 梅 昭 議員	1 9 5
○散 会	2 2 0

第 5 号 (9月8日)

○議事日程	2 2 1
○本日の会議に付した事件	2 2 1
○出席議員	2 2 1
○欠席議員	2 2 1
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 2 1
○職務のために出席した職員	2 2 2
○開 議	2 2 3
○議事日程の報告	2 2 3
○一般質問	2 2 3
1 小 川 文 子 議員	2 2 3
2 川 村 よし子 議員	2 4 4
○散 会	2 7 3

第 6 号 (9月22日)

○議事日程	2 7 5
○本日の会議に付した事件	2 7 5
○出席議員	2 7 5
○欠席議員	2 7 6
○地方自治法第121条により出席した説明員	2 7 6
○職務のために出席した職員	2 7 6

○開 議	……………	2 7 7
○議事日程の報告	……………	2 7 7
○議案第 7 4 号	令和 2 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について ……	2 7 7
○議案第 7 5 号	令和 2 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて ……	2 7 7
○議案第 7 6 号	令和 2 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて ……	2 7 7
○議案第 7 7 号	令和 2 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて ……	2 7 7
○議案第 7 8 号	令和 2 年度矢巾町水道事業会計決算認定について ……	2 7 7
○議案第 7 9 号	令和 2 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について …	2 7 7
○議案第 8 0 号	令和 2 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について ……	2 7 7
○議案第 8 1 号	令和 2 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて ……	2 7 7
○報告第 1 7 号	矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事 件に関する専決処分に係る報告について ……	2 8 4
○議案第 8 2 号	財産の取得に関し議決を求めることについて ……	2 8 6
○議案第 8 3 号	令和 3 年度矢巾町一般会計補正予算（第 5 号）について ……	2 8 7
○発議案第 4 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書の提出について ……	2 9 3
○散 会	……………	2 9 6
○署 名	……………	2 9 7

議 案 目 次

令和3年矢巾町議会定例会9月会議

1. 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度財政健全化判断比率等の報告について
2. 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
3. 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4. 議案第65号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
5. 議案第66号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第67号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
7. 議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
8. 議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
9. 議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
10. 議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
11. 議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
12. 議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
13. 議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
14. 議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
15. 議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
16. 議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
17. 議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について
18. 議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
19. 議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
20. 議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
21. 報告第17号 矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
22. 議案第82号 財産の取得に関し議決を求めることについて
23. 議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
24. 発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見

書の提出について

令和3年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

令和3年9月3日（金）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度財政健全化判断比率等の報告について
- 第 4 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 諮問第 5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第65号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第66号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第67号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第 9 議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第10 議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第20 議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第21 議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第22 議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

12番	長谷川和男	議員
-----	-------	----

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君
産業観光課長	佐藤健一	君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室	佐々木芳満	君
文化スポーツ課長	田村英典	君	農業委員会 事務局長	高橋保	君

上下水道課長 浅 沼 亨 君

教 育 長 和 田 修 君

子 ども 課 長 田 村 昭 弘 君

農 業 委 員 会
会 長 中 川 和 則 君

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 佐々木 智 雄 君

学 校 教 育 課 長 田中館 和 昭 君

代 表 監 査 委 員 佐々木 良 隆 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長 野 中 伸 悦 君

係 長 佐々木 睦 子 君

議 会 事 務 局 長
補 佐 川 村 清 一 君

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、長谷川和男議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから令和3年矢巾町議会定例会を再開します。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員） 次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。
高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

11番 藤原梅昭議員

13番 川村よし子議員

14番 小川文子議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の9月会議の会議期間は8月24日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月22日までの20日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、9月会議の会議期間は本日から9月22日までの20日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付しております会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和2年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度財政健全化判断比率等の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化を判断する比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率を報告するものであります。

本町の令和2年度の決算に基づき報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合を表す指標であります実質公債費比率については、令和元年度より1.1ポイント増加し15.0%に、標準財政規模に対する本町が将来負担すべき負債の割合を表す指標であります将来負担比率については、令和元年度より18.3ポイント減少し125.6%に、公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率については、各公営企業会計に資金不足が発生しないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上となった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経営健全化

計画を定めて、様々な制限の下、財政または経営の早期健全化を図らなければならないこととなりますので、そのようなことにならないように引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 将来負担比率についてお伺いをいたします。

18%ぐらい減少したということで、いいとは思いますが、駅前開発の場合には平成33年、34年、35年あたりに借金返済のピークがあったかと思えますけれども、今後の動向についてどのように分析をしているか、予想しているかをお伺いいたします。

また、県の大体平均、あるいはトップが分かりましたら、そちらも併せて報告をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、将来負担比率の今後の推移ということでございます。ただいま、議員ご承知のとおり、私ども財政健全化プロジェクトというものを立ち上げて取り組んでいるところでございますが、同時進行で令和4年度の予算編成に向けまして、中期の財政見込みを立てているところでございます。計画期間が5年間で、令和4年度から令和8年度末。令和4年度の予算編成前にこの見込みが整いましたら、改めて議員の皆様にご説明する機会を頂戴したいなというふうに考えているところですが、その前提に立ってお答えを申し上げたいと思います。

まず、今後の見込みといたしまして、令和8年度末には将来負担比率を115%ほどに下げるように頑張っていきたいなというふうに思っております。改善策といたしましては、町債の発行の抑制によりまして地方債残高の縮減を図っていきます。もう一つは、交付税措置のある起債の活用ということで、交付税算入見込額の増を図ってまいりたいと考えているところでございます。もう一つは、適正規模の基金の造成ということで、充当可能財源のこちらは確保を図ってまいりたいと思います。このような取組を重ねまして、令和8年度には115%を目指すということでございます。

県内の大体の平均でございますが、昨年の平均値になります、こちらは47.4%ということになっております。こちらのランキングなのですが、例年は大体10月に公表されておりますので、最新速報値ということは出ておりませんが、令和元年度は矢巾町はワーストワンでございました。

今回この125.6%がどのような推移になるかというのは、ちょっとまだ公表されていないので分かりませんが、久慈、奥州、紫波、矢巾、この4つが大体例年100を超えていますので、その中で順位がつくのかなというふうに想定しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第16号を終わります。

日程第4 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には、現在8名の方々が法務大臣から3年を任期とし委嘱されており、平成13年1月1日から7期お務めをいただいております矢巾町大字_____、細川榮子さんの任期が本年12月31日までとなっていることから、引き続き人権擁護委員として推薦したく、議会からご意見を求めるものであります。

細川榮子さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方であることから、何とぞご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、諮問第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第5 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(藤原由巳議員) 次に、日程第5、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には、現在8名の方々が法務大臣から3年を任期とし委嘱されており、平成25年1月1日から3期お務めいただいております矢巾町大字————、山本加代子さんの任期が本年12月31日までとなっていることから、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会からのご意見を求めるものであります。

山本加代子さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、諮問第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 議案第65号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第6、議案第65号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第65号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、保険料の納付方法のうち普通徴収という納付書で納付をいただく保険料の納期について、これまでの前年度の保険料を参考として算定される4月から6月までの暫定賦課期間及び新年度の所得や住民税を基礎として算定される7月から翌年3月までの本算定賦課期間から成る12期制から、その年度の保険料に対する理解促進と分かりやすい納期とするため、暫定賦課期間を廃止して本算定賦課期間のみとし、国民健康保険税と同様の7月から翌年2月までの8期制とする改正を行うもののほか、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。

介護保険料は、月1万5,000円の年金の方たちは普通徴収になっているのですけれども、年間で18万以下の世帯というか、人数はどのくらいあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生活保護の方とかそういった方もちょっと混ざっての人数になってしまうのですけれども、この方々、皆さん第1段階というふうな感じで、普通徴収では94人いらっしゃる状況です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　今まで12期にわたって徴収していたわけで、今度は8期になるということで、滞納者が増えるのではないかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、介護保険の収納率なのですけれども、令和2年度の収納率は99.5%というような状況でございます。令和元年度もほぼ同様ということで、大変高い収納率を維持しているわけですけれども、滞納される方の内情を見ますと、所得が少ないから滞納しているというわけではなくて、65歳に到達して保険料が年金から天引きになるまでの間の数か月間、この数か月間において納付書で納めるということの理解がなかなか得られなくて、これで滞納しているという方が結構いらっしゃるのが現実でございます。この期間の部分、またあとは納付者の方々は内容に納得がいったなら、やっぱり納めるという方が今の世の中結構多くなっている現状でございます。制度の理解促進と納期のほうも分かりやすくすることで、今回納期のほうを12期から8期にするというふうな改正を行わせていただきたいというふうにご検討しております。実際は滞納者が増えるということはないのではないかとこのように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第65号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第7、議案第66号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第66号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、先ほどの介護保険料に関する納期の改正と同様に、保険料の納付方法のうち普通徴収という納付書で納付をいただく保険料の納期について、これまでの前年度の保険料を参考として算定される4月から6月までの暫定賦課期間及び新年度の所得や住民税を基礎として算定される7月から翌年3月までの本算定賦課期間から成る12期制から、その年度の保険料に対する理解促進と分かりやすい納期とするため、暫定賦課期間を廃止して本算定賦課期間のみとし、国民健康保険税と同様の7月から翌年2月までの8期制とする改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第66号 矢巾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第8、議案第67号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第67号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げます町道路線の認定は、西部工業団地内における都市計画法に基づく地区計画を決定するためのものであり、1路線、全長210メートルを新たな町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

なお、認定路線の場所については、皆様方にこの図面を添付させていただいておりますので、御覧をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第67号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

それではここで、まだ時間は多少早いという時間ではございますが、感染対策もありますので、換気を速やかに行うということで、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時といたします。よろしく申し上げます。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

-
- 日程第 9 議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原由巳議員） お諮りします。

日程第9、議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第10、議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第11、議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第12、議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第13、議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第14、議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第68号から日程第14、議案第73号までの補正予算6議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の令和3年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、14款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新設補正し、10款地方交付税の普通交付税、14款国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、19款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の財政調整基金積立事業、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、6款農林水産業費の下水道事業会計繰出事業、8款土木費の道路維持管理事業及び除雪事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,996万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億6,374万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、4款県支出金の普通交付金、6款繰入金の一般会計繰入金、7款繰越金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款保険給付費、5款基金積立金、7款諸支出金の一般会計繰出金をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,437万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,698万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、4款国庫支出金の事務費補助金を新設補正し、8款繰入金の低所得者保険料軽減繰入金及び9款繰越金を増額補正し、4款国庫支出金の調整交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の各サービス給付費等、4款基金積立金の介護給付費準備基金積立金、6款諸支出金の償還金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ1億2,992万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,997万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、令和2年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款広域連合納付金、3款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,974万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を1,447万3,000円減額補正して、総額を6億6,500万7,000円とするものであります。

資本的収入及び支出のうち、支出の第1款資本的支出の建設改良費を574万9,000円増額補正して、総額を7億3,035万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の第1款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益を106万6,000円減額補正して、総額を8億5,081万9,000円とし、第2款農業集落排水事業収益の営業外収益を4,975万9,000円増額補正して、総額を3億6,438万2,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第68号から議案第73号までの補正予算6議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算6議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、本日の予算決算常任委員会後に行われる本会議前までに報告

書を当職の元に提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、6議案については予算決算常任委員会において審査を終了し、当職の元に報告書を提出するようお願いいたします。

-
- 日程第15 議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 日程第20 議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第21 議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 日程第22 議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長(藤原由巳議員) お諮りします。

日程第15、議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第20、議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第21、議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第22、議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この8議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定

により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第74号から日程第22、議案第81号までの8議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) ただいま一括上程されました6会計の令和2年度決算認定議案並びに水道事業会計及び下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきまして、皆様にあらかじめ配付をさせていただいております令和2年度予算執行に関する報告書、それから令和2年度公営企業会計別決算総括表及び議案書によりご説明を申し上げます。

まず初めに、令和2年度予算執行に関する報告書の1ページをお開き願います。それでは、会計別決算額、予算現額に対する決算額の比率の順にご説明を申し上げます。

議案第74号、一般会計、歳入153億2,334万5,368円、99.5%、歳出149億1,290万6,666円、96.8%、歳入歳出差引額4億1,043万8,702円。

議案第75号、国民健康保険事業特別会計、歳入24億27万2,770円、101.5%、歳出23億5,723万1,045円、99.6%、歳入歳出差引額4,304万1,725円。

次に、議案第76号、介護保険事業特別会計、歳入24億4,354万9,063円、101.2%、歳出23億659万4,113円、95.6%、歳入歳出差引額1億3,695万4,950円。

次に、議案第77号、後期高齢者医療特別会計、歳入2億2,533万7,837円、97.8%、歳出2億2,303万2,079円、96.8%、歳入歳出差引額230万5,758円。

合計に参りまして、歳入、予算現額204億1,307万2,000円、決算額203億9,250万5,038円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額1億9,005万円、予算現額と決算額との比較2,056万6,962円、予算現額に対する決算額の比率99.9%。歳出、予算現額204億1,307万2,000円、決算額197億9,976万3,903円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額2億3,658万7,000円、予算現額と決算額との比較6億1,330万8,097円、予算現額に対する決算額の比率97.0%。歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円、決算額は5億9,274万1,135円となります。

続きまして、令和2年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。議案第78号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入9億1,325万9,638円、102.3%、支出5億7,373万2,836円、95.5%、

収入支出差引額 3 億3,952万6,802円。資本的収入及び支出、収入3,188万4,759円、108.5%、支出 5 億1,064万3,986円、94.7%、収入支出差引額△ 4 億7,875万9,227円。

次に、議案書をお開き願います。議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の4億6,219万5,962円のうち3億984万6,531円を減債積立金への積立てとし、また1億5,234万9,431円を資本金への組入れとして処分するものであります。

それでは続きまして、もう一度、令和2年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。議案第80号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入9億3,643万9,792円、102.2%、支出7億3,865万7,734円、96.0%、収入支出差引額1億9,778万2,058円。資本的収入及び支出、収入6,251万8,160円、100.0%、支出3億7,522万4,498円、97.5%、収入支出差引額△3億1,270万6,338円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入5億4,079万5,233円、100.4%、支出5億5,090万4,045円、97.5%、収入支出差引額△1,010万8,812円。資本的収入及び支出、収入440万6,209円、100.0%、支出2億2,770万6,226円、99.7%、収入支出差引額△2億2,330万17円。

合計に参りまして、収入、予算現額24億4,363万3,000円、決算額24億8,930万3,791円、繰越額及びそれに係る財源充当額はゼロ円、予算現額と決算額との比較△4,567万791円、予算現額に対する決算額の比率101.9%、支出、予算現額30億8,797万9,000円、決算額29億7,686万9,325円、繰越額及びそれに係る財源充当額はゼロ円、予算現額と決算額の比較1億1,110万9,675円、予算現額に対する決算額との比率96.4%、収入支出差引額、予算現額△6億4,434万6,000円、決算額△4億8,756万5,534円となります。

次に、もう一度議案書をお開き願います。議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の1億7,514万9,115円を減債積立金への積立てとして処分するものであります。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりました。

令和2年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職の元に届いております。

なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付しておりますので、確認をお願いいたします。

佐々木代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたなら、これを許します。

佐々木代表監査委員。

(代表監査委員 佐々木良隆君 登壇)

○代表監査委員(佐々木良隆君) 令和2年度矢巾町一般会計ほか計6会計の歳入歳出決算につきましては、意見書に記載のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、帳簿等の照合点検及び担当部局より事業内容の説明を受け、審査を行いました。いずれも符合し、正確でありましたことをご報告申し上げます。

一般会計と3特別会計の実質収支額は、合わせて5億4,620万円余となっております。また、水道事業会計と下水道事業会計においては純利益を計上しております。

自治体財政の健全化を示す健全化判断比率につきましては、実質公債費比率と将来負担比率は、それぞれ国が示す早期健全化基準を下回っているものの、依然として高い数値となっております。こうした厳しい財政状況に鑑み、令和2年度に全庁を挙げた矢巾町財政健全化プロジェクト会議を設置し、事業の見直しや町単独補助金の削減等、財政健全化に向けて取り組まれておりますが、今後も自主財源の確保に努め、より一層健全な財政運営が図られることを強く望んでおります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策に必要な財政需要が増加する一方、景気の低迷を受け、大幅な減収が予想されるなど、さらに厳しい財政運営が見込まれます。財政の健全性を意識しながら、効率的かつ効果的な事業執行に努めるとともに、誰一人取り残さないというSDGsの理念を踏まえ、コロナ禍において町民が安心して暮らせるまちの実現に向けた施策を着実に推進されますよう期待しております。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。

○議長(藤原由巳議員) 佐々木代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。議案第74号から議案第81号までの決算関連8議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した 8 議案については、9 月 22 日午後 2 時 30 分までに審査を終了し、報告書を当職の元に提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、決算関連 8 議案については、9 月 22 日午後 2 時 30 分までに審査を終了し、当職の元に報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 以上で議事日程は終了しました。

直ちに議案第 68 号から議案第 73 号までの補正予算 6 議案について予算決算常任委員会を開催し、当職の元に報告書を提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前 11 時 33 分 休憩

令和3年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

令和3年9月3日（金）午後4時24分開議

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
第 2 議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 3 議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 4 議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
第 5 議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
第 6 議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	山崎道夫	議員
16番	廣田光男	議員	17番	高橋七郎	議員
18番	藤原由巳	議員			

欠席議員（1名）

12番	長谷川和男	議員
-----	-------	----

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長 兼防災安全 室長	藤原道明君	企画財政課長 兼未来戦略 室長	吉岡律司君
税務課長	花立孝美君	町民環境課長	吉田徹君
福祉課長	浅沼圭美君	健康長寿課長	村松徹君
産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中館和昭君
子ども課長	田村昭弘君	農業委員会 会長	中川和則君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午後 4時24分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

会議に先立ちまして、先ほどの予算決算常任委員会におきまして、税務課のほうから後刻答弁ということがあったということで、委員会はもう閉じられておりますので、本来であればないわけですが、今回に限り税務課から後刻の答弁をお願いいたします。

花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） 先ほどは大変失礼いたしました。先ほどの藤原梅昭委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

税返還金、この内容はというふうなお話だったかと思うのですが、こちらにしまして、相手の具体的な名称にしましては言えないのですが、ある法人の土地の一部につきまして単価の異なる区分、土地、ある程度の大きな区分でそれぞれ単価を持っているわけなのですが、その境目にあった土地であったことから、過去に区分の単価の境界を誤って、境界の位置を間違えて、誤って認識して、現在に至るまで隣の区域の単価を適用していたということが分かりました、一部の土地につきまして。課税更正を行いまして、過誤納金の返還金支払要綱というのがまちにあるのですが、こちらにのっとりまして平成23年度分から令和3年度分までの固定資産税の返還を行うものでございます。このうち平成29年度から令和3年度までの分は、還付金という支出科目があるので還付金、ないしは入った年度に関しては入った年度からお返しするという手続を取るのですが、それ以前のもの、今回で言えば平成23年度から平成28年度分につきましては返還金という支出項目で対応することになります。今回の返還につきましては、その返還金部分につきまして予算が不足することということで補正をお願いするものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですね。

それでは、ただいまから本日の会議を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

日程第2 議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第2、議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第3、議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第6、議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この補正予算6議案は予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員） それでは、報告させていただきます。

令和3年9月3日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第71号 令和3年度矢

巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本常任委員会は、令和3年9月3日付で付託されました上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、矢巾町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

なお、一般会計補正予算（第4号）について、お手元に配付しておるとおり、修正案の動議が提出されておりますので、日程の順序を変更し、その修正案と関連する日程第9、議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について質疑、討論、そして採決をしまいたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

それでは、この後、日程第9、議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）に関わる修正案についての説明を求めます。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 令和3年9月3日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。発議者、昆秀一、赤丸秀雄、小川文子。

議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び矢巾町議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

修正の内容につきましては、歳出予算、2款総務費、1項総務管理費の110万円を減額し、7款商工費、1項商工費に110万円を増額するための所要の修正をするものでございます。現在新型コロナウイルス感染が収まらない中、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、本来コロナ禍により影響を受けた方々に有効的に優先的に支援するべきものであります。しかしながら、コロナの収まりの見えない中で、誘客等のためにPRするラジオ番組を制作、放送するのはまだ時期尚早であり、それまでは事業者体力維持のためにも

真に有効な直接の支援金を増額することが重要であると考えます。第5、第6の交付金も出るとのことなので、コロナの収束が見えてから、そのときに大々的に番組をつくるなど、コロナで影響を受けた事業者に対し、安全に行けるようにPRしていただきたいと思います。

議員各位の賢明なる判断をお願いして、私からの説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。日程第9、議案第68号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）に対し、昆議員ほか2名から提出されております修正案に対して、起立により採決します。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決をします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、日程第9、議案第68号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ないようでございますので、次に賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第69号 令和3年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和3年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和3年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和3年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和3年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤原由巳議員） これで本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日4日あるいは5日は休日休会、6日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

ここで一般質問に対しまして、既に8月2日の議会全員協議会で村松議会運営委員長から皆様方に説明がありましたが、再度確認したいと思ひまして、私のほうからも申し述べさせていただきます。一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場で論議すべきであること、また能率的会議運営が必要なことを十分理解し、簡明で内容のある次元の高い質問を展開し、力強い迫力のある質問を行うこと、質問の際は挙手の徹底を行うこと、再質問について当初の質問内容に沿ったものに徹することなどが議会運営委員会で協議されまして、先般村松委員長のほうから皆様方に連絡されておるものというふうに思います。そのことから、答弁に当たります町当局の各位におかれましても、以上の内容をご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、今日は大変ご苦勞さまでございました。

午後 4時43分 散会

令和3年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

令和3年9月6日（月）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室長	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長 佐藤健一君

文化スポーツ
課長 田村英典君

上下水道課長 浅沼亨君

教育長 和田修君

子ども課長 田村昭弘君

道路住宅課長
兼まちづくり
推進室長

農業委員会
事務局長

会計管理者
兼出納室長

学校教育課長

農業委員会
会長

佐々木芳満君

高橋保君

佐々木智雄君

田中館和昭君

中川和則君

職務のために出席した職員

議会事務局長 野中伸悦君

係長 佐々木睦子君

議会事務局長
補佐

川村清一君

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

10番、昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（10番 昆 秀一議員 登壇）

○10番（昆 秀一議員） 議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。

まずは、全国で新型コロナウイルス感染により命を落とされた方にはお悔やみ申し上げますとともに、今現在も罹患して療養されている方たちに対しましては、一日も早いご回復をお祈り申し上げるところでございます。それから、コロナ禍において少なからずの影響を受けていらっしゃる事業者の皆様におかれましては、一日も早いコロナの終息をお祈りいたしまして、今後の国、県、町のきめ細かい支援をお願い申し上げます。

最初に、その新型コロナウイルスの対応についてお伺いいたします。新型コロナウイルスによる社会の激変は、皆さんが感じていることであろうと思います。しかし、今でもこのウイルスの脅威は収まりを見せるどころか、さらにブレークスルー感染やデルタ株などの出現により感染の広がりを見せている状況にあります。誰がこのようなことを予想していたでしょうか。先日は、妊婦のコロナ療養者の方が入院できず自宅出産し、子どもさんが死亡するという痛ましいことも起きております。国の対策は後手後手に回り、結局は何もできずにいる現状があります。

一方、ワクチンの接種は徐々に進んできてはいますが、まだ全体に行き渡るには時間がか

かと思われまして、何よりもワクチンを打ったからといって感染しないというわけでもなく、まだしばらくは従来の予防策として、マスクの着用や3密を避けるなどの予防策は取っていく必要があります。また、コロナによる経済の冷え込みも一段と厳しい状況になってきております。

そこで、町としてはこの現状をどのように感じ、今後さらにどのような施策を打っていくつもりなのでしょうか。国に対しても、もっともっと対策や支援などをしてもらうように強く強く訴えていく必要があるのではないのでしょうか。そのような観点から、以下新型コロナウイルス対応についてお伺いいたします。

1点目、町として、コロナ対策について国への要望などはどのように訴えているのでしょうか。さらに強く訴えていくべきではないのでしょうか。

2点目、コロナ患者の自宅療養者に対する支援はどう行っていくのでしょうか。

3点目、正しい感染予防対策については、どのように周知しているのでしょうか。

4点目、今後のコロナ禍において影響を受けている事業者等へのさらなる支援をどう考えているのでしょうか。

5点目、児童生徒に対する感染予防策はどう取っていくつもりなのでしょうか。また、その保護者に対する支援策はどう取っていくつもりなのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、昆秀一議員の新型コロナウイルス対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、岩手県町村会で県内19町村の要望を取りまとめて、関係する中央省庁と県選出国會議員に対し、実施をしているところであります。今後につきましても関係機関と連携を図りながら、実現に向けて要望行動を継続してまいります。

2点目についてですが、県においては今後も自宅療養者を出すことのない支援体制を構築するため、3棟目となる宿泊療養施設の増設を進めておるところであります。

なお、町内の感染者及びその状況につきましては、県央保健所の所管事項となっていることから、町は把握できない状況となっております。

感染者への支援につきましては、県や保健所が中心となって行うこととなっておりますが、町としても感染者や家族の立場に寄り添い、しっかり対応してまいります。

なお、感染者やその家族から町に相談があった場合は、食材の提供など療養期間中の生活支援のほか、保健師による心のケアなど、役場内の各課が連携し、対応をしております。

3点目についてですが、テレビや新聞などで日常的に報じられているところではありますが、町といたしましては町民の皆様へ町長メッセージを発出しているほか、広報やはばや町ホームページ、やはラヂ！、公共施設への掲示などで周知を図っております。

4点目についてですが、町では地域経済の循環を促進し、活性化を図ることを目的に商工会と連携し、キャッシュレス決済によるポイント還元事業の実施を予定しております。事業の効果としては、町内中小企業の売上げ向上を図るとともに、新しい生活様式の在り方としてキャッシュレス決済の導入促進にもつながるものと考えております。

また、昨年度に引き続き、コロナ禍の影響を受けております事業者の店舗等の家賃の一部について、町独自の給付を予定しており、事業者の経営継続を支援してまいります。現在県で実施しております地域企業経営支援金や飲食店安心認証制度等について、町では事業者への周知を徹底するとともに、商工会と連携しながら、事業者に寄り添った支援ができるよう引き続き取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、新型コロナウイルス対応についてのご質問にお答えいたします。

5点目についてですが、学校では文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を基本に取り組んでおり、毎日の検温やマスクの常時着用、手洗いの励行、給食の黙食など日頃の基本的な感染症対策について、2学期からはより徹底するように指導しているほか、各学校の水道の蛇口を自動式やレバー式に交換する工事を予定しております。

また、保護者に対する支援策として、感染予防策に直接関わるものではありませんが、中学校の修学旅行費用の中で、新型コロナウイルスによって旅行中止や行き先変更を余儀なくされたことによる旅行取消し料に対する補助を実施いたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 現在の国のコロナ対策は、ワクチンの遅れなど当てにならないことが多くなっております。ですが、国もしっかりしてもらわないと、町としてもワクチンに関してはいかんともし難いものがあります。そのためには国への要望を今もやっているとは思いますが、さらには強く強く要望をしっかりと伝えること、こんなにも国民はいろんなことを我慢して頑張っているのだと。どうも菅首相は、誠意のある対応をしていないように思えて仕方がありません。それを今度は中途半端にしてお辞めになられるようでは思いますが、いずれ誰が首相になっても、国に対してその国民の苦境を、地方の声を一つにして伝え続けることは必要ではないかと思えます。

そして、同時に町でできることをしっかりとしていく。例えば感染対策補正予算では、コロナ感染防止のための予算がありましたが、私は修正動議までして真に有効な予算の使い方を提言してきたつもりです。コロナの交付金を使った一例としては、グリーンハイツを改修して、現在はアスレチックの施設になっておりますが、これはコロナの交付金が使われていたと思うのですが、この効果が今どのように現れて、このアスレチック施設の運営状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

やはばアスレチックパーク j a m p a l a n d につきましては、8月中におきまして1万人の利用者を突破したということで、利用人数については順調だというふうに聞いております。

なお、町民、それから町外の方の利用状況、割合でいいますと、大体4割程度が町民の方、それからかなり周辺市町にも話題があるということで、6割くらいの方の町外からの利用も多いということで、子どもさん方、それから修学旅行のコースにも入っているということで、大変利用が盛んに行われているというふうに聞いております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） そのアスレチック、順調だということで、それは何よりなのですが、今までコロナ対策にかかった全体の予算というのはどのくらいあるか。いろんな対応をするためのものが積み重なって膨大な金額になっております。これは、町単でどのくらいとか関係なく、国からの交付金であっても、ひとしくこれは全部国民の血税でありま

すし、そして足りない部分は国の借金になるわけですから、どこから来たお金だからいいというものではなくて、全部交付金も大事に有効的に使うべきであります。ですから、昨年度の決算で今までかかったコロナの対策費もしっかりと検証していかなくてはならないと思います。まだこれからもどのくらいかかるか分からないところでもありますので。そのことを、今後のことをしっかりと見て対応していく必要がまだまだあると考えております。

これから昨年度の決算の審査に入るわけですが、決算の認定は何のためにするのか。コロナ対策にかかったものだけではなく、それは過ぎたことをただ認定するわけではありません。それだけの決算認定であれば、ほとんど意味はありません。ただ過去のことだけを審査するだけでなく、それを今後の予算にどう反映させていくかが決算の認定審査をする意義であって、そのためには直近のデータも必要に応じて出してもらった必要があるのです。だから、過去の予算の使い道を審査しつつも、将来の予算に反映させるべき重要な任務があるのですから、決算認定の審査をするためには直近のデータを参考にするには非常に重要であると私は考えております。それをいろいろと言われてデータを出さないというなら、それは隠していると判断されてもおかしくはないと私は考えております。

いずれ予算決算は縦軸で考えていく上で必要であるということで、議会では予算決算委員会を常任委員会とした経緯がありますし、常に任されているという常任委員会の意識が必要なのであります。まず、そこをご理解していただければと思います。ここに関しては、議員間議論があまりされていないことが問題なのではと思います。

そこで、コロナの件について戻りますけれども、今までコロナ対策の交付金が国からどれだけ来ていて、町でもどれだけ負担して、どれほどの効果があったのでしょうか。これは、議会でもしっかりと検証していかなければならないのですが、町ではその検証は行っているのでしょうか、お伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをさせていただきます。

これまで給付金も含めて全てでございますが、約32億8,000万円ほど町のほうには来ていますところでございますが、まずこれに関して、それぞれ効果検証というのはなされるべき、私も議員と全く同じ考えでございます。すぐお渡しをして効果が出るもの、若干時間軸を設けないと効果が出ないものがあるかと思いますが、これらの事業に関してはきちんと私どもも検証していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それと、学校関係なのですからけれども、外部との接触がある活動内容は見直し、夏季休業中は部活動の原則禁止となっているようですけれども、現在休みが明けからの学校の対応はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、夏季休業中は、議員おっしゃるとおり、外部との接触は禁止ということで、基本的には部活動は中止ということでした。2学期が始まってから部活動は再開したのですが、岩手緊急事態宣言に伴いまして、まず練習試合等の対外試合は今は中止ということで、内部の部活動のみというふうになっております。ただし、県大会ですとか、そういう上位大会があるものに関しては、その大会のほうには出場しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 例えば学校もそうなのですからけれども、生活自体に直接の関係ないもの、芸術文化というのは不要不急だと真っ先に切られてしまいがちなところを大変危惧しておりますけれども、しかしコロナ禍においてもしっかりと感染予防をした上で、町民が芸術文化活動を行ったり、鑑賞したり、なるべくそういうものを享受できるようにしていくことは、行政としてそういう環境をつくっていくことも大切な役割だと思いますところから、今後の芸術文化事業の見通し、さらにコロナ禍において思うように活動ができない個人、団体に対する支援があるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

現在のところは、岩手県内におきましても独自の緊急事態宣言ということでございまして、文化会館の利用、それから公民館の利用についてもある程度の制限はつけさせていただいております。具体的に申し上げますと、文化会館につきましては500席未満、400より欠けるくらいの人数制限はさせていただいておりますが、そういった中でも矢巾町の芸術祭もできる限りたくさんの皆様に来ていただくように工夫しながら、感染予防等もしっかりさせていただきながら開催するように進めておりますし、個人の方々の利用につきましても、できる

限り必要な制限、感染予防としての制限はつけさせていただきますが、利用に当たっての特別な制限はつけないで、しっかりとした感染予防の中でやっていただくというような形で利用していただくような進め方をさせていただいている状況でございます。

なお、最後にご質問のございましたそれぞれの団体、あるいは個人の方、フリーランスの方々の活動に対する補助というものについては、町独自のものはございません。ここについては、県あるいは国から行われる特別給付金等の活動の中の補助金を利用していただくようには紹介はさせていただいているという状況でございますので、ご理解いただくようお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次は、ワクチンについて伺いたいのですけれども、若い方たちの接種率が悪いということが言われておりますけれども、東京の予約なしの接種会場では長い行列をつくっておりましたし、若い方たちでも打ちたい方はたくさんいらっしゃるのだと思います。ですが、そもそもワクチンが行き渡らないというのは、先ほども申しあげました国の対応の仕方に問題があると思います。また、若い方で打ちたくないという方もいることは事実だと思います。それは、間違った情報の氾濫や情報不足によるところが多いのではないかと思いますのですけれども。

そこで、福島県相馬市では高校生が既に8割接種を完了しているそうで、その理由が3つあって、1点目は同調圧力を防ぐ、2点目は電話予約ではなく、打ちたいという方に対して市のほうから日時を指定して案内したと、3点目としては若い方に出やすいという副反応についても、接種した方の状況を全て包み隠さず常時ホームページで公開しているそうで、今のところ入院が必要な副反応はなかったということで、接種への理解が深まったということで、相馬市は比較的少ない人口のために実現できたこともあるかもしれないとしています。本町は、相馬市よりもさらに少ない人口でありますので、これは参考になる事例かと思えますけれども、ご見解があればお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

町内の若年者の方々におかれましては、いずれ全ての接種対象の方々への接種案内も済んでおるところでございまして、まさしく昆議員がおっしゃるように、やはり任意ではあるも

の間違った情報によって、特にも若者の方が接種を見合わせたりすることがないように情報発信に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） それから、全国で家庭内感染が増えているようです。子どもが学校からもらってきて感染する例もあって気をつけなければならないのですけれども。

そこで次に、児童生徒の予防策などの対応についてお伺いしますけれども、まずワクチンは12歳以上の接種となっておりますけれども、小学校6年生くらいから接種を個別、集団接種で対応するようですが、12歳未満の子どもに対しての予防策をどのように取られているのでしょうか。

また、町長は常に医師会などの専門家に指導を仰ぎながらとよくおっしゃっていらっしゃいますけれども、その辺どう専門家からの意見があったのでしょうか。具体的などころがあまり示されていないようですけれども、専門家から子どもの感染予防についてはどのような具体的な指導があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

一例になりますけれども、集団接種の会場、今それこそ12歳とか中高生の皆さんもいらっしゃるわけですが、やはり中には当日は発熱はないけれども、1週間ぐらい前に発熱があったし、実は主治医に相談して、ひょっとしたらかかって陽性になっているかもしれないという相談した方が来たという事例もございました。特に問題はなかったのですけれども、紫波郡医師会の木村会長先生のほうから、いずれ特にも子どもさんたちの感染が増えている状況に鑑みまして、やはり直近ではなくて、1週間あるいは余裕を見て2週間ぐらい前から発熱がないかどうか、そういったところで、もし心配な、そういった事例がある方については、念のため、集団接種でクラスターが起きると大変なことになりますので、そういったことがないように丁寧に聞き取りをして、あとはきちんとその2週間後に予約も取って対応させていただいている状況がありますことをご報告させていただきます。

あと、先ほどのご質問の中で、若年の方の接種に不安があるという部分でございましたけれども、今のところ町内での予約率、いわゆる接種済みの人数に集団接種及び個別接種の予約をした方々の数字を足しますと、今のところ町の接種見込みは83.3%の見込みになってい

るところをご報告させていただきます。高齢者の方がほぼ9割接種済みなので、そういった部分では全体にならずと80%は超えている予約状況にはなっているのですが、いずれ広報に努めながら、誤った情報をうのみにされないように、そういった正しい対応、情報発信に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） 追加でお答えさせていただきたいと思います。

まず、学校現場といたしましては、教育長答弁でもお話ししましたとおり、基本的な対応がまず第一だと思っております。これも昨年度から引き続き手洗い、マスクは当然ですが、やはりこのコロナ禍、1年以上たって、どこか当たり前になっている可能性があるということで、2学期始まってから私も学校のほうを回ってみたのですが、例えば、これは一つの例ですが、机の距離ですけれども、いつの間にかちよつとずつ近くなっているように見受けられました。そこは学校に伝えたら、逆に学校からは、ふだんからするとこれは当たり前に思っていたけれども、外から見た目はやっぱり違うなというお話も受けていますので、やはり1個1個の基本的な対策を学校現場とすればやるしかないかなと思っておりますし、今の季節ですと窓も結構開け放って、通気性をよくしてやっているというところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） コロナの家庭内感染についての予防対応については、誰も感染したくて日常生活しているわけではないのですけれども、今ではほぼ従来株と入れ替わってデルタ株となって、感染力も従来のものより相当高いそうですし、今は子どもが、さっき言ったように学校からもらってきて家庭内で感染するということが増えてきているようですけれども、各家庭でしっかりと感染対策を徹底してもらうのはもちろんなのですが、どんなに感染予防をしても家庭内だとなかなか難しいと思うのですけれども、それがまだ手のかかる乳幼児であったり、介護が必要な高齢者や障がい者自体がかかるとか、もしくはその逆で養育者だったり、介護者がかかっている場合にはどのような対応をしているのか、しっかりとそういう体制はできているのかをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

感染者が発生した際の対応といたしましては、矢巾町の場合は県央保健所になるわけですが、その際に結局同一家庭内で感染した方としない方がそれぞれ現れる場合、例えば片方が介護される方だったり、逆に介護している方が感染することもありますので、そういった場合、子どもさんの問題、障がい者のご家庭の問題もありますけれども、いずれそこら辺については保健所のほうで児童相談所と連絡したり、介護施設のほうと連携を取って、そういったフォローなり、町のほうでそういった情報があれば、こちらから積極的に情報収集を図りながら、当該世帯の支援体制の構築に向けた対応を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、農業の未来についてお伺いいたします。

矢巾町農林業ビジョンによると、本町農林行政の最大の使命は、いかなる時代でも安全、高品質、多種多様な農畜産物を安定的に供給できる環境を守り、防災水源の涵養、自然環境の保全、保健休養、教育の提供等の多面的機能を有する農業、農村及び森林、山村を守ることであり、このような使命を踏まえ、現状の課題を2040年におけるあるべき姿を描き、両者のギャップを埋めるために本町等が行うべき施策を取りまとめたものが矢巾町農林業ビジョンであり、これらを未来の町民にまで引き継ぐことを目的とするとなっております。そこで、以下お伺いいたします。

1点目、耕作放棄地とは、農林業センサスによりますと以前耕作していた土地で過去1年以上作付せず、この数年の間に再び作付をする考えのない土地とされております。平成30年8月時点では、耕作放棄地は町内全農地の1%となっていて、加えて潜在的耕作放棄地を含めると2040年までに1%に抑えるのは困難であると思われませんが、現在の耕作放棄地及び潜在的耕作放棄地の面積と将来の見込みをお伺いいたします。

2点目、農地の活用推進については、2040年においては農業経営への農地集積率を9割以上とするとビジョンではなっていますが、現在の集積率と今後の見通しをお伺いいたします。

3点目、持続可能な農業経営体の育成については、ビジョンによりますと本町の農業経営体は専業農家として生計を立てるだけの十分な収益を安定して得ることができ、後継者がい

る、または確保できる者が望ましいとあります。どうすれば専業として収益を安定させられ、後継者も育成できると考えているのでしょうか。

4点目、小中学校に対する農業と食の教育をどう行い、それをどのように後継者に育てていけると考えておるのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 農業の未来についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、令和2年度末現在の集積率については81.1%であり、人・農地プランの取組を軸として農地の集積、集約化を進めているものの、既存の担い手であります認定農業者の減少等により、全体の集積率としてはここ数年横ばいとなっております。農業委員会と連携し、農地の状況を地図化してプランの話合いを推進していくことにより、農地集積率90%を目標に取組を継続してまいります。

3点目についてですが、農業経営において安定して収益を確保するには、確実な営農計画とその実践、計画に見合った農地面積の確保が必要となります。営農計画については、多くの農業者が認定農業者として経営改善計画を策定し、実現に向けた営農を実践しております。面積拡大については、多くの農業者の課題となっており、農地の集積、集約化の取組により、面積の拡大と作業効率の向上を実現してまいります。

また、後継者の育成について、町としては国、県の制度に加え、家族経営協定及び親元就農給付金事業により推進しており、加えて近年は個人経営体の法人化事例もあり、徐々に営農意識の変化が見受けられます。集落営農法人においても、次世代の人材とのつながりに配慮した組織運営の事例もあることから、関係機関連携による就農希望者に対する相談支援や各種助成制度の活用により、引き続き後継者の育成に取り組んでまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、農業の未来についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、小学校では社会科副読本を活用しながら、本町の農業の歴史や特色、特産品などを学んでいるほか、稲作体験や野菜の栽培を通して収穫の喜びを感じ、農業の大切さを学ぶ取組を行っております。

食の教育については、栄養教諭による地元食材を使用した郷土食や行事食の紹介、子どもたちが考える献立づくりを通して、食と農業とのつながりを考える学習を行っております。

また、中学校における職場体験において、生徒が農協や果樹園等を訪問し、実際に農業体験を行うことで勤労観や職業観を学び、農業に興味を持っていくことが後継者育成の一助になると考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 中川農業委員会会長。

○農業委員会会長（中川和則君） 引き続き、農業の未来についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、令和2年度の数値で、耕作放棄地は7.7ヘクタール、潜在的耕作放棄地は15.5ヘクタールとなっており、農地全体に占める割合はそれぞれ0.26%及び0.58%、合わせて0.84%になります。今後においても耕作放棄地を増やさぬよう、適正な農地管理を所有者や耕作者に促してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今農業委員会会長から力強く答弁いただいたのですが、ちょっとそこ確認したいところがあるのですが、まず私頂いた資料があるのですが、耕作放棄地の現況は令和2年度、遊休農地率と一緒に思うのですが、0.28%になっているのですが、これは答弁では0.26%、この違いというのはどういうふうになっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

事前に資料提供させていただいたのは0.28%で、答弁書につきましては0.26%になっておりまして、恐れ入ります、答弁書の数字のほうが正しい数字でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） ということで、答弁書の数値が正しいと、こういうことなそうなので、確認をお願いします。

他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、誰にでも間違いはあるわけですが、米の集荷に向けて

なのですけれども、新型コロナウイルスの影響を受けて外食向けの業務用米の需要が減退し、厳しい販売環境となっていくことが予想されるのですが、そのような状況の中、一方では豊作になればさらなる米余りが懸念されるわけですが、さらなる米のだぶつきも心配されるわけですし、そこで国としては国の交付金、自治体独自の支援も上乘せするなど飼料米などへの転換などもしているのですが、今後いかに米価の安定化を図り、農家が安心して稲作をできるように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今年も、つい最近、作況指数ではやや良ということで、103、105ぐらいの今後出来秋になるのかなということで、大変期待しておりますけれども、今議員仰せのとおり、だぶつきというのが非常に懸念されておまして、国ともその辺は連携しながら、今お話があった飼料作物への転換とか、そういったことも政策としてやってございますけれども、矢巾町内につきましては、ルートは、要は売り先をはっきりさせてやるのが一番近いやり方かなというふうに思っております。というのは、売れ残らないような政策が非常に大切かなとも思っておりますし、今JAで取り組んでおりますのは、しっかりルートを確定させて、例えばコンビニ大手のほうに納入してみたりと、あとは岩手医科大学のほうに納入してみたりとか、そういったことで矢巾町産の米が非常においしいというふうに皆さんのほうに評価していただくことによって、余るといってもなく、矢巾町の米が消費されていくというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 農業は、新たな形をつくるために若者の力が必須となってくるのですけれども、農業の魅力を次代につなぐということで、現在地域おこし協力隊の募集をしていたようすけれども、まだ集まっていないのではないかと思うのですけれども、全国各地、県内でもそうですけれども、地域おこし協力隊で新たに農業に挑戦している方たちが徐々に増えてきております。また、このコロナ禍で都会を離れてU I ターンして農業をしたいという方々も増えてきているようすし、こういう方々に対してもっと実効性のあるPRをして、この矢巾に来てもらえるように、本町で農業をしてもらえる方を増やしてもらうようすもっていただきたいと思いますと思うのですが、その考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをいたしたいと思います。

まず、現在地域おこし協力隊についてですが、矢巾町では企画提案型の募集とミッション型の募集ということで募集をさせていただいているところでございます。企画提案型というのは、全般に矢巾町に来て自分のやりたいことをやってもらう、ミッション型につきましてはまちが必要としている人材といったところで募集しております、現在は「マルチクリエイターとして小さなまちを魅せましょう」というミッション型を募集しているところでございますが、議員ご指摘の農業については、ミッション型として現状募集はしていない状況でございます。こちらにつきましては、関係課と協議をいたしまして、必要性があるならば随時こういったところは積極的に活用していく必要があるのかなと思っておりますので、検討をさせていただきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） もしかしたら今の時代、農業一本で食べていく時代ではないのかもしれないですけども、それを逆行しているかのように、本町の農業ビジョンでは専業農家として生計を立てるだけの十分な収益を安定して保てることが望ましいとしているのですけれども、果たして本当にそれが望ましいことだと、町としてはそのような取り組み方をしているのか疑問があります。私は、それよりも、もうかる農業を求めるのではなくて、資源管理型として割り切ったの兼業、いわゆる半農半Xなどの推進をもっとしていく、図っていくべきではないかと思うのですけれども、その辺のお考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 昔は半農半漁ということで、漁業と農業というふうな組合せがあったわけでございますけれども、今お話があった半農半X、要は農業以外の主な収入を別なところに持っていくというところでの半農半Xという言葉が最近出てきてございます。確かに兼業農家というような言葉とは、また半農半Xという言葉はやっぱり違うと思えます。農業以外の収入に関しましては、農業と同じような形で収入を求めながら、一生懸命やっていくというようなことかというふうに捉えてございますけれども、農業の今後の未来ということで、今回の質問の課題になっているわけではございますけれども、やはり若者が中心となった農業を今後進めていかなければ未来はないなというふうに考えてございます。

今矢巾町の現状を見ますと、法人もしくは認定農業者を見ますと、大体通常の職業をリタイアして農業に移行していくというような、60歳以上の方が中心となってやっているわけで

はございますけれども、そういう方々も大事にしながら、やはり20歳、30歳、そういった若い人たちが農業に魅力を感じるような、そういった施策を今後取っていかねばならないのかなということで、先ほど地域おこし協力隊のお話もありましたけれども、矢巾町の将来の農業を背負っていく、そういった若者を少しでも輩出できるような形で、小さい頃からそこは学校教育とも協力しながら、そういった魅力ある農業を発信していきたいなというふうに考えてございます。今取り沙汰されてございますスマート農業、これも一つの魅力かと思えます。そういったものも研究しながら、今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） 加えて農業委員会からもお答えをさせていただきます。

新規就農につきましては、おととしに農業委員の最適化に係る活動の一つとされておまして、それに係る活動も一つのこれからの課題にはなっているのですが、昨年度の実績としましては、10人ほど窓口のほうに新規就農の相談が来ております。ただ、農業をやりたいという人は気持ちだけでやりたいという気持ちで来ている方が多くて、実際話を聞いてみますと体力、いろんな体力、お金の面とか、あと農業のノウハウとかそういったものを聞きますと、まだまだ農業一本で食っていけるとするのはちょっと難しいなということで、各地元の営農組合とか生産法人のほうに研修という形でお願ひした経緯もあります。

そういったことから、先ほど来お話がありますとおり、兼業農家の育成というのが重要になってくるなというふうに思っているところでして、この辺につきましてもこれから産業観光課と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 今スマート農業についてもお話があったのですが、いろいろスマート農業については利点も考えられて、ドローンの活用というのも今さらに進んでいるようでして、水稻の種を直まきして、それだけではなく、鳥などに食べられないようにしっかりと埋め込む技術まで進んできているようですので、これは人手不足の解消にも役立ちますし、そのようなスマート農業の進歩というのは目覚ましいものがあると思うので、その辺の取組、さらにさらに注視して進めていただきたいと思うのですが。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今ドローンの活用というふうなお話もありました。いろいろ

と東北でもそういった研究がなされておりまして、研修とかもやってございます。ただ、このコロナ禍で、県を越えてそういった研修になかなか赴くことができないという、ちょっと難しいところはございますけれども、情報に関しましてはネットでも当然出てございますし、凡例とかそういったものも出てございますし、あとは民間企業ともその辺は情報交換しながら、そういった農業の省力化、これを目指すためにやはりスマート農業というのは大事だというふうに思っておりますので、何とかこの辺は情報収集しながらやっていきたいなというふうに思っておりますし、実証できる農業者がいれば、その辺についてはこちらとしても補助等でバックアップをしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） あと、農と食の安全についてお伺いしたいのですが、海外からの輸入物というのは危険性も指摘された例もありますけれども、日本の農家は自分たちこそ安全安心な農作物を作り、国民の命を守ってきたし、これからも守るという自覚と誇りを持って農業を頑張られているのだと思います。その精神をもっと町の、いや、日本の消費者にアピールして行ってほしいのですが、そのようなこともぜひ町民にもっともっと知らせ、農と食を守っていければいいのかなと思います。つまり農業者と消費者の関係について、そこをイベント等、農業体験などを通じて積極的にPRして、矢巾町の農業を消費者に広く行き渡らせていただきたいと思うのですが、最後に所感がありましたらお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今昆議員がおっしゃった、まさに今言われているスマート・テロワール構想、半農半漁のお話が出たのですが、いずれこれからは、先ほどドローンのお話、それから例えば草刈り機械も無線型の草刈り機械、それから田植機も自動運転の田植え機械とか、いろんなものがあるわけです。そこで、その中で私はこれから、先ほど佐藤課長の答弁の中にもあったのですが、岩手医科大学の病院食にも供給させていただいていると。だから、これから農業だけではなく、いろんな産業が一緒になって考えていくと。いわゆる循環型の経済圏、そしてなおかつ私に言わせていただければ循環型農業がSDGsの、今まさに農薬とかいろいろお話があったのですが、有機質とかを使ったり。だから、そういうことを一つ一つ検証しながら、そして何といても生産者である農家の方々の生産物が消費者の皆さんに喜ばれるような、そういったことをこれから町としては切れ

目なく支援をして支えていきたいなど、こう考えておりますので、先ほど申し上げたスマート・テロワール構想、ご存じかと思うのですが、一応参考のためにお話をさせていただきますが、いずれこれから矢巾町だけではない、例えば広域の農村自給圏構想というのがこのテロワール構想なのです。そのことをこれから食料の持続的な供給、それを構築していきたいというのが私どものやらなければならない、果たしていかなければならない役割だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、一般質問の最中ではございますけれども、時間も大分経過してまいりました。換気の関係もございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時5分。11時5分の再開といたします。よろしくお願ひします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

次に、昆秀一議員の3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、ハラスメント防止対策についてお伺ひいたします。

ハラスメントとは、嫌がらせやいじめのことであり、その種類は様々ですが、他者に対する発言、行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることでもあります。

令和元年度の総合労働相談件数を見ますと、いじめ、嫌がらせの占める割合が全体の約46%に及んでいるとされています。また、世界では仕事上のハラスメントを全面的に禁じた国際労働機関、ILOの条約が発効されています。ですが、日本は国内法の整備が追いついていないことから、批准を果たせておりません。そこで、本町のハラスメント防止対策について、以下お伺ひいたします。

1点目、ハラスメントの状況等はどのようになっているのでしょうか。

2点目、ハラスメントに関する研修、相談体制はどうなっているのでしょうか。その他ハラスメント対策はどのようになっているのでしょうか。

3点目、介護現場でのハラスメントの現況とその対策はどうなっているのでしょうか。

4点目、教育現場でのハラスメントの現況とその対策はどうなっているのでしょうか。
以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ハラスメント防止対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ハラスメントに関する令和2年度の全国の状況としては、いじめ、嫌がらせに分類される相談件数は1,228件、岩手県においては76件となっており、相談件数は高止まりとなっております。市町村別の数値はないため、町内事業者のハラスメントの状況は把握できませんが、矢巾町職員におけるハラスメントの状況は、過去5年間で3件の相談があり、内容はセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントとなっております。

2点目についてですが、ハラスメントに関する研修、相談窓口は国及び県が行っておりますが、岩手労働局や岩手県労働委員会において労働問題全般に係る相談会を定期的に開催しており、町といたしましては悩みを抱えた労働者の皆さんが円滑に相談できるよう、町ホームページ等で周知を図っております。

また、矢巾町役場の取組として、令和元年度にハラスメント防止やハラスメントが生じた場合の対応について全職員を対象とした研修を実施し、職員の意識啓発を図っております。また、令和2年10月に策定したハラスメントの防止等に関する基本方針に基づき、相談窓口を総務課に設置しており、事案が発生した場合には事実関係を確認するなど、当事者のプライバシー保護に配慮しながら問題解決に向けた対応に努めております。

3点目についてですが、過去5年間に於いて町及び岩手県福祉サービス運営適正化委員会に対し、介護事業所職員や利用者などからハラスメントに関する相談受付等の実績はありません。

なお、矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例など、さきの介護保険事業所に係る各条例の改正によりハラスメント防止方針の明確化を事業所に求めていますので、その検証も含め、事業所との会議等を通じて情報共有を図りながら、介護現場でのハラスメント防止意識の共有を図ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、ハラスメント防止対策についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、今年度教職員からパワーハラスメントに関する相談があり、学校

内だけで問題を解決することが難しいと判断し、教育委員会が主導して学校とともにこの案件に対応中であります。

また、教職員に対しては、岩手県教育委員会が策定している岩手県教職員コンプライアンス・マニュアルを基に指導しており、各学校において毎年度コンプライアンス宣言を行い、ハラスメント行為の禁止を含めたコンプライアンス遵守に取り組んでおります。

なお、校長会議においても不祥事等の防止に努めるように指示しているところであり、県教育委員会の取組と併せてサービスの徹底に取り組んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 資料でお示したように、ハラスメントというのは実に多くの種類があります。その中でも絞った形で問題としていきたいのですが、それはスクールハラスメントです。これは、学校内で行われる、簡単に言えば嫌がらせやいじめであって、相手に苦痛を与える行為なのですけれども、教師間や管理職などからのものもあるのですが、特に問題なのは教師から児童生徒へのハラスメント行為であります。学校という教育の場において、まだ人間的にも成長し切っていないであろう児童生徒に対し、何であろうと教育者がハラスメント行為に及ぶことは断じて許されることではありません。

そして、ここが大事なのですが、このハラスメントは、皆そうなのですけれども、自分の基準ではかるのではなく、ハラスメントを受けた相手の気持ちが重要なのだということです。つまりハラスメント、嫌がらせやいじめを受けた相手がそう感じ、不快感を与えたら、もうそれはハラスメントになるのです。そここのところの認識は、教育長はしっかりとなさっていると思いますが、現場の教職員はどのように考えているのか。教職員の中には、そういう理解がまだあまりお持ちでない方がいて、単にちょっと行き過ぎた指導になっていると感じているのではないかなと思うのです。その辺のハラスメントに対する意識や理解の周知はどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、私の考えが十分に職場のほうに徹底しているかと言われると、それはそうでないかもしれません。ただ、努力は続けております。各職場のほうには、ゼロ運動ということで、この取組をしております。平成25年度、実はある小学校でハラスメント

の事案がありました。それを受けて、職場内でのそういうふうなハラスメント、子どもたちへ対するハラスメントについて、やっぱりなくしていこうと。いわゆる暴言だったり、体罰だったり、そういったことを含めてそういったことをなくしていこうということをゼロ運動と称して職場のほうで取り組んでもらっています。ただ、そうはいつでも、今お話にあったとおり、子どもたちからの訴え、それをどうこちらのほうが、学校がそれをどう受け止めて、そしてそれをどういうふうに取り組んで、そして子どもたちをさらに守るためにどういうふうに対応していくかということが大事だと思います。ただ、様々な状況があります。その様々な状況を私たちがちゃんと捉えて、学校とともに子どもたちを守るためにどうすればいいかということを考えてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 教育長の努力をしているというのは、本当に信じておりますけれども、私、教師から子どもへのハラスメントで悩んでおられる保護者の方から相談を受けました。保護者の方は、非常に憔悴なされていて、私も保護者の方に同行して何度か教育委員会に伺い、問題解決してもらおうようお願いしに参りました。もし私につながっていなければ、もしかしたら泣き寝入りしてしまうことになったのではないかと大変危惧しておるわけですが、これは非常に大きな問題で、保護者の方は精神的にも本当に参ってしまっていて、何とか早期に問題解決できないかと思っております。もしかしたら、このような問題、同じような問題が顕在化しないだけで、ほかにもあるのではないかと思っております。この件を受けて、児童生徒のいじめのアンケートも定期的に行っているようですので、教師から児童生徒へのハラスメントに絞った形でのアンケートや調査もすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきます。

いじめのアンケートについては、これは友達同士だけではなくて、教師からの、あるいは様々な形のものも含まれております。今議員がご心配なされていること、教師からのもの、それもほかの事例で、その学校内で取り組んで、それが解消したり、あるいはそれがなくなったりとか、そういうような訴えがあったりとか、そういうふうな経過を見ているものも確かにございます。

いずれ子どもたちからの訴えをこちらがどういうふうを受け止めることができるか、あるいは職場内で管理職が、あるいは同僚の職員がどういうふうを受け取るかということがすごく大事なことです。それは、職員の意識改革だと思っております。昔とは違います。昔の教職員とは違います。今の子どもたちにどう対応していくか、それを私たち教育委員会も含めて教育現場と一緒にあって取り組んでまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 教師からのハラスメントというか、暴言、これは町内中学校でも以前あって問題になったのです。本当に一部教師だとは思いますが、そういう教師はもしかしたら本当に一定数いるかもしれないと思ってしまうのです。絶対にそういうことをする教師は、私は許すことはできないのですけれども、しかし以前暴言を吐いた教師、ほかの学校に異動して、何の処分もなく教師を続けているのかもしれないかもしれません。そういうハラスメントした教師については、ただ注意するだけで、猛省していますと言うだけで済むのでしょうか。今後しっかりと県教委についても、この件については報告されるのでしょうか。先日の町教育委員会定例会、傍聴いたしました。少し報告があっただけで、教育委員にこのことの重大性が全く伝わっていないことに私は大変危惧しております。教育長の考えは分かるのですけれども、町民、教育委員に対してはどのように周知されたのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えをさせていただきます。

まず、教育委員会議において、まだ過程のものでございます。ということで、簡単にしか説明させていただきませんでした。これがちゃんと解決をし、あるいは方向性が分かった段階で説明をするものだと思っております。それから、この件につきましては、教育事務所を通して報告しておりますので、相談もしております。

なお、職場の中でそういうふうなことが起きたときに、あるいはそういう様子が見られたときに、ほかの職員から注意できるような環境づくり、それが一番大事だと思います。これは、教育という現場だけではなく、あらゆる職場で同じだと思います。そういったことを許さない、そういう職場づくりをしていきたいと、そう思っております。

なお、先ほど昆議員のほうから事例が出されました。過去にあった事例ですけれども、そ

れについては、その職員については経過観察という形で、次の職場でもちゃんと指導を受けながら状況を把握されております。ということで、私も文書で報告を受けております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この問題というのは、一教師だけの問題ではない。周りにいた教師だったり、本当に校長や副校長の管理職も責任を問われてしかるべきだと思うのですが、先ほど申し上げました状況、委員会も今後しっかり対応してからということだったので、1つだけお話ししておきますけれども、学校教育法第11条、体罰を加えることができないとされていますけれども、それから威嚇も暴言も許されない、これは言うまでもないことだと思います。文科省から以前出された通知には、体罰等の報告、相談があった場合、学校の管理者は直ちに関係する児童生徒や教職員から状況を聴取して、その結果を教育委員会へ報告するとともに、被害児童生徒の受けた心身の苦痛等を踏まえて、その回復のため真摯に対応することとされております。非常に受けられた方のケアというのが大切になってくるのですが、私は保護者の方からその話を聞いたときには、残念ながら真摯に対応されているとは感じませんでした。そして、文部科学省の通知には、市町村会においては事例を報告するということで報告なされたということでもありますけれども、しかるべきそういう対応、処分というのは、全然その当事者というのには関わってこないものなののでしょうか。県教委からそういうふうなものは来ないものなののでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えをさせていただきます。

まず、今回のことがきちっと収束した段階、あるいは方向性がちゃんとなされた段階で、そこで県教委のほうからどういうふうなものが出てくるか、そこだと思います。今過程のところ、そういったことがあるというのではないと思いますので、いずれ後のほうになると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） このような問題という、今コミュニティ・スクールというのがやられておりますけれども、ハラスメント行為は絶対あってはならない、そういう話合いの俎上

に上げていただいてハラスメントを根絶していただきたいと思うのですが、そこら辺のコミュニティ・スクールについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えをさせていただきます。

コミュニティ・スクールという、そういうふうな一つの機関もございます。様々なところで様々な形で私は取り組んでいきたいと思っています。今回努力の足りないところがあったかもしれませんが、やり続けていきたいと、これだけは確かにここで宣言をさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 最後に、この問題について、本当にどうやっていいのか、絶対徹底的にハラスメント行為を許さないということを町全体として意思表示を示すべきだと思っております。特にも6年前、町内で起こった悲しい出来事を二度と繰り返さないように、これは非常に大事なことです。総合教育会議の一員でもあります町長の所感をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

昆秀一議員のご指摘のとおりでございますので、私どもも今後総合教育会議等を通じてしっかり対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、生活習慣病の予防対策についてお伺いします。

生活習慣病とは、食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の要因となる疾患の総称であります。以前は成人病と呼ばれていて、成人でなくても発症することから、1996年から生活習慣病と改称することになりました。日本人の3大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患、さらに脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症や糖尿病、高血圧、脂質異常症などは、いずれも生活習慣病だとされています。さらに、医療費に

も大きな影響を与えているのが生活習慣病であります。そこで、生活習慣病の予防対策について、以下お伺いいたします。

1点目、生活習慣病の原因ともなるメタボリックシンドロームの改善策はどのようなものなのでしょうか。

2点目、さらなる特定健診の受診率の向上策はどのようなものなのでしょうか。

3点目、生活習慣病は、ストレスと密接な関係があると言われていて、現在は特にコロナ禍での環境の変化が大きく影響されていると考えられています。このストレス解消策などをどのように考え、解消しようとしているのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 生活習慣病の予防対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、メタボリックシンドロームの早期発見のための特定健診を実施しており、健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高く、予防のために生活習慣の改善が必要な方に対して、保健師、管理栄養士が生活習慣を見直すサポートをしております。

また、今年度からは、より効果的かつ効率的な保健指導を実施するため、健診データとレセプトデータを基に、より精度の高い分析を行い、糖尿病患者の重症度、健診異常値の状況、治療中断等、被保険者の状態を的確に把握してサポートを行うため、生活習慣病重症化予防対策事業に取り組んでおるところであります。

2点目についてですが、受診しやすい体制の整備として集団健診から個別健診へ変更し、今年度から町内にオープンした岩手県対がん協会、すこや館を実施施設に加えております。実施期間が従来よりも長期間となり、都合のよい日に受診できるほか、すこや館では特定健診と一緒に一部がん検診も受診できるため、健診に費やす時間の短縮が図られるとともに、気軽に健診を受けられる環境となっております。

また、受診勧奨事業として、AIを用いて健診対象者の過去の受診歴や健診結果、問診票等を分析し、健診未受診者のうち、不定期受診者や健診未経験者、医療機関の受診の有無等、未受診者の特性について分析を行っております。その上で、従来の画一的な内容の通知を送るのではなく、強要せずに自然な形で行動変容を促す手法を活用し、対象者それぞれの性格や行動の傾向などの特性に応じた様々なパターンの勧奨通知を送付し、特定健診の受診率向上に取り組んでおります。

3点目についてですが、ストレスは生活習慣病のほか、様々な依存症などにおいても関係

があると言われており、コロナ禍もありますが、現代社会は大きなストレスにさらされていると言われてい

ます。一般的なストレス解消策としては、早寝早起きや3食の食事など基本的な生活習慣をきちんとすること、運動や趣味を持つことなどが言われております。基本的な生活習慣につきましては、幼少期からの習慣が重要でありますので、教育や保育現場、保護者を対象とする教室などで周知をしており、運動や趣味につきましては、コロナ禍でも可能な範囲で健康チャレンジ事業やシルバーリハビリ体操などの介護予防活動、そして2巡目の国体でのデモンストラクション競技となったラジオ体操、各運動教室、生涯学習の充実やウェルベース矢巾、やはばーくの利用促進などを図っております。

なお、長引くコロナ禍のストレスから、町民の皆様が精神的に追い詰められることのないよう、ワンストップ体制により適切かつ前向きに対応をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、町で策定した第2期のデータヘルス計画、これを読んでいると本当にいい捉え方をして、すばらしいなど、すばらしい目標を掲げて感心させられましたけれども、しかしこれを絵に描いた餅、夢物語にしないようにしないと意味がないのですけれども、その中で資料でもお示ししているのですけれども、生活習慣病に係る医療費データの状況というものがあって、その中で脳卒中、脳出血等が入院に対しても多いし、通院も多いのですけれども、そこの健診による早期の病気の発見、早期治療、発作時には早期に受診ということが大切なのは分かるのですけれども、健診で発見できない、人間ドックや脳ドックでの検査も非常に重要になってくるのですけれども、脳卒中の予防に健診や人間ドックでは見つけられない脳の病気を発見できる。毎年でなくても複数年に1度でもいいので、脳ドックを受けられることが重要だそうですので、今現在住民の方がどれくらい脳ドックを受けているかは、統計もないようですので、不明ですけれども、いずれ岩手全体は脳卒中が多い地域ですので、早期発見、早期治療のためにも脳ドックの受診ができるようにしていただきたい。そうすることで、重症化をしないようにすることが大切で、ひいては医療費の削減にもつながると思いますので、このような脳ドック、受診を勧めるようにしてほしいのですけれども、町では費用助成とかないのでしょうか。あればいいのですけれども、なければぜひ前向きに検討してくださるようお願いいたしますのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

町のほうでは、脳ドックの助成は行ってはおらないのですけれども、別な形で、岩手医科大学の関係で、医大との連携事業の中で、これは年代は高齢者の方が中心なのですが、脳とカラダのいきいき健診という、いわゆる認知症コホート事業の一環の中で、これは平成29年度から行っておりますけれども、その中でかなりの方々、結局MRIを自費で検査するというのは、費用的にも個人にとっては結構な負担なわけでございますけれども、それを、MRI健診を脳とカラダのいきいき健診の中で行ったところ、実は脳梗塞の初期だったとか、動脈瘤ができていての方の早期治療につながって、本当に助けられたという、ありがたいというお声もいただいていたので、いずれ脳とカラダのいきいき健診のほかにコホート事業ということで、生活習慣病健診よりもさらに詳細な、詳しい血管年齢とか、骨年齢とか、そういったところもやっていたので、いずれ町で直接できない部分、医大のそういう知見もご協力、ご指導いただきながら、町民のいわゆる早期発見、早期治療、そして健康寿命の延伸に向けた取組の一助となるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 同様に平成26年度から28年度、データによると男女とも精神疾患の医療費が高くなっているという傾向があるようですけれども、精神疾患、いわゆる統合失調症や気分障害、依存症などですけれども、それ自体本当に生活習慣病とは言えないのですけれども、精神疾患によって引き起こされる生活習慣病というのも結構いらっしゃるわけでして、特にこのコロナ禍においては悪化していくことも考えられます。そのような精神疾患をお持ちの方は、通院治療、薬物治療などあるのですけれども、何よりも孤立させないという社会との接点を保つことも治療になるのだとされております。そのために病気と付き合いながら、他者と交流できるように見守ることも、今コロナ禍で大変なのですけれども、そういう配慮もして病気の治療につなげるようにしてほしいのですけれども、何か見解があればお伺ひします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

精神疾患の方々につきましては、いわゆる重症化によって、生活習慣病だけではなくて、ご本人さんの命の危険、いわゆる自殺予防対策といったことにもつながってまいります。したがって、精神疾患対応の部分につきましては、福祉課とも連携しながら全庁的に、いわゆる様々居場所づくりもひっくるめて多世代で、あるいは重層的な支援体制の中でもそういう部分を、外出して、そういう交流を通じて重症化が進まないような一助になるように連携しながら対応してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、今昆議員から絵に描いた餅と言われたわけですが、いずれ特定健診、特定保健指導は、やっぱり本町としても最優先課題で取り組んでいかなければならない、まさに画竜点睛を欠くと言われることのないようにしっかり取り組んでまいりたい。そのことで、今担当課なり担当には、いずれこのことはしっかり総仕上げできるような、やはり私どもにとっては地域、医療、保健、福祉ということが非常に大事なわけですので、ただいまご指摘あったことについてはしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、生活習慣病の一つとして糖尿病について伺っていきたく思うのですが、これは国保の被保険者だけの数だと思うのですが、実数としてはもう少し多くなっていくのではないかなと思うのですが、この資料によると令和2年度だけ、何が理由か分かりませんが、そこが減っていて、約600人はいるようです。そのうち人工透析患者は四十数人で、大体横ばいであるのですが、糖尿病腎症で腎不全、腎機能が働かなくなった患者は、移植もしないと一生人工透析をして、もしくは腹膜透析していかないと生きていけません。ですから、そういう患者さんにしたら、そういう人工透析であれば週3日病院に行って、4時間なりベッドに拘束される、じっとしていなければならないという。でも、これは命に関わることですから、この透析の費用、どのくらいかお分かりになるでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

疾病別の医療費というものがございまして、その中でいきますと、やはりがんの次に糖尿

病の方の医療費が高い状況でございまして……

○10番（昆 秀一議員） 大体でいいのですけれども。

○健康長寿課長（村松 徹君） 大体。医療点数で資料がございまして、その中では外来別でいきますと、糖尿病の点数が1,073万9,040点という状況となっております。いずれかなり糖尿病の方にかかる医療費、当然人工透析だと物すごく医療費がかかるわけございまして、その軽減に向けて重症化予防の対策を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございまして。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） まず、糖尿病、人工透析について、その費用、どのくらいになると聞いたのは、私調べたところでは、1人、人工透析1か月40万円、これは高額医療として自己負担は上限があるので、大分少なくて済むのですけれども、実際に透析自体にかかっているのが月40万円として、年間480万円、まず50人として2億4,000万円です。このように実に莫大な額になるのですけれども、命をつなぐ費用としては、これは安いとは思いますが、いずれ医療費全体に占める割合は相当な金額になるわけです。

それで、これから考えた場合、腎不全にならないように健康維持をしていく努力を皆さんでもらう必要があるのですけれども、先ほども申し上げましたけれども、人工透析に通われる方、本当に大変です。週3日なら3日、正月、三が日も関係ないのです。一人で通えない方もいます。そうすると、病院に送迎する家族も大変ですし、タクシーなどの金銭的負担も大変です。それから、水分や塩分の制限もありますし、食事にも気を使いますし、泊まりの旅行にも簡単には行けません。そのような制限がたくさんある中、人工透析が必要にならないように、糖尿病などから腎不全までにならないように、しっかりと健康管理をすることが大事になってきます。これは、生活習慣病全般に言えることですが、本人の意識が重要なのだと思います。それでもまだ病気になる前の段階として、特定健診、特定保健指導、それをしっかりと支援していく、これは大事なことだと思います。見解があればお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

いずれ生活習慣病の中でも、やはり脳血管疾患、心疾患、がんが3大死因でもございまして、そうならないためには高血圧もそうですし、糖尿病も防いでいかなければならないとい

うことで、町長答弁にもありますけれども、まずは若年の頃からの基本的な生活のライフスタイルというか、やっぱり栄養を取り過ぎない、適度に運動をする、そして大人になったら飲酒は避ける。結局私もこういう体格なので、常に血圧とか、糖尿とか、いろんな人に言われるのですけれども、そうなっては、今のところ幸いなっていないのは、やっぱり食べたり飲んだりするのを我慢する、そして定期的に運動は心がけておるところでございまして、いづれなったからには、そういう透析とかそれはやむを得ないのですけれども、やはりそうならないために健診の受診率を上げて、そしていわゆる動機づけ支援とか積極的支援につながった人には、完結するまできちんと保健指導の継続性も今後も続けてまいりたいと思います。私も積極的支援ではないのですが、恥ずかしながら動機づけ支援で予防協の指導を受けているのですが、そういったことのないように取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、5問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 次に、STEAM教育についてお伺いいたします。

STEAM教育とは、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）を統合的に学習するSTEM教育に、さらにArts（リベラル・アーツ）を統合する教育手法であります。STEAM教育では、児童生徒の数学的、科学的な基礎を育成しながら、子どもたちが批判的に考え、技術や工学を応用して、想像的なアプローチで現実社会に存在する問題に取り組むように指導します。その中で、STEMは収束思考に陥りがちであります。それにArtsを加えることで拡散思考が加わり、創造的な発想が生まれるとされております。このSTEAM教育は、他人任せではなく、自らが考えて答えを導き出そうとする姿勢が生み出され、最終的には幸せで充実した子どもを育てることにつながっていきます。このSTEAM教育の取組について、以下お伺いします。

1点目、町内でのSTEAM教育の取組状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、教育委員会としてのSTEAM教育に対する考え方はどう思っているのでしょうか。

3点目、STEAM教育の課題に教員の不足がありますが、GIGAスクールを含めたS

TEAM教育に対する教員の養成、育成はどう進めているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） STEAM教育についてのご質問にお答えいたします。

1点目及び2点目についてですが、STEAM教育は高等学校における教科等横断的な学習の中で重点的に取り組むべきものとされておりますが、その土台として小中学校では教科等の横断的な学習や探究的な学習、プログラミング教育の充実に努めることも重要とされております。

本町においては、例えば不動小学校で取り組んでいる海洋教育パイオニアスクールプログラムで、地球温暖化や海洋汚染などの環境に関するだけでなく、産業、経済にも影響があることなど、様々な分野についての課題解決を学んでいることもSTEAM教育の一環になると考えております。このように授業等での様々な教科横断的な取組がSTEAM教育につながると考えております。

3点目についてですが、小中学校におけるSTEAM教育では、児童生徒の興味関心等を生かして、児童生徒自身が主体的に学習テーマ等を設定することが重要とされております。GIGAスクール構想で整備した端末には、インターネットで調べた情報を共有したり、双方向で議論できる機能があり、この機能を活用したプレゼンテーションも行われております。全ての学校、学級で活用できるように、グーグル社が用意している研修プログラムを活用した研修や教育委員会事務局職員による基礎研修等を継続的に行っているところであります。

今後も教育のICT化が進むことで、STEAM教育のような探究的な学習や様々な学習活動の基礎につながるものと考えておりますので、GIGAスクール構想で計画している3か年計画に基づいて研修を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） 教育の向上イコール学力の向上、いい成績を取って、いい学校に入って、いい会社に入ってと言われる方もいますけれども、それは学力低下より向上したほうが望ましいのはそのとおりで、悪いよりいいにこしたことはないと思います。けれども、もっと大切なことは、学力よりもどう生きていくかという人間力が最も重視されるべきだと私は思っております。その人間力を養うことは、AIには不向きなものであり、想像力でございます。しかし、想像力を鍛えると学力も上がるとも言われております。特にアートを用

いることで、非言語、ノンバーバルの領域も活性化させることができるそうです。そういうアートプログラム、アート鑑賞によって、思うに銅像の「像」のほうの想像力、観察力、論理能力、計画実行能力、コミュニケーション力、共感力を呼び起こす作用を利用して認知症の治療にも応用できるとされております。このように子どもたちばかりではなく、高齢者などの大人にも効果があるアートについて、ぜひ今後どんどんアートを活用していただきたいと思うのですが、お考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回このSTEAM教育に関してのご質問をいただいて、今の新しい学習指導要領に基づく中で、やっぱりキーワードとして個別最適な学び、それから協働的な学びという2つのキーワードがあると思っております。今議員おっしゃったとおり、教科オンリーではなくて、横断的に学ぶことでいろんな視野が広がるということ、あるいは単一的な指導ではなくて、個々の適性とかに応じた学びをしていくということが大事だと思っておりますので、今回このSTEAMということで、アートの部分もこれは重要になってくると思っております。教育長答弁でもございましたけれども、今回この端末を整備したことによって可能性が広がったと我々も思っておりますので、この中で使える機能を使って、やはり授業を見てると子どもたちも興味を持って画面を見ている様子も見られますので、そういった点ではアートの部分とかとも、画像を使うということも可能になってきているなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） STEAM教育のアートを用いることは、子どもだけではなく、脳活性化や癒やし効果、さらにビジネススキルアップにもつながると言われております。既にアメリカやイギリスのビジネスマンの間では、アートは必須のビジネススキルという認識のようです。また、癒やし効果においても、2時間美術館ツアーでストレスホルモンが最大で60%低下して、90%の参加者に気分の改善が見られたそうでございます。今度矢あコンではアート鑑賞交流会を開催するというので、これは非常にいい催しだと思っております。以前よりもカップルがもしかしたらたくさんできる可能性があると思います。できれば私も参加したいくらいですけども、こういうアートを活用した催しをぜひ今後も続けてほしいと思います。アートを学ぶ、その最初の入り口が美術鑑賞なのです。このストレス禍が明けて

から、このような美術鑑賞ができるような機会をさらに町としてつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） ありがとうございます。まさに芸術に接するという事は、人間の感性を揺さぶるもの、そして想像力をたくましくするものということで、とても有効だし、文化的発展という意味でも非常に意義のあることだなと思っております。なかなか今難しい状況ではございますが、ウィズコロナという新しい先に見える社会像の中では、よりそういったものにいかに触れる機会をつくれるかということが非常に重要かと存じますので、私どものこれからの政策展開におきましても、そういったことを念頭に置きながら考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

正午には若干早い時間ではございますけれども、区切りのいいところで、ここで昼食のために休憩といたします。

再開を午後1時、13時といたします。よろしく申し上げます。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

それでは次に、5番、村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） それでは、1問目の質問をしたいと思います。市街化調整区域への地域振興を目指した定住、移住の取組について町長にお伺いしたいと思います。

本町の直近人口は2万6,971人で、平成3年の2万63人から34%増加いたしました。同期間、全国では2%増加し、岩手県全体では16%減少しております。本町のここ30年における人口

の増加は、昭和の終わり頃から平成にかけて積極的に行った宅地開発の成果と捉えることができます。しかし、宅地開発により人口が増加した地域がある一方、市街化調整区域では人口減少が著しく、同期間で不動地区の人口は3,410人から2,472人と27%減少いたしました。このような傾向は、徳田、煙山の市街化調整区域でも共通して見られ、今後も高齢者世帯が増加し、やがて空き家が増加することが予想されます。

現在コロナウイルス感染症拡大により地方への関心が高まりつつありますが、農水省の有識者検討会でも低密度である農村に移住した人が半農半Xやマルチワークなどの多様な働き方をすることに対する支援等を提言しております。矢巾町は、新幹線駅や県庁所在地に近く、また市街化調整区域であっても生活利便施設まで車なら10分ほどと移住、定住に便利であり、テレワークにも向いていると考えます。また、今年4月に告示された矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱により、空き家に付属した農地を取得する場合の下限面積が1アールに引き下げられ、移住、定住のハードルが下がりました。町の中心地近くの農地を市街化区域へ編入して宅地造成する計画がありますが、高齢化や人口減少がより進む市街化調整区域においても、空き家の有効活用により移住、定住者を増やす事業に取り組むべきと考えます。そこで、町の考えを伺いたいと思います。

1点目、空き家について、昨年の議会答弁によりますと、昨年9月時点の市街化調整区域に75件ありましたが、現在の状況はどうか。タヌキ、ハクビシン等の小動物がすみつく害獣被害、雑草、灌木の繁茂等による衛生環境の悪化、無人による防犯問題が懸念されますが、この問題をどう捉えているか。

2点目、令和元年9月に矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例が施行されましたが、この条例によって町民から空き家の情報が提供されたり、所有者に対し、町から適切な管理等についての情報を提供した事例はあるか。

3点目、1アール要件により市街化調整区域に移住、定住者を誘導しやすくなりましたが、町として市街化調整区域内に移住、定住者が増加するための取組をどう考えるか。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5番、村松信一議員の市街化調整区域への地域振興を目指した定住、移住の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、昨年度把握した市街化調整区域内の空き家75件のうち、売買など

による解消件数は2件であり、今年度中に解消が見込まれる件数は現時点で1件となっております。

空き家に係る害獣被害の通報は、今年度は受けてはおりませんが、タヌキやハクビシンなどの目撃情報が町全体で増加していること、また雑草などの繁茂に、生い茂ることによって害獣のすみつきにつながることから、適時の草刈りや剪定を行い、適正に管理していただくよう、空き家所有者に対し通知等を行ってまいります。なお、遠方などの理由により維持管理が困難な空き家所有者もあることから、シルバー人材センターや民間業者を紹介するなどの支援に取り組んでまいります。

空き家の防犯対策については、周辺住民からの情報収集に努め、警察への通報も視野に入れた対応を行ってまいります。

2点目についてですが、矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例に基づき、町民等から空き家の管理に関する情報をいただいた件数は5件となっております。また、空き家の状態が周辺住民の、町民の方々に対しての環境面や財産に不安を与える可能性がある空き家に対し、緊急措置を行った空き家は3件となっております。

3点目についてですが、空き家や農地を地域資源として活用できるよう、農地つき空き家の取組を開始したところであり、この取組を周知するため、町内不動産業者へ情報提供を行ってきたところであります。町内では相談件数があるものの、これまでに成約に至った事例はありませんが、移住、定住を希望する方への様々なサポートが必要であるものと考えております。例えば地域コミュニティの情報提供や営農相談ができる支援員の配置など、移住、定住者が安心して地域と良好な関係を築いていくことが不可欠であります。現段階では相談者へ十分な情報を提供できる資料や制度を整えていないところではありますが、今後移住、定住者の増加に向けて関係部署と連携を図りながら、様々なサポートを強化してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、再質問をしたいと思います。市街化調整区域への地域振興を目指した定住、移住の取組につきましては、令和3年4月版矢巾町町勢要覧の中で、町長は矢巾町に住んでよかったと思えるまち、県内外の皆様を訪れたい、住んでみたいと思っただけのまちを目指し、定住交流関係人口の創出も重点に据え、今後の行政運営にデジタル化の推進、デジタル技術の活用がより重要になると述べられております。このデジタ

ル化のために、日本全国で初めての試みとして、矢巾町と民間企業のコラボレーションにより、町内の対応エリア内で高速通信サービス、Wi-Fiの整備を実施していきます。町内全域に通信エリアが拡大しますと、農村移住に対し、半農半Xやマルチワーク等の働き方に大きな味方となります。定住、移住者を勧誘しやすくなりますが、定住希望者を支援するにはワンストップで相談できる窓口など様々な取組が必要との考えから、市街化調整区域における農地つき空き家の定住化支援策について伺いたいと思います。

まず1点目、空き家の管理について、適宜草刈りや剪定について適切に管理していただくよう所有者に通知を行ってまいりますとありましたので、今までは問題がなかったとの判断ができますが、適切に管理がされていない空き家も現在見受けられます。中には荒れ果てた空き家もありますが、その理由として考えられますことは、所有者不明や連絡不能などのほか、ここで伺いますが、どのような理由があるのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） お答えいたします。

まず、空き家で所有者の不明とか連絡不能というところもありますが、ある意味で相続によって、その空き家の管理者が複数いたりというところで、なかなかその方が遠方だったりということになると、徐々に雑草が生えてきたり、建物が老朽化してくるというところが見受けられます。その理由の一つというか、考えられる理由としては、所有者の方にとっては先祖代々の建物だったり、いろんなことがあって、なかなか壊しづらい、あるいは物置として利用しているといったこともありますし、あとなるべくお金をかけたくないというような理由もあるようです。将来的に使うかもしれないということも想定しながら、あとは先祖の仏壇があったりとか、そういった形でなかなか取り壊すまでもいかないし、老朽化でそのままになってしまっているというようなことになっているようです。

あと、建物を壊すと、宅地として利用されているところに建物がなくなると固定資産税が高くなったりとか、そういった理由もあるようですし、あとは矢巾の場合は市街化調整区域の都市計画法上の制約、そういった部分からも空き家の建物の維持というものに対してなかなか進んでいないというような状況は、我々のほうでは認識しております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2点目に移りたいと思いますが、空き家の防犯対策につきましては、今後周辺住民からの情報収集に努めるとあります。管理が行き届かず、防犯上問題となったことはあるのでしょうか。

それと、空き家で5件の緊急措置を行ったとございますが、どのような対応をなされたのでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 町といたしましては、矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例というものを備えております。この中で、緊急措置を行うことができることになっております。そういった内容としては、雑草あるいは庭木の繁茂だったりとか、そういったことに対して隣の家屋のほうまで侵入してくるというような状況になっているところに措置を行ったという例がありますし、あと空き家のままで放置されているということで、中には灯油が入ったまま空き家になっているといったような状況の場所もありました。そのほか車も放置されているということで、例えばその車の中にガソリン、灯油であれば表から量が分かるわけなのですが、車両に関しては、もしかするとガソリンだったり灯油がそのまま入っているという車両もあるかもしれないということで、付近の方々からは非常に心配だと、何かあっては心配だということで、そういったところを町が空き家の所有者に対しまして公示を行ったり、あるいは灯油、車のガソリンを抜いたりというような措置を取らせていただいております。これは、町の直営で行っております。そういった事例になります。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次の再質問ですが、下限面積1アール設定した面積について、不動産業者に情報提供を行ったとございます。情報提供は、矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱に記載の内容のほか、どのような情報提供をされましたでしょうか。

また、矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱による1アール要件で懸念していることや課題は現在ないのか。

以上、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　まず最初のほうの不動産業者との情報共有ですが、提供に関しては要綱のみ提供しているわけなのですが、逆に不動産業者のほうでも空き家を把握している場所があります。そういったところを町の空き家の情報とすり合わせを行って、情報共有を行っているというような状況になります。

私のほうからは以上になります。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　2点目につきましては、農業委員会からお答えさせていただきます。

別段面積設定によって懸念している課題というところがございますけれども、先ほど道路住宅課長から答弁ありましたとおり、一番は相続をしていない物件、これが結構あるというところが大きな課題となっておりますので、この辺につきましては地元の方々などから情報をいただきながら、解決のほうに向けていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員）　それでは、次の再質問です。令和2年9月に市街化区域の空き家について詳細を把握するため、アンケート調査を実施したいとの答弁がありましたけれども、今回の市街化調整区域の空き家こそ詳細を把握する必要があるのではないかと思います。定住、移住の促進には空き家を確保すること、それから町民、事業者、行政が一体となって取り組むことが必要であり、売却や賃貸、未相続等の解決を図るために取組をしなければなりません。それぞれの空き家について所有者、関係者の判断や意向を確認し、空き家を確保するためにはアンケート調査が必要だと思っておりますが、至急行う必要があると思っておりますが、どのように考えていますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　昨年、道路住宅課のほうで空き家の所有者に対しましてアンケートを行ったところであります。しかしながら、アンケートは所有者のほうに手紙は届くわけなのですが、所有者のほうでも、いや、これは空き家、先ほどいろんな要因があって空き家になっているという話の中で、物置に使っていたりとか、そういったことによって自身としては空き家として認識しているわけではないというような方も中にはいらっちゃって、アンケートでは回収率が非常に悪い、2割、3割程度というよう

なことで、十分な空き家の所有者の意向なり現状が町のほうでも把握できない状況になっています。なので、今後はアンケート、随時アンケートを継続することはいいと思っておりますが、直接所有者の方に聞き取りを行うことがまず一番効率的ではないかなというふうに考えております。今後所有者に対して、連絡取れる範囲で何とか直接聞き取りを行って、現在の状況だったり、今後の予定、あるいは空き家バンクへの登録の意向とか、そういった部分を十分把握していきたいというふうに考えております。時期については、なかなか明言できませんが、速やかにそういった聞き取りを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 今回の答弁の中からもう一件お伺いしたいのですが、昨年の答弁では市街化区域の74件のアンケートを実施したいと。私、今アンケートを取ってはどうかという、市街化調整区域であります。それで、市街化区域の時点では、そのような、今の答弁にありましたようないろいろと問題点もあったということで、その答弁からしますと非常に難しいので、市街化調整区域は直接出向いて聞き取りをするということの答弁でよろしいですか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 市街化調整区域に関しては、もともと例えば農家住宅だったり、農家分家だったりというような方々もいらっしゃるすれば、近隣の方々も誰その何々さんだよというようなところも分かったりしますので、そういったところを、市街化調整区域であればいろいろ近隣からも聞き取りができますので、そういったところから入り込んでいって、当然市街化区域内もそのとおりですが、市街化区域内は不動産にお願いすれば、売買だったり、いろんな可能性がありますので、そちらはいろんな手段が考えられますので、市街化調整区域について、そういったところは重点的に聞き取りを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 分かりました。

それでは次の再質問であります。昨年75件ありました空き家につきまして、現在の状況はどうか、増えているのか減っているのか。今後空き家の増加が予想されますが、新たに空き家になった場合、適宜その情報を収集する担当者は本町にはいらっしゃるのでしょうか。

それから、売買等により解消した2件、これが2件あるということではありますが、町内外どちらからの移住で、どのような経緯で空き家を選定されたのか。それから、その空き家に附属した農地の面積はどれくらいなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 1点目の適宜情報収集する担当はというところですが、我々道路住宅課の住宅政策係、これが空き家の全般的な所管になっておりますので、我々のほうで、道路住宅課のほうでそういった情報収集は行っておりますし、今後も行っていきたいというふうに考えております。

あと、売買によって2件空き家が解消いたしました。これは町外の方2件ともなっております。経緯は、空き家バンクに登録されている物件ということで、空き家の解消につながっております。現在空き家バンクについては、矢巾町の場合は1件の登録のみとなっております。なので、本来空き家の有効手段としてバンクを御覧になる町外の、県外とか、そういった方々には非常に有効な手段というふうにも捉えておりますので、そういった空き家バンクの普及について町でも何とか進めていきたいというふうに考えております。先ほどの聞き取りの中で、空き家バンクへの登録も促しながらやっていくことが非常に有効ではないかなというふうに考えております。

今回その2件の空き家に附属した農地については、宅地のみの取引というふうに聞いておりますので、農地は農地つき空き家の制度を使ってのものではないというふうに認識しております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） 2点目につきましては、農業委員会からお答えをさせていただきます。

先ほど道路住宅課長から答弁ありましたが、2件のうち1件につきましては農地があるのですが、そちらのほうは本家の方が耕作するというので対応しておりますし、もう一件につきましては今現在進行中のごさいます。農地が約1アールちょっとありまして、これを農業委員が現地に行って現地調査をして、総会のほうで指定をして手続するという方向で向かっておりまして、これがまず順調にいけば第1号になるのかなというふうに思っております。これが一つの見本というか、お手本というか、こういったものになるというふうに考えておりますので、農業委員会としても慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 再質問ありますが、まず1つ、お礼を言いたいと思いますが、道路住宅課の課長さんがおっしゃいました、ホームページで空き家のことをお話しされましたけれども、昨年ホームページから空き家のところまでたどり着くのにとっても難を要するというので、なかなか入りづらいようになっておりましたけれども、このたびしっかりとっておまして、ホームページから即入ることができるようになっておりましたので、これはお礼を申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、移住、定住について市街化調整区域に居住となった場合、住居としての建物が昭和45年以前、いわゆる都市計画編入前であれば建て替えが可能であります。昭和45年以降に建築の場合は、基本的にリフォームで実施することになりますけれども、リフォームには値しない、非常に壊れているとか、あるいは高額なリフォーム代がかかるとかという場合、建て替えたほうが良いと判断した場合、新規に建て替える方法はあるのでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 昭和45年、都市計画編入なわけなのですが、それ以前、それ以後の市街化調整区域内の建物ということで、そういった部分を新たに建て替えだったり、大規模修繕だったりということで可能かということですが、市街化調整区域内となると、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、農家住宅だったり、農家分家だったりというような家屋なわけなのですが、そういった部分を今度一般の居住されたい方が購入して建て替えするというふうになりますと、農家住宅を一般住宅というような形に用途変更ということを行うことによって、建て替えだったり、大規模な修繕だったりということが可能になります。用途変更を行いながら、あと市街化調整区域内に関しましては、我々盛岡広域都市計画、いわゆる線引き都市計画の中では開発許可の基準というものがありますので、県の開発審査会に付議して許可をいただいてから建て替えとか、そういった部分になりますけれども、そういった手続を経れば建て替えまで可能になる場合もあります。ケース・バイ・ケースのところもありますので、それぞれ物件によっては違う、いろんなケースが発生してきますが、主には今答弁したとおりのような形で進められていきます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次の再質問であります。現在独り暮らしの高齢世帯や高齢者施設などへ入居によって空き家となった場合など、その情報などを適宜情報収集しまして、空き家の台帳登録がその内容に更新されるのはいつされるのか。

それから、令和3年4月1日付で矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱が施行されました後、1アールの下限面積になったことで移住や定住の相談や、それから売却したいというような、そういった希望等があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 空き家の調査につきましては、平成29年に空き家の調査を行っております。昨年度は、その方々にアンケートを取ったりということを進めておりますが、今後またさらなる空き家の増減が出てきていますので、そういったところを調査するために、平成29年のときもお願いしましたが、地元の自治会の協力をいただきながら空き家の調査を行ったり、情報収集を行ったりということで、今後やっていかなければならないなというふうに考えております。

今年度につきましては、ちょっとその予定はありませんが、来年度以降情報収集、地域あるいは町民の方々からの情報もいただいた中で考えていきたいというふうに考えておりますが、これも必ず早々にやらなければならない事案だというふうに我々は認識しております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） 2点目についてお答えをさせていただきます。

4月1日施行以来、相談件数があるかということでございますけれども、買いたい方という方が五、六件ほど来ております。ただ、売れる農地つき空き家がまだないという状況になっている現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次の質問に移りますが、矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例に、この条例の中に、町民は空き家等の町への情報提供に努めるものとする記載されてあるわけです。これは、周知はしているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） この条例に基づいた町民の方々への情報提供を依頼というものは、特段現在のところ行っていない状況です。どちらかという受け身のような状況になっておりますので、この辺は議員ご指摘のとおり、今後広報だったり、いろんな周知方法で自治会への促しとか、そういったものによって情報収集に努めていきたい、町民の方からの情報提供を一件でも多くいただけるように今後周知していきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次の再質問であります、農地つき空き家の特徴としまして、大体は小面積、それから不整形な田や畑が多いように感じます。実際は分かりませんが、そうだと思います。それで、これは農地の集積や集約に適さない、あるいは飛び地とか難しい立地条件のところが多いわけです。このような土地は、地域の担い手とかそういった方でも敬遠される、遠慮されるということもあると思います。そのままにすると、今後1アール要件の中に少しそういった土地がついて、1アールだけ残せばいいというような形の方が、どうせそういったところで働きにくいというようなことで、そのままにしていると遊休農地化する懸念が実はあるわけです。その場合、土地を処分することはできるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 保君） お答えをいたします。

まず、農地つき空き家の原則としましては、家庭菜園程度というのが原則になると思いますが、今議員ご指摘のとおり面積が小さいとか、そういったものにつきましては、農業委員が直接現地に行きまして、農地法の適用外の証明というものがありますので、そちらのほうをしていただきますと、農地ではない土地というふうに判断をすることができますので、そういった方向に誘導していきたいというふうに思っております。

あともう一つですけれども、農地の周辺以外に所有者の方が大きな区画、例えば1反歩なり、10アールなり30アール、こういったものがもしあった場合は、農業委員会では毎月農地移動適正化あっせん会議を行っております、ここは農地を売りたい、買いたいという方の申出をいただいておりますので、そういった方がいた場合は農地つき空き家とは別に農地の売り買いというふうに誘導してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次の質問であります、農家分家として居住、建てたと。そして、その方も高齢になりますよね。そして、その高齢者が子息のところへ行ってしまった。そうすると、そこが空き家になる。転居とか高齢者施設への入居などもあると思います。そうすると、農家分家でできたうちも空き家になる可能性があります。その農家分家というのは、ご存じのとおり土地がついていない場合があります、宅地だけと。そのような場合、その後空き家になった場合、それは市街化調整区域なわけですけれども、売買とか、あるいは賃貸は可能なのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） こちらにつきましても、先ほど市街化調整区域内の空き家の売買等の質問もありましたけれども、こちらのほうも農家分家、いわゆる世帯分離した形の用途で建築された建物というところで、そういった部分の用途変更を行うというような形になります。ただ、所有が例えば本家の土地になっているとか、そういったところに関しては、十分土地の所有のところを明確にして売買をされるようにしなければならぬ案件になりますし、賃貸につきましては事業賃貸でなければ、例えばアパートみたいな形で大きく事業として行うものでなければ許可を取れることになりますので、そういう大きな事業の場合は市街化調整区域内であれば不可能な場合もありますけれども、そういった賃貸も可能になるかとは思いますが、いずれにしても相続だったり、土地の所有権も明確にしながら進める必要があるかと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次の質問になりますが、第2期矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、町内の移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足解消のために行う移住支援の一環として、東京圏から町内に移住した方に、2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円を交付する、いろいろと条件がありますが、交付する移住支援補助制度がありますが、これは東京一極集中回避のための制度でありますので、私は県内外から広く移住、定住に矢巾町を選んでもらいたいと、そして成果を上げるために空き家購入費、改装費などの補助金制度を設けてはどうか、この辺について伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思いをします。

現在本町では人口増加の促進を図るために、町内で新たに住宅取得や、またリフォームを行う方に対しまして、定住希望者に対して住宅ローンとリフォームの利子補給を行っております。大変好評いただいているところでございます。議員ご質問ありましたとおり、東京一極集中ということではなく、どちらかというところの実績を踏まえますと、県内、特に盛岡広域圏からの流入、人口増加、呼び込みに成功しているものかなというところがございます。現在ご提案がございましたようなところにつきましては、補助対象が全て重なるわけではないと思うのですが、現行2つの制度をもって補助することは考えていないところでございます。

しかしながら、移住の定義につきましては、実はこれまで統一の定義がなかったのです。先般開催されました令和3年度の第1回の市町村移住定住担当者会議で、実は県内の全ての市町村が賛同しまして移住者の定義というものを定めたところでございます。これに基づいて県のほうでも、県のアクションプランのほうで、これにつきまして実態調査をしていくということになっております。その実態調査を行うと思っておりますので、それらを参考にしながら、現行の制度のままがいいのか、あるいは議員のご提案にあったようなもののほうがいいのか、あるいはまた補助の制度の有無、必要性などを総合的に検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとします。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 分かりました。

それでは最後に、町長に伺いたいと思います。本町の市街化区域は、今後宅地開発により人口増加が見込まれますが、市街化調整区域の人口は年々減少の一途をたどっておりますことはさきの質問のとおりであります。特に不動地区は増加する要素が少なく、今後も減少は免れない状況と捉えております。

このたび4月1日に施行の矢巾町空家に付属した農地の別段の面積取扱要綱によりまして、少しでも不動や徳田、それから煙山地区の市街化調整区域に、ここを元気にするために、また地域コミュニティの維持のために移住、定住で新たな方々をお迎えできればなど、その思

いで調整区域での質問をしたわけではありますが、移住、定住者にとって地方への移住は楽しみでもあると思いますし、それから不安もあると思います。それから、人間関係や、地域特性や風土以外にほとんどの人が共通の課題として仕事、いわゆる収入、それから住居の確保、それから子育てに関することを掲げております。

そこで町長にお伺いしたいのですが、まずは田舎暮らしについて、いろんな面をワンストップで行政の窓口で相談できる定住サポート総合窓口を開設することをお願いしたい。

それから、2点目、空き家をスムーズに流通させるために、空き家提供者に対し補助金制度を設けること、それから空き家の賃貸、売却の条件が整ったところから見学ツアーの実施など様々な対策が考えられますが、このための専任担当者を置くこと。

それから、3点目、移住、定住について、住まいを探す方にお試し移住として市街化調整区域内に定住支援住宅を設置すること。

それから、4点目、これは本当の最後ではありますが、市街化調整区域内の人口増加対策について、都市計画区域の区域区分、要するに線引きであります。これが廃止されて市街化区域と市街化調整区域の地域間格差是正に努めている自治体が実際出てきております。このことで開発や建設行為等に制限があった市街化調整区域でも地域特性に応じたきめ細かな土地利用を進めることが可能となり、地域間格差が是正されておりますが、本町での線引き廃止の検討の余地はあるのか。

以上について4点、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

大変盛りだくさんのご質問、再質問をいただいて、それで今この再質問のやり取りをお聞きして前段にお話をさせていただきたいのは、まず今日、農業委員会の中川会長さんにそれこそご出席していただいております。私は今なぜ農地つきの空き家なのかということ、5反歩要件だったら、これは無理だと。そこで、今5反歩と言えれば怒られるので50アール、その面積を少なくして、誰でも気軽に手を挙げられることのできるようお願いできないのかということ、今田園回帰という言葉がはやっているのだそうです。特にも若者にとって非常に魅力があるということで、そういったいわゆる農地つきの空き家を何としてもお願いしたいということで、それはまず実現をさせていただいたと。だったら、今ワンストップの定住サポート総合窓口の開設をぜひお願いしたいと、これは当然やらなければならないこととございます。それで、先人、先輩たちが矢巾町は田園都市だと、田園的な機能もあ

れば都市的な機能もあると、まさに田園都市のまち矢巾なのです。そういったところをやはりこれからしっかりPRしていかなければならないと。

それから、今日の質問の中には有害鳥獣、タヌキとハクビシンが出たのですが、今はそれどころかイノシシとか、熊とか、そして西部地域の活性化を図っていく中において、非常にこれからこれが大きな問題になってくると思うのです。この間岩清水地区からも要望が出されてきて、その地域の活性化の中で空き家対策をしっかり考えてもらいたいということで、だから私は今このワンストップについては企画財政課が窓口で、その下にぶら下がりとして、例えば道路住宅課とか、それから産業観光課、農業委員会がぶら下がっておるわけですが、いずれしっかりしたワンストップの窓口は開設していきたいと、こう考えておりますので、そこのところはひとつご理解していただきたいと。

それから、2つ目には、間違ってからあれなのですが、見学ツアーと、これはいいことではないですか。ぜひこれは、私は試しに空き家、そうでなければ我が家においていただいても結構ですので、そして我が家も悪くすると間もなく空き家になる可能性があるのです。それから、専任の担当者、これはネーミングだと思うのです。うちの担当課長たちに言わせれば定住協力員とか、そういうさもない、もうちょっとネーミングを考えてみたらいいのではないかと。全然駄目なのです。またそうすると、職員を叱ると、みっともないからやめろと言われるのですが、やっぱりネーミングを大事にしていきたいと。そして、見学ツアー、お試して住んでいただく、そして短期、中期、長期ということはあり得ないので、できれば1週間とか1か月住んでもらって、そしていいなということのをこれはぜひやっていきたいなと、こう考えております。

そういったことで、見学ツアーとかお試しの関係もそうですし、あと最後の4点目の質問のところでは、まさにそのとおりで、ただこれも先ほどの田園都市のまち矢巾と同じで、先輩たちがいわゆる線引きをしっかりやってきて、乱開発は基本的に駄目だということで。ただ、その中で今も市街化調整区域で地区計画とかいろんな制度もあるわけですので、そういうようなものをすっかり組み合わせてやっていきたいと。そして、空き家をうまく使って地域おこし、そして地域の活性化につなげていきたいと。そして、今私も地元に戻れば、「いや、昌造さんよ、なに、戸建ての住宅もいいし、企業誘致もおらほのほうにも考えてくれないかじゃ」という話もあります、事実。だから、そういうことも一つ一つ拾い上げながら検討していきたいと。

矢巾町は、何ととってもスマートシティなのです。だから、そういう限られた中での取

組をしっかりとやっていきたいと。できるのであれば空き家対策にしっかりと取り組んで、そしてそのことによって人口を少しでも増やすことができれば、今児童生徒がどんどん減って大変な状況下でもありますので、そういった地域の活性化を。先ほどから村松信一議員の質問、再質問で何を言いたいのかなと私さっきちょっと考えたのですが、サポートだけで何もやらないのではないかという、最後それを言いたかったのではないのかなと。だから、そのことも踏まえて一つ一つ丁寧にに対応していきたいと。

先ほどリフォームの話もあったのですが、こういうことも地域の建築業者の方々のそういった事業活動にもつながるわけでございますので、一つ一つ掘り起こしながら丁寧に対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、若干まだ時間早いかもしれませんが、換気の関係もごさいます。ちょうど切りもいいところになりましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を、ちょっと時間短いのですが、14時、午後2時再開といたします。よろしくお願ひします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、村松信一議員の一般質問を続けます。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、2問目の質問に入りたいと思っております。田んぼダムの導入について町長にお伺いしたいと思っております。

気候変動により水害の激甚化が進む現在、田んぼの貯水機能を活用して河川流域の洪水被害を軽減する田んぼダムの取組が注目を集めております。多面的機能支払交付金事業では、水田の雨水貯留機能の強化として田んぼダムの取扱いを行い、取扱面積等の要件を満たす場合に資源向上支払の単価が加算されることとなり、農業新聞等でも豪雨時に貢献できる田んぼダムは低コストで設置が簡単、大幅な改修工事は不要と紹介するなど各地域で取組が始まっております。

8月に盛岡タイムスで矢巾町が田んぼダムの効果を検証中と紹介され、この取組は面積に応じて効果が増大することから、本町でも町内の水稲耕作者に対し実証実験の効果を周知し、取組面積の拡大を図る方針とあります。また、田んぼダム用の器具は既存の排水口に簡単に取り付けられるものでなくてはならないが、各地でそれぞれのアイデアで設置器具を考案しているようであります。以上のことから、本町での田んぼダムについてお伺いをしたいと思います。

1点目、本町での実証実験に使用した器具を実際の圃場に設置する場合、どの程度の費用と手間を要するのか。

2点目、本町で考案の方法の利点のほか、各地で使用している器具にそれぞれのよさがあるとと思われるが、情報を収集し、比較検討してはどうか。

3点目、田んぼダムの取組により多面的機能支払交付金の単価10アール当たり400円が加算されます。対象圃場面積の5割以上を田んぼダムにする計画としなければなりません。計画上5割を達成する最終期限をいつに設定すればよいのか。また、ダム化が完了した後も加算金の対象となるのか。その場合、田んぼダムを実際に運用し、機能しているかどうかのチェックはどのように行うのか。田んぼダムの取組は、面積が大きくなるほど効果が増大することから、取組組織を増やし、より効果的な田んぼダムにするために活動組織に対して説明会を開催してはどうか。

以上3点、お伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 田んぼダムの導入についてのご質問にお答えをいたします。

田んぼダムの効果実証の取組については、煙山地区の4つの圃場、2.68ヘクタールにおいて実施しております。岩崎川上流部となる矢巾町西側の水田面積は約150ヘクタールであり、豪雨時に水田に20センチメートルの貯水を行った場合、煙山ダム2杯分相当の下流域への流出量を低減できることから、平成25年8月豪雨のような被害を二度と繰り返さないよう、取組を進めているところであります。

1点目についてですが、今回実証実験に使用した器具については、1個100円程度のペンキ用簡易容器を加工したものであり、固定用のクリップを含めても排水口1か所当たり200円以内の費用となっております。また、設置についてはカッターで加工して、既存の排水口にかぶせて固定するだけであり、加工には5分程度、数十秒で設置可能な状況であります。

2点目についてですが、議員ご指摘のとおり、各地で様々な排水抑制方法が考案されてお

ります。本町で考案した方法については、将来的に取り組む面積の拡大を図る際のポイントとなる経済性と管理のしやすさに重点を置いておりますが、材質の強度や安定性には課題があるものと考えており、各地の情報を収集しつつ、本町の圃場に合った方法により進めてまいります。

3点目についてですが、田んぼダムの取組が多面的機能支払交付金の対象となるには、現行制度では町が水田貯留機能強化計画を策定するとともに、取組地区ごとに計画5年目の最終年度までに適用条件であります5割以上の取組などを達成していれば、活動期間の毎年度に適用条件を達成していなくても加算措置を受けることができることになっております。また、適用条件を満たす限り、次期活動期間においても適用されます。取組実績の確認方法については、国から具体的に示されているものではありませんが、器具等が設置され、水田の貯留機能が発揮される適正な管理が行われていることを確認するものと想定しておるところであります。

活動組織に対する説明については、田んぼダムの取組や加算措置制度を紹介するお知らせを発行するとともに、他の営農関係組織にも取組が拡大していくよう説明を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 田んぼダムにつきましては、取組組織を増やし、効果的な減災、防災につなげるために、今後多面的機能支払交付金の活動組織に対して説明会を開催し、他の営農組織関係にも取組が拡大していくように説明を行うという答弁ですが、何しろ取組の舞台が田んぼで、農家の協力が不可欠ではありますけれども、圃場そのものや米の収量や品質に全くメリットがありませんので、圃場所有者の50%以上からの合意を得ることは大変難しいと考えておりました。

しかし、身近な場所で災害が発生した平成25年8月の大雨により、矢幅駅周辺の市街地に甚大な被害が生じたことに対し、その上流域の圃場の煙山地区で取り組んだ実証事業は、田んぼダムの事例として非常に分かりやすいと感じました。このことから、他の地域でも田んぼダムの導入を検討する場合、過去に洪水が発生した地域を事例としてまとめて、その被害地域圃場の上流域で田んぼダムの取扱いをするということは圃場所有者の理解と協力が得やすくなるだろうと思います。

今後各地区で田んぼダムの取組について検討すると思われませんが、過去の洪水被害の発生した地域を、まずこれを行政に特定していただきまして、そしてその上流の多面的機能支払活動組織に身近な事例として、その事例を基にして、先ほど説明会を行うということがありました。そういった事例を基にして説明会を開催してはどうかと思います。そのために事例集みたいな事例のものを行政に作成していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまありました議員ご指摘のとおり、身近な洪水、災害事例をお示しすることは非常に効果があるというふうに考えてございます。矢巾町で言えば、岩崎川の上流部分もそうなのですけれども、下流側のほうでは東徳田、特に環境センター、あの周辺が特に水没ということで、毎回氾濫した際には影響があるというふうなところがございますけれども、身近なところではそういう事例があるわけございまして、そういったものを出しながら説明会開催、これも大変効果があるところがございますし、もちろん説明会に当たってはそういった事例、矢巾だけでなくこの付近、そういった事例があれば作成して、身近な災害事例として皆さんのほうにご紹介いただきながら、田んぼダムの効果を皆さんにご紹介し、さらに活動が広がっていくような展開を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） 分かりました。

それでは次の再質問であります。田んぼダムは圃場そのものや米の収量や品質に全くメリットはありませんが、多面的機能支払交付金の活動では田んぼダムを機能させるための器具、それから取付けや見回り活動の日当、こういったものは費用として処理できますが、協力いただく圃場そのものには協力金のような補助を必要としますけれども、あったほうがいいと思いますが、これは活動組織の部分では支払う方法というか、補助の対象にならないという判断をしているのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 多面的機能支払交付金につきましては、今議員ご指摘のとおり協力金という形ではなくて、あくまでも活動に対するものでございますので、お話がありました器具代とか見回りに伴う人件費、そういったものを想定してございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） では、次の質問になります。圃場の排水口の処理は、筒状のもので上下に水道を調整するもののほか数種類が存在しますが、各組織が田んぼダムに取り組む場合、組織のアイデアで田んぼダムの機能を有するものを自作することになりますけれども、その器具について報告の必要はあるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 報告の義務はありませんけれども、まずは田んぼダム、そういった装置につきましては、町のほうで標準的なものをお示ししまして、あとはその田んぼに合った、排水口に合ったものを、やはり効果的なものを据えつけていただければ、それが十分よろしいかなというふうに思いますので、報告はあくまでも義務ではありませんが、お互いに研究して、よりよいものをつくっていききたいというふうな思いがございますので、そこは報告という形よりも、こちらから意見聴取をいたしましてよりよいものを、田んぼダムの効果があるものをつくっていききたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは次の再質問であります。先ほどの25年8月の矢幅駅周辺の豪雨と同様の大雨において、不動地区間野々や北上、北郡山の雨水は、北郡山堰、それから大白沢川、宮手川、漆田川等の雨水が太田川に流れて、その流れたのが北郡山の一部や古館ニュータウン付近で氾濫したわけでありまして。そして、さらに下流域に行きますと、岩崎川にこれが流れて、北上川に合流する付近の紫波町の二日町、それから高水寺付近で冠水し、大きな被害が出たわけでありまして。

そこで、今後不動地区の多面的機能支払活動組織が全面的に取り組んだ場合、紫波町宮手、それから沢田、陣ヶ岡付近も取り組めば、その効果は大きくなりますし、もっとも私たちが田んぼダムに取り組みますと、被害の防止に役立つのは紫波町の二日町とかあの近辺なわけですね。ということで、この田んぼダムの取扱い、取組について、紫波町ともその協議をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今議員ご指摘のとおり、太田川流域につきましては、洪水被害は町内にとどまらず紫波町まで広がるものでございます。矢巾町における田んぼダムの全体計画においては、矢巾町における水田貯留機能強化計画の策定の中で、紫波町と協議をし

て、こういったものを未然に防いでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） まず、田んぼダムの計画上の50%を達成、最終年度は令和5年ですが、実際はどれくらいの面積かということは、私たちの組織の中に図面等が来ておりますが、これを各組織ごとに全ての面積の地図にマーキング、あるいはその地図上、あるいは契約書上に書いている面積要件のところのどの部分、どれぐらいやれば50%達成するのか、その基準というのが、130枚ほどの田んぼがあるとすれば、その50%というのは面積も全然違いますので、どこら辺でどのぐらいやれば50%になるかというような、その目安になるものを各組織ごとに作成していただきまして、これを多面的機能支払交付金の年度末報告書の中の報告事項としていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ありがとうございます。50%要件の確認方法につきましては、町としても今検討しているところでございます。どのような形になるのかどうかは今検討している最中ですので、はっきり申し上げられませんが、今議員からお話があったとおり、統一的方法によりご報告いただけるような準備をしております。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

村松信一議員。

○5番（村松信一議員） それでは、最後の質問であります。この事業は令和元年から始まっておりまして、令和5年までの5年間あります。これから始めることとなりましても、いろいろ地域の方々との合意形成等も必要でありますので、それから総会なども開いて決めるということは、実際の取組は令和4年度、5年度の2か年になると思います。その2か年でこの50%の対応は非常に難しいと思います。

そうしますと、先ほどの答弁でありますように、最終年度までに達成すれば令和4年の部分ももらえると、それから5年ももらえるということですが、2年間では到底無理なわけがあります。無理というよりも、かなり難しいわけがありますので。しかも、50%といいますが、今の圃場はご存じのとおり転作用が半分くらいありまして、そこに野菜、いろいろな野菜を植えているわけです。これは圃場と違いまして、野菜等はほとんど、あまり水を入れると大変な被害になるということで、この田んぼダムとは逆のことになるわけです。でき

るだけ排水しなければならないと。そうしますと、先ほどの50%要件でありますと、大体対象面積の6割とか、あるいは7割、田んぼダム化しておかないと対象にならないと。しかも、野菜の場合はいつも同じところに作付するのではなくて、連作障害のために3年置きぐらいずつローテーションしなければならないわけです。そうしますと、先ほど申しあげましたように50%は70%ぐらい、あるいは最終的には全て田んぼダム化にしなければ50%の対応は難しくなりますので、そういうことからこの令和4年、5年分について、補助金の対象にはなりにくいという判断の下に、この2年間だけでも行政側で独自の支援策を設けていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 確かに多面的機能支払交付金事業の今5か年のうちの3年目ということで、お話があった、あと2年で50%を達成するというのは非常に厳しいというふうな形で、今議員から独自の支援策というふうなお話もあったわけではございますけれども、こういったものもどこまで交付金を活用して効果が出るかどうか、その辺も含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、田んぼダムの重要性というのは、これは誰しも分かっていることなのです。だから、うちのほうでも、災害は待っていないわけですから。私もちょっと今日調べてきたのですが、平成に入って25年8月9日だけが強調されておるのですが、調べてみると平成14年7月に台風6号による豪雨災害、それからもう皆さん分かっているんじゃないかと思うのですけれども、平成19年9月、秋雨前線による豪雨災害、そして平成25年8月。

そこで、今矢巾町では県の中核機能であります岩手医科大学の附属病院、それから県の消防学校とか、いわゆる防災、医療の中核機能が本町にあるわけです。そういったことを考えたとき、このことには皆さんも、特にも農家の方々に、早く言うと1軒1軒頭を下げをお願いしたいくらい、そういう気持ちでやらなければ。

そこで、今私はこの田んぼダム、このことはぜひやらなければならないということで、今年の2月6日に河川国道事務所の北上川水系の流域治水協議会で私もコメントを出させていただいて、ぜひこの田んぼダムには取り組みたいということで、だから今村松信一議員の質問の内容はもう一度しっかり精査をしながら、そしてこのことについては私たちだけではない、防災も含めて、いろんな多方面からみんなで力を合わせて解決していかなければなら

ない。

田んぼダムをやることによって、先ほど答弁書の中にも煙山ダムの2杯分ができるわけですから、それだけでも大きな成果を出せるわけです。だから、これはすぐ動いて対応していくということで、前向きに取り組んでいきたいと。先ほどの答弁で、2ヘクタール、3ヘクタールというような、スタートはそこからなのですが、これは早く積み重ねて取り組んでいきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で5番、村松信一議員の質問を終わります。ご苦勞さまでした。

それでは次に、9番、赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（9番 赤丸秀雄議員 登壇）

○9番（赤丸秀雄議員） 議席番号9番、一心会、赤丸秀雄です。

1問目の質問は、町施設などの将来展望についてです。今全国的に公共施設の老朽化や空き建物、空きスペースの活用などが課題となっています。当町でも老朽化する施設や町民の関心が高い旧矢巾中学校跡地の活用など、近い将来を見据えた構想と、町が県へ要請、要望している公共施設の動向、展望など、以下の項目について伺います。

1点目、斎場の運営に一部近隣住民から移転要望が出ていると聞きます。また、ある行政区では地域活性化を考える観点から、斎場移転の受入れ活性化委員会が結成されたと聞きます。現在の斎場は遺跡内に建設されているが、移転についてどう考えているか伺います。

2点目、町営住宅、高田、矢巾住宅が老朽化して建て替えの検討をスタートしているが、建設戸数、住居構成、いつを目途に建設するかなどの計画と今後のスケジュールを伺います。

3点目、小学校統合や学区見直しの検討委員会が設置され、検討が始まっています。小学校の老朽化、生徒数の規模格差、徳田小学校の徳丹城遺跡に伴う移転などを考慮すれば早急に方向性を出さなければならない時期と判断します。町の考えるスケジュール、方針を示されたい。

4点目、旧矢巾中学校跡地の活用について6月会議でも議論されたが、町民の関心が高い事項であります。その後3か月がたち、町が6月会議以降検討された事項はあるか伺います。また、今後町の方針などを住民にどのように説明していくのか伺います。

5点目、町体育館は使用率が高く、スポーツのまちにふさわしい利用状況であります。しかし、老朽化が進み、近い将来建て替えが必要であるが、建設の検討などはされているのか伺います。

6点目、岩崎川沿いの祝咲喜公園、さつき公園の活用時期や管理、運営方針は決まったか伺います。現在雑草が生えた状況なので、早めに町民へ周知をするべきではないかと思えます。

7点目、町長の夢であるドーム建設構想、屋内運動場、イベント会場、災害時対応での利用施設は、次期総合計画で検討事項に考えているのか伺います。

8点目、本町に県施設等の誘致に向け、県と協議している施設はあるのか。また、その進捗状況はどうであるか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、赤丸秀雄議員の町施設などの将来展望についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾斎苑は昭和61年の整備から30年以上経過し、火葬炉等の設備関係が老朽化しております。施設自体の老朽化を考慮した場合、移転についても対応策の一つとして、斎苑を利用される皆さんの利便性を考慮しながら、今後の在り方について次期総合計画に位置づけて検討してまいります。

2点目についてですが、町営矢巾住宅と高田住宅の集約化につきましては、公営住宅に係るPPP・PFI導入アドバイザー業務において、今年度中に要求水準などの素案を策定することとしており、現在アドバイザー業務委託業者と資料収集等調整を図りながら、建設戸数や住居構成、来年度以降のスケジュールを検討しているところであります。

4点目についてですが、今後予定される町有施設の更新等のための基金を積み立てるに当たり、施設更新のタイムスケジュールや世代別人口分布図の作成など、より詳細な資料を整えているところであります。また、町民の皆様への説明については、これらの資料を活用しながら、適正な時期に説明してまいりたいと考えております。教育施設や社会教育施設の再編統合は喫緊の課題と捉えておりますので、町有財産の売却による財源の確保も進めてまいりたいと考えております。

5点目についてですが、町民総合体育館の建て替えに係る場所や施設規模などについては

最重要事項でありますことから、議会と一緒に検討してまいります。また、議会全員協議会でも説明いたしましたが、令和2年11月に策定いたしました矢巾町スポーツ推進計画の策定時においても、町民の皆様から新体育館建設の要望の声が多く挙げられており、計画書にも多目的運動施設、国際大会など開催可能な総合運動施設の整備を推進する内容としております。

なお、新施設の規模や整備内容については、矢巾町スポーツ審議会において内容を検討するほか、関係機関からの情報収集を進めてまいります。

6点目についてですが、祝咲喜公園とさつき公園は、県が平成26年度から整備を進めてまいりました1級河川岩崎川床上浸水対策特別緊急事業の河川改修と併せ2か所整備した公園であり、公園の使用に当たっては令和2年6月に県から包括占用許可を受け、今後は町で管理することから、今年度中に公園設置条例を整備する予定としております。

具体的な公園の整備内容ですが、岩崎川上流部の祝咲喜公園についてはマレットゴルフ場としての活用を見込んでおり、現在芝の植栽及び管理を重点的にを行い、来年4月以降のオープンを目指しております。下流部のさつき公園は、多目的公園として県があずまやを2棟設置したほか、町では洪水等の緊急用資材を備蓄する河川防災ステーションの整備を進めております。町民の皆様への利用の周知につきましては、祝咲喜公園のマレットゴルフ場の指定管理者などが整い次第、さつき公園の利用案内と併せてお知らせをしてまいります。

なお、雑草が生い茂る状況とのご指摘をいただきましたが、他の都市公園同様、順次雑草除去作業を行っているところであります。

7点目についてですが、第7次総合計画後期基本計画において、防災やスポーツの拠点となる全天候型多目的施設について検討することとしており、その経過によっては次期総合計画で検討事項とする可能性もあるものと考えております。

8点目についてですが、県施設等の誘致に向けて県と協議または要望している施設は、仮称スポーツ健康科学センターがありますが、県では東日本大震災の影響で建設の計画を凍結しているとのことであり、県では全体の施設の在り方を総合的に検討し、令和6年度までにそれ以降の事業計画を検討するとのことです。県や岩手医科大学及び附属病院と連携して対応してまいります。

また、県営住宅の誘致については、県に対し、今年7月に要望を行っており、8月には盛岡広域振興局土木部、9月には県土整備部建築住宅課へ本町の住宅事情について情報提供を行ったところであり、今後さらなる情報交換を実施しながら、誘致に向けて協議をしてまい

ります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、町施設などの将来展望についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、6月29日に今後の本町における小中学校の適正規模や通学区域の在り方を総合的に勘案して将来の学校教育環境を整備していくため、本町の将来人口動態等を踏まえた町立小中学校の適正規模、適正配置について、教育委員会から矢巾町立学校通学区域審議会へ諮問したところであります。

今後の審議会において、学校施設の老朽化、児童生徒数の推移等を勘案しつつ、現行の枠組みにとらわれることなく様々な選択肢について議論いただき、令和4年度前半を目途に教育委員会への答申をいただき、令和4年度中には教育委員会として将来の学校教育環境の姿を決定したいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 何点かありますので、1点ずつ質問させていただきます。

まず、斎場の質問で確認しておきますが、現在地は遺跡規制があるため、約1,800坪の敷地の全体自体、建物の建設が無理な状況なのでしょうか、確認させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の斎苑の敷地と遺跡の関係でございますけれども、今の斎苑の敷地につきましては、徳丹城みたいな国指定の遺跡ということではなくて、そして今の斎苑を造る段階でいろんな調査をした上で、その許可を得た上でちゃんと建設したものというふうに聞いております。そういうわけで、今すぐ、例えば徳田小学校とかみたいに立ち退かなければならないとか、そういうふうなところは今のところないというふうに聞いております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） そうすれば、調査状況によっては建てることは可能だという判断でよろしいのですか。そうであれば、ちょっと質問の内容についても考えなければならぬところがありますが、まず先週3日に斎場建設受入れに関わる要望書ですか、陳情書ですか、私ちょっと見ていないのですが、出されたと聞きました。

そこで、私の考えをお話ししますが、ここ1年半の中で、コロナ禍の状況でありましたが、私2度、都内と横浜で葬儀に参列し、斎場の環境状況を確認することができました。どちらも大都市なので、住宅地が隣接して、火葬炉も20基程度あるような設備であり、煙突が見当たらない構造で、霊柩車が入りしなればイベント会場と間違えるような環境でした。このことを踏まえ、現在黒煙がいつ上がるか分からない等もありまして、地域の方は洗濯も外に干せないという話もよく聞きますから、その辺も踏まえて、その場で建て替えが可能であれば、そのような新しい設備で建設をお願いしたいし、今回陳情書ですか、そういうものが出ているのであれば、きちっと住民説明を的確に行い、地域住民の同意の上に早期移設を考え、現在地の黒煙対策に早急に対応願いたい、このことの所見を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、本当に今の、たまに黒煙が出ることもあって、老朽化ということもありますので、設備の更新とかもだんだん必要になってくるのかなというふうに考えているところではございますけれども、そうした中で今回陳情が出されまして、ぜひうちのほうに建て直すときは歓迎しますというお声もあったわけです。そういうことを踏まえまして、そういった声も無視しないように、そしてあと利用する方々の声とかを踏まえながら、そういった施設の整備の在り方、答弁にもありましたとおり8次総合計画に盛り込んで、その中で方向づけといいますか、改修とか考えていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 実は、あそこに建てられないという、私はそういう情報を得ていたので、移設しかないのかなと思っておりましたが、そうであればまた別ですが、私は当初、二、三年前ですけれども、煙山ダム周辺の場所へ移設も考えたらいいのではないかと考えて、今回西部総合グラウンドの広さや利用状況を確認しましたが、陳情も出たということであれば、そちらを優先した形で、今の現地の住宅地の方たちの苦しみというのですか、と

にかく年中洗濯物は出せないような状況であれば、やっぱり考えるべきだと思います。その辺ぜひ検討しながら進めていただきたいなと思います。

次の質問は、町営住宅の建て替えの再質問ですが、担当者と意見交換したときに住居構成は戸建てと集合住宅タイプのいずれも必要と考えているとのことであり、アドバイザー一業者と資料収集等により調整を図るようですが、早期実現を期待するものです。

そこで確認しますが、来年度3地区の市街化拡大地域の開発が始まるわけでありますが、その地域を候補地と考えているのか、また建設地選定はいつ頃確定する予定なのか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） まず、集約化によります住宅の建設用地ですが、今般市街化区域の拡大地区3地区の公表を行っているところですが、その地区については住宅用地として活用する計画となっていますので、町営住宅の建設はその3地区には予定していないところであります。

また、ではその用地をいつ頃、どこにするのだというところにつきましては、現在いろいろ地権者の調査とか、あるいは当然今現在の矢巾住宅、高田住宅の既存の用地ももう一度含めて、そこに新たに建設した場合と、あと別な用地に建設した場合ということで、新たに建設する場合の用地につきましても地権者の状況とか土地の調査を行っておりまして、できれば、時期はちょっといつ頃はっきりするというところは明言できませんが、確実なところは最低でも年内には確実に場所を示したいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今の答弁では年内ということで、年度内ではなく年内。ありがとうございます。

次に、旧矢巾中学校跡地活用について質問します。答弁書の文面を解釈しますと、適正な時期に町民へ説明して、それから町有財産の売却による財源の確保を進めてまいると話されています。このことは、町民説明会を行う前は跡地を売却しないと捉えてよいのでしょうか。それによって、ちょっと質問内容が変わりますので、そこを最初に確認させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 売却の時期につきましては、議会の皆様とも協議しながらとなりますが、基本的には町民の皆様への説明の後になるものというふうに考えて

おります。

なお、説明につきましては、このご時世でございますので、説明会というふうなスタイルというよりは、ちょっとあれですが、ホームページへ掲載してというふうな形を想定しております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 町民への説明をそういう形でということですが、私のところに随分な方から要望がありまして、ぜひ対面形式でやっていただきたいと。特に例えば田園ホールであれば、それなりの人数が入れますよね。半分規制したとしても、3分の2規制したとしても100人単位で入れるのですよね。そういう部分も少し検討されていただきたいと。

私、都合により6月会議で質問できなかつたため、多少遡ったこともお話しさせていただきましたが、まず3月28日に一心会会報でお知らせした部分と、3月30日に町の情報による新聞掲載によると、旧中学校跡地利用について、町民の関心が一気に高まっています。特に町民の中でも矢巾中学校卒業者や、当時村の苦しい財政を工面して中学校統合をした経緯を知っている方々は、利用目的が明確でない時期に売却することへ大きな異論を唱えています。私のところへ現在までに25名を超える方から意見や提言が来ておりまして、そのことを踏まえ、先ほど言ったようにぜひ町民説明は大々的にやっていただきたいというのが私の希望であります。ぜひ検討をお願いしたい。

次に質問させていただきます。跡地を売却して基金にしておく町長は説明していますが、将来計画を具体的に示さない状況で売却する必要性を感じないという声が町民に多数あり、何度も繰り返しますが、やっぱり住民説明会を行うべきであると、そのことを再度伺いますが、今ここ一、二分で話した中で、そうだなと思ったのでしょうか。そこをまず確認させてください。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 説明会につきましては、いろいろ検討させていただきたいなと思っておりますので、コロナの状況がひどいようであれば、ちょっとさすがに集めるのはいかがなものかなと、逆にそう思いましたので、そうでない状況になってきたのであれば、おっしゃるような田園ホールで大々的にというのも一つ考え方はあるのかなと思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、3月に説明を受けたときは、その跡地を不動産調査して金額も確定したいという話で、今にも売るようなイメージだったので、今課長の答弁を聞いて、まず町民説明を行った上で判断する方向で考えたいということなので、ぜひお願いしたいと思います。

私のところに来ている主な意見をちょっと紹介させていただきます。町が説明会をやらなければ議会でやれと、議会でやらないのであれば一心会で、もしくは俺に、俺というのは赤丸に同僚議員、少人数でもいいからやれと強く望んでいる。そして、その結果を町民に広報をもってお知らせをお願いしたいと。それから、3地区の市街化拡大が始まろうとしている。町民人口増加が期待できるが、なぜ住宅として売却を考えるのかと。それから、町の中心地にこれほどのまとまった土地の確保は難しいと。利便性と利用価値の高い土地をなぜ売却するのかと。コミュニケーションを大事にする町長が、町のイベントは今後やるつもりはなくなったのかと。それから、町には公園はあるが、安心して子どもを遊ばせる中央公園的な場所がない。ぜひそのような活用を望むのである。それから、今後10年以降、体育館や、役場庁舎は75年の耐用年数なそうなので、まだ折り返し地点なので。ただ、人口が増えれば増築も考えられますので、建て替えも必要となると。そのことの将来展望をまちはどう考えているか疑問であると。それから、町は小学校統合、総合グラウンド建設をどう考えているのかと。また、町長のドーム構想は消えたのかなどなど意見をいただいております。少数意見でしたが、環境に配慮した土地利用のこともぜひ考えてくれというような意見も2名の方からは上がっておりました。そんな状況です。それで、説明会をやる方向でと私期待しますので、これ以上はこれについては質問しません。

体育館建設ですが、町体育館は昭和53年、1978年建設で、耐用年数が47年であるようです。今年が2021年ですから、43年。今後10年を目途に建設が必要と考えますので、答弁にもありますようにスポーツ審議会で適切に検討をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。祝咲喜公園の利用方法は、答弁で理解しました。さつき公園の利用提案であります。現在少人数であります。東側駐車場でスケートボードを行ってました。東京オリンピックでスケボーの活躍もあり、町内でも静かなブームのようでもあります。当初ドッグラン構想があり、立ち消えとなりましたので、競技場でなければ舗装だけで済む

ようなイメージなので、比較的経費がかからないスケートボードができるスペース確保を提案したいが、当局の見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） さつき公園、JR側に2か所公園があるわけなのですが、東側のJRに隣接した場所についてですが、ドッグランについても、まだすっかりそれをやめたということでもなく、できれば町内にはそういった施設もないので、現在のペット需要の関係からもドッグランの需要は非常に期待できる場所です。ただその運営についてどのようにしたらいいかというところにつきましては、現在盛岡市でもやっていますし、あとこの間雫石の道の駅でも無料で開放しているというような情報もあります。そういった部分の情報を収集しながら、ドッグランのほうもさらにまた検討していきたいと思っておりますし、議員仰せのスケートボードにつきましては、実は私も議員とびたっと合うところなのですけれども、オリンピックの開催もありましたし、そういったところで若者の遊び場、あるいは競技として活用できるというような場所も、ぜひ若い方々に陰で遊ばないで、広く皆さんの目に留まるような場所で大いに遊んでいただきたいという思いは私も同じでありますので、そういったところも、現在花巻市のほうでスケートボードの競技のようなしっかりした、オリンピックのような施設ではないのですが、協会のような形で運営しているところもありますので、そういったところをちょっと視察したりとか、いろいろと見ていきたいなと思っております。そういったところも含めて、今後の活用について検討してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 今佐々木課長から注意を受けるのかなと思っていました。まず、あそこは使用禁止なので、ロープを張っておるのですよね。ただ、中に入ってやっております。実は、駅前の広場でもやっていますし、私は歩道の上でやられたときは、歩道のタイルというのですか、それから特に身障者用のあれもあるので注意はするのですが、それ以外はやっぱりやるところがないものだから、そういう形になるかと思えます。

その人たちに話を聞きました。たまたま私、所用の後だったので、上着を着ていたのです。そうしたら、怒られるかと思って警戒していましたが、ちょっとご意見を伺いたいという話でそういう話をしたら、ぜひ若い方でもやっていますし、人数多く集まるのが盛岡の南公園、あそこには土日であれば15人程度は常に集まるそうなのだけれども、そういうところですか。

あとは、四、五人でばらばらになってやっているの、ないのですよと。ただ、よかったのは、ここは川向かいが住宅地なので、練習というのですか、遊び時間には配慮しながらやっているとか、自分たちがちょっと階段状のやつを持ち込んで、そこに乗りながらやっていたと。傷つくような部分ではなかったから私も注意しなかったのですが、そういう状況でしたので、ぜひ検討をお願いしたいと。

次に、小学校学区見直しのことについて質問させていただきます。見直しや統合については、審議会へ諮問したところであるということなので、具体的に質問は控えますが、1点だけ確認させてください。まず、煙山小学校ですが、ここを卒業した後、北中と矢巾中に学区が分かれるのです。こういう運用をしている、中学校に入るときにそういう分け方のある市町村というのは多いでしょうか、そこをちょっと確認させてください。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今すぐに具体的な数字というのは出ませんけれども、私の県内回ったときの経験からすると、そういったケースはございます。1つの小学校が2つに分かれるとか、あるいはその中で違う中学校に行く、そういうふうなところがあることは確かです。ただ、今現在どうなのかということは、それは分かりません。ですから、いろんなことを考えていかなければいけないという材料になると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ちょっと時間もあれなので、詳しくは説明しませんが、私の提案です。小学校を町内2校にすると、中学校は1校に統合すると、そういうのが私の考えであります。理由は、児童の通学路の安全確保から、通学バス登校にすることで2校にすることが均衡を保たれますと。今紫波町さんで、西と東にそういう形でスクールバス運用でやっています。そういう考え方からです。それから、中学校を統合して、南校舎と北校舎とし、クラブ活動や学習環境の充実を図りますということです。今クラブ活動は多種目になったのですか、北中のをちょこっと聞いたところでは、北中のサッカー部が人数少なくなってしまったり、団体チームが組めない、そういう話とか、中学校とは関係ありませんが、不来方の野球部も人がいないから連合チームになってしまったとか、5年前には春の選抜にも出た学校が今そういう状況だと。ですから、今顧問の方がスポーツ指導するのも大変な時期でありますし、

またそういう形で合同チームで郡大会とかはやれますが、県大会は多分今でも連合チームは参加できないはずなのです。そういうことを考えれば中学校を統合して、1、2年のうちは、例えばですよ、矢巾中学校にいて、3年になったらクラブ活動等は6月中旬で終わりますよね。そういうことを考えれば、3年生はあっちで勉学に励んでもらうとか、そういう案も一つの手ではないかと。冬期間の通学の4か月間は、やっぱり中学生といえども通学バスを運行してやってもらうのがベターではないかと思っております。そういう今の規制にとらわれない大胆なことを今諮問しているところなので、私も大胆なことを言わせていただきました。その辺のお話をさせていただきましたが、教育長の所感があればぜひ伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えをいたします。

まず、赤丸議員のご意見、それについては確かに承りました。町として審議会のほうに様々な資料を提示し、その中で考えていただくということになります。そういった中で、こういうケースもあるし、こういうふうな形もありますよという様々な案が出てくると思っていますので、そういった際に、例えばこういうこともありますねということで例示として出していくこともあるかもしれませんし、そういう案ということで承りました。ありがとうございます。いずれ町民の将来のために、子どもの将来のためにどういうふうな形がいいのか、それを考えていただくというのが審議会の趣旨でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ぜひ今の規制にとらわれない考え方でやっていただきたいなど。本当は時間があればもっと詳しく私の考えを述べたかったのですが、これからまだ、来年度末までに方針を出すということなので、これからも機会があれば質問したいなど考えております。

最後の項目になるのかな、ここの質問で。町長が県に要請、要望した15項目の内容が8月4日に新聞掲載されました。この中での項目と、それ以外のことの今日は3項目について伺いたいと思います。項目は、県消防学校の建設移転計画、それから県営水泳プールの本町への誘致、それから岩手県医科大学グラウンドの本町への移転計画であります。言えないこともあるでしょうが、何かここでお話しできる状況のことがあれば伺いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今3項目についてお話しされたのですが、先ほど以来から赤丸秀雄議員の本町の公共施設の将来展望についてお話があったのですが、3項目についてはそれぞれ担当課からお答えさせていただきますが、私からはやっぱりこれからの公共施設、これは徹底した複合化、多機能化、それから岩手医科大学とか、できるのであれば県とかそういうところと連携しながら進めていきたいなということで、あともう一つは先ほどから町民の皆さん方からもいろんなご意見、ご提言があると。本当に赤丸秀雄議員さんは、そういった意味で町民の声を自らお聞きになられて、そしてそのために一生懸命取り組まれている姿勢は、私はすばらしいことだと思います。その中で、公の施設のインフラの、私はやっぱり町民の皆さんの生活にしっかり機能して溶け込むこと、それからその切り口は町民の皆さん方のいわゆる幸せ、そして満足度につながる公共施設でなければならぬと思うのです。そういったことは、赤丸秀雄議員さんのお考えになられていること、これは当局と全く一致するわけでございますので、今後こういうことを一つ一つ積み重ねながら進めていきたいと。

私、赤丸秀雄議員さんに生意気なことを言うのですが、幕末の志士である吉田松陰が言っているのは、やっぱり夢があるものは、そのあることが実現することにつながると。だから、みんなで夢を持ち続けながら、そしてこれからの公共施設がどのようにあるべきか、その在り方も含めて一緒に腹蔵のない、本当にお互い全部さらけ出して議論できる場を、これからもこういう本会議、または全員協議会、またはいろいろな議会の皆さん方とのお話しする場があるわけですので、そういうところを通じて徹底的に議論させていただいて、何とか前に進めさせていただきたいということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 私からは、先ほど出ました3点のうち、県消防学校の関係について、実は県からは委嘱されておまして、その検討委員のメンバーに私入っております。お話しできることとできないことがあるわけですが、年度内をめどに基本的な方針を決定するというので今進めておりますが、県としては財政的な部分がかなり大きな制約があって、お金のかからない方法を選択したいというふうに思っておるようでございますが、正直に私は言ったのですけれども、洪水ハザードマップの状況もきちんとお伝えしました。現在の敷地の中であれば、50センチ以下ですけれども、冠水する可能性があるという

ふうなハザードになっておりますと。これは、言わないでいて後で分かったら大きな問題になりますので、正直にお話ししました。それが最終的にどういうふうな形に結びつくのかまではちょっと分かりませんが、少なくともかさ上げた状態から、その中であればかさ上げた状態から建築するとかでしようし、別な場所にというふうな考え方も出てくるかもしれませんが、最優先事項はどうやら経済性だというふうなことのようにございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） それでは、田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

ご質問の県営、県立スポーツ施設の矢巾町からの県への要望という点についてお答えいたします。県営、県立施設の部分については、私のほうからはまず2点の要望した部分についてご説明申し上げます。まずは、県営体育館、みたけにあります県営体育館が、これは昭和42年に建設されたものです。現在54年目ということで、これはかなり老朽化、それから建てられた当時についてはかなり広い体育館だったと思うのですが、今ではなかなか、ハンドボール2面とか、球技の2面が取れないようなフロアになっているということで、当然国体とかもできないような体育館であったということで、県としても建て替えを計画はしておりますが、先ほど町長答弁にございましたとおり、令和6年度をめどに県営の施設の見直し、建設計画なども見直していくということですので、それに合わせて具体的な方向性、立地場所、それから仕様などについても形が出てくるということのようにございますので、それに向けてまして矢巾町といたしましては、ぜひとも矢巾町のほうにそういった大型の施設を誘致、あるいは来ていただければということで要望させていただいたという内容でございます。

それから、2点目の県営屋内プールの要望についてもさせていただいてございますが、これにつきましても、実はこちらについては県の水泳協会の役員の皆様が町長のほうに訪問でいらっしゃいまして、ぜひとも県営屋内プールについても矢巾町に建設を岩手県に働きかけてくれないかというような要望をされたことによりまして、我々から岩手県にも要望しているという状況でございます。矢巾町、アクセスが大変よろしいということで、どこからでもプールに、盛岡からでも県南からでもすぐ来られるということで、矢巾町にぜひ建設を要望したいということで、こちらについても現在雫石に温泉水を使った屋内プールがございしますが、現在はくみ上げる温泉水についても老朽化により利用できないような状況になっているということで、それについて、そこにいる、温泉水を利用しないからもう必要ないというわけではないのですけれども、しっかりした設備を整えて、国体もできるような設備も造って

いただきたいというような要望をいただいております。

なお、これは屋内プール1つだけではなくて、これも国際大会ができるような高飛び込みの台とか、サブプールとか、しっかりとした施設基準を満たした大型の施設を造っていただきたいという要望の下で、我々から要望させていただいたという状況でございます。

以上、2点についてお答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） それでは、私のほうから3点目の医大グラウンドの件で答弁のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、今後の施設整備の方向性ということなのですが、これは国で示しております公共施設等の総合管理計画の指針においても共同利用、共同運用というものがこれから主流になっていくであろうということの中で、本来ここ8点目で答弁させていただいておりますが、例えば仮称スポーツ健康科学センターの凍結であるとか、多目的屋内施設の凍結であるとかというような話の中で、なかなか話が進まない状況の中で、医大のグラウンドなんかも手狭になってきているという話を伺っておりますので、これからは県、矢巾町、医大を含めて、矢巾町のほうに施設誘致をしていきたいなということで提案をさせていただいた内容となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、一般質問の最中ではございますけれども、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を3時25分といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時14分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、赤丸秀雄議員に2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2つ目の質問は、地域おこし協力隊の充実についてです。

昨年末から今年3月末にかけ、地域おこし協力隊員2名が任期を満了されています。また、もう一人の方はあと半年の任期のようであります。若い方の発想でますます町を活性化するためにももっと人員を増やすべきと考え、以下について伺います。

1点目、以前にこの件を質問したとき、募集を行っているが、当町に来ていただけないとの回答でありました。担当していただく業務を明確にする、他町村より強いところ、弱い部分を補う活動に就いていただくとか、町が行った募集内容と併せてどのような取組を行っているか伺います。

2点目、当町出身者などが首都圏等で働き、Uターンを考えている方へのアプローチはどのように行っているのでしょうか。また、町民への情報提供や情報収集はどのようにしているか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地域おこし協力隊の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、現在募集している内容につきましては企画提案型とミッション型で行っております。企画提案型につきましては、健康づくりや観光の情報発信など重点分野の中からご自身の得意とする分野、関心の高い分野を中心に、町の行う業務の支援に従事していただく内容となります。

また、ミッション型につきましては、個別事業の必要性から隊員募集を行うものであり、現在町の情報発信に係る業務、町に関する情報の取材、ラジオ音源の収録や編集、町の情報発信媒体を活用した事業の企画や運営などの事業に従事していただく内容でそれぞれ募集を行っております。

なお、採用に関しましては、町の意向と応募者の将来の展望、矢巾町への思い、事業への熱意などを考慮し、採用してまいります。

2点目についてですが、本町出身者のUターン希望者に絞って行っているものではありませんが、町ホームページや一般財団法人地域活性化センターが運営しておりますニッポン移住・交流ナビ、JOINに矢巾町地域おこし協力隊募集要項を掲載し、広く周知を図り、町の地域活性化に従事していただける方を募っております。

また、情報提供につきましては、広報やはばに地域おこし協力隊通信として定期的に掲載し、地域おこし協力隊の活動内容について広く周知を図っておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 町も募集には努力されているという話は聞いておりますが、応募には企画提案型、ミッション型で行っているということではありますが、私はぜひ矢巾町の6次産業化、特に特産品の開発とか、それから町国民保養センターの活性化のために宿泊や日帰りセットでイベントの企画運営をしたり、南昌山周辺散策者への、上る方、下りる方いると思いますが、ヤマブドウやさんさジュース、それからソフトクリームを中心としたジェラートの販売や食事提供を屋外で気軽にできる仕組みづくりなどのイメージで矢巾の観光拠点を目指す構想を依頼するなど、そういうところをイメージして募集したら集まるのではないかと考えておりますが、これについて所見を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えのほうをさせていただきたいと思いません。

私も議員のご提案を聞いて、すごくわくわくしながら聞いたわけですがけれども、まず地域おこし協力隊なのですが、こちらは平成21年にできていた制度でございまして、もう12年ほど経過していて、それなりの知名度も出てきていると思います。これは全国的な傾向でいいますと、導入当初は自らの明確なビジョンを抱えて、そしてこの地に行きたいという方々がほとんどでございました。一方、私最近感じているのは、最近はちょっとそういうところから変わったのかなというふうに思っています。就職先の一つとして捉えているようなところがございまして、例えば試験に至っても矢巾町がどんなところかも分からないし、行ってから頑張りますみたいな感じの人たちがほとんどでございます。

そうした中で、なぜこの企画型、ミッション型にしたのかという話でございましてけれども、まずそのような前段で、当初いたような人材像、こちらはまさに企画提案型の方なのだろうと思います。そういう方は、まさにウエルカムなのですけれども、最近の成功例といたしましては、ミッションを掲げて、まちとマッチングし合うというところがございます。こちらにつきましては、例えば各課にどんな人材が協力隊として組めるかというようなところを分散して出た結果、今1つ、ミッション型、クリエイターでまちの魅力を見せましようというものを発信しているという状況でございまして、こちら辺は様々な計画が煮詰まった段階で必要な人材像が出てくると思っていますので、そうした中では議員おっしゃるとおり積極的に募集につなげてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） まず、そういう形で、私もいろいろ提案したいと思っておりますが、本当になかなか、では矢巾で何やってもらおうのだというところでやっぱり頭を抱えてしまいました。そういった意味で、まず少なくとも国民保養センターのこの前の決算状況等を踏まえれば、社長が町長で、忙しくて顔も出せない状況になっていくのかなということを危惧すれば、あそこの支配人的な役割を若い考えでやるのもいいのかなと思ってお話しさせていただきました。少なくとも前もお話ししたように、あそこは町民の唯一の温泉という形になって、パストラルも百万石も閉鎖したような状況で、今あそこしかないというような状況でありますので、あそこは唯一になりましたから、ぜひ町民の福祉向上のためにお願いしたいと思っております。若い方の感性でやれば売上げは少なくとも伸びますし、また土日だけでもあの周辺、もしくは町のイベントで出前販売することによっていいのかなと思っておりますので、その辺も、私の知恵はあまり期待できないのですが、ぜひ皆さんの若い知恵で募集に向けてやっていただきたいと思っております。

質問は、任期満了者で事業の起業などを望まない方で、矢巾町に引き続き貢献を望むのであれば、町職員への登用、これは当然正規に任用試験を受けてもらっての話であります。そういうことを進めるなど、矢巾町の今の任用は40歳ぐらいまではそれなりのスキルあれば採用する制度ということなので、そのことをアピールすることも募集に必要と考えますが、そのことについてどう思いますか、伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） ありがとうございます。地域おこし協力隊の国で定めた推進要綱におきましては、行く行くは地元に残って起業してといったようなことにあるのですが、必ずしもそれに限定されているものではないと思います。例えば現隊員が任期満了まで務めて、今後もその中で頑張っていきたい、あるいは矢巾町に来た3年間の中で、あるいは町職員としてもっと違うことをもっと広い視点でやってみたいのだというような意欲があれば、それは全然妨げるものではございませんし、むしろそういった経験を積んだ方が入ってくれることは、あくまで採用試験の結果ということではあるかと思っておりますけれども、非常に望ましいことなのではないかなと思っております。

今度任期満了を迎える職員につきましては、様々な選択肢を、彼女の人生が幸せであり、

そしてかつ矢巾町に貢献できるような体制が取れるように引き続き応援してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 皆さんご存じだと思いますけれども、地域おこし協力隊の経費は国の特別交付税措置で行っておりますので、矢巾町には負担かからないという部分があります。県内でも多いところは20名、盛岡市辺りでも15名前後、終わる方もいれば入ってきている方もいます。盛岡市といっても山の奥まであるので、それなりの業務を見つけて募集しているようですが、そういったところを加味しながら、ぜひお願いしたいと思いますし、また新聞記事によれば、当然地区ごとの報酬によっては違うと思うのですが、当初のときは矢巾町200万円プラス住宅経費とか、研修経費とか上乘せはできたのですが、そういう形の安い部分でありましたと。けれども、今国では24年度8,000人を目標に、現在は大体全国で4,500人弱ぐらいだと思いますが、24年度には8,000人を目標に取り組むと。それには21年度で報酬改正、22年度もまた報酬改正、どれぐらいの金額が上乘せになるか分かりませんが、高いところでは60万円ほど上乘せになるような形ですので、そういったところも踏まえて。ただ、先ほど企画財政課長が言われたように就職の部分を意識してと言われると、またここはニュアンスが違ってくるのですが、そういったところも募集するところであると思います。

ともあれ先ほど言った町内にもやっていただきたい業務がたくさんありますし、また若い感性を育てる意味でも、これを任せてやってみせたいというところもアピールしながら、ぜひ募集に積極的に取り組んでいただきたいのですが、この項の最後の部分で所感を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、国のほうでは条件がどんどんよくなって行って、交付税措置の財政措置分まで、地方財政措置分もだんだん上がってきております。

現在JOINで矢巾町が募集している内容につきましては、県内で同じく募集している中では一番いい条件が出ているのかなというふうに理解しているところでございますが、またこちらにつきましては、上限についてはまだまだ実はあるわけで、何で先ほどマックスまで上げないかというような話の中で、有利な就職先として考えている人がいるということでございましたが、まず最近の成功例を調査しますと、いずれもその地で明確なビジョンを持っ

て社会的価値を生み出そうという人です。そうした例をさらに分析しまして、あるいは本人に聞く機会もあるのです。そういうことを聞くと、給与や金銭的報酬ではなくて、生きる中での働く意味を、仕事の社会的価値であるとか、他者からの感謝、家族や仲間との生活時間を大切にしたいという方が地域おこし協力隊の働く動機ということになっておりました。その中で、矢巾町としてはいい条件を与えつつ、そのような人材が集まってくる募集に努めてまいりたいと思いますので、引き続き皆様からも様々なご意見を賜ればうれしいなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 3つ目の質問は、ふるさと納税増収に向けた取組について伺います。

令和2年度における町のふるさと納税に取り組んだ成果が目標以上の状況でありましたことに、まず担当者皆様へ感謝を申し上げたいと思っております。そこで、私も含めた皆さんで知恵出しを行い、当町のふるさと納税増収に向けて取り組みたいと思うことから、以下について伺います。

1点目、令和2年度実績を踏まえ、目標を上回った点で何がよかったのか。また、令和3年度4か月を経過した状況では、その状況がどうであるか伺います。

2点目、過去数年を踏まえ、矢巾町を応援してくださるリピート者数と納税者全体での比率、町出身者との関わりはどのような状況であるか伺います。

3点目、令和2年度納税額から返礼品や消耗品、運営委託等の経費を除いた額はどの程度であったか。また、町民が他市町村に納税したことによる町の減税影響概算額の状況はどうであったか伺います。

4点目、令和2年度納税額の一部を基金として積み立てることができたのか。また、町の将来を踏まえた場合、基金化は必要と考えますが、そのことをどう考えているか伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ふるさと納税増収に向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和2年度のふるさと納税額は5億7,100万円であり、前年度から約1億5,000万円の増となっております。新型コロナウイルス感染拡大に伴う巣籠もり需要に加え、本町の返礼品がメディアで特集されたり、ポータルサイトの公式メールマガジンで紹介されたりし、注目を浴びたことが増額につながったものと考えております。今年度のふるさと納税の状況ですが、引き続き巣籠もり需要の影響から、昨年度と比較して2割ほど伸びている状況であります。

2点目についてですが、過去2か年度にわたり毎年度寄附をいただいた方は2,120人、2年度寄附の8.3%となっております。町出身者との関わりといたしましては、ふるさと矢巾会の皆様にパンフレットを送付し、PRを行っております。

3点目についてですが、令和2年度のふるさと納税額から返礼品等の経費を除いた額は約2億9,400万円であります。また、矢巾町民の他自治体への寄附額は約2,500万円、課税控除額は約1,000万円となっております。なお、ふるさと納税による税収減については、75%が地方交付税で補填される制度となっていることから、実質的な減収は約250万円となります。

4点目についてですが、令和2年度のふるさと納税は全て経常経費の財源となっていることから、財政調整基金への積立は行っておらないところであります。

ふるさと納税基金の創設については、厳しい財政状況が続いていることから難しい状況ではありますが、目に見えるような形での活用も必要であることから、引き続き検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2年度の返礼品は、コロナ禍であったのか、全国的に食料品に人気があり、当町もその傾向であったようです。

そこで、私の提案ですが、町の地物である野菜、果物、お米などのセットを3回程度に小分けして返礼する品に取り入れていただきたい。ここでのセットとは、時期野菜とヤマブドウ製品、町の特産品のズッキーニ、リンゴ、お米などを活用して、地元産の農産物の提供により農業活性化の一助となると思いますが、その考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えのほうをさせていただきたいと思いません。

セットの販売、これは定期便みたいなイメージということであろうかと思いますが、こちらのほうにつきましては皆さんの協力を仰ぎながら実現に向けて頑張っていきたいなと思います。非常にいいご提案だと思いますので。ただ、これはすぐできるかというとなかなか難しく、時期であったり、生産者の都合だったり、あとは発送の関係でどんな温度で送るかというのにもかなり影響されてきますので、難しいとは思いますが、これまでも定期便につきましては農業製品のほうは出させていただいておりますので、そういう知見を使いながら実現していきなと思っていますし、一部そういう形で野菜などはやっておりますので、定期便という形でいろんなものをパッケージにしてということにチャレンジはしてみたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 確かに小分けして、定期便というより、それなりの季節に送るということで手間はかかります。ですが、首都圏の方は群馬とか茨城、千葉辺りから取り寄せているのです。所得も違うので一概には言えないのですが、新鮮度をお金で買うようなイメージで考えていますし、後でお話ししますが、国から補填される部分もあって、計算してちゃんと6万円とか10万円ぐらいの部分の中でふるさと納税をやっている方が多いと思います。

それで、私はこれを調べていますが、2008年から始まったふるさと納税制度には不公平な部分もあります。ですが、現制度の下で納税に協力いただける方を増やす取組が必要と思っています。手っ取り早いことは、知恵出しと手間暇かける作業に臨時雇用者などを増やして経費をかけるが、経費以上の効果を上げる、チャレンジするVE手法を取り入れてプロジェクトで取り組むことを提案したいが、このことへの所見を伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたしたいと思います。

現状、これはどのような形で、役場が主導ということなのかどうかというのはちょっとあれなのですが、今矢巾町では8つのポータルサイトを運用しております。その受発注を地域商社なる企業がまとめて運用しておりますので、そこで束ねてそれぞれやっておりますのですが、各企業において知恵出しをして、それぞれ頑張っている商品開発をしていただいておりますので、現在のところ町が主導して統一的なものというよりは、個々の商品の商品力を高めるというようなところで今取組を行っているところでございませ

て、その魅力のあるものが、もし相乗効果として一緒にしたほうがもっといいのではないかというようなものがあれば、その地域商社が提案して、あるいは事業者からの提案も当然ございますが、パッケージにしておりますので、現在はそういう形で進めているところなので、成功の流れを今続けていきたいなどは考えているところですが、先ほど申しあげましたように臨時雇用して、それ以上のというのは各事業者さんの中で考えていただければいいのかなというふうに今は思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 確かに今課長がおっしゃったようなポータルサイトオンリーを利用しながらということであれば、それは当然不可能であります。手間暇かけるということは、やっぱりそこを、その部分の返礼品には町で、もしくは臨時の方が主体になったプロジェクトの中でやっていくというような形を取らない限り、ポータルサイトは全国運営ですから矢巾町の物産に対して全然固執しないのです。そういった意味では、そういう形は無理だと思います。よそのやり方も加味しながら、検討する価値は私はあるかと思っております。

次の質問は、基金積立ての提案です。今回の決算書を見ても感じるのが、納税いただいた金額を後で各項目に振り分けているように思います。もし当初の予算で目標額分のみ計上してあれば、目標額を超えた半分は基金として積立て可能であり、どうしても使用しなければならぬ事由時は議会に説明して使うことをルール化すれば済むことと思っておりますが、この考えについての見解を伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 赤丸秀雄議員のただいまのご質問については、私も同感なのです。実は、これはスタートしたときに基金に積立てして、もしよければ矢中跡地の売却を、お金を当てにしなくても、ふるさと納税のお金を基金に積み立てればできるのではないかと静かにほのかに期待したのです。ところが、財政運営が非常に厳しい。だから、いいですか、私ら当局はふるさと納税、この間も新聞報道で5つ報道されたのです、市。町村では、矢巾町ナンバーワンなのです。これは、本当に担当の職員たち。私も今日はちょっといい背広を着てきたので、別な背広のほうのポケットには、常にふるさと納税のチラシを入れて、お客さんがおいでになればお願いしているのです、何とかふるさと納税。それは、JRだったり、NTTだったり、いろんな方々に。だから、今私どもとしては、そういった基金の積立てを考

えたらどうなのかということなのですが、今の財政運営は非常に、もう議員の皆さん方から実質公債費比率、または将来負担比率のことをいろいろお話しされる、また今起債の償還は令和4年度、5年度はピークになるわけです。そういったことで、赤丸議員のご指摘のとおり基金の積立てをしたいのだけれども、できない状況下にあるということだけは。そして、できれば私も、先ほど答弁の中には前年度に比較して2割増えると。だから、本当に血のにじむような思いで、だから先ほどいろんなお米とか野菜とかの組合せとか、赤丸秀雄議員に指摘される前にうちでいろんな取組をやっているのです。だから、どうか今後赤丸秀雄議員をはじめ、議員の皆さん方にもひとつふるさと納税、矢巾町にお願いしたいと、その思いがみんなに伝わればいろんな意味で、だからそれが学校教育施設とか社会教育施設にもつながるわけですので、そこをひとつご理解の上、今後ともしっかりした対応をまいりますので、ご理解をいただきたいということでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） ちょっと時間あるので、一言だけ質問させてください。

2年半前に問題になりました。その前は、返礼額、ガイドラインとかなくて、それなりの返礼品もやるとか、商品券で返すとか、そんなやり方もあった自治体もありました。確認したいのは、町民が寄附した場合、当然減収分の75%が地方交付税で補填されると。これを例えば我々が矢巾町の牛肉を返礼品としてやって、それから我々は微々たる収入なので、でもたしか6万円ぐらいは納税はできるのです。そういった部分であっても、やっぱり矢巾町に寄附し、それからした分の減税を75%、町に交付税として戻るということであれば、そういうことは今でも可能なのでしょうか、それを確認して最後の質問とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

現行制度下では、町民が寄附していただいて、それに対して返礼品を矢巾町が送るということは違反になりますので、停止要件になってしまいますので、現状ではできないという形になります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 以上で9番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは次に、1番、藤原信悦議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(1番 藤原信悦議員 登壇)

○1番(藤原信悦議員) 議席番号1番、町民の会、藤原信悦でございます。

1問目の質問は、人口減少に伴う諸課題の取組についてでございます。8月1日、本県の推計人口は7月1日現在で120万人を割り込んだとの新聞の報道がありました。人口110万人台は、約80年前の人口だそうです。ちなみに、その当時の65歳以上の高齢者人口は4%ほどと現在とは隔世の感があります。また、広報やはばによれば、本年4月以降、人口は2万7,000人を下回り、人口3万人構想の実現は遠のいたというか、足踏み状態に入った感じがします。

県は、社人研、国立社会保障・人口問題研究所が推計する2040年の予測人口88万人台に対し、100万人程度の人口を確保すべく、働く、育てる、暮らす、つながるの4つの柱で施策を進めています。当町も今回の状況を人口減少問題解決の転換期と捉え、これまでとは違った発想や大胆な施策をもって取組を始めるべきだと考えます。取組次第では、その減少を緩和できるのではないのでしょうか。人口問題は世代をまたぐ問題であり、時間のかかる問題なので、取組は早いほうがよろしいかと思えます。

また、今回の市街化区域の拡大は、確かに人口増加にはつながりますけれども、高齢者が増え、年少者、生産人口の割合が減り続けている現状の趨勢にあっては、人口減少問題の本質的な解決にはならないと考えます。よって、以下について伺います。

1つ目、社人研は矢巾町の若年女性人口、20歳から39歳は、2010年の3,319人に対し、2040年は1,065人と51.6%も減少し、消滅可能性都市の一つになると推計しています。盛岡広域圏を見ますと、減少率5割を超えるのは葛巻町69.8%、八幡平市69.3%、雫石町63.4%、そして矢巾町となっております。これは、当町の合計特殊出生率が1990年以降、人口置換率の2.07を割り、さらに2009年からは1.50を下回り、回復に至っていない結果と言えます。まちは、2025年の合計特殊出生率目標を1.8、多分これは希望出生率かと思えますけれども、1.8としていますが、現状の取組で本当に実現できるとお考えか。また、課題があるとすれば、それは何であり、どう解決しようとお考えか伺います。

2つ目の質問です。平均寿命が延び、かつ高齢者層がさらに増加する時代にあっては、介護の問題は今より深刻になると思われます。世帯人口が2.5人前後と少ない現状にあって、高齢者等の介護は若い世代には大きな負担になると思われます。世帯人口が2.5ということ

は、単独世代と、あとは親と子の2世帯の家族構成が大多数ではありますけれども、親が仕事を離れば家計を担うのは子どもとなります。また同時に、親の介護の担い手も子どもとなります。介護の形態は、施設とか自宅介護、いろいろありますけれども、いずれにしても子どもが生計と介護の両立で厳しい状況になることがわかります。現在でも若い世代が介護のために転職や退職するとか、仕事と介護で精神的、肉体的に大きな負担を抱えている話はよく聞きます。早期に若い世代の就労と介護が両立できるよう支援策等を考えるべきではないでしょうか、お考えをお尋ねいたします。

3つ目でございます。若い人の働く場の確保には、事業場を増やすか、既存の事業規模を拡大することは急務であり、そのための企業誘致や地場企業の育成は待ったなしに急ぐべき課題と考えます。しかし、このことは長年、他の市町村も取り組み続けていることであり、他と同じことをしては誘致競争にも勝てないと思います。そのためには、これまでの施策にとらわれない、これも大胆な発想とスピーディーな事業展開が必要と考えます。若者は働く場がなければ当然まちを離れます。その点を考えましてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、藤原信悦議員の人口減少に伴う諸課題の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計は、本町が何も施策を講じない場合のものと理解しております。本町の合計特殊出生率は減少傾向にありましたが、ここ数年は少しずつ増加しているほか、市街化区域拡大による新たな住宅地整備が計画されており、移住、定住施策も併せて展開することで、これからお子さんを出産し、育んでいく世代が多く居住することが見込まれます。

出生率の低下については、女性の社会進出が進む一方で、職場環境も含めた子育て支援体制が不十分な面もあり、子育てと仕事の両立が困難であることや、子育てにより仕事を離れる際に失う所得が大きいことなどが影響していると言われております。

本町では、今後さらに若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境を提供するため、昨年度から子育て世代包括支援センター事業に取り組み、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を切れ目なくワンストップで相談、支援する体制を整え、保健師や助産師がきめ細かな支援を行っております。

さらには、産後ケア事業の充実や産後の家事援助支援事業を計画しており、安心して子育てができる環境をより一層整え、合計特殊出生率の向上につなげるよう努力してまいります。

2点目についてですが、若い世代の就労と介護が両立できるような支援策に位置づけられる制度といたしましては、高齢者が安心して、できるだけ自立した生活を送るための制度であります介護保険制度や介護保険以外の生活支援のサービス制度がございます。それぞれの制度の内容や利用方法について、若い世代も含めてさらなる周知を図り、介護のために若い世代の方々が転職や退職を選ぶことなく、必要な場合は介護保険サービス等を利用し、就労と介護が両立できるよう支援体制の拡充に努めてまいります。

3点目についてですが、人口減少問題の解決には若い人の雇用の確保が重要であり、町としては都市計画の地区計画制度などを活用しながら新たな産業用地を創出するなど、新規雇用が見込まれる企業誘致に取り組んでまいります。

また、情報発信のための新たなツールとして、金融機関を介した会員制の情報共有サイトを活用してまいります。これにより、町の立地環境のよさや税制優遇等の支援策を情報発信するとともに、立地を検討しております全国の企業情報を収集することが可能になります。これに加え、全国の自治体が打ち出す施策についても情報収集が可能となることから、企業の要望を集約し、かつ他市町村と比べ優位性のある支援策を展開できるよう、企業が本町に進出しやすい環境を整えてまいります。

さらに、町と商工会と連携しながら、町内の未利用地や空き店舗、テナント情報の把握に努めるとともに、これらの情報を積極的に発信し、立地を検討している企業と土地、建物所有者がマッチングできる体制の構築を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 誤解のないように申し上げます。社人研の推計人口は、調査時の状況を前提にして出されたものであることは重々理解しております。問題は、広報やはばに記載のとおり、4月以降の人口は予測より早く、予測資料としては2万7,000を割るのは2025年以降になるという予測が出ているのですけれども、それよりも早く減り続けているということに対する危機感から問題提起していることをご理解いただきたいと思います。

確かに回答にありますように、住宅地整備による移住、定住施策は、総人口を増やすという面ではこれまで有効だとは思いますが、若い世代の人口が増えるかという点では疑

間が残ります。なぜかと申しますと、高校を卒業すると就職や進学でまちを離れ、そしてまちに戻ってこないという現状の延長でそのままいくのであれば、一時的には人口は増えるかもしれませんが。ただし、人口構成は今と変わらないという問題を残してしまいます。理想的なのは、皆さんも昔社会科で勉強したと思うのですけれども、ピラミッド型のああいう形が一番理想なわけですけれども、手前どもの体型はある年代をどんどん、どんどん追って上になる形になっていますので、いずれこれを何とかして形を変えないといけないという思いから質問した次第でございます。

少子化に加え、矢巾町に生まれた世代が抜けていくことは、いびつな人口構成に拍車をかけるだけだと私は考えております。矢巾に生まれ、矢巾で育った若い世代がまちを離れて戻らない、それはなぜなのだろう、この本質的な問題の解決として並行して行わないと人口問題の解決は図れないと思います。国にしても自治体にしても、一番のベースはやっぱり住民、住民がどうあるかということは問題だと思うので、再三この質問をさせていただいております。住んでよし、働いてよし、子育てよしのまちづくりを目指し、体系的、横断的に取り組んでいただきたいと思います。改めてお考えを伺います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 大変難しい質問でございます。何と答えていいのか、ちょっと頭の中が混乱しているのですが、まずまさに政策を今打たなければいけないというのは全くそのとおりだと思います。

ただ、ここで私、人口を考える上で過去を振り返って見たのですが、ちょっと古い話になりますが、昭和16年に人口政策確立要綱というものがありまして、人口増加の促進をということで図っていました。昭和20年になると、人口7,200万人で人口過剰論という話が出てきて、海外移住の促進を図っております。昭和43年、私がもうちょっとで生まれるあたりなのですが、人口1億人を突破して、産児制限や避妊の推奨、標準家庭を子ども2人にして少子化を推進して、代わりに豊かな生活を手に入れましょう、昭和49年、世界人口会議で人口爆発の抑制方式ということを討議しまして、同年の我が国の人口白書では制止人口を目指して、いわゆる我が国は今でこそ人口減少が社会問題になっていますけれども、まさに人口を減らす政策を取ってきたことの結果が今でございます。

抜本的な解決策といたしましては、ですから子どもがたくさん生まれることに尽きるのだと思います。人口置換水準の話、議員もおっしゃってございましたけれども、まさしくこれは構造的な問題だと思いますので、私どもできる政策は速やかに打つ、なおかつ国に対して、

この少子化問題を本気で取り組むことにしなければ、もはや、もう今の段階で次の世代のお母さんの数が決まってしまうので、かなり長期な話にはなろうかと思えますけれども、その策を打っていかねばいけないというふうに思っているところでございます。

まず、ではまちで何ができるかということではありますが、まさしく働く場の確保ではないかなというふうに思っております。当然子どもを産む環境をつくるということは非常に重要でございますが、もう一つ、出て行った人たちが戻ってこられる環境をきちんと整えておくというのは、まちの持続に関して非常に重要な視点だと思います。ですので、この点におきましては、矢巾町といたしましても子育てをする環境、生む環境、働く環境、そしてもう一つ、学ぶ環境というものも併せて整備していく必要があるかと思えますので、そうした視点でまちづくりのほうは、もう待ったなしだと思いますので、一生懸命頑張っていきたいなと思っているところでございます。

ちょっと答弁になっていたかどうかはあれなのですが、お答えと代えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 今のお話のお互いに認識しているのは、やっぱりいびつな形になっているということだけは認識していただけたと思っておりますので、これは時間のかかる話ですけれども、いろいろと今までも施策を打たれていますので、それをそちらの方向に有効的に動いていただければと思います。

2つ目の質問です。介護等の問題なのですけれども、若い人たちが、先ほど言ったとおりのお母さん、お父さん、自分、3人ぐらいしかいないと。お父さん、お母さんが生きているうちは、どちらか、お互い面倒を見られるのですけれども、片親になった段階で初めて自分もろに介護の前面に出てしまうということで、本当は仕事も離れなければ、そのまま続けられればいいのですけれども、やっぱり事情で一度仕事を離れます。そのうちに親御さんが亡くなって、気づいたら自分はもう50代になった、60代になった。だけれども、働かないと生活ができない。その就職しようとする場合に、なかなか本人が希望する職種に就くことはできないと思います。企業も一定年齢以上になると、本人の事情は理解しますけれども、やはりスキル、あるいはキャリアをある一定年齢の人には求めますので、なかなか採用に至らないケースが多くなります。自分も人事を担当していましたので、やっぱりこの辺はどうしても線引きをしてしまいますので、そういう意味でも半分反省で申し上げます。

つきましては、町として介護支援策とともに、そういう方々がスキルを持って再就職でき

るように職業訓練、制度上はいろいろありますけれども、例えば授業料の支援をすとか、何らかの形でスキルを持てるような支援をしていただけないかなというのが頭にありまして、お考えをお尋ねいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） それでは、介護の問題について、再確認も含めて答弁させていただきます。

ご案内のとおり、平成12年、西暦2000年におきましては介護保険制度がスタートしたわけですけれども、それ以前については在宅介護、いずれ家族介護が中心だったわけでございまして、ご案内のとおり介護需要がべらぼうに大変なことになるということで、やはり家庭、個人が負担し切れるものではない、社会全体で支えなければならないということで介護保険制度がスタートして、はや21年がたってございますけれども、町民の方と接して感じるのは、制度、仕組みについてやっぱり分かりづらい部分があって、いざ人間、誰しもそうだと思うのですが、そのことが起きないと深刻に受け止めない部分もございますので、町長答弁でもお話ししているように、いずれ若いうちから、元気なうちから、親がピンピンしているうちから、困ったときもこういうふうな仕組みが出来上がっているのだということを知っていただくということが非常に重要だと思います。

あと、本町の社会資源の状況を申し上げますと、介護保険サービスについては居宅も施設も充実しております。もちろん医療機関も他市町村に比べて充実しておりますので、反面医療費が高い、あるいは介護保険料が高いという、そういうリスクも実際はあるわけでございますけれども、例えば施設でいくと特養も県内では充足しているほうですし、老人保健施設は高齢者1人当たり、ベッド数からするとナンバーワン、一番矢巾町は充実しているということがございます。そして、介護あるいは育児の休業につきましては、育児、介護休業、休暇制度についても法改正がなされて、ただ充実の方向には向かっているわけですけれども、介護保険制度と同じで町民の皆さんにそういったところも総合的にご理解いただいて、いずれ自分一人で抱えるのではなくて、制度を上手に使って、必ずしも介護離職しなくてもやっていけるためにできた制度が介護保険制度ですので、そこを、基本的な部分ですけれども、改めて周知徹底はさらに重ねてまいりたいというふうに考えております。

あとは、就業支援につきましては、私、介護のほうの分野でしか申し上げられないのですが、例えば介護福祉士等の資格を取得するのであれば、町で支援は特にはしておらないのですが、県の社会福祉協議会のほうで充実した助成制度もありますので、そ

ったところも、県内の自治体で独自にやっている部分は、県社協でやっているものの上乗せで若干やっているところがありますけれども、そういった情報も総合的にお伝えすることで、一人で悩まないで、いろいろな支援策があるということをまずはご理解いただくような形で支援をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、若い人の働く場の話、先ほどご質問申し上げましたけれども、進出する企業からすれば、あちこちで誘致、誘致と声はかかるのだけれども、求める人材が多く、採用が容易であるとか、他の地域との交通のアクセスがよいとか、優遇税制のほうはあるようですけれども、関連企業を含めた進出が容易であるとか、あるいは従業員の生活環境やその子どもたちの教育環境が整っているとか、やっぱり何か他との違いがないと。私どもの前いた業界では差別化と言うのですけれども、横文字で言うと差別化とは別でスペシャリゼーションと言うのだけれども、そういう何か違ったものがないと、幾ら来てくださいと言ってもなかなか来てもらえないと思います。そういうものを、例えば矢巾町としてどういうものがあるだろうか、一回棚卸をされて、それを集中的にアピールする方法で何とか誘致を図れないものかと考えております。

またもう一つは、前から産学官金とかという形で、他業種、他団体との共同でのいろいろな行動することを考えておりますけれども、ぜひこれは土地開発にしても、やっぱりディベロッパーさんのほうがはっきり言っているような情報等を持っていますので、ぜひそういうものも有効に活用できる仕組みと体制をおつくりいただいて、せっかくスマートな、コンパクトなシティで、これだけの誘致があるまちですから、ぜひそれを進めていただきたいのですが、その点の考えをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま誘致のお話ありがとうございました。1つご紹介させていただきますと、先日の全員協議会でもお話しさせていただきましたプロロジスがみちのくココ・コーラなどに来るということで、そういったものの波及効果が今いろいろ来ておまして、ほかの誘致企業にもかなり影響があるというか、どんどんとこういうふうな、矢巾町に立地したいのだけれども、土地がないとか、そういった情報がどんどん舞い込んできてございます。それをうちのほうでは情報整理しながら、その企業に合ったものが紹介できないかと

ということで、いろいろ今調整をさせていただいている最中でございます。

そういった意味で、今誘致企業、これからまさに動き始めるのかなということで、こちらから待ち構えるばかりではなくて、やはりこちらから進んでやらなければならないという点で、先ほど町長からの答弁の中にもありましたとおり、金融機関、こちらのポータルサイトを使って全国の情報をいただくなり、こっちから全国へ向けて情報発信できるといったシステムに今度加入する予定となっております。これは無料でございまして、まさしく産学官金の金を活用した中で今度進めてまいりたいというふうに考えてございます。従来の産学官の連携もそうなのですけれども、金融もその辺は利用しながら今後誘致企業を進めて、人口増、そういったものにつなげられればいいな、若い人の雇用につなげられればいいなというふうに考えてございます。まさしく議員おっしゃるとおり、その辺はいろいろご指導いただきながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、この質問の、藤原信悦議員の働く、育てる、暮らす、つながると、この4つの大きな柱、そしてこのことについて、これまでと違った発想、または大胆な施策と、このことなのです。そこで、まず私が今まち・ひと・しごとの地方創生、あるのですが、まちづくり、ひとづくり、そしてしごとづくりと、やっぱり私は人材育成だと思っております。

そこで、今矢巾町では、最後教育につながることになるのですが、本町においてはそういった人材育成、ある意味では恵まれておりますし、岩手医科大学に総合医科大学で、医学部、歯学部、薬学部、看護学部、または産業技術短期大学校というものづくりの専門学校もあるわけです。そういったことで、これから大胆な発想、それからいわゆる本質的な課題解決、私はやっぱり行き着くところは教育だと思っております、人材育成。そして、どんなことでも、医療に限らず、全てそこに私はつながるのではないのかなと。

それから、先ほどから吉岡課長なり佐藤課長のほうからも雇用のお話をさせていただいておりますが、本町にとって優位性のある企業の誘致というのはどうあるべきか、これからそれも選択肢の中に入れて考えていかなければならないということで、昔、ご存じのとおりアイワで女性の方々の雇用の場があったのですが、大胆な発想としては、そういうことも考えていかなければならないのかなと。だから、今北上市ではいろんな、東芝メモリと、また今社名が変わっているのですが、そういう関連するIT企業とか、そういうようなものを誘致していくと。だから、そういうようなものについても産業技術短期大学校あたりのものづく

り、こういうようなところとも連携しながら進めていくということで、いずれこの4つの柱、そして私どもは今いわゆる人材の、例えば女性であればM字カーブとか、それから男性であれば台形の形の雇用というようなことを言われておるのですが、いずれ育児・介護休業法とかそういうようなものも、やっぱり私ども、特にも非正規社員というか、そういうような方々にもそういうことが取得できるような環境づくりもしていかなければならないのではないのかなということで、いずれまちづくり、ひとづくり、しごとづくり、これをすっきり組み合わせながら考えていきたいなということでひとつご理解いただくとともに、それから介護の話があったので、私もちょっといろいろ調べてみたのですが、老後について不安を感じるかということで、8割以上の方がやっぱり老後について不安を感じると。そのときに心配なのは何か、不安を感じることは何かと。やっぱりお金、健康、それから自分自身が認知症になること、自分自身の介護、そして両親の介護といろいろなことを言われておるわけです。だから、私ども町としても、そういうことをしっかりサポートできる体制整備も考えていかなければならないのではないのかなと。

だから、先ほどのご質問があった4つの働く、雇用の関係、育てる、育児環境の整備、それから暮らし、これはお金にも関わることもあります。それから、いかにして地域とつながっていくか。いろんな興味深い結果が現れたのは、人とのつながりと老後の不安の関係、一生付き合える友人がそばにいるかと、こういうことも今はもう不安だと感じるというのを、だから私らの年代はあまり考えられないことなのですが、そういった孤立、孤独化、ひきこもりのあれが、そういう現象がやっぱり出てきているのかなと。だから、いずれ今後一つ一つ検証しながら、大胆な発想、そして環境づくりをやってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、時間も大分経過しておりますので、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

再開を4時45分とします。45分再開でございます。

午後 4時32分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長（藤原由巳議員） それでは、再開します。

会議時間の延長

○議長（藤原由巳議員） 議題に入る前に、皆様にあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第9条第1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎることが予想されますので、同条第2項の規定により延長することをあらかじめ宣告しておきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、藤原信悦議員に2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、2問目でございます。地域住民と連携した防災、避難活動についてお尋ねいたします。

本年5月20日から改正災害対策基本法が運用されました。国が避難の呼びかけ方を改めたのは、勧告を出しても指示の段階まで動かず、逃げ遅れる人が多いとの指摘によるもので、避難指示はこれまでよりも早いレベル、1段階早いレベルで発令されます。しかし、運用開始から7月7日までに5件の指示発令がありましたが、実際に避難所に身を寄せた住民は僅かだったとの報道がありました。具体的には5件中4件での避難者の割合は、対象人数の0.07%から0.2%であり、7月3日の京都市では避難対象者2万1,332人に対し、避難所に避難した人はゼロという数字でした。なぜそうなるのかということですが、災害時には直面する異変や不安を大したことではないと考える正常性バイアス、これは認知バイアスの一つですが、今までなかった、いや、うちは鉄筋だから大丈夫だとか、変にこういう安心させる、そういう心理的状态が生じやすいという指摘もあります。

前述の事例で大切なことは、改正内容の周知ができていなかったことも一つですが、避難者が差し迫っている危険を自分のこととして捉え、自らの命を自らが守る行動に出るようになることが必要と考えることから、以下について伺います。

1つ目、地域ごとの災害時要援護者の救援体制等の整備状況、要介護者の高齢者や障がい者に対応可能な避難場所の拡大、医療体制の整備は当町はどのようになっていますでしょうか。そして、町民にはどのように周知徹底されているのか伺います。

2つ目です。災害が想定される地域では、住民参加型の避難訓練を定期的実施し、発生時には住民一人一人が自発的に避難行動を取れるようであればならないと考えますが、お

考えを伺います。

一昨年視察した茨城県境町、利根川がそばを流れていますが、住民同士が声がけし、体が不自由な方は近隣の方と一緒に避難できるよう訓練を実施していると聞いております。自らの命は自ら守る、災害弱者は地域で守るという意識を高め、犠牲者ゼロの実現を目指していました。

以上について伺います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 地域住民と連携した防災、避難活動についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、避難行動要支援者の救援体制の整備状況につきましては、医療、福祉や防災等担当課相互に連携し、平素から要支援者ごと個別避難計画を作成するとともに、社会福祉施設への直接訪問により、各施設や関係団体及び医療機関等と連絡、連携体制を構築しているところであります。

有事における避難に際しては、要支援者個人あるいは社会福祉施設単独での避難行動は困難なことが予想されることから、地区における自主防災会や地元消防団等による積極的な支援の実施並びに連携体制の強化をより一層図り、避難行動要支援者の避難の実効性を向上するとともに、救援体制の整備状況について町民の皆様へ周知してまいります。

避難所の拡大につきましては、避難行動要支援者のうち、介護サービス、障がい者等の支援サービスを必要とする方の受入れを行っていただくため、町内14か所の福祉避難所を指定しておりますが、各福祉避難所で受入れが可能な要支援者の特性や障がいの程度など、及び施設の整備状況、介護衛生用品等の備蓄品や物資、機材の確保状況など、詳細にわたって各避難所の現況について把握し、分析を進めているところであり、受入数が不足する場合には、民間ホテルの活用と併せて福祉避難所の拡充について今後検討してまいります。また、医療体制の整備につきましても、医療機関や関係団体等と連携し、災害時における保健、医療及び福祉に関する情報の共有や支援調整や体制整備を図ってまいります。

町民の皆様への周知につきましては、広報やはばや町ホームページ等を活用して、保健、医療及び福祉に係る支援体制の整備状況に関する情報提供を行っておりますが、今後においても指定福祉避難所の要支援者の受入れに関する特性なども掲載し、周知を図ってまいります。

2点目についてですが、災害対応時に町民お一人お一人が適切な避難行動を取れるよう住

民参加型の避難訓練を行うことは、議員ご指摘のとおり大変重要であり、必要なことであります。地震やゲリラ豪雨など、突発的な自然災害発生時のいまだ公的な救援が十分でない場面においては、災害対策の最も基本となる自らの命は自らが守る自助力の発揮と地区内の周囲の住民相互による共助力の発揮が地区における被害を最小化するものであり、平素において公助力として町民の皆さんの命を守る行動に係る防災関連情報の発信、周知を行いつつ、自助力、共助力の向上のため、町が地域の活動を最大限支援することが必要であり、様々な災害種別に応じた防災訓練を重ねていくことにより、防災意識の高揚を図っていくことが重要であります。

今後の訓練においては、感染症対策の実施が不可欠であることが予想されることから、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症禍を踏まえ、その動向を踏まえつつ必要な感染症対策をしっかりと講じた上で、自助、共助、公助の総力を結集して町民の皆さんの命を守り、安全、安心なまちづくりを実現するため、横断的に地区自主防災会や防災士と一体となった、いざというときの実効性ある防災訓練を実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 有事における避難行動要支援者の避難に当たり、地区の自主防災会や地元消防団との連携は、具体的にはどのようなになっているのかお教えいただきたいと思えます。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ただいまのご質問ですが、基本的には避難行動要支援者の支援計画がございますので、そちらにある例えば連絡先だとか、具体的に支援する方のお名前だとかが入っていますけれども、そちらをベースにしますが、自主防災会及び消防団に関しましてもこの情報は共有しておりますので、災害時には共有することになっておりますので、その中で速やかに行動を取れるようなということで、情報を共有するということの形での連携ということで対応してございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 要支援者名簿は、それなりの自治会長なり民生委員なり消防団の幹部が確認しておりますので、多分地元でもそうだと思います。

浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） 避難行動要支援者名簿の自主防災組織との共有のことについて、少し福祉サイドのほうからお話しさせていただきます。

この名簿に関しましては、矢巾町においても実質取り組み始めたのが平成25年度からです。これは、法改正が始まってからの取組で、その間名簿を自治会と協定を結んで行ったり、それから消防団の皆様のように台帳をお渡しして、同意を得られている方です、平時から同意を得られている方々に名簿を提供しているところがございます。やはり転入とか、それからお亡くなりになったとか、異動に伴う加除がすごく大変で、システムを導入しまして、本格的な運用は昨年度から行っております。昨年度私どものほうでシステムをうまく使いながら名簿の更新のほうを図りまして、12月に今お話がありました消防団の皆様、自治会のコミュニティ会長の皆様の方にも同意を得られている方々の名簿は提供させていただいております。人数ですが、363名の方々の分の名簿を、町内の分ですけれども、提供させていただいて、消防団の皆様、自主防の皆様とも状況に応じての共有を図るようなお知らせの分と、それから名簿の管理のことも含めてお伝えしているところでございます。

以上、補足とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 申し訳ありません。ちょっと質問の仕方が悪かったのだと思うのですけれども、有事には要支援者の方々に対しても、あるいは普通の方々に対しても自主防災会というか、地元消防団なんかは動き回るわけですけれども、そこをどのようにして線引きされるのかというのを聞いたかったのです。例えば決まった人数の人たちが要支援者のほうに回るとか、その辺の役割はどうなっているのかなというのをちょっと聞いたかったのです。そうでないと、現場が混乱するということなのです。この人は、例えば私の隣の方、おばあちゃんが足が悪いと、全然来てくれない。名簿に入っているかどうかちょっと分かりませんが、そういうときにどう対応すればいいのか、周りの人たちも困るし、その辺きっちり分けして、消防団が近くに大体何人ぐらいいるから、常に何人割り当てて、そっちはそっちで養護に行く、そして通常は通常で避難行動を取らせるという、そういう役割はできているのかなと思って、ちょっと質問した次第です。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えします。

まずもって有事の際は、災害対策基本法の第49条の11項において、「市町村長は、災害が

発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」ことになっております。なので、有事の際はそういう対応をします。今申し上げている避難行動要支援者名簿に関しては、平時からの名簿の提供ということで整えていて、今国のほうでも努力義務ということになっておるところです。名簿の提供は、単純に名簿だけではなくて個別支援計画ということで、ある方の避難支援をお手伝いする方が誰になるかまで個別計画のほうはうたっております。ただ、ここがなかなか難しく、そうはいつでも私手を挙げただけけれども、身近にお近くの方もいないし、どうしようかなという方もいらっしゃると思いますので、私ども今回こういうふうな制度のところ、まず登録をいただく、そして有事、今現在決められなくても一緒にそこは考えていきたいと思いますということで、名簿を登録した後も支援する方だと思っていた方が何かしらの事情で支援できなくなる場合もありますので、民生委員さんに年1回、このところは確認していただくような仕組みを考えたいなというふうに思っております。名簿の提供だけではなくて個別支援計画、ここが今非常に重要視されているということと、国のほうでもこの仕組みをしっかりと整えるために、内閣府のほうでは福祉の専門職と防災、いわゆる仕組みを連携して、福祉の専門職の力を借りながら個別計画を立てていく、そこに報酬をとというような仕組みも今年度、全国の中ではモデル事業をやっているところもございまして、私どものほうでも先行事例のところをいろいろ勉強しながら、矢巾町においてもまだまだ同意率からいくと、名簿のご提供いただく同意率からいくと低い状況なので、ここは福祉の専門職とともに進めるべきところかなというふうには、いろいろ担当課のほうでは考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 何となくまだ質問の……総務課長、消防団と自主防災会の縦割りと
いうところまで質問されていたのですが。

藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 避難行動要支援者に関してということでしょうか。
基本的には個別の支援計画で誰それさんの分は誰それさんが対応するというふうには決ま
っておりますので、第一義的にはその方に対応していただきますし、ただそれでも実際その
方が、支援すべき方が不在だったとかということはあると思いますので、そういった部分は自主
防災のほうで機能していただきたいと。

それから、消防団に関しては、消防団は別途役割もありますので、結局現場の確認だとか、被害状況の確認だとか、広報活動だとか、当然支援を要請されれば支援しに行くというふうな流れになろうかと思しますので、第一義的には避難支援者というふうに位置づけられている方、そしてそこが不足する場合に自主防災が対応というふうな分け方かなというふうに捉えております。

○議長（藤原由巳議員）　ということで、地域で何か発生したときは、やはり自主防災会、いわゆる多分、大概自治会長だと思のですが、その方の指揮下に入ってやっていただければいいのかなと私過去には一応勉強した経緯があります。

他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員）　個別支援があるということは、やっぱり要支援者にとっては安心です。その辺がちょっと気になったのでお聞きした次第です。

それでは、2つ目の質問ですけれども、いざ有事になったときに、自宅にいれば近隣地区を含め避難場所は分かりますが、例えば移動中であつたとか、あまりふだん来ないようなエリアで仕事をしているときに有事が発生した場合、なかなか避難場所、確かにハザードマップには印がついてはいますが、持っているわけではありませんし、探しにくいと思います。これは一つの提案なのですけれども、例えば何らかの方法で回転灯をつけるとか、その光っているところへ行けば避難できるとか、そういう目に見えるもの。場所は分からないのだけれども、赤ランプに行けば助かるというふうにみんなが思えるような、そういう仕組みも加味したほうがいいのではないのでしょうか。ということで、その辺のお考えというか、予定あるのかどうか含めて確認いたします。

○議長（藤原由巳議員）　藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君）　目に見えるランプのようなものというふうなお話ありましたが、現在のところは、まず進めているのはハザードマップをインターネット上に載せて、どこでも見られるようにするというのを今進めておるところでございます。それから、紙版も再度作りますが、今お話があつたようなことを検討はさせていただきたいなと思っております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） それでは、3問目です。コロナ禍収束後の事業継続等の支援についてでございます。7月7日の新聞報道では、東京商工リサーチさん、盛岡支店は、県内2021年上半期の企業倒産件数は10件と1966年の集計開始以降過去最低であり、負債総額も2番目に少なかったとあります。少なかった理由の一つとして、コロナ関連の支援効果が持続していることが挙げられますが、その後に書かれていたのが、その一方では今後の資金調達 mismatches によっては企業倒産が膨らむ可能性があるとも指摘しています。いろいろと支援金、寄附金をいただきながらしのいでいるわけですが、まだまだ先が見えません。

これまでの金融支援策が企業の過剰債務を生み、コロナ禍収束後に資金需要が発生したり、業績不振から抜け出せず財務体質が悪化した企業ほど運転資金が必要になり、企業倒産が増えるとの見通しでございました。

現在国の第三次補正予算により、当町にも地方創生臨時交付金増額分のうち1億2,197万8,000円が配分されております。また、県は新たに中小企業向けに地域企業経営支援金の上限に10万円上乗せして、最大40万円を支援するとの報道もあります。事業継続の支援について以下伺います。

1つ目です。これまでの地方創生臨時交付金や県との家賃給付事業、まち独自の県融資制度における利子及び保証料補給事業等の進捗状況並びにこれまでの問題点について1つ目に伺います。

2つ目、変異ウイルス株の出現によりコロナ禍の収束時期がさらに見えないまま、令和3年度もあと半年で終わります。一方、コロナ禍の収束と事業活動の正常化までにはタイムラグがあります。落ちた売上げ等は、なかなか戻らないと予測されます。令和3年度末までの補正予算の執行だけで本当に事業活動が再開できるようになるのか疑問であり、先が見えません。

事業継続の支援の在り方は、当初の計画どおり令和3年度で終了するのか、コロナ禍収束後の事業正常化までを想定し、別途支援策を追加するのか、この点について国や県の何かしらの動きがあるのか伺います。また、これらに関連し、まち独自に支援を継続、追加するお考えはあるのか伺います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） コロナ禍収束後の事業継続等の支援についてのご質問にお答えをいた

します。

1点目についてですが、地方創生臨時交付金や県補助金を財源にした家賃給付事業は、昨年度では延べ103件の事業者へ給付し、最も影響を受けた飲食店への支援としても大きく貢献できたものと捉えております。問題点としては、今年1月から2月に県事業として実施した際、県の要件に業種指定があったため、給付対象から外れた事業者があり、継続支援できなかったことから、今年度町独自で実施を予定している家賃給付については、全業種の事業所を給付対象と考えております。

利子及び保証料補給事業については、承認した41事業者の補給について、利子は融資実行から3年間、保証料は返済期間の最終年度まで継続いたします。問題点としては、コロナ禍による売上げ減少を要件に、貸付利率や据置期間等が優遇された融資制度であるため、運転資金等に困っている事業者がある一方で、予防的な意味で融資を受けた事業所もあり、二極化している現状があります。今後は、このような現状を踏まえ、困窮している事業者を取りこぼすことなく包括的に支援できる制度の構築を図ってまいります。

2点目についてですが、事業継続の支援の在り方について、国や県における来年度以降の見通しは現段階では示されてはおりませんが、今後は事業者にとってポストコロナも見据えた事業の再構築に取り組んでいくことが重要であり、町独自でも地域経済の回復を目指した支援策を引き続き推進してまいります。

今般国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における事業者支援分について、今後追加交付される予定でありますので、経済活動に大きな影響を受けております町内事業者の経営継続を図るため、この追加交付分を存分に活用し、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○1番（藤原信悦議員） 利子及び保証料補給事業で運転資金に困っている事業所があり、今後包括的に支援できる制度をつくることですが、めどはいつ頃というふうにお考えでしょうか。時間が経過すれば倒産の可能性も高まると考えられますので、急ぐべき事案と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 制度金融、こういった融資制度を活用する方というのは、あ

る程度余力がある事業者かなというふうに思っております。ただ、運転資金に利用している方もいますし、将来的な設備投資という意味で利用している業者があるのは実態でございます。今包括的な支援できるような制度の構築というようにお話がございましたけれども、融資制度ばかりではなくて、恒久的にこういったポストコロナを見据えて事業所を支援できるような、そういった仕組みづくりが国及び県、町独自でもそこはやっていかなければならないというふうに思っております。今本当に効果的な支援というのは、なかなか見いだせないところではございますけれども、できる限り事業者に寄り添った形で町独自の支援も行っていきたいというふうに考えてございますので、いろいろ皆さんのご指導もいただきながら進めていきますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） いいですか。まだ時間大丈夫ですが、大丈夫ですか。よろしいですか。

（「大丈夫です」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で1番、藤原信悦議員の質問を終わります。大変ご苦勞さまでした。

○議長（藤原由巳議員） それでは、以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。
本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 5時15分 散会

令和3年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第4号）

令和3年9月7日（火）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室長	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室長	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中館和昭君
子ども課長	田村昭弘君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

6番、廣田清実議員。

1問目の質問を許します。

（6番 廣田清実議員 登壇）

○6番（廣田清実議員） 議席番号6番、町民の会、廣田清実でございます。

1問目の質問に入らせていただきます。1問目は、旧矢巾中学校跡地についてでございます。今町民の関心が高い問題として旧矢巾中学校跡地の活用があります。先日当局から売却の案が示されました。しかしながら、なかなか内容が見えてこない。町民の中でも、開発を望む声、町の財産として残すべき等の声と、様々な意見があります。このことから売却の方針の中で今後どう進めるのかを下記にて伺います。

1、旧矢巾中学校跡地の資産価値の調査を行うか伺います。

2、旧矢巾中学校跡地の町施設等での活用には狭いとの説明があったが、町財産を売却するだけでは、町民の理解が得られないと思います。町施設の移転等のために町財産としての代替地の購入の考えはないか伺います。

3、旧矢巾中学校跡地の活用として、個人事業者を含めた企業誘致のための職場と住宅を兼ね備えた高層階の建設を売却の要件として要望していく考えはないか伺います。

以上、3問をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 6番、廣田清実議員の旧矢巾中学校跡地についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、旧矢巾中学校敷地については、先人が取得した貴重な財産であり、資産価値の調査は必要なものと捉えておりますので、不動産鑑定を実施いたしたいと考えております。

2点目についてですが、売却により代替施設が必要となりますので、代替地の購入も含めて整備を進めてまいります。

3点目についてですが、旧矢巾中学校敷地については、用途地域が第1種住居地域であり、この制約の範囲内で事業所等の設置をすることは可能であることから、売却の際には、公募型プロポーザル方式等により提案を募った上で、議員ご提案の事業所等の誘致について評価の際に加点をするなどの方法により、企業誘致を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 唐突に、私はどちらかといえば、土地はやっぱり生ものであって、早めに売却したほうが価値があるのではないかなというふうにずっと言ってきましたけれども、そういう経緯で、この土地に関しては、調査委員会とか、その他いろいろな部分があったので、その中で今回示された部分として、その経緯がなかなか見えてこないという部分でちょっと確認をさせていただきたいと思います。

この答弁にもありましたけれども、まず体育館の代替とか、そういう部分の施設として狭いという評価をしておりましたので、この矢巾中学校跡地が町の施設を建てるのには、どういう不具合があるのか、やっぱり狭いという部分なのか、まず確認させていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） お答えいたします。

幾つか要件があると思っておりますが、第1点は、やはり周辺が住宅に囲まれている状況であるということが一番大きな要素かなと思っております。周辺も第1種住居専用地域、当然その場所も第1種住居専用地域ということですので、基本的には都市計画的に住居系、ただ用途地域というのは、そんなに厳格にするというよりは、一定の幅が許されているものになっておりますので、現状でも店舗、事務所については3,000平米を超えなければ建築可能

というふうになっておりますので、いずれそういった周辺の用途地域が一つの大きな要素だと思っております。

それから、既に住宅が建ち並んでいて、道路、接道の状況も必ずしも大きな幅員の道路が接しているわけではないというところがありますので、仮に何らかの大きな災害で渋滞等、それから大型車両等の出入りが頻繁になるという話になってきますと、正直現在の道路状況だと厳しいところがあるのかなというふうに思っております。そういったところが一番大きい要素です。

それから、議員からのご質問にもありますとおり、一定の資産価値があるものですので、そういった部分も価値であり、有効に活かすべき部分だというふうな要素もあると思っておりますので、そういったところが一つの案件とか、考えるべきポイントなのかなというふうに考えたところでございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） もう一つ確認しますが、今の話では、道路要件とか、そういう部分のアクセスとか、そういう部分のところでやっぱり町の施設に使うには向かないという部分で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 多数の方が出入りするというふうな状況になるのであれば、厳しいのかなと。今現在役場は役場であるのですが、一度に数百人というか、数百台来るといふような状況はなかなかないですけども、田園ホールはちょっとあるのですが、田園ホールに関しては、こちらの道路というふうに18メートル道路のほうからのアクセスも可能にはなっていますので、そういう意味ではいいのですが、こちらの矢中敷地のほうにつきましては、幹線道路的なのは1本しかなく、片側歩道でというふうなことがやっぱり大きな制約になるのかなと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 分かりました。施設とすれば、なかなか難しいという部分で、今度学校の関係で、今統合の話があつて、矢巾中学校の跡地を統合して使ったほうがいいのではないかという話もちらつと出ておりましたけれども、私とすれば、どうしても今考えるので

あれば、矢巾中学校とか、北中学校の用地からすると、この部分は狭いのではないかなと思いますけれども、現状の矢巾中学校の敷地と、それから北中学校の敷地から考えると、この面積というのは、どのくらいぐらいの割合になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校のことに關しては、審議会でこれからいろいろ議論していくことになりますけれども、今中学校は、このとおり矢巾中学校も移ったばかりで新しいのですが、今後の小学校のことを考えた場合を想定いたしますと、例えば東小学校が一番新しいわけなのですが、これは3万平米ほどの敷地面積となっておりますので、やはり今後将来を考えると、これぐらいの敷地は必要になってくるのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 必要になるのは分かるのですが、ここが適しているかという、ちょうど中心地ですので、適しているかという部分の確認をしたかったのです。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学区をどのように線引きをしていくかということが一番重要になってくるかと思いますが、例えば今の中学校区を中心に考えますと、ここは矢巾中学校区でありますけれども、その矢巾中学校区で考えた場合は、北端の辺りに当たりますので、そういった意味で、もし今後の小学校の配置というのを考えた場合には、場所的にはちょっと外れになるのかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 統合の小学校の土地としてもちょっと利用ができない部分なのかなと私も思いますし、それで一部の中でやっぱり公園が欲しいという部分で中央公園、私の意識の中では、開発した業者が3%の要件を満たすために、盛岡の中央公園なんかも利用していると思うのですが、これは盛岡の話なのですが、これ同じ課題なので、中央公園なんかの場合は、盛岡市で造ったわけではなくて、その開発業者が造ったと思うのです

けれども、その確認はちょっと道路住宅課のほうで分かりますでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） ある一定の面積以上の開発をする場合には、議員仰せのとおり3%の公園緑地を備えるというところが条件になっています。盛岡の中央公園の場合は、あそこは区画整理事業とか、いろいろな事業が入っているので、一概に、我々もちょっと承知しているところではありませんが、ある程度政策的にまちづくりをする上で、このくらいの公園をこの規模の面積、住公、そういった条件に対してある一定の面積を備えるというような政策的な公園の造り込みもありますので、一概に3%になっているかどうかというのはちょっと確認できませんが、通常であれば開発行為の場合は3%という形になります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） そういうことだと思いますし、ここに公園という部分になると、維持費がかかります。小さい公園だと自治会のほうに付託をするとか、管理委託をするという形にはなると思うのですけれども、ここはきっと流通センターの広宮沢公園よりも大きい感じになってしまうと思うのですけれども、その場合、管理、今の現状の広宮沢の公園等の管理ぐらいは、大体年間どのくらいぐらいかかっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 細かい数字については今ありませんが、現在流通センターの広宮沢公園、鹿妻公園、北川公園ということで3か所都市公園があるわけなのですが、そこを指定管理を流通センターの盛岡卸センターのほうにお願いしているわけなのですが、その中で指定管理料として年間400万円程度はお支払いしているという形になっています。その中で、公園の除草だったり、あるいは高木の剪定だったり、そういった部分、あとその金額の中には、当然広宮沢公園のグラウンドとかテニスコート、ソフトボール場などもありますので、そういった申込み受付の事務も入っているという状況にはなりますが、大きく言うと、やはり芝の草刈りと、あと樹木の管理、こういった部分に主に費用はかかっているという状況です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 分かりました。何をするにしても、なかなか土地としての広さと、

それから公園にしても維持費がかかるという部分は、理解できる場所ですし、やはりこの答弁に先人が苦労して取得した土地だというのは分かります。今ここを取得したときの人口から考えると、きっと1割ぐらいの人しか残っていないのではないかなど。前に長谷川議員さんも言いましたけれども、今の現状の矢巾中学校を建てる時には、もう新住民の9割ぐらいがちゃんと税金負担してやった部分もあります。やはり財産を、今なかなか前が見えてこないというのは、ここをただ売却してしまって、次の段階が見えてこない部分があるので、なかなかできないのかなど。

私もこの土地で、町長が打ち上げている防災型の全天候の建物を、もしも建てたい、予算ができたときどこに建てるのかなどといったときに、土地から探すのであれば、それはやっぱり難しいと思うので、やはり町の財産を売却するのであれば、町の財産もやはり次のステップとして、施設を移転する部分としても残していかなければならないのではないかなど思って今回質問しましたし、その中で町のほうでも、その代替地を考えているという、そういう部分を先に町民に知らせないと、ただ売却して終わりなのかという部分が多いと思うので、それはやっていただきたいと思います。

それから、私も商工会の役員を外れましたので、それでもちょっと、今回公募型プロポーザルでやるという話があるのですけれども、やっぱり自分たちで、もしもそういうのであれば、外部に出すのではなくて自分たちでも手をかけたいという話があります。それも住宅と同じようにPFI方式ではないのですけれども、みんな集まって、今回の場合は、町営住宅とは違いまして、金融団も関わってこられる物件なので、町営住宅なんかの場合は、どちらかといえば金融団より国の政策のほう金利も安いので、そっちを利用されると思うのですけれども、やはりプロポーザルをする前に、町内の企業、建築、不動産管理、それから金融等々、この場所をどう開発をして、町民のためにどうなるのかをやはり検討するべきではないのかなど。今までは、町民の声、現実的というよりは、町民の何を利用するかを決める前にそういうふうになったのですけれども、今回の場合は、売却してもう住宅、それから公募的な部分で企業を誘致しようという部分が明確になっておりますので、それをそういう部分でどうするのか。

町内の業者だって意欲を持っていると思うのですけれども、その部分で今後そういう、ただ公募で大企業さんがきっとプロポーザルに入ってくると思うのですけれども、やっぱりそれだけではなくて、中小企業の条例もできたことなので、そういう部分で利益誘導ではありませんけれども、やはりそういう金融団も含めたところと、この跡地についての考えを話し

合う機会はあるとほしいと思うのですけれども、その考えはないか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 地元のほうにも話の機会をとということかなと思っております。そもそも今回の売却というふうにするためには、幾つかのステップが必要だと思っております。1つは、どう使われるのかという部分について明確なビジョンを仮に町が持ち合わせて、自分分として使うために持ち合わせているのであれば一番いいのですが、民間に活用していただきたいという前提に考えておりますので、民間としてどういうふうにご覧にしたいかというものを問うというか、ご提案をお願いするというふうなもので進めたいと思っております。結局、いわゆる出口側のものがないと、思いだけで実現できるかどうかというのは、非常に今の時代困難だと思っております。出口側のほうをご提案いただくというふうな流れを考えております。

ですので、まずどういった形で使うのがいいのではないかとご提案いただくアウトラインと申しますか、概要のレベルのご提案をいただく機会を設けた上で、その中で選定をさせていただいて、一番これがふさわしいだろうというものを選定した後に、その方向で事業レベルの、実際にお金の部分も含めた事業レベルでの最終的な方針決定というふうな2段階を踏む必要があると思っております。その1段階目の段階は、そもそもよそでもやっている手法ですけれども、サウンディングと言っておりますが、要は公開でこの状況について情報をできるだけ多くの方に提供して、なるべく多くのご提案をいただけるようにというふうにしたいと思っておりますので、その際には当然、ただいつそれそういう説明しますから来てくださいという前に、こういうことを考えているので、どうぞ説明会に来てくださいというふうに、むしろこちらのほうから積極的に呼びかける必要があると思っております。それをやる段階では、おっしゃるとおり町内の事業者の皆さんも当然にその対象として進めたいと思っておりますし、町内の方を先行してやった上で、それ以外の方は次の段階でとかというふうなやり方も可能だと思います。

ただ、ちょっとコロナの状況で1か所に人を集めてどうのこうのというのは、なかなか難しくなっていますので、その辺は今後やり方を考えなければいけないと思っておりますが、いずれ議員おっしゃるとおり町内の方々からのご意見や提案を受けられるようにというふうな考え方でおります。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員）　今までプロポーザルでやった場合は、1週間とか2週間とかという短い期間で出せという話では、やはり弱小企業では無理なので、やっぱり中小企業が集まって話合いするときには、事前の部分が必要なので、コロナであるのであれば、田園ホールで自由にやったらいいではないですか。そういう部分で前向きにやっていただければなと思います。

ぜひやはり自分たちの矢巾町の土地を自分たちで、やっぱり不動産会社もありますし、建設会社もあるし、管理会社もある、自分たちでやりたいというのは、やっぱり思いはあると思うのです。ぜひその思いを、それをやっぱり町の利益とならないのであれば、しようがないですけれども、その中で町の利益となる部分、同等であれば、私は町内の業者にやるべきだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それで、ちょっとその関連なのですけれども、もう33ヘクタールの部分が決まって、22ヘクタールを住宅地があるのですけれども、もう即なる部分だと思うのですけれども、ここはそのとおり、もういつでも建てられるような状態になっている土地ではあるのですけれども、今後矢巾町では、市街化区域の拡大の考えはあるのか最後にお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君）　町内で将来的に市街化区域の拡大というところですが、今般3か所拡大するわけなのですが、これは主に住宅地ということで現在進めておりますが、今後につきましては、業務系の市街化区域の拡大というものは、矢巾町の都市計画マスタープランにのっとって進めていきたいという考えは持っております。具体的な場所とか、そういったものはまだ現在試案中ですが、今後住宅地というものにつきましては、矢巾町の場合は、現在盛岡広域都市計画ということで盛岡市、滝沢市、矢巾町の市、町でやっているわけなのですが、その中では、人口フレーム、広域にとってどのくらい的人口が今後想定されるのか、業務系では今後どういった出荷量になるのかというところをいろんな見地から見まして、人口につきましては、今回矢巾町で拡大する部分で、大分盛岡広域としては、およそ使い切るような形になります。今後人口減少とか、少子化の関係もありますので、人口の伸びというのは、今後あまり期待されないというところもありますが、後は業務系のほうの産業系、こちらのほうを何とか進めていきたいなというふうに考えております。それにプラスして市街化調整区域の地区計画も併せて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 先ほどの部分は、住宅地は今後なかなか、少子化の部分もあつてならないという部分は確認できましたので、ぜひ矢巾町の今ある現状を踏まえながらよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、2問目ですが、町営住宅の今後の方針と県営住宅誘致の関連性についてでございます。町内一戸建ての町営住宅は、築50年ぐらいと老朽化しています。修繕費も今後一層増加すると予想されます。また、耐久性や耐火性の面においても、安全性が懸念されております。また、先日県要望において、町内に県営住宅等の要望が出されました。そのことから町営、県営住宅の考えを下記にてお伺ひいたします。

①、以前の答弁で町営住宅の集約化を検討しているということでありましたが、現在の進捗状況についてお伺ひします。

②、県に要望している県営住宅建設との関連性についての町の考えをお伺ひいたします。

③、県営住宅建設を要望していますが、どの地区に建設するのかを考えているのか伺ひます。

以上、3点お願ひします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 町営住宅の今後の方針と県営住宅誘致の関連性についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町営矢巾住宅と高田住宅との集約化につきましては、公営住宅に係るPPP・PFI導入アドバイザー業務において、今年度中に要求水準などの素案を作成することとしており、現在アドバイザー業務委託業者と資料収集等の調整を図りながら建設戸数や住居構成、来年度以降のスケジュールを検討しているところであります。

2点目についてですが、県営住宅誘致に向け、県要望をしておりますが、町営住宅の入居率がほぼ100%であるため、入居募集を行うと抽せんにより入居者を決定する状況となっていることから、誘致が実現すれば、増加しております公営住宅入居希望者の住居の確保について大いに期待できるものと考えております。

3点目についてですが、現段階においては、要望段階であり、具体的な地区について県と協議を行っている段階ではございませんが、今後県の動向をしっかりと見極めながら町にとって最適な地区の検討を進めるとともに、今後も要望を継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 1問目の答弁は、昨日赤丸議員さんに答弁したのと全く一言一句変わっておりませんので、ちょっと違う観点から、これPPP、PFI導入ということでアドバイザー業務を委託しているわけなのですけれども、その中で中学校の資産価値も今度調査するというわけなのですけれども、この2つの住宅を集約化した部分とすれば、今現在の矢巾住宅の土地と、それから高田住宅の価値というのは、どのくらいなものか調査をする考えはあるかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 当然前回、昨年度国のほうが業者を募って矢巾町の町営住宅の集約化の案件をやってみる方いませんかということで委託業者がいろいろ検討してPFIの可能性はあるかどうかというところを検討したわけなのですが、その中では、矢巾住宅、高田住宅の、例えば町有地を販売した場合あるいは一部販売して別な利用にした場合というような検討をいろいろしております。その中で、そういう形を取ったとしても、例えば一部町有地を残す、あるいは片方の町有地にどちらも集約するといった形で、販売面積が例えば少なく、売る、別な土地利用になった形になったとしても、PPP、PFIの可能性は十分あるというようなVFM、バリュー・フォー・マネーという試算をするわけなのですが、その中で十分検討の余地はありますというようなことの回答が昨年度出ておりますので、そういった資産価値も当然その中で検討している。工事価格とか、そういった路線価とか、そういったものを使っての状況ですけれども、そういう形で検討はしております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） やはり事業をするためには、土地の価値がどのくらいあるかということで集約の仕方も変わってくると思うのですけれども、やはりそういう部分の、そこはしっかり先に、事業を進める前にしっかり行うべきだと思いますので、今後よろしくお願ひい

たします。

それで、今矢巾町では、その2つの住宅地、それから風張住宅だったかな、市街化区域内であるのですけれども、住宅を集約するには、逆に言えば、矢巾町で違う市街化調整区域に集約するという部分でもしも考えがまとまった場合は、それは現実としては、住宅地を建設する、確保するよりはしやすいのかなと思いますし、その考えはどうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 現在答弁にもありましたとおり、場所とか戸数とか、そういったものを検討しているというような答弁をさせていただいておりますが、当然その中では、全く別な場所、市街化区域内の未利用地というのは、町営住宅を建てられるようなまとまった土地というのはありませんので、当然市街化調整区域というところも我々のほうで今現在検討しているところでもあります。

ただ、市街化調整区域としても、やはり市街地に買物に行きやすさとか、公共交通機関のあるものの近くとか、あとは当然市街化区域の拡大のときにもちょっと時間を要したわけなのですが、農業振興地域に無理に建てようとする、それだけで許可をもらうのに時間がかかるということで、そういった部分を総合的に判断して、市街化調整区域で農業振興地域でない、いわゆる白地という区域の中で先ほど言った買物、公共交通機関、そういったものにある程度利便性がある場所を選定するというようなことで、現在何か所か検討をしているところでもあります。当然市街化調整区域というところの要件が必要になってきますし、あと先ほどのほかの町営住宅の集約化も将来的に当然必要になってきます。そういった場合も現在いろいろ主に徳田地区に多いわけなのですが、そういった部分も集約できればということですが、現在のほかの町営住宅につきましても、ある程度老朽化している住宅については、外壁とか建具とかを社会資本整備総合交付金を使ってやっている関係上、若干延命されているという観点から、今現在そういった事業を充てた住宅については、まだちょっと手をかけられないという状況になっていますので、将来的に今回の2つの住宅が完了したら、次はそういった部分を検討していくという段階に入っていく予定であります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 分かりました。町営住宅のほうは、ぜひ早めにやらないと、きっと毎年毎年修繕費が、決算を見て修繕費大変だなという部分を見ておりますので、よろしくお

願いいたします。

それから、7月29日に県要望しているわけなのですけれども、その中で、県営住宅の誘致という話が出ています。8項目めでしたか、出ておりましたけれども、その中で、こんな話で、矢巾町ではある程度の土地を用意しないで誘致、来てくださいという話はちょっと現実的ではないと思うので、ある程度、やはり私は矢巾町ではこの土地を準備できますのでという話ではないのかなと思っておりましたけれども、今後、答弁であれば、まだ何も決まっていないう話でありますけれども、ちょっと民間の話で、すみません、企業来てください、この土地を用意していますからという話ではないと、それないです。やはりそこはざっくばらんに言ってもらわないとならないと思うのですけれども、やっぱり県との掛け合いもあるとは思いますが、何も無いところにどうぞ来てくださいと言っても、現実あるわけではないではないですか。そこは、もしかして町長が答えてくれると思いますけれども、よろしく願います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、実はちょっと担当課長は控えめな答弁をしております、私もこの間盛岡広域振興局の土木部長、高橋部長、それから本庁からも建築住宅課の総括課長をはじめおいでになって、県のほうでいつでも、よければ本町に建設予定であれば、うちのほうでは用意万端準備をしますのと、そうしたら開口一番、今県では財政が厳しいからと、何かやろうとすれば、もうその話が出るのです。

そこで、これはもうあうんの呼吸、以心伝心で、県はそういうふうに言っている、もう実際今の矢巾町の住宅事情を調査に来ているわけです。現地にも入っていますし、それから自分たちなりにいろんな情報収集しておりますので、だからそういうことも踏まえて、これから進めていきますので、うちのほうでは、もういつでも協力をさせていただきたいということはお伝えしておりますので、そここのところはひとつご理解していただきたいと。

それから、先ほどの旧矢巾中学校跡地の問題の公募型のプロポーザル、またこの町営住宅についてもPPP、PFIを導入して検討していくと。その中で、先ほど廣田清実議員からお話があったとおり、町内にはいろんな住宅関係者とか、そういうふうな関係者がいらっしゃるわけです。だから、私どもはぜひそういうプロポーザルにも提案していただきたいし、町営住宅のときも、もう率先してご提案をしていただいて、そしてやはり何といても、この事業の導入に当たっては、やはり熱意なのです。そのやる気というか、だからそういうものをやはり地元の関係者にもしっかり取り組んでいただきたいと。また、その思いも私ども

は大切にしていきたいなど、こう思っておりますので、チャンスはみんなに等しく与えますし、そして対応もさせていただきますが、先ほどお話、今の今日のPPP、PFIも含めて前向きに検討してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） ちょっと歯がゆい部分はありますけれども、これ以上言っても答えは出てこないと思っておりますので、ぜひ県のほうにもよろしく願いいたします。国のほうからも何かかにか引っ張ってこられるものがあつたら、よろしく願いいたします。

それでは、3問目、不登校対策と今後の支援体制についてお伺いいたします。現在全国においてもひきこもり問題が懸念されています。本町においても大変な問題であります。ひきこもりの芽を早期に摘むためにも関連性が高い不登校の対策をするべきと考えることから下記を伺います。

ゲーム依存等の環境において不登校が増えていると聞きます。本町での児童生徒においても気づきの初期対応が有効な対策であると考えますが、そのための町独自の気づきの講習会、研修会開催の考えはないかお伺いいたします。

それから、2問目、不登校の児童生徒のフリースクールへの登校の実態を把握しているか伺います。

3問目、フリースクールへの支援は、本来ならば国や県が主体となって行うのが望ましいことではありますが、まだその体制には時間がかかることから、このことから本町で支援をしていく考えはないか伺います。

以上、3点お願いします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 不登校対策と今後の支援体制についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校では、児童生徒の遅刻や欠席が増えてきたときに、本人や保護者との相談を通して、その原因を把握しますが、最近ではゲーム依存による昼夜逆転の生活が要因として増加しております。このような兆候を見逃さないように毎年教職員向けの研

修会において、ゲーム依存についても取り上げて研修を行っております。不登校対策は、家庭との協力も必要不可欠であることから、学校では保護者向けの研修会も開催しております。

2点目についてですが、フリースクールとして出席扱いとするため、フリースクールと学校において、学習内容等を確認した上で認めております。なお、今年度は小学生1人、中学生6人が2か所のフリースクールに登録しております。

3点目についてですが、不登校対策として児童生徒の状況に応じて別室登校やタッチ登校、教育委員会内にある適応指導教室こころの窓への通級、そして民間でのフリースクールが挙げられます。フリースクールとして出席を認めるかについては、市町村教育委員会と学校の判断に委ねられております。同じフリースクールであっても、市町村によっては判断が異なる可能性もあることから、統一的な判断基準やマニュアルを作成するなど、需要が高まっているフリースクールに円滑に通うことができるよう環境の整備に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 一番初めに、やはり気づきの研修というのが、一番初めのときには1の力でそれが摘める。今の状況になると、もう不登校というか、ひきこもりになるのを改善するとなると、10の力、もしかして100の力が必要ではないのかなと、必要なのです。なので、私はあえてこの部分の矢巾町独自の気づきの研修、矢巾町には不幸な事例もありましたし、それをどういう原因なのか、今後という部分が、なかなか力がいっぱい必要な部分でありますけれども、ちょっとお聞きしますけれども、学校で保護者向けにも研修をしているという部分は、これは県の指導の下の研修なのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、県の指導によることかということですが、これは県の指導というわけではなくて、やはり現在の本当にここ二、三年のところで、ゲーム依存によるなかなか学校に来られない子どもが増えているというのは、もう本町でも見られていますので、これは教育委員会でも、各学校でも共通の認識として取り組まなければならないということで、学校のほうでは、例えば授業参観のときですとか、保護者の方が集まれるようなときに、ぜひこういう研修をやりたいというのを独自に開催するというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） これはぜひ続けてやっていただきたいし、逆に言えば、ほんの小さなことも気づけるような研修会をやっていただきたいと。そのことによって、子どもの人生、本当の人生が変わってくるのではないかなと私は思います。ほんの小さなきっかけだと思うのです。これが最後に、もうずっと長年やっていくと、そういう部分でもう自分の心の中で取り返しがつかない、もう戻れないという部分のエゴも発生してきますし、そういう部分の研修を必ずやっていただく、続けて大切にしてやっていただきたいと思います。

それで、フリースクールのことで前、これも県要望のほうで15項目めに出ておりましたけれども、前回6月の一般質問で高橋安子議員さんが質問した中で、町長は町村会のほうでもちょっと話してみるという話をされていましたが、町村会のほうで話しした中で、どういう感じなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まずこのフリースクール、私も恥ずかしながら、このことの実態、なかなか把握しておらなかったのです。それで、私ども市町村、県よりも文部科学省の動きが早くて、フリースクールでも、学校に行かなくても、いわゆる分かりやすく言うと、単位は認めると、それで卒業もさせると、そういうことを文科省でお認めになっているわけです。だから、先ほど私、教育の問題については教育長の所管なのですが、やっぱり何ととっても、平成27年7月5日のこのことは、もう矢巾町、本町にとっては忘れることのできない出来事なわけでございます。そういった中において、まず町村会にも要望したり、県にも要望。それから、この間、8市と町の盛岡広域連携ビジョンのときにも、やはりこのことが話を出されまして、このことについては紫波町の熊谷町長、私も同じ思いなのです。それで、そのことによって、やはり今後フリースクールについては、盛岡広域でも一つのこれからの検討課題として進めていくかということ。

だから、これから私どもはそういった実態をしっかり把握しながら、何よりも、私はそういう子どもさんの視点に立った対応を考えていかなければならないのです。私らの論理ではないのです。だから、教育は、そういった意味では、そういった学校にも行けない、学校に行っても保健室にしか行けない、また家の中にひきこもりするとか、そういう子どもたちの思いをどのようにして理解して、私どもが手を差し伸べてやるか、このことなのです。だから、教育は私はもういろんな、私どもは学校での教育という一つのそういうことにとらわれ

てきたのですが、いろんな選択肢もあるのだということをやっぱり認めてやらなければならないということ、今回のことでしっかり取り組んでいかなければならないという思いを強くしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 町長のほうの8市町のほうでやっていただくという部分も理解しました。

この間同僚議員と矢巾町の高田にあるフリースクールに行つてまいりました。そこは株式会社でやつていましたし、事情を聞いて、紫波町さんの中にあるフリースクールと全く状況が違ふなという部分は理解しました。そこで、すごく矢巾町さんの褒められたのは、文科省さんで出席扱いをしていると。でも、この答弁のとおり、その出席扱いするか、しないかは市町村に委ねられているという部分で、矢巾町は唯一その扱いを出席扱いとしてやつています。その中で、高田のフリースクールのところでは、矢巾町さんはすごいよという話をされました。

やはりその部分、私は、今回の話ですぐ岩手県全部に行くか、国に行くかというのは、なかなか難しい。というか、国のほうで示しているものに市町村のほうで動いていないという部分を考えると、矢巾町が要は先駆者なのです、ここの8市町の中では。紫波町さんも盛岡市も、なかなか認めないという話をされておりましたので、その部分で、やはり矢巾町の子どもが紫波町に行つている、それから盛岡市の子どもが矢巾町に来ているという部分、もう広域になっている部分があるので、ぜひ出席扱いの部分は各教育委員会さんと話し合つて、矢巾町はこうしているのだけれども、そういう部分でぜひ認めてくれないかという部分を強く言つてほしいのですけれども、それはどうなのでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、なぜ出席を認められるかということについては、子どもには居場所が必要です。それが自宅であろうが、あるいはフリースクールであろうが、様々な形で子どもたちの居場所を認めなければいけないと。ただ、一番いいのは社会性を学ぶことができる学校に通えることです。でも、通えない子どもたちがいるということのために、私たちはいろんなことを考えなければいけない、いろんな対応をしなければいけないと、そう思つておます。このことについては、私たちの実践を各市町、近隣の各8市町のところでの話合いの場でも話をして

いきたいと思いますし、働きかけはしてまいりたいと思います。

いずれ各市町のその状況、それからそれぞれの事情があると思いますので、そこまで強く踏み込むことはできませんが、私たちの実践は発信し続けてまいりたいと、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、4問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 4問目の質問ですが、小学校の学区についてお伺いいたします。現在小学校によって児童数に差が生じております。このことから下記にて伺います。

現在児童数の差を解消する協議を行っているのか伺います。

2、今後市街化区域に編入される矢巾東小学校東側と不来方高校南側及び産業技術短大南側合わせて22ヘクタールの住宅地の学区をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 小学校学区についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、6月29日に教育委員会から矢巾町立学校通学区域審議会で諮問しておりますが、本町の将来人口動態等を踏まえた町立小中学校の適正規模、適正配置について審議いただくこととなっております。大規模校、小規模校、それぞれのメリット、デメリットがあり、委員からも様々な意見が出ているところでありますので、文部科学省において示されている公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引にある検討の際に考慮すべき観点等に留意しつつ、議論を進めていくこととしております。

2点目についてですが、今後市街化区域が拡大される住宅区域は、既存の学区では、矢巾東小学校及び煙山小学校学区に当たることから、新しい住宅区域の児童生徒数の推計も検討要素に含め、審議会において検討を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 今の、実は私のところも南矢幅2区なのですけれども、子ども会が136人、マンモスで、今そういう部分で煙山小学校に行っているわけなのですけれども、そ

こを解消するというのはなかなか難しい、今通っている人たちの児童数を異動するというのはなかなか難しいと思うのですけれども、私はこれは時間をかけてやっていかなければならないことだと思います。児童数もサザンタウンが増えたことで10年たつとまた減る可能性もありますけれども、可能性というか、そういう部分なのです。

ただ、これから解消していく方法というのは、いろいろ考えていかなければと思うのですけれども、私は今度22ヘクタールのほうなのです。販売する業者が販売するときに、どこの小学校の学区なのという話は出てくると思うのです。それで、東小学校の部分は、これはもうどこにも移せないと思うので、しょうがないとは思っているのですけれども、今販売する中で、開発するのは道路住宅課さんと、この連携を取りながら、初めから販売するときに小学校の学区を指定しないと、なかなか難しいと思うのです。それで、販売して、いざ住んでみた。それで矢巾3区の人がいきました。自分が買ったときは、南矢幅の住所だったと、線引きが変わったら又兵工新田になった、おかしい、嫌だと言った人がいるという話も聞いております。聞いておるといふか、事実です。であれば、今もう逆に言えば、即販売することを考えるのであれば、教育委員会とその販売する地区等考えて、やっぱりここを間違えてしまうと、煙山小学校マンモス以上になります。ここなのです、先のネックは。距離的にはそんなに変わりがないのです。

販売するときの条件として、やっぱり学区を決めてあげないとなかなか。そして、それを理解して買った人はいいのでしょうけれども、初めどこの学区なのと、全然言わないで買いました。実は煙山小学校に行くつもりだったけれども、徳田になりましたという話になってしまうと、これは問題になります。だから、販売する条件として小学校の位置、中学校の位置というのは大事なことです。スーパーがあった、その他生活圏があった。でも、やっぱり子どもさんのことを考えるのです。だから、本来であれば、私これ言って、審議会どうのこうのと言っていますけれども、ここをぜひ早くやらないと、もう開発が始まって、さて売り出しましたというときに条件をちゃんと満たしてあげないと、これ問題になりますし、矢巾町は何をやっているのだという話にもなると思うので、ここは縦割り行政ではなくて、やっぱり横につながって、民間が売り出すときに、やっぱり教育委員会としては、ここの学区は、実は煙山小学校なのだけれども、ある事情があつてとか、そういう部分のマンモスになる可能性もあるのでという部分で、ここの学区は決めてやったほうが良いと思うのです。でないと、後々になると、また行く、行かない、ここを分ける、分けないという話でもめる話になりますので、ぜひそこは話をさせていただきたいと思うのですけれども、その考えはないかお

伺いたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ここの新しい宅地開発によって、児童生徒数が増えるということは、大きい問題だと思っております。特におっしゃるとおり煙山小学校は、今でも600人を超えているという状況ですので、このままだと教室もかなり窮屈になってくるというのは、もう重々承知しております。今審議会でそのとおり、これも検討事項の一つに入っております、学校の適正配置だけでなく、当然今の学区をどうするかというのも、これ議論していくことにしております。

その中で、いろいろ考えなければなりませんけれども、まず今の学区が行政区単位を線としているというところがありますので、そういったころも、今議員のご提案のような、行政区は同じだけれども、一部の区域をほかの学校に移すとか、そういったのも一つの手法としてもあり得るのかなというふうに今思ったところがございますので、やはり学校の児童数、均衡というのを考えていきたいなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

廣田清実議員。

○6番（廣田清実議員） 今の話で分かりました。そうすると、教育委員会と、それから行政区の関係と、それから建設の関係と、これ3つ絡んでくるのです。ですから、逆に言えば、初めから行政区を分けるとかしないと、いつまでも、うちのところでも新しいところで多くなったので、そっちのほうはやってほしいという話は初めしていたのですけれども、何年かたって、役員は出せない、もう無理だという話になって、結局そのままマンモスになってしまっているのです。そこは初めからどこの行政区にくっつけるのではなくて、行政区の新しい考え方として、学区と、それから行政区、それから開発する業者と、そこも業者ではなくて、やっぱりそこは最後のところで道路住宅課も関わって、この3者と、あと開発業者がやるべきだと思います。これは、今やらないと、後から全く力を入れてやっても、なかなか不平不満で、やらなければならない部分だと思いますので、ぜひお願いしたいと思っておりますけれども、その所見をお願いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まさにご指摘のとおりで、それで今例

えば徳田小学校であれば、1階、2階、3階全部使われている状況でもない、また不動小学校もそういう状況。だから、この開発するに当たっては、ご指摘のとおりなのです。そこで、私ども、それからあといわゆる学区の再編と、それから行政区の見直し、ただこのことについては今なかなかコロナ禍であれなのですが、いずれあとはもう一つは、スクールバスの運行も今は冬期間だけなのですが、将来は通年運行して、そして特に矢巾町の場合は、まだ歩道整備でも時間がかかるので、だからそういった学区の再編とか、歩道の整備、こういったもの、それからあと行政区の再編、ご指摘のとおり内部でしっかりこれは話合いをして、そしておいでになられた新しい方々が矢巾町に来たときに、条件が違うのではないかと、そういうことを言われることがないようにしっかり対応していきたいと、こう思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、以上で6番、廣田清実議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、ここで時間も大分経過しましたので、暫時休憩といたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

それでは、次に、15番、山崎道夫議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 山崎道夫議員 登壇）

○15番（山崎道夫議員） 一心会の山崎道夫でございます。議席番号は15番でございます。私は、2問の質問をいたしたいと思います。

まず初めに、第1問は、旧矢巾中学校敷地利活用に対する考えについて町長並びに教育長にお伺いをいたします。旧矢巾中学校敷地の利活用については、町民の関心が高く、注目されている事案であります。6月会議において一般質問を行いました。町長答弁を聞いても、なぜこの時期に民間への売却を基本方針にしなければならないのか納得できるような答弁

は得られませんでした。町長答弁では、売却益を教育施設や社会教育施設の整備費用として基金に積み立てるとしてはいますが、どの程度積み立てる予定なのかも示されず、大まかな構想を述べるのみで、最も肝腎な計画は示さず、近い将来に財源調達が必要なことから、基金として積み立てることで町民の理解を得たいという答弁に終始したと言わざるを得ない内容でありました。したがって、基金に積み立てるためとの理由のみで民間への売却を進めようとしている考えについては、とても理解できるものではなく、再度以下についてお伺いをいたします。

1点目でございます。6月会議の答弁で町長は、旧矢巾中学校跡地の利活用について、平成25年当時の趣旨採択を尊重するとし、今後議会からも意見を聞き、議論を積み重ね、見える形にして進めていくことが町民の負託に応えることであると答弁しております。例えば教育施設や社会教育施設の大規模改修や建て替えなどの施設整備について、将来展望や構想も計画も示さず、見える形になっていない状況の中、また基金にどの程度積み立てようとしているのかも示すことなく、議会としての意見や見解を求めるのは、とても無理があると考えますが、見解を伺います。

2点目でございます。6月会議での町長答弁では、町内施設の大規模改修や建て替えの検討を迎えている施設として、築51年を迎える徳田小学校、築46年を迎える不動小学校を例として挙げております。煙山小学校も築40年を迎えており、町民総合体育館も築40年以上が経過しております。また、役場庁舎も築40年以上経過しており、近い将来建て替え等を検討しなければならない時期が来ることは自明の理であります。したがって、6月から協議を始めた学校通学区域審議会において、通学区域と併せ、徳田小学校と不動小学校の統合や煙山小学校も含めた3校の統合について検討を要請するべきと考えますが、どうでしょうか。

3点目であります。旧矢巾中学校敷地は、住宅地や業務用地として売却するのではなく、特に40年以上も経過している町民総合体育館や役場庁舎の建設用地として活用を図るべきであり、かつこうグラウンドについては利用者が多いことから、敷地を町民総合体育館などの建設用地として活用するまでの間、現状のまま利用するべきと考えますが、どうでしょうか。

4点目であります。旧矢巾中学校敷地を売却する理由として、宅地や業務用地が不足していることを挙げております。8月3日矢巾町都市計画審議会において、3地区、藤沢第2地区、田中地区及び下花立地区、合わせて22ヘクタールの市街化区域拡大案が承認されました。今後縦覧や住民説明会を経て、来年度には宅地と業務用地の民間開発が可能になることがほ

ば決定しております。これにより長年の念願であった宅地開発が可能になり、約500戸以上の住宅建設が見込まれる状況になってきました。また、不足していた業務用地も拡大されることとなります。こうした状況の中、宅地や業務用地が不足しているとの売却理由は、説得力としては極めて弱くなったと言わざるを得ません。

したがって、売却を前提としたたたき台に対し議会の意見を求めるのではなく、町としての重要案件について、特に小学校の統合を含めた施設整備や町民総合体育館の建て替え、さらには防災空間として活用できる総合運動公園の建設、多くの町民が集い、憩える公園の建設や火葬場の移転等、多くの課題を検討し、優先順位をつけて計画を立案して、6月会議での町長答弁にあるとおり、第8次総合計画や都市計画マスタープランに反映し、その計画の実現に向けて議会を通じて真摯に議論を交わすことが今やるべきことではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、山崎道夫議員の旧矢巾中学校敷地利活用に対する考えについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、将来展望や構想については、矢巾町公共施設等総合管理計画における公共建築物に関する基本方針を踏まえ、学校や社会教育施設の再編統合を基本的な方向性としていくことから、よりご理解を賜ることのできるよう努めてまいります。

3点目についてですが、議員ご指摘のとおり、町民総合体育館及び役場の庁舎の建設用地として活用するという考え方もあると思われませんが、学校施設の再編統合は、まさに喫緊の課題として最優先に考えるべきものであり、現時点から財源も含めた議論を進めさせていただきたいと考えております。また、土地の売却時期については、土地需要から勘案される適正時期が存在し、その時期については現在と考えられることから、町としては速やかに売却すべきと考えておるところであります。

4点目についてですが、将来に向けた各種町有施設の在り方に関しては、議員ご指摘のとおり、第8次総合計画等に反映させるべきものとして、小学校の統合を含めた施設整備や町民総合体育館の建て替え、総合運動公園の建設等、多くの課題があるものと認識しておりますが、その中でも学校施設の統合を含めた施設整備については、喫緊の課題として最優先事項として考えており、財源確保を含めた議論を現時点から進めるべきと考えているところで

あります。今後は、矢巾町立学校通学区域審議会並びに議会での議論をお願いし、町が一体となって課題解決に邁進してまいりたいと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、旧矢巾中学校敷地利活用に対する考えについてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、本町の将来人口動態等を踏まえた町立小中学校の適正規模、適正配置について、6月29日に矢巾町立学校通学区域審議会へ諮問したところでありますが、審議会において、学校施設の老朽化、児童生徒数の推移等を勘案しつつ、現行の枠組みにとらわれることなく、様々な選択肢について議論していただくこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 6月の議会においての答弁と何が前進しているかということを考えました。しかし、もう売却する時期に来ていると、今が売却する時期だという、その前段の肝腎な矢巾中学校跡地の利活用について、町民ファーストでやっぱり考えるという視点が私は抜けているのではないかというふうに思います。このいわゆる価値のある、そして歴史のある土地を売却をするという、それに向かっての方針だけでは私たち議会も、そして町民も納得できる内容ではないというふうに指摘しておきたいと思います。

やっぱり先ほどの廣田清実議員の質問に対する答弁の中で、総務課長はもう決まったかのようにプロポーザル方式で募集をし、いろいろなご意見を伺いたいと。その前段となる部分での疑問点にしっかりと答えていくということがこの議会の中では必要ではないでしょうか。どのような構想の下、そしてその展望を含めて、それを基にしてしっかりと計画を組んで、それを前広にやっぱり町民の皆さんにお示しをする。そのことがやっぱり議会の議論の土台になるべきだというふうに思います。

そうした観点からいきますと、非常にどこかやっぱり不足をしているといえますか、物足りない提案になっているというふうに受け止めざるを得ません。やっぱり小学校の統合の問題は、一番大きな喫緊の課題だというのは、これは多くの議員も、そしてしっかりと説明をすれば、町民の皆さんも理解はしていただけるだろうと思います。しかし、それを具体的に

どのように、例えば統合するにしても、不動、徳田2校を統合するのか。あるいは煙山小学校も含めて大きな視点に立って、今までのいろいろなしがらみにとらわれない、これは教育長が答弁しておりますけれども、そういった広い観点に基づいて検討してもらおうと。そうしたことを経て、具体的な計画を組んで町民にしっかりとお示しをし、そしてその裏づけとして、いわゆる予算が出てくるだろうというふうに思います。そういうことをなくして、もう既に今が売り時だというふうな、そういった断片的な答弁では、どうしてもやっぱり納得いかない、そういう思いにならざるを得ません。

そういったことをやっぱり原点にして、どの部分をどういうふうにするのか。いわゆる中学校跡地1.45ヘクタール、そしてかっこうグラウンド1.85ヘクタール、合わせて約3.3ヘクタール、これをどのように活用していくかという視点がやっぱり必要だろうというふうに思います。その視点に基づいて3月に出された基本方針、これがやっぱり具現化されていくだろうというふうに思います。

もう民間に売却するという基本方針を出して、その後は断片的な質問に答えるだけで、やっぱり前広に大きな視点に立った将来の矢巾のまちづくり、あるいは学校の在り方、それから総合グラウンド、町民総合体育館、その建設などについても、なかなか示されないと。もちろん第8次総合計画には、そういった計画を反映するという答弁が6月議会でもありました。今回もありましたけれども、そういったことを積み重ねながら、やっぱり実現をするためのステップアップをするといいますか、そういうふうな形を取っていくことが多くの町民が知りたいという、あるいは町民が考えていく上での土台になるだろうというふうに思います。

したがって、何点か質問いたしますけれども、今小学校区の通学の関係で諮問しているわけですが、これはいつまでに答申が出される見込みなのか、まずそれを1点お聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

審議会の答申は、来年度前半までに答申いただくスケジュールで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） それから、跡地のどの部分を残すのか、どの部分を売却したいと思

っているのか、そういった具体的な提案がないわけです。そこが見えないということは、本当に真剣に考えているのかという疑問点がどうしても拭い去れない状況です。そしてまた、基金にどの程度積み立てようとしているのかも全く示されない。そして、基金に積み立てる目的は、教育施設や社会教育施設の建設に向けた、いわゆる使い道をはっきりと指定をして積み立てるとしてはいますが、だとすれば、やっぱり教育施設あるいは教育施設については、小学校区の学区の検討委員会がありますので、そこは来年度の前半に答申が出されるということですので、それはそれを待ってもいいとしても、社会教育施設、特にも矢巾町はスポーツのまち宣言をして、様々なスポーツに、特に中学生を中心に取り組んでいるわけですが、残念ながら総合グラウンド的な、いわゆるほかでいう、例えば紫波町でいう総合グラウンド、あるいは雫石町でいう総合グラウンド、金ヶ崎町、岩手町あるいは岩泉町、様々な総合グラウンドがあるのですが、全くそういった他に比較して、子どもたちが伸び伸びと、例えば1か所でサッカーもできる、あるいは野球もできる、ラグビーもできる、バレーボールもできる、様々なスポーツができる総合グラウンド、総合運動施設が全くないわけです。そういった大きな視点に立って考えていくとすれば、そういうふうな計画、いわゆる構想が示されない。その中で基金に積み立てるといふ、そのいわゆる提案ですけれども、これについては全く理解できない。中身が見えないものを出されて、これはそのとおりだなと思う人は、まずいないだろうというふうに思います。

それから、かっこうグラウンドの夜間照明についても、これも移転すると言っていますが、前の答弁では3億円から4億円かかると言っています。私は、そのぐらい金をかけるのだとすれば、老朽化しているとはいったものの、まだまだ使える状況にありますので、かっこうグラウンドの夜間照明もあえて他に持っていく必要はない。まして持っていったとしても、そのまま使えないという、そういったお話でございました。新設をしなければならない。そうすると、3億円から4億円かかると。こういったばらばらの話が前回も、またその提案時にもありましたけれども、何か一貫した一つの流れの中で、いわゆる頭の中でイメージを膨らませる、イメージすることができないという、非常に歯がゆい状態の中での議論にしかなくなっていないのが今の実態だというふうに思います。

そこで、第8次総合計画の策定がいよいよ始まっていくだろうというふうに思いますけれども、やっぱりその中でしっかりと、前にも言いましたけれども、ランドデザインをしっかりと持って、その中で構想を計画にしっかりと組み入れて、それを我々の前にしっかりとお出しをいただくと。そして、その中には先ほど言った教育施設や社会教育施設の建て

替えとか、あるいは大幅な修繕とか、いろいろあるのでしょうかけれども、その辺のことについてもしっかりとお示しをいただくということが必要だというふうに私は思っています。そこで、第8次総合計画のスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） まず、第8次総合計画のこれからの予定でございますけれども、もう詳細というか、大きな動きとしては、今年度中に動き出しを考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、今担当課長から答弁させていただいたのですが、この第8次総合計画については、実は今度、いわゆる岩手県立大学の齋藤特命教授をお迎えして、第8次総合計画の策定の在り方、またマネジメントの方法について研修会を予定しております。それで、これは職員だけではなく、議員の皆さん方ももしご都合がつけば、ぜひご出席していただきたいなど、こう考えております。

それで、答弁の中にも第8次総合計画、それから都市計画マスタープランのお話をさせていただいておるわけですが、今山崎議員からは厳しいご指摘があったのですが、しかし今ランドデザイン、これはもう議決事項なので、総合計画の関係の。だから、議会の皆さんと一緒にデザインを図案化をしていきたいと。今よく言われるフューチャーデザイン、そういったものをしっかり取り組んでいきたいと。それで、後から担当課のほうから議員さん方にもご案内があると思うのですが、今月の27日、大会議室で午後1時半から予定しておりますので、議員さん方にもぜひ総合計画の策定またマネジメントについて齋藤特命教授からご教授がありますので、ひとつぜひお願いをいたしたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 総合計画は、議会の議決事項でありますから、そこはランドデザインを示すというのは、今の段階ではできないということだろうというふうに思いますが、しかし展望とか構想はやっぱり持っているはずなのです。持っていなければ、第8次総合計画に向かって策定作業に入っていく際には、それが必要だろうというふうに思いますので、そういった中学校跡地に関しての、いわゆる利活用、これはやっぱりいろんな考えはあると思いますけれども、歴史的な背景や、あるいは今から見る中学校の跡地を見ながら、私はは

るか昔になりますけれども、いわゆる人間形成の本当の基礎になった中学校です。そういったことを考えると、これが住宅地になっていくというふうなことは、ある意味考えられないことだなというふうに今も私は思っています。ここの跡地を町民がやっぱり主体的に使える、例えば体育館なり、あるいは多目的な広場としてこのままやっぱり残して、防災空間なり、あるいは今も使っているスポーツ施設として残していくのが私は、そういった意味では使い道としては、非常にいい使い道ではないかなというふうに思っています。

しかし、示された方針案は、そうではありませんでしたので、そういったことを総合的に考えると、やっぱり説明会をやると言っています。昨日の赤丸議員に対する総務課長の答弁は、説明会をやるまでは売却することはないと言っていますけれども、説明会にやっぱり具体的な町の方針、思い、そして計画を示していかなければ、何のための説明会だか分からなくなってしまうだろうというふうに思います。やっぱり町民の皆さんには、この貴重な財産を本当に矢巾町の将来のために活用したいという強い思いを持って臨まなければ伝わらないと思います。その計画をやっぱり出すということは、議会にもやっぱり出してもらわなければならないわけですので、その辺について、どういうふうにやろうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、山崎道夫議員、何か旧矢巾中学校の跡地だけなのですが、いずれ今矢巾町では、学校教育施設、社会教育施設、これを考えていきたいと。それで、今なぜ踏み込んだ発言がなかなかできないかということは、学校教育施設については、町立の学校通学区域審議会でも今委員さん方がいろいろ検討しておるわけです。その中で、例えば煙山、徳田、不動の3つの小学校をどのように統合再編していくかと。まだその方向も定まらないうちに、今ここでお示しするわけにはいかないわけです。そこだけのご理解をさせていただきたい。

それから、社会教育施設については、もう今大ざっぱに4つのことが考えられると思うのです。まず1つは、やはり多目的アリーナ、いわゆる総合体育館、これはもう山崎議員からご指摘のある町民総合体育館の建て替えの時期が来ているわけですので。それから、2つ目には、できるのであれば、昨日も答弁の中で担当課長が答弁しているのですが、新しい県営の屋内プール、もし県のほうでそういうお考えがあるのであれば、ぜひ矢巾町に誘致をしたいと。それから、3つ目には、今岩手医科大学、いわゆるこれも県と関係するのですが、スポーツ健康科学センター、今ウェルベース矢巾もいろんな意味で岩手医科大学のスポーツ

ドクターからもいい取組だという評価もいただいております。そして何よりも今日お話があった、実際市町村名を出して山崎議員からお話あった新総合運動公園、ぜひこれを矢巾町でも造りたいわけです。そこで、学校の教育施設、社会教育施設、やっぱりお金、財源の確保なのです。だから、その財源の確保をこれからどうしていくかと。だから、昨日はふるさと納税のことでちょっと赤丸議員にもお答えさせていただいたのですが、いずれ私どもはそういったやはり財源をにらみながらも、計画を立てていかなければならないということもあるのです。

そこで、私どもといたしましては、山崎議員、昨日は赤丸秀雄議員からもお話あったのですが、もう本当は皆さんの要望に応じてこのところを、いいですよ、町民総合体育館とか庁舎の建設。それよりも最優先課題は、今言った学校教育施設、社会教育施設なのです。これを、もうだからそこを何とかご理解していただいております。ということで。

だから、昨日も生意気なことをお話ししたのですが、幕末の志士吉田松陰の夢なき者には成功なしと、山崎道夫議員、第8次総合計画とか都市計画マスタープランでお互い議会と当局でランドデザイン、夢を描いて一緒に歩もうではありませんか。そのための財源確保なのです。だから、もう皆さんのご指摘されていることは、まさにそのとおりなのです。ただ、今私どもこれから、そして学校統合した後の煙山、徳田、徳田の場合は、これはもう徳丹城の史跡なので、あと不動小学校とか、こういうふうなものをまとめて、そして今財政の厳しい、今日も新聞報道なんかでは、京都市では財政危機宣言、財政、それは何かと、地下鉄の整備だと、やっぱり公共のそういった整備をやったことによって大きな借金を、負債を抱えると。だから、そういう負債も幾らかでも少なくしていきたいという中での考え方ということを一つご理解をしていただきたいと思いますということで、議員の皆さん方の、何回も言うのですが、おっしゃるとおりなのです。おっしゃるとおりなのですが、今ここでみんな痛みを分かち合ってやっていくことができないか、私どもそこをお願いでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 私もその小学校の統合については、町立学校の通学区域審議会、これで今答申されているというのは先ほど、これは前回の6月議会でも、6月にそれを発足していくということは聞いていましたし、今も今日の答弁でも、もう既に答申に向けて具体的な提案といえますか、お願いもしているということですので、そこは十分理解しています。

したがって、小学校の関係については、来年度の初めには答申が出されるということですので、これは当然それを尊重しなければなりませんので、それは時期的には今は無理だとしても、町長が言ったような多目的アリーナ、総合体育館とか、あるいは新運動公園、これは前にも町長はいわゆるドーム建設の話からいろいろ言ったことがありますけれども、何回も聞いたということもあります。

しかし、それを含めてやっぱりそのぐらいの気持ちがあるとすれば、6月の議会が終わって3か月たっていますけれども、今回はやっぱりその辺も答弁の中でしっかりと書き物として出してほしかったのです。いわゆる町長の思いはいっぱいあるのだけれども、なかなか計画にのせない、書き物にはのせないということで、信用しないわけではありませんけれども、やっぱりそういった展望とか、吉田松陰の格言の話も今ありましたけれども、夢がなければそれは成功しないということですが、そのとおりののだとは思いますが。夢がなければ何事も実現はしないということはそのとおりののですが、夢だけでは何ともなりません、やっぱりしっかりとした計画がなければ、そのことを私は言っているのです。それを示さなければ、中学校の跡地を売却するという目的と、それでは何にそれを具体的に使うのかということが。

小学校の統合、これについては考えているというのは、これは前の答弁からも、今回の答弁でも、それは理解しました。しかし、それだけではないだろうというふうに思うのです。もしここを売却するとすれば、それに沿った、それに相応した相ふさわしい計画を示していかなければ、やっぱり納得いかないということなのです。いいのではないかという人もいます、確かに。ただ、私も何回も地域で営農組合、キャベツ営農とかしていますけれども、草刈りをしたり、必ず聞かれるわけです、あれはどうなったのだと、決まるのかという。いやいや、まだ具体的な話になっていないよとしか答弁できないわけです、何ぼ聞かれても。だって、売って、それを何か積み立てるとかと言っているのではないかという話もされますけれども、具体的な使い道はまだ分からないとしか言えない。

しかし、今回の9月議会でどういう議論がされるかというのは、恐らく関心のある人は耳を大きくして、やっぱりその情報を集めていこうというふうに思いますけれども、そういうふうな現状の中で、あたかももう前進するというような、売るのは今の時期だということ声を高くして言われると、何も決まっていないうちで、売ることだけを考えているというのはおかしいのではないかという議論に当然なっていくだろうというふうに思います。そういう観点で私は今日もこの場に立っておりますけれども、やっぱりそういうふうな心

の通った、血の通った議論がなければ、検討のしようがないわけです。そこを今後どういふふうにして町民に説明していくかということが、私は今回の議会ではっきりとお聞きをしたい。その点について、その点をしっかりと答弁していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私あまり哲学については詳しくないのですが、今ちょっと思い出したのですが、古代ギリシャの中で弁証法というのがあります。これは私も少しかじって、今一つの物事に対して対立するとか、そういったものをまとめ上げていく、2つの規定を統一していくと。そのために討論することは、私は大いに結構なことだと思うのです。そこで、山崎道夫議員、私にすれば、この弁証法のあれで、私は右だと、山崎道夫議員さんは左だと、いいではないですか、そういう議論は私はもう対立してやっていくことはいいこと。

ただ、やっぱり最後は、第8次総合計画とか、都市計画マスタープランの中で一緒になってつくり上げていきたいということなのです。だから、例えば先ほど社会教育施設のスポーツ施設、実は昨日藤原信悦議員に茨城県の境町の例が出たのですが、あそこは防災もそうなのですが、スポーツの盛んな町で、そしていろんな取組をしているのです。だから、私は、今回藤原信悦議員からは防災とか減災のことではなく、スポーツのことを聞かれるのかなと、ちょっと一瞬構えたのですが、その地域で地域スポーツ、これは地域を盛り上げるための起爆剤になると。だから、議論はそういうことを積み重ねながらやっていこうではありませんか。

だから、小学校の再編統合も子どもたちの教育です、先送りはできない。また、スポーツもやっぱりそうなのです。先送りもうできない状況にある。それを一緒になって考えて、そして例えば先ほど4つ挙げたのです。アリーナのことから最後総合運動公園まで、これ全部できるかというのと、今の財源構成ではなかなか難しいと思うのです。でも、いろんなところを巻き込んで、そしてあともう一つは、例えば県立高校の不来方と盛岡南高校が統合再編されるので、今後私ら地域にどういうものが開放されるのか。学校とか、それからスポーツ施設、芸術、文化に関する施設がどのように開放されてくるのか、そういうふうなことも見極めながら対応していかなければならないということ。

それから、私も今日の質問の内容を再度精査させていただいて、この3つの地域で戸建て住宅とか何かのあれした場合に、ここの資産価値が落ちるのではないかと、弱くなるのではないかと。矢巾町は、そういうことはないと思うのです。だから、勢いのある町として情報発信して、ここも、それからこれからの3つの、これもし事業者の方々が見られていると、

ここの旧矢巾中学校の跡地があれされると私らの販売に影響するのかと、議会でそういう議論をされているのかと、こういうこと、私はそこを心配しているのです。だから、もうそういう議論ではなく、前向きな議論。だって、ここの庁舎も、平成に入ってすぐ建ったのですが、それよりもまだまだやらなければならないことが山積しているということだけは、山崎道夫議員さんだってお分かりのとおりなので、そのためにも何としても財源確保のためにご理解をしていただきたいと。

できるのであれば、プロポーザル、公募型の、そしてこれも今担当課長には厳しく言っているのは、プロポーザルが示されたら議会にもお諮りして、どのプロポーザルがいいのか選択をしてもらえと、うちらもやるのですけれども、議会にも、議員さん方にも公開して、そしてここのところがああよかったなど、利活用されてよかったと言われるようにやっていきたいなということで、何ら隠すことはございません。だから、一緒になって将来のまちづくりを考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） ちょっと論点かみ合わないようですが、他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 何回も町長とはいろんな場所でこの議論はしていますので、そういう意味では、どこか分かるのですけれども、どこか分からない。何かやっぱり硬い物を感じているようですけれども、どうもにくにくした感じがあります。

最後になりますが、1点だけお聞きをしたいと思っております。町長の言っているのは、理解できる部分はかなりあります。しかし、その一緒になって考えていこうではありませんかという、そこにまだ一緒になって考えられないものがあるのです、見えないものが。やっぱりそこが見えなければ、しっかりとした四つに組んだ議論はできないと思うのです。私は、右だ、左だというのではなく、やっぱり町の将来を考えれば、どこかでやっぱり着地点を見つけなければならないのは、これはどんな議論でもあるわけです。そこまでいく、その到達点の中で、やっぱり胸襟を開いて、もっとしっかりと町民が分かりやすい、理解をしてもらえりような議論をしていく必要があるだろうというふうに思います。

そこで最後ですが、その土地の売却時期については、土地需要から勘案される適正時期が存在し、その時期が現在だという答弁です。そして、速やかに売却すべきと考えていると。その時期が現在と考えられるというのは、先ほど町長もちょっと触れていますけれども、その裏づけは何なのでしょう、それだけを聞いて終わりたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） お答えいたしますが、土地の価格というのは変動するものでございます。その上で、やはり需要と供給のバランスで決まってくるところが大きいというふうに思っております。端的に言いますと、市街化区域の拡大によってほかに住宅用地ができてくると、需要に対して供給が多くなるというふうになってくるものとは思っていますが、逆に言いますと、そういうことは相対的に地価が下がっていくという方向性になっていくものだろうと想定されますので、早いほうがいいという意味合いでの今だと、3年、5年たったら恐らく下がっていくでしょうと、そういう意味合いでございませう。そういったことが根拠といたしますか、考え方でございませう。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） あくまで想定の話ですから、それはそのとおりになるかは全く不確定要素があります。矢巾町において土地というのは、かなり公示価格も出ていますし、地価の毎年の調査も出ていますけれども、私はこの土地の価値は下がらないと思います。かなりの価値はあると思います。そういったことを考えれば、ただ一方的な考えで、需要と供給のバランスで将来は下がるという言い方で答弁されるのは、やっぱり私は何か違うのではないかなというふうに思います。やっぱり多くの町民が理解できるような、そういった見通しを示していくべきだろうというふうに思いますので、答弁は要りませうけれども、まだまだ私はこの問題については、議論を重ねていかなければならないというふうに思っています。中学校の跡地の利活用については、恐らくこれから何年たっても、そんなにはない大きな事案だろうというふうに思っていますので、議論を重ねながら一つの方向性を見いだして、一体となってまちづくりに前進できればいいなというふうに思っておりますので、今後とも諦めないでやりますので、嫌がらないでお付き合いをお願いしたいというふうに思います。

終わります。

○議長（藤原由巳議員） ご苦労さまでございませう。私からも一言申し上げたいと思います。今の山崎道夫議員の一般質問の通告書、内容を吟味されたと思いますが、今回の通告の中で一番内容のある通告でありませう。それに対する答弁書、内容、いかにも簡単な内容と私受けませうので、先週末にもお話し申し上げませうが、一般質問はご案内の内容で議論する内容でございませう、大所高所から。やはりそれなりのきちとした双方の対応が望まれるというふうに思っていますので、今後ひとつよろしくお願ひします。

ご苦労さまでした。

一旦休憩に入ります。

それでは、再開を午後1時10分といたします。よろしくお願いいたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

なお、17番、高橋七郎議員は、午後から都合により欠席する旨の通告が出されておりますので、午後から欠席となります。

それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、山崎道夫議員の2問目の質問を許します。

○15番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問を行います。

通学路における児童生徒の命を守る安全対策についてを町長、教育長にお伺いをいたします。今年6月28日、千葉県八街市の道路で下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。トラックの運転手は酒を飲んでいただけですが、なぜ基本的なルールを守れないのか、自覚のなさや無責任さに強い憤りを禁じ得ません。岩手県内でも2000年11月、二戸市で集団登校中の小学生の列に飲酒運転の軽トラックが突っ込み、2人が死亡、6人が重軽傷を負うという悲惨な重大事故が発生しております。この事故の後、深い悲しみと憤りを抱きながらも飲酒運転撲滅を願う遺族が中心となって署名活動を展開し、飲酒運転がより厳罰となる危険運転致死傷罪の新設へとつなげたことを後で知りました。

この種の事故が起きるたびに国は通学路の総点検を行うよう自治体に指示を出し、安全対策が論じられておりますが、今回の事故を教訓に、万が一ルールを守らない運転者がいたとしても、子どもの命が守られるよう通学路の安全対策にしっかり取り組むことが求められております。したがって、本町においても通学路の安全対策に、今まで以上に力を入れて取り組むことが強く求められていることから、以下についてお伺いをいたします。

1点目です。八街市の事故の後、町として通学路の総点検を行い、危険と思われる場所の把握は行ったのでしょうか。

2点目です。危険と思われる場所や横断歩道などについて、安全対策上不備があると思われる場所の対応策は検討しているのでしょうか。

3点目です。過去10年間において実施した通学路に歩道を設置した路線の数と延長はどの

ぐらいあるのか。また、歩道設置が必要な路線名と数、延長と今後の計画についてお示しされたい。

4点目です。歩道設置の計画の中に、保護者や地域から要望、要請が出されている通学路の数と延長はどの程度あるのでしょうか。

5点目です。通学路の安全対策について、スクールゾーンの指定なども含め、どのような取組を行ってきたのか。また、今後取り組もうとしている安全対策の計画はあるのでしょうか。

6点目です。スクールゾーンにおけるゾーン30の速度規制を守らずに走行している車が見受けられますが、通学時の安全を確保するためにも取締り等の対策を考えるべきではないでしょうか。

7点目、今後小学生の通学時における安全対策の取組として、冬期間のみではなく、1年を通してスクールバスの利用を検討するべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 通学路における児童生徒の命を守る安全対策についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、毎年各自治会、学校、交通安全協会等の各機関からの要望を取りまとめ、交通安全対策協議会で矢巾町通学路交通安全プログラムの対象箇所とし、国、県の道路管理者や公安委員会所管の部分は要望を行うとともに、町管理の施設については交通安全施設整備工事として順次対応しているところであります。

3点目についてですが、過去10年間において、通学路に歩道を設置した路線は7路線、約5.3キロメートルとなっております。また、今後の計画につきましては、交通安全対策協議会の要望を基に矢巾町通学路交通安全プログラムを策定しており、現在町道西前線、町道谷地線、町道下海老沼線等の6路線、約2.3キロメートルを計画しております。今年度は、町道白北線及び白沢踏切への歩道設置工事が完了し、今後町道島線及び町道田中縦道線への歩道設置工事を予定しております。

4点目についてですが、歩道設置に関し、保護者や地域からの要望については、交通安全対策協議会で取りまとめ、各機関に改善要望を提出しており、その数については、3点目で答弁したとおり、6路線、約2.3キロメートルの整備が要望されているところであります。

5点目についてですが、生活道路の交通安全対策として、歩行者や自転車の安全な通行の

確保を目的に、煙山小学校の周辺区域を対象にゾーン30を設け、これが徹底されるよう地域住民の皆様へ周知しているほか、道路上への路面標示、のぼり旗を周辺地域に掲げるなど、通行車両への注意喚起を促しております。煙山小学校を含む全ての小学校周辺においても、スクールガードの配置や保護者の見守りなどを実施しているほか、歩道を設置できない路線へのグリーンベルトの整備を実施しているところであります。

これら以外今後の安全対策として現在進行している計画はありませんが、今後も保護者、町民の皆様の声に耳を傾け、危険箇所を把握し、スピード感を持って対策を講じてまいります。

6点目についてですが、ゾーン30の規制を守らない車両が見受けられることから、町では紫波警察署に対し、取締りの強化を要望しております。引き続き取締り強化を要望していくとともに、地域住民の皆様への周知や車両運転手への注意喚起をより徹底し、交通事故ゼロを目指してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、通学路における児童生徒の命を守る安全対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、今回新たに示された見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハットの事例があった箇所、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所の3つの観点を中心に各学校に通学路の総点検を依頼し、危険箇所の抽出を行ったところであります。

また、歩道が未整備で比較的交通量の多い路線8か所を抽出し、7月13日と14日の2日間、状況調査を行っております。

7点目についてですが、昨年度から町内3小学校の遠距離通学児童を対象に11月から3月までの冬期間で実施したスクールバスの今年度の運行につきましては、昨年度と同様に冬期間の運行を予定しております。1年を通しての運行は検討課題であると認識しており、体力向上面では自転車通学や徒歩通学の利点もありますので、安全対策面など様々な要素を含め、学校と協議を進めてまいります。

また、今年6月の千葉県での交通事故を受け、国会議員による全国の公立小学校にスクールバス導入を目指す動きもありますので、今後の国の動向も参考にしながら取り組んでまい

ります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） かなり力を入れて調査をしたということでございますので、今後の子どもたちの交通安全、特に歩道のない箇所については、気をつけて歩くだけでは、今大変厳しい状況の中での通学になっているだろうというふうに思いますので、その辺の対策には万全を期していかなければならないというふうに思います。特に6路線については、歩道設置を計画しているということですが、歩道が未整備で比較的交通量の多い路線の8か所と歩道設置が計画されている6路線については、6路線に8か所が含まれているかどうか、ちょっとこれを確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） この路線につきましては、含まれております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そうすると、比較的交通量の多いという路線の8か所、このうち6か所については、歩道設置の計画を考えているということですが、今年は3路線予定しているようですけれども、この6路線を全てやるとなれば、恐らく二、三年あるいはそれ以上かかるかもしれませんけれども、その計画というのは、やっぱり早急に計画をしていかなければならない路線だろうというふうに思いますが、そこについての今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） それ相応の年数はかかることは、そのとおりでございます。例えば今現在、高田の島線、南矢幅踏切の西側の田中縦道線、そこだけを見ても、今年度を含めてあと2年程度はかかるかなと思っております。そのほか、町道谷地線というのも出てきましたけれども、徳田農協から西に上ってくる道路の、ここについては、例えば圃場整備で創設換地をしている箇所のような場所もほかの路線でもありますけれども、そういったところは用地を購入することなく、当然工事の協力をお願いします、隣

接する田んぼ農家の方々には協力をいただくわけなのですが、そういった箇所もありますので、そういったところは比較的、これもやはり社会資本整備総合交付金を使いながら整備をしていくというところを計画しておりますので、予算のつき次第では、そんなに時間がかからないでできますけれども、やはり用地を購入してというような形で計画される路線については、その路線1つにつきましても、やはり3年前後はかかるということになりますので、ただこのような痛ましい事故につきましては待ったなしの状況でありますので、我々もその辺は考慮しながらスピード感を持って対応していきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） そもそも通学路というのは、学校に通う道として最も安全な場所を選定をして指定をしていくというのが通学路だということになってはいますが、現実はなかなかそうはいつでも危険な状況が改善できないというのが実態だというふうに思っています。この8路線の中で6つは計画があるということですが、そのほかの2路線はどことどこなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） そのほかの2路線につきましては、町道安庭線、あと町道宮田線、広宮沢、煙山になりますが、その路線になります。そこも整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 以前にも取り上げました煙山小学校から不動に向かう旧県道なのですが、その旧農免道との交差点からさらに南煙山、いわゆる耳取方面に行く路線の、ここは創設換地といいますか、用地は取っているのですが、ここについては、この8路線からは外れているわけです。やっぱり私、いつもあそこを見ているのですけれども、かなり草の、地域で草を刈ったりはしていますけれども、なかなかタイムリーに刈れないときもあるし、それから春先、スクールバスが今歩いていますので、大分そういう意味では改善はされています、その環境的には。ただ、どうしても重いかばんを背負って、四、五人の子どもたちが道路の端を歩いているのを見ると、本当に何かかわいそうだなといいますか、危険だなというのを常に思うのですけれども、やっぱりそういった、もう既に用地が確保されているところについては、できるだけ早く歩道設置をしていただきたいと思います。これは、先ほどの議論にな

りますけれども、小学校の統合の関係もありますので、そこはそれなりににらみながらやるということになると思いますけれども、その辺のことも頭に置きながら今後しっかりと取り組んでほしいなというふうに思っています。それに対しての見解をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 確かに創設換地をして歩道用地として確保している場所もあります。そういった箇所につきましても、優先的に何とか整備を進めたいというふうに考えておりますが、やはり昨今矢巾スマートなり、岩手医科大学だったり、いろんな要因、そして社会情勢の変化もありまして、我々が小さいときよりも相当車の量というのは増えております。人口自体も、例えば40年ぐらい前は1万8,000人程度でしたけれども、今はその倍になっているということで、それなりに車両についても多くなってきていることは現実であります。そういったところには、十分配慮しながら今後も整備を進めていきたいというふうに考えております。

なお、この歩道の整備と併せて、歩道整備する路線と併せて、今まだ具体的に協議は行っておりませんが、教育委員会と通学路の、どの路線が本当に通学路としてふさわしいかというか、そういった町で整備した歩道のある安全な路線を、通学路をまず第一に優先しながら、今普通の生活道路も通学路として指定しているような状況ですけれども、そういったところも教育委員会と一体となって連携して選定しながら、歩道整備する部分をきちっと見極めながら整備を進めていくということで、現在教育委員会と打合せを進めているところです。まだ具体化はしていませんが、そのような形で協議を今教育委員会と行っているところであります。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 今まで、ここ5年ぐらいの間に通学時に重大事故はなかったというふうに思っておりますけれども、軽傷とか、あるいは道路から転げ落ちたとか、いろいろそういった部分については何回かお聞きをしていますが、そういった交通事故に絡んだ事象というのはどのぐらいあったものなのでしょうか、小中学校合わせてですけれども。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば自動車による交通事故だけでなく、自分で例えば道路脇に落ちたとかというのを

含めた事故と捉えていただきたいと思います。昨年度で小、中で4件、それから今年に入っては、これまで既に4件発生しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○15番（山崎道夫議員） 件数は少ないので、そう大きな事故ではなかったというふうに捉えますが、やっぱりさっき言ったように、安全な道を選んで通学路にしているということもありますので、今道路住宅課長ですが、立派な歩道をつけようとする、かなり時間がかかります。特に用地まで手に入れたら、かなりなことになると思いますけれども、先ほど私言ったところは、草を刈ってしまえば、いわゆる砂利を敷けば、1メートルぐらいの砂利にすれば、結構安全に歩けるのです。そういった対処の仕方も検討してもいいのではないかというふうに思うのです。

やっぱり交通量が比較的少ない場所です、あそこは、私言ったところは。だけれども、飛ばして歩いているのです。だから、そういった意味では、本当に隅っこを小さくなって歩いている状態ですので、そこにやっぱり砂利でもいいから歩ける場所があれば、かなり危険は回避できるだろうと思いますので、そういったことも立派なものではなくても、そういう対応の仕方も考えていくべきだというふうに思いますけれども、そこは検討していただく課題だとしても、できるだけ安全な状況を早期にやっぱり環境を整えるということを何とか頑張っていたきたいと。

最後になりますけれども、ゾーン30、これは2011年にたしか国交省だったか警察庁が提唱してやっているのですが、同僚議員も一生懸命この間力を入れてやって、煙山小学校周辺、ゾーン30になっていますが、現実にはかなり飛ばして歩いているのです、車。ゾーン30という看板は立っていますけれども、なかなかそれを見ていないのか、道路にはいわゆる白い線が表示していますけれども、なかなか実行していない車が多いのです。この頃、8月に入って警察のパトカーが3件ぐらい捕まえているのです。これは初めてですけれども、やっぱりこういったことを見ると、もっとしっかりと取締りをしてほしいと。

それから、その関連ですけれども、今8月26日に国交省と警察庁が、いわゆるハンプといって、こぶをつける提唱をしているのですが、これを出口とか入口付近、うんと高くなくてもいいから、何か所か、二、三か所続けてやれるような対策も今後考えていかなければならないと思うのですけれども、特にゾーン30は。その辺の考え方というのはどうなのでしょう。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ゾーン30につきましては、実際やってみて、それでおっしゃるとおり、スピードを出す方は割といらっしゃるということのようでございまして、こちらとしてもそれは認識しておったところなので、紫波警察署のほうには引き続き厳しくといたしますか、きちっと取締りをお願いしたいというふうに要望をしておるところでございまして、議会なり、地元からもそういう声が多く出ていますということで、なお要望してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 先ほど道路に何らかの支障物をつけてというところですが、警察あるいは国交省のほうからは、物理的デバイスというような言い方で来ているわけなのですが、当然先ほど言ったような凸凹になるやつ、あるいは新田の太陽荘のところちょっと三角に表示していて、遠くから見ると、何か物があるのではないかというように見えるような、ああいう表示とか、そういったものについてもやはり非常に有効であるということで、我々も何か所かやっていますし、あるいはイメージハンブという交差点が近いよというようなのが分かるものとか、そういったところで注意喚起あるいは制限をかけているような場所もあります。我々も交差点を中心に、そういった対策は今後も続けていきたいと思っていますし、交通安全対策協議会の中でも、やはりそういう箇所がだんだんに増えてきておりますので、そういう箇所を重点的に、地域の皆さんから、ここは危ないよというようなのが出てきますので、そういったところをなるべくスピード感を持って対応していきたいというふうに考えております。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、山崎道夫議員もご存じかと思うのですが、煙山小学校でゾーン30をやったとき、あのとき紫波警察署で自動取締機やったのです。ねずみ取りではなく、もうスピード出してくれば、すぐ画面表示という。あのとき私ちょっと青くなったのですが、松本さん、今亡くなられた、あそこでやっていたのです。だから、私もその後継続してやっていたものかなと思っておったのですが、あれが一番効果があるので、地元の皆さんも気をつけていただくように。ということは、あのときの、今だからあれなのですが、警察の方は容赦しないと、ゾーン30今日からスタートだというときに、だからそういうふうなことのやっぱり周知をしていかなければならない。

それから、流通センターに山型の今お話あったのですが、暴走族が流通センターのあそこ

でいろいろ騒いだときがあるのですが、ただあれは、ガラスを積んだ車、いわゆるガラスが壊れるということでもかなり苦情があって、そして後から廃止になったのですが、そういったことも一つの方法かなと思うので、いずれスピードを減速すれば、そういうふうなことも解決できるわけですので、何よりもあそこの煙山小学校周辺は非常に危険な箇所なので、これはもう地元の矢巾交番、紫波警察署と一体となってしっかり取り組んでいきたいと。

いずれ小中学校周辺は、煙山小学校に限らず対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 時間ですので、よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご苦労さまでした。

以上で15番、山崎道夫議員の質問を終わります。

それでは次に、3番、小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、公明党、小笠原佳子です。通告に従いまして質問させていただきます。

1問目、飲酒運転根絶に向けた施策について。6月28日に千葉県八街市で飲酒運転によって児童5人が死傷する痛ましい事故が発生いたしました。マスコミ報道等では、通学路の整備に焦点が当たっておりましたが、ただいま先輩議員の山崎議員もこの観点で質問いたしましたけれども、この事故の要因が飲酒運転であることは明らかでございます。1999年に東名高速道路にて幼児2人が犠牲となる事故を契機に、飲酒運転に対する厳罰化が進みましたが、アルコール依存症に由来するものなどの問題は、依然として十分に対応しているとは言えておりません。飲酒運転の根絶に向けました矢巾町での取組について、以下お伺いいたします。

1点目でございます。令和2年度における当町での飲酒運転の検挙数についてお伺いいたします。また、その中でアルコール依存症と関連する検挙数はあるのかお伺いいたします。

2点目でございます。飲酒運転根絶に向けた機運の醸成といたしまして、定期的な啓発イベントの開催、活発な情報発信、ホームページやチラシ、SNSの活用、ステッカー、パンフレットの作成や配布等、状況についてお伺いいたします。

3点目でございます。各種団体、断酒会、被害者遺族会、飲酒運転撲滅活動アドバイザーなどとの連携強化についてお伺いいたします。

4点目でございます。小中学校において飲酒に関する教育の実施状況についてお伺いいたします。

5点目でございます。通報しやすい環境づくりの取組についてお伺いいたします。

6点目でございます。飲酒運転と知りながら通報しなかった者への罰則の状況についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、小笠原佳子議員の飲酒運転根絶に向けた施策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内における令和2年度中の飲酒運転の検挙者数は5名、令和3年は6月末時点において3名となっております。検挙者でアルコール依存症との関連性が認められるかについては、警察及び町においても把握しておらないところであります。

2点目についてですが、町では、毎年12月、飲酒運転撲滅活動の一環として、町内の酒類提供の飲食店を夜間に訪問し、従業員及び来店客の方々に対し啓発品を配布し、飲酒運転追放の呼びかけ活動に取り組んでいるほか、飲酒運転検挙者が一定期間出していない自治会を対象に表彰を行っております。また、紫波警察署から飲酒運転検挙者数の情報を毎月提供していただき、広報やはばに掲載するなど、町民の皆様へ飲酒運転撲滅を呼びかけております。よりタイムリーな情報提供が必要であると考えており、チラシ等による周知のほか、町ホームページやSNSも含め、より一層情報発信に努めてまいります。

3点目についてですが、紫波警察署と協力しながら様々な活動を実施しておりますが、各種団体と連携を図ることで、より多くの町民の皆様への周知、普及につながると考えられることから、各種団体との連携強化について今後検討してまいります。

5点目についてですが、他県においては条例等により、飲酒運転と思われるものを目撃した際に通報することを義務化しているところもあります。町といたしましては、町民皆様お一人お一人が飲酒運転追放の意識を高めていくことで通報しやすい環境につながると考えており、そのような環境づくりに向けて機運を醸成していけるよう今後も広報活動に力を入れてまいります。

6点目についてですが、道路交通法で飲酒運転周辺者への罰則が規定されており、飲酒運転することを知りながら車両を貸した者、運転することを知りながら酒類、いわゆるお酒を

提供したり、飲酒、酒を飲むことを勧めた者、飲酒することを知りながら同乗を依頼したり、要求した者に対して最大で5年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。町内においては、令和2年中及び令和3年1月から6月までの間で同様の違反による検挙者はありませんが、今後も広く広報を実施し、未然防止に努めてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、飲酒運転根絶に向けた施策についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、飲酒に関する教育は、中学校の保健体育において、飲酒が心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となることなどを学習しており、本町では小学校を含め、学校薬剤師を講師として、過度な飲酒による健康被害や心身に及ぼす影響について授業を実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） ただいまの当町での飲酒運転撲滅に対する取組を様々お伺いいたしました。先日煙山の公民館の脇を通りましたら、とても大きくて白い高い看板が、飲酒運転撲滅啓発の看板でございました。このように取り組んでいただいているのだなということを感じました。

1月からの当町での検挙数は、これも教えていただいた広報に出ていたのですが、7月末で6人でした。飲酒運転とアルコール依存症との関係性は分からないのですが、飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下するという状態になります。具体的には、飲酒されたことのある方は分かると思うのですが、気が大きくなって速度超過などの危険な運転をする、これはすみません、運転をするというのではなくて、お酒を飲んだことがあったら、ちょっとイメージとして分かるかなという、すみません、変な言い方ですが、そういうことです。あと車間距離の判断を誤る。危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなるなど等です。

全国の令和2年度の飲酒運転による交通事故件数は2,522件でございます。前年と比べて減

少、前年比マイナス525、マイナス17.2%でございます。そのうち死亡事故件数は159件で、こちら前年と比べまして減少、前年比マイナス17件、マイナス9.7%ございました。

しかし、飲酒運転の死亡事故率は、飲酒なしの約8.1倍と極めて高いです。飲酒運転による交通事故は死亡事故につながる危険性が高いことがよく分かります。飲酒運転は、交通事故に結びつく危険性を高めます。飲酒運転は、極めて悪質、危険な犯罪でございます。飲酒運転は、絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない。私は、しないのは当然でございます。させない、許さない、他人にさせないという考えが大事かと思えます。

矢巾町での飲酒運転を根絶させるということを考えてときに、私が思ったのは、私福岡県にも住んでいたことがありまして、子どもが小学生だったのですが、やっぱり悲惨な交通事故がありました関係で、子どもが、今日は交通事故で子どもを亡くされたお母さんが学校に来て話をしてくれて、やっぱりすごく胸に迫ったと、やっぱり飲酒運転って絶対していけないよねとかという話を子どもがしたことがとても記憶に残っております。

こちらの教育委員会の回答に、中学校の保健体育において健康を損なうとか、そういう学習をしているとか、小学校では学校薬剤師を講師として、飲酒が健康被害や心身に及ぼす影響について授業を実施しているということをお答えいただきまして、私がちょっと調べましたら、飲酒運転を防止するために、飲酒状態を体験できるゴーグルがあるそうなのです。価格も3万3,000円ということで、そんなに高額でもありませんし、そのゴーグルをつけて子どもたちに、例えば真っすぐ歩きなさいと言って歩けるかとか、握手しようとか、そういう自分が体験を身をもって、これは子どもに限らず地域の集まりとか、コロナが収まったら、飲酒をしたときにこういうふうに分かる自分の判断がやっぱりふだんとは違うのだということをお答えいただきまして、とてもいいのかなと思えました。啓発イベント等にぜひ、飲酒状態体験ゴーグルと申します。こちらの導入についてお考えをお伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それ私自身そういうものがあるのを知らなかったのですが、まず学校でこれ、小学校は学習では飲酒に関して習わなくてもいいのですが、本町の学校薬剤師の先生が、やはり中学校、それから小学校を含めて6校とも教えていただいている、非常にありがたいなと思っております。ちょっと薬剤師の先生の授業がどういう内容でやっているか私も把握しておりませんので、そういった器具といいますか、そういったものが活用できるような授業内容であれば、ぜひご紹介していきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 私もそういったゴーグルの存在を初めてお伺いしました。ありがとうございます。大人向けにどういうものかなというところもありますが、検討してまいりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ないです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 了解しました。いいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは次に、質問2ということで、介護保険サービスによる住宅改修費及び福祉用具購入費の支援についてお伺いいたします。

高齢者は2センチ以下の段差でも転倒することがあります。手すりをつける等、住宅改修によって介護を受けている人が自力で身辺処理を行うことができるようになれば、本人の意欲も高まり、生活の質の向上につながります。しかしながら、本町の介護保険で行う住宅改修費の扱いは、利用者が費用の全額を支払った後に自己負担を除いた保険給付を受け取るという償還払い方式でございます。そのため、利用者は一時的にまとまった費用が必要となる資金面の問題から住宅改修を行うことを見送るケースがあると聞いております。利用者の一時的な負担を軽減し、住宅改修制度を利用しやすくするために、受領委任払い方式の本町の導入についてお伺いいたします。また、福祉用具購入費に対しても同様にお伺いいたします。

1点目でございます。償還払い方式から受領委任払いに変更した場合、保険給付がどの程度増えると試算されているのかお伺いいたします。

2点目でございます。現在受領委任払いの対象となる方がおられるのか。また、おられた場合、どのような条件の方なのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 介護保険サービスによる住宅改修費及び福祉用具購入費の支援についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、介護保険サービスによる住宅改修費及び福祉用具購入費の支援について、矢巾町介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任に関する取扱要綱に基づき、既に受領委任払いを実施しておりますが、これにより給付費は増加しておらないところ

であります。

2点目についてですが、受領委任払いの対象者ですが、要介護認定または要支援認定を受けており、介護保険料の所得段階が第1段階から第5段階の方で、住宅改修または福祉用具購入の必要がある方となります。なお、受領委任払いを利用した方は、令和2年度は10名、今年度は7月末現在で1名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、まず最初にお伺いしたいのが、受領委任払いの対象者の方は、全て受領委任払いによって住宅改修または福祉用具の購入をされたのでしょうか。答弁に書いてある令和2年度10名、今年7月末で1名の方だけが受領委任払いの対象の方なのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

介護保険の第1号被保険者の方々につきましては、保険料の納付の段階が全部で10段階になっていまして、第1段階から第5段階の方々については、ご本人様が住民税非課税の方で第6段階以上の方は、いずれご本人様が住民税課税の方で、第5段階までであれば、償還払いではなくて受領委任払いができることとなっております。町長答弁での実績によりますと、対象者が多い割には利用が少ないのではというふうに思われたかと思うのですが、住宅改修につきましては上限が20万円になっておりまして、これについては1回きりのご利用ということになります。あと福祉用具につきましては上限10万円になっておりまして、これは年1回というルールになっておりましたので、そういった意味では、実際に65歳以上の方々、いわゆる第1号被保険者における第1段階から第5段階までの割合は、実際は6割なのです、おおむね。それで、いわゆる所得とか高い第6段階以上の方々は4割ということになりますので、ただそうはいつでも、やはり20万円なり、10万円なりの1割負担ということになりますので、受領委任払いでも1割負担は伴いますので、そういった意味で、デイサービスとか、ホームヘルプサービスとか、あるいは施設サービスのよう、常時利用するような形態ではないということを利用して少ないということをご理解いただきたいと思いますし、あと受領委任払いの事業者につきましては、住宅改修及び福祉用具とも13事業所が指定を受けておりまして、その13事業者のうち1事業者のみ住宅改修のみ受領委任払いの登録に

なっていて、福祉用具のほうは償還払いになっていましたけれども、まず13のうち12は、まず福祉用具、住宅改修ともに受領委任払い方式での登録になっておりますので、そういう意味では、第1段階から第5段階までの方々がご希望すれば、受領委任払いをまずほぼご利用いただけるという状況になっておりますこととお答えいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） では、やはり私、ご要望いただいた方が、ふだんから自分の親を見ていらっしゃる方なのですけれども、日々お年寄りの世話をしている大変なことも多く、どうせ後で差額分を受け取ることができるのならば、最初からその分を払わなくてよければ、もっとありがたみがあるよねということを言われました。そのことがこの話の発端なのですけれども、おっしゃるとおり1段階から5段階の方がそういう形で受領委任払いの対象だけれども、そのあとの方は償還払いの対象という意味でございますよね。

この間ちょっと新聞を読んでいるときに、たまたま一般質問の通告をする頃が介護保険の給付のことがすごく記事に出ているときだったのです。それで、やっぱり介護給付費は本当に増え続けているというのは分かるのですけれども、やっぱり住宅改修をしたり、それから福祉用具を使うことで介護度が進まないとか、そういうことはやっぱり、私前職は介護の仕事をしていましたので、例えばポータブルのトイレとかなのですけれども、すごく使う方は一番に嫌悪感というか、こんなものまでお世話になりたくないとかという感じの感覚なのですけれども、実際に入れてみると、とてもやっぱり使い勝手がよくて、転倒防止とかになりまして、転倒から骨折でやっぱり介護度が上がっていくとかということの予防にはとてもなるのではないかなというようなことを、自分の実感として考えておりました。

それで、矢巾町のお年寄りの方で、そういうふうに介護保険を使うのに当たって、受領委任払いができるのならばぜひとも、それで一番最初の質問は、金額は変わらないというような書き方をしているのですけれども、これは全てを受領委任払いにした場合、給付が増えるとお思いですかと、そういう意味で聞いたのですけれども、現行だったら結局負担は変わらないという、そういう返事だったのですけれども、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

受領委任払いの場合と償還払いの場合と比べたときに、結局受領委任払いだと、まず登録

した事業者利用者さんが1割を負担して、それで残りの9割を事業者さんから町のほうに請求が来るという形になりますし、あとは償還払いであれば、国保連を通じてということになりますので、一旦利用者さんが立て替えて、2か月後に、そういう2か月というタイムラグが生じるのですけれども、最終的に町としてお支払いする介護報酬9割相当額については変わりありませんので、年度の狭間だったりすると若干ずれることはあるかもしれませんが、ほぼ2か月間のタイムラグですので、そういう影響はないかというふうに考えております。

あと、やはり要介護者の方の在宅生活の維持、継続のために、当然住宅改修なり、福祉用具の給付も重要ではあるのですけれども、それと併せて県の単独事業で高齢者と障がい者にやさしい住まいづくり事業という補助事業もありまして、こちらについては、例えば120万円住宅改修しますよという場合に、3分の2、いわゆる40万円ずつを県と町で負担すると。利用者さんも40万円の負担がかかりますので、この制度と組み合わせることで、より大きな住宅改修経費がかかる場合は、そういう方法でご活用いただいて、在宅生活の維持、継続に向けていらっしゃる方々もいらっしゃいますので、そういう単発ではなくて、いろいろな組合せをもって支援をしてみたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 併せてあれなのですが、ご質問は現物給付なのか、償還払いかと、このことについてはおっしゃるとおりなので、これはちょっとこの仕組みも含めて検討させていただきたいなど。それで、これは国、県にも要望してみたいと思いますし、それから今日のご質問の住宅改修費と福祉用具購入費の支援、やっぱり在宅介護にとっては非常に大事な大切な仕組みなのです。だから、使い勝手をやはりよくする方向で検討させていただきたいと。

今東北六県には227の市町村があるのですが、この間日経新聞に出ておったのですが、227市町村で実際介護給付費減っているのは青森県のおいらせ町だけなのですが、矢巾町がその227のうち7番目に、いわゆる東北で高齢者お一人当たりの介護給付費の伸びが低い市町村で7番目に該当すると。だから、今後ますます要介護の方々が増えていく中において、今言う、本当に住宅改修、それから福祉用具、このことについてはもっと前向きに取り組んでみたいなど、こう考えておりますので、そしてこのことを私どもは、今なかなか施設介護から在宅介護にシフトしていく中での一番の課題でもあるわけでございますので、そういっ

たことを考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、一般質問の最中ではございますけれども、時間も経過しておりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を2時20分といたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、小笠原佳子議員、3問目の質問を許します。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、3問目の質問をいたします。コロナ禍の避難所運営の在り方についてでございます。大規模地震や大規模水害など、想定を超える自然災害が頻発しております。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる状況を踏まえ、感染者への対策に万全を期すことが重要となっております。発生した災害や被害者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があります。また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営の在り方についてお伺いいたします。

1点目でございます。避難所の過密状態を防ぐため、どのような取組をされているのかお伺いいたします。

2点目でございます。可能な限り多くの避難所の開設について、ホテルや旅館等の活用について現状どのようになっているのかお伺いいたします。

3点目でございます。ホテルや旅館等には、どのような避難者を受け入れることがよいのか。例えば高齢者や基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦など優先的に避難させる人を事前に検討し、優先順位の考え方を事前に決めておく必要があると思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

4点目でございます。避難とは難を逃れることであり、必ずしも避難所に行くことではありません。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知、広報する必要があると思いますが、対策と考えをお伺いいたします。

5点目でございます。災害時に避難生活が必要な方に対しては、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知すべきと考えます。その上で、分散避難によって災害物資の届け先が増えるため、どう対応されるのか検討が必要と思いますが、お考えをお伺いいたします。

6点目でございます。災害の状況によって、発熱、咳等の症状が出た避難者の病院移送が難しい場合に備えた対応についてお伺いいたします。

7点目でございます。災害時のマンホールトイレの活用についてお伺いいたします。

8点目でございます。トイレトレーラーについて、大規模災害時に電気や水道が使用できない状況での導入についてお伺いいたします。

9点目でございます。自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、個別避難計画の作成の充実が求められています。当町の作成状況についてお伺いいたします。

10点目でございます。福祉避難所については、受入れ対象者を限定して公示する制度の創設が見込まれております。福祉避難所の状況についてお伺いいたします。

11点目、気象アドバイザーの本町での活用についてお伺いいたします。

12点目、新設された公民館のWi-Fiについて、発災時の活用方法についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） コロナ禍の避難所運営の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、指定避難所に受け入れる避難者数を1人当たり3平方メートルから4平方メートルへと修正するとともに、避難所備蓄品を充実の上、町指定避難所を最大限活用する体制を整えております。また、指定避難所や指定福祉避難所のほか、自宅2階への垂直避難や親戚、友人、知人宅への在宅避難、民間ホテルの活用など、分散避難を推奨しているところであります。

2点目についてですが、昨年10月にホテルルートイン矢巾と宿泊施設等の提供に係る災害協定を締結しており、有事の際には町からの要請により避難者の受入れが可能となっております。

ます。

3点目についてですが、民間ホテル等への避難者につきましては、各避難所での対応が困難、かつ要配慮者のうち、妊産婦、乳幼児、75歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、感染症に罹患し重症化が懸念される方とその付添いの方の受入れを基本としております。議員ご指摘のとおり、その優先順位を事前に決めておくことは必要であることから、その家族を含めた避難者受入れについて、ホテル側と協議をしながら検討してまいります。

4点目についてですが、各地区で想定される災害の状況に応じ、親戚や友人、知人宅等への分散避難等、適切な避難行動について、自主防災組織と連携しつつ、地区防災訓練やワークショップ等の機会を通じて周知、普及に努めてまいります。

5点目についてですが、指定避難所や指定福祉避難所等には、必要な物資の調達と必要の都度の物資輸送により補給いたしますが、在宅避難者の方につきましても、地区避難所運営組織や自主防災会と連携して把握を行い、必要な支援に取り組んでまいります。

6点目についてですが、発熱等の症状がある方は可能な限り別室とし、これらが困難な場合はパーティションで専用スペースを設けるなど、他の避難者の方々と接する機会を避けるため、生活ゾーンや動線を切り離すよう対応いたします。また、感染症疑いのある方と接する場合は、防護服を活用することとしております。

7点目についてですが、マンホールトイレは、矢巾中学校等で数か所が活用可能となっておりますが、その特性として、衛生面の確保やマンホール周辺は段差が少ないなど、要配慮者も利用できるという利点がある一方で、屋外であり、天候等に左右されやすいことや下水道施設の損傷がない場合での使用に限定されるという難点もあります。これらを踏まえた上で、導入可能な箇所を洗い出し、財源の検討を行いながら具体的な整備を検討してまいります。

8点目についてですが、発災当初においては、指定避難所等に整備した備蓄品であるトイレ凝固・衛生袋セットや簡易トイレ等を活用していただくこととしておりますが、時間の経過に伴い、約2日から3日後には災害協定を活用した仮設トイレ等の設置が可能となっております。しかしながら、避難生活がさらに長期に及ぶ場合を想定し、トイレトレーラー等についても今後検討してまいります。

9点目についてですが、避難行動要支援者名簿に登録されている要支援者全員の個別避難計画を策定しております。今後は、関係団体等と連携し、策定した計画の実効性の向上をしてまいります。

10点目についてですが、各福祉避難所で受入れが可能な要支援者の特性や障がいの程度、施設の整備状況、介護衛生用品等の備蓄品や物資機材の確保など、状況を把握した上で地域防災計画に掲載するとともに、広報やはばや町ホームページ等に掲載し、町民の皆さんに周知を図ってまいります。

11点目についてですが、現在町では、悪天候などが予想される場合などに24時間365日、いつでも気象台の見解や意見等を伺えるホットラインを構築し、適時にアドバイスを受けるなど、必要な体制を整備しております。

12点目についてですが、高速無線インターネット通信網、やはばWi-Fiは、町災害対策本部と地区公民館等の指定避難所を結ぶ有効な情報伝達、情報共有ツールとして町からの避難情報の伝達や防災気象情報の提供、各地区からは避難所の状況報告や要望など、直接請求のやり取りが可能となることから、活用に向けて積極的に検討を進めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、私は女性の視点を生かした避難所の運営についてまたお伺いしたいと思います。まず私どもの地方防災会議の女性委員は、何人中何人なのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ただいまのご質問でございますが、ちょっと手持ちにありません。何人かはいらっしゃいます。すみません。

○議長（藤原由巳議員） それでは、他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、本当に平常時の備えということが、やはり災害にとってはとても大切なことだと思います。地方防災会議ということで行ったときに、矢巾町には本当に、防災士の訓練に行っても、段ボールベッドを作ったりするときに、女性消防士の方が先頭を切ってやってくださったりとか、やはり女性が入っていてとてもいいのかなということはふだんから見ているのですけれども、その中で地域防災計画の中に男女共同参画部局とか、男女共同参画センターの役割を明記してあるのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） その点につきましても、ちょっとひもといてみなければ分かりませんが、私の記憶だと、そこまでは記載されていなかったとっております。後で確認してお答えします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、仙台市の基本方針の中に、とても分かりやすく書いていたので、すみません、読ませていただきます。男女共同参画の視点を取り入れた災害対策、男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れることは重要で、各種対策を進めるに当たっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、性別等によるニーズの違いに対応し、十分配慮いたします。特に避難所での避難者への対応、役割分担など画一的になりがちで、ともすれば女性のニーズに対する配慮に欠けることも考えられますので、女性の視点を反映させた避難所運営を進めていきますということで、基本方針がもう書いてあるそうなのです。矢巾町でもぜひ、私もちょっと探したのですけれども、分からなかったのも、ぜひともこういう文言を入れて、平常時から女性の意見が取り入れられるということがやっぱり大事なのかなということを考えました。それについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 最初の段階にそういうふうにもう前提条件として記載するという考え方は、非常に進んでいて素晴らしいなと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

なお、先ほどお答えできなかった女性の委員の数ですけれども、40名中3名という状況でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今その女性委員のあれなのですが、やっぱり3割以上はめどにということ聞いております。そして、すごく防災安全室でいろんなことを活動していただいているのですけれども、計画の段階から女性がそこに入ることが矢巾町ではどうなのかなと思ってお伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） おっしゃるとおりかと思えます。

それで、すぐできそうなこととしましては、防災計画の委員ですけれども、毎年役職が替わった都度交代していただいてもおりますので、そういった機会を捉えながら、できる限り女性の方をご推薦くださいというふうなことを進めることはすぐできることだと思っています。

それから、ちょっと先の話になるかもしれませんが、防災安全室、現在4名ですけれども、場合によっては、そこに女性が実際1人でも入るということで、最初の段階から女性の視点が入るよというというのは、これも矢巾町役場として可能なことなのかなとも思います。4人のうち1人が女性だと、いろいろ困るということもあるかもしれないので、できれば5人にしたいというところもあります。今後考えていきたいところがございます。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） いろいろ期待しております。こちらの答弁の中でなのですが、9番目の避難所行動要支援者名簿に登録されている要支援者全員の個別避難計画書を作成しているということで、やはり私、すみません、この質問をするまでは、このことはまだなのだろうなというふうにちょっと考えておまして、ただやはり、計画はできたけれども、昨日の答弁でも、ではそれが実際に避難に結びつくのかということ、なかなかまだ厳しいということをお聞きして、実際に本当にそうだろうなということも感じますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思いました。

あと本当に平常時やっていないことをすぐ災害時に何かしようとしても、本当にできないということですので、今回9月5日防災訓練はできませんでしたが、細かくいろんなことでしていただいているなということは感じますので、ぜひともまた今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 昨日の藤原信悦議員からのご質問等ありました中で若干お答えしたところですが、まだ先ほどお話しいただいたように、取りあえず計画はつくったというところですが、これを実効的にするために今後やらなければならないな

というふうに考えておりますが、これはまず関係団体と協議して、その内容の妥当性をチェックした上で、地区で自主防災等と一緒に、ワークショップ等で図上で、実際こういうことができそうかどうかということのチェック等をやりながら、あとはできれば実際に各要支援のところにお邪魔して、こういうふうにする、このときはお隣の誰それさんですよというふうなことを確認していただきながら、それがなかなか、例えば、いや、隣の人は正直しょっちゅういないということであれば、そのさらにお隣の大体いつもいらっしゃるところにお願いしませんかということとか、修正が必要なことも出てくると思います。そういったことも、お一人お一人にやっていくというのは大変なのですけれども、少しずつでもやっていく必要があるのだろうなど。

それで、何人かやっていくうちに、やっぱりより実効的にするためには、事前のところでもう少し練らなければいけないところがあるなどか、そういうことの気づきがあれば、それをマニュアル化して、各地区に、自主防災のほうに、すみませんが、お願いして、こういう観点でちょっと計画大丈夫かどうかチェックしていただけないかというふうなことで、なるべく早くそれが広まるようにしていければなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 最後に、12点目のやはばWi-Fiの高速無線インターネット通信網の話なのですけれども、やっぱり災害時何が大事って、一番情報なのかなということを感じます。やはりちょっとこの文章だけでは分からないのですけれども、例えば私自身がふだん自分の家でWi-Fiを使っているけれども、災害があったときに、公民館のWi-Fiがある場合、それを使用したりすることができたりするのでしょうか、お伺いしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 今回企画財政課のほうを担当しながら各公民館には1台ずつ、PCになるか、タブレットになるか、ちょっとまだはっきりしていませんが、そういったものを配付して、公民館と例えば役場の災害対策本部での情報のやり取りが可能なのはするということになってございますし、災害時に関してはそのWi-Fiもフリーになるというふうに設定することになりますので、フリーのときはこうやってやってくださいみたいな説明書きみたいなものを用意しておいて、各公民館で見れば、どなたでもお使いになれるというふうな形を目指してございます。

なお、PCの配付等は、これからの調達ということのようですので、それから順次使えるようにしていくことになっておりますが、年度いっぱいかかる可能性がちょっとあります。早いところは早くできると思います。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 課長、災害時の電話も設置されているのです、それもちょっと。

藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） Wi-Fiのみにとどまらず、各部落公民館のほうには、災害用の無料で使える電話は既に設置されております。電話でのやり取りで済むものはそれで、それとあと実際に何かいろんな画像も含めた情報のやり取りだとか、テレビ電話としても恐らく使えると思いますので、そういった使い方をしたい場合には配付されたものをと。あと各自のスマートフォンでも恐らくできると思いますけれども、そういった形で多面的な利用が可能になってくると思いますので、そういったことを実現できるように今年度中頑張って進めたいということになっております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、4問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、4問目の質問をさせていただきます。財政の健全化への具体策について。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、今後町税や交付金の減少は避けられない状況であります。また、不足分の財源として活用する基金の残高が減少しております。そして、扶助費、物件費等の経常的経費の増加により、財政の硬直化が深刻であることから、以下お伺いいたします。

1点目でございます。経常収支比率が高くなっており、これを下げることができる時期、目標は、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

2点目でございます。財政調整基金については、残高を回復していくように努めるとしておりますが、どのような予算の見直しや経費削減の計画を考えているのかお伺いいたします。

3点目でございます。公共施設の多くは老朽化が進み、更新時期を迎えており、何から手

をつけていくのか、判断材料として資産状況を把握する必要があります。当町においても、固定資産台帳を作成されたと思いますが、その活用状況についてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 財政の健全化への具体策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町の経常収支比率は、令和元年度が99.7%、令和2年度も令和元年度と同程度の数値となることが予想され、財政の硬直化が深刻な状況となっております。これらを受け、令和2年度に若手の職員を中心とした財政健全化プロジェクト会議を立ち上げ、令和5年度に経常収支比率を96%、令和7年度頃までに95%とすることを目標に各課の業務見直しなどの作業を進めております。

2点目についてですが、本町の財政調整基金残高は、令和2年度末で約8億6,000万円であり、大幅に残高が減少した令和元年度末の約7億6,000万円と比較すると、若干回復しております。しかし、本町では、例年予算編成時に一般財源の不足を補うための多額の取崩しを行っており、1点目でご説明申し上げました財政健全化プロジェクト会議の業務見直し等による経常経費の削減に加え、普通建設事業などの臨時的経費においても優先順位や必要性を検証しながら、事業計画の見直しにより一般財源の削減を行い、基金の取崩しを最小限に抑えることで、本町の歳入に見合った規模の予算編成を行ってまいります。

3点目についてですが、資産状況の把握を目的として公共施設等総合管理計画を策定し、各施設においては個別計画を策定しております。この計画は、主に予算編成時において、公共施設の償却の程度を確認するための重要な指標として活用しており、特にも修繕や大規模改修の緊急性や必要性、またその実施時期の判断に活用をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） それでは、再質問いたします。

財政健全化プロジェクト会議を立ち上げ、取り組まれているということで、ぜひ成果に期待したいと思います。

プロジェクトの中では、決算審査意見書にも記載があります、経常収支比率を令和7年頃までには95%にすることを目標に業務の見直しを進めておりますと答弁がありますが、この中で、実際にプロジェクト会議の中で、何か具体的な私どもが聞いて分かるようなことがあ

りましたら、ぜひお聞かせいただきたいです。そして、今回の議会で報告がありました健全化比率に加え、決算審査意見書3ページに記載されております主要財務比率等についても、目標値を設定していらっしゃるならば、教えていただきたいです。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えをさせていただきたいと思います。

まず、財政健全化プロジェクトでございますけれども、こちら答弁いたしましたとおり、若手を中心に庁内で活動しておりますが、まずその中で今中心的にやっているのが業務の見直しということになります。こちらのところの中で比率を下げていくためには、やはり業務の見直しが必然でございますので、そうした中で削減をしていけるものを探し、なおかつそれを予算編成につなげていくというようなところを取り組んでいるところでございます。

あくまで政策を数値化したものが予算であるというふうに認識しておりますので、やっぱりそこをきちんとどのようなお金の使い方をするのかというのを認識した上で、納得した上で削減し、改善を図っていくということを取り組んでいるところでございます。

2点目でございますけれども、指標の目標値、こちらにつきましては、まず財政健全化判断比率でございます。実質赤字比率でございますけれども、令和2年度決算では該当なしでした。これは令和8年度、これは中期財政見込みといたしまして、令和4年度の予算編成に向けまして、現在私ども企画財政課の中でそういう見込みを立てております。こちらにつきましては、見込みが立ち次第、改めて議員の皆様にご説明する機会をつくっていただきたいなと思っておりますが、まずその前段ということでお知らせしたいと思っております。これ数値が若干ご報告のときにはずれられるかもしれませんが、ご了承いただきたいのですが、これは引き続き令和8年度は該当なし。連結赤字比率につきましては令和2年度該当なし、引き続き令和8年度も該当なしということを目指しているところでございます。

次に、実質公債費比率でございますけれども、令和2年度15%だったものを、これちょっと物の言い方があれなのですが、令和8年度では14%を切るか切らないかの水準に持っていきたいなというふうに考えているところでございます。将来負担比率でございますが、令和2年度125.6だったものを115%程度に下げたいと思っております。

続きまして、主要財務比率ということで書かれているものでございますけれども、まず財政力指数、令和2年度0.69%だったものを0.68%、経常収支比率が99.5%をできれば95%ぐらい。経常一般財源比率を96%だったものを、これは据置きというか、同じく96%台を維持したい。公債費負担比率13.7%だったものは11%台前半で抑えられるように、今ちょっと見

込みを立てて、財政のほうの調整をさせていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今回の議会では、健全化判断比率の報告がございました。確かに将来負担比率や実質公債費比率の数値は、昨年度の県の平均に比べても高いと思います。いずれも早期健全化基準や財政再建化基準とは大きな開きがございます。全国の例を見ても、実際の数値と制度が予定している基準の乖離は顕著になっておりますが、先ほど課長が説明しました目標値はどのような意味を持つのか。また、健全化判断比率にはどういう分析をされているのかお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えしたいと思います。

まず、財政健全化、こちらは法律で定められているところでございまして、早期健全化基準というものにつきましては、こちらそのまま法律に書かれているところなのですが、財政の不均衡な状態を悪化したら、自主的かつ自分たちで改善できるというのが早期健全化措置の基準となります。財政再生基準というのは、自主的な財政再建がこれは無理なのだなど、困難に陥っているなどといったところで国が介入してくる基準として設けられている指標ということになります。これ財政を分析する中で唯一客観的な指標になります。あとの指標というのは、その政策の有無、政策を反映させて各自治体ごとに主観的に捉えられているものになりますが、この2つだけが唯一客観的な指標と言われているところでございます。

議員ご指摘のとおり、この水準はかなり乖離しております。例えば実質公債費比率ですと、矢巾町15ですが、早期健全化基準では25、財政再生基準では35、将来負担比率は350が早期健全化ということになっておりまして、大分乖離があるのは事実でございます。ここの意味なのですけれども、会計検査院ってございますけれども、その中で研究誌で会計検査院研究というものが、専門誌がございまして、その中に見解というものが記載されておりまして、あくまで財政健全化に関する法律の判断基準というのは、過度に悪化した団体をあぶり出す指標であるというような評価がされています。

私どもといたしましても、実務を担当するほうといたしましては、全くそれ同感だなと思っております。財政健全化の分析については、単に数字が高い、低い、将来負担比率が高い、低いではなくて、他の指標と絡めて分析する必要があるのかなと思っております。私ど

もといたしましては、そういうのを複合的に分析していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 健全化判断比率の考え方については分かりましたと、ちょっと言い難い部分もあるのでございますけれども、それでは主要財務比率についてはどのような意味を持つのか。また、答弁いただきました健全化判断比率に加えて、主要財務比率等をどのように考えて財政運営の指標として活用していくのか、基本的な考えをお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） この決算審査意見書に書かれております主要財務比率につきましては、これは財政健全化の法律ができるかなり前から使われてきた指標ということになります。この指標の意味というものは、当然継続して活用していくというのがすごく重要なのですが、基本的に新しくできた健全化判断比率を中心に主要財務比率を補うような形で使っていくのが適切なのかなと思っております。

例えば自治体の借金に当たります公債費なのですが、従来であれば、公債費負担比率といったような指標でここに書いておりますけれども、見ていたと思います。一方で健全化判断比率の中では、将来負担比率というものがございまして。将来負担比率のいいところは、債務補償であるとか、損失補償契約、長期契約みたいな、実は隠れた借金というか、公債費ではないのですが、将来に負担がもう決まっている状態のもの、それらも一緒に判断することができるという点では、この指標ができたのは画期的だったというふうに言われております。

したがいまして、何を言わんとしているかということ、いずれにしても、主要財務比率を個別分野で活用しつつ、健全化判断比率を、先ほどの繰り返しになりますが、中心に据えて分析をしていく必要があるのかなと思っております。いずれにしても、短期の視点で財政健全化プロジェクトによる事務事業の見直し、中期の視点では、中期財政見込みを達成するべく事業を推進していく必要があるのかなと思っておりますし、財政健全化につきましては、やはり長期の視点も必要なのですが、ちょっと長期の視点が非常に弱いところではあるのですが、将来負担比率なんかの推移を見ながら運営していく必要があるのかなというふうに思っています。ちょっとお答えになっていたのかどうかあれですが、以上お答えといたしま

す。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 今課長が短期、中期についておっしゃっていただいたのですが、長期についてはもっと踏み込んでお聞きしたいと思います。そして、公共施設等総合管理計画では、台帳を作成しまして、資産の総量を把握できるようになっているわけですが、答弁もいただきましたけれども、財政指標的なことについてお伺いいたします。有形固定資産減価償却率という指標がありますが、矢巾町ではどのような状況になっているのでしょうか。また、この指標の活用の方向性があれば、分かりやすく見解をお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 本町の有形固定資産減価償却率なのですが、直近の指標で72.9%となっているところでございます。長期の視点、先ほどちょっと非常に弱いところだったのですが、一つの活用の方法といたしましては、将来負担比率と一緒に、先ほど複合的に考えていく必要があるという説明をしましたが、将来負担比率と有形固定資産減価償却率を複合的にどうやって分析する必要があるかなと思います。例えば縦軸に将来負担比率、横軸に有形固定資産減価償却率なんかを置きまして、縦軸、上に行くと将来負担が高くなる。横軸は、有形固定資産減価償却率が横軸に行けば行くほど資産が古くなるというふうになります。これを4つの表現に分けてみたいと思います。

まず1つの表現ですが、将来負担すべき金額が少ない、資産も新しい、このときは政策展開にかなり自由度があるという形になりますので、将来を見据えながらきちんと健全な状態であると。一方で、縦軸、将来負担すべき金額が多いけれども、施設は新しい、このときは財政再建を優先すべきというような判断ができると思います。

一方で、横軸に行って将来負担すべき金額は少ないけれども、施設が古くなったときは、将来負担の増加に配慮しながら老朽化対策なんかが必要なグループになりますし、最後、将来負担すべき金額も多いし、施設も古い、これは財政再建と財源確保を進めながら老朽化対策や新設、更新を併せて進める必要があるカテゴリーです。

矢巾町の場合、どこに分類されるかということ、有形固定資産減価償却率が72.9%と言いましたので、他の類似団体と比較して、10ポイント以上高い数値になっています。これ何を言わんとしているかということ、資産が古いという話になります。そうしますと、矢巾町は将来負担すべき金額、将来負担比率が高いですので、高い、多いし、施設も古いに属しますので、

分析からは将来負担比率が高いから何もできないというのではなくて、財政再建と財源確保を進めながら施設の安全性や利便性を考慮して、施設をしっかりと更新を進めていかなければいけないという状況にあるというふうに分析することができます。ですので、将来負担比率だけ高いから何もできないではなくて、併せて施設の老朽化は進んでいるので、やるべきことはきちんとやらなければいけない。将来負担比率は、今までの政策の積み重ねの結果でありますので、その結果を踏まえつつ、なおかつ将来も見据えた形で施設運営をしていかなければいけないというふうな分類がされるのではないかなというふうに認識しているところでございます。これもちょっと長くなって、答えになっているかどうかあれなのですが、以上お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） 私が有形固定資産減価償却率について自分で調べたときに、財政の見方の一つとして財政の運営が堅実である、収支の均衡が保たれている、財政が行政内容の変化に対応できるように弾力性がある、そして適正な行政水準を確保しているということが3点ありまして、またそれにあと類型の設定ということで人口と産業構造と、都市は16類型、町村は15分類ということで、そういうふうに分けられて、長期の視点はすごく重要なことなのですけれども、もう一つ長期の視点でお伺いしたいのは、類似団体別市町村財務指標が示されている市町村類型の矢巾町はどこの類型に分類されているのかということをお聞きしたいです。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたします。

決算カードというものが作られているのですけれども、その中で市町村類型はV—2型というところに矢巾町は分類されております。

以上、お答えといたします。

（何事か声あり）

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） まず、このV型というのが人口2万人以上の町村ということになりますので、県内類似というところであれば2万人以上のところが全てこの該当になりますが、あとは産業構造によって2型、3型という形で分類されていくことになります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 小笠原佳子議員の財政健全化の取組、これはもう本当に大事なことでございまして、ご存じのとおり、本町では、例えば矢幅駅前、駅西の区画整理事業、それから矢巾スマートインターチェンジの開設に伴う、それからやはり最近で大きいのは岩手医科大学、特にも附属病院が来るということで、病院の前の4車線、それから上杉踏切とか、それから白沢踏切、南矢幅踏切の改良事業、こういった大型事業がめじろ押しにあったわけでございまして、そういったことでただいまもいろいろなご指摘いただいておりますが、財政健全化プロジェクトチームを立ち上げたのは、やっぱり特にも若い職員には、いかに財政健全が大事なのかと、そういったことで全庁挙げての取組をしていきたいと。

それで、今財政健全化の目標としては、経常収支比率の改善、それから財政調整基金残高の維持、それからよく国でも言われておるわけですが、プライマリーバランスの黒字の確保、こういったことを健全化プロジェクト会議の中でもいろいろ検討させていただいておりますし、そのことによって事務事業のいわゆる見直しによる不要不急の事業の廃止または町単独事業の補助金の削減、そういった経費の削減なども含めて、いずれそれだけにとどまらない、財務体質のもう本当に抜本的な見直しを図っていかなければならない状況下にあるということだけはひとつご理解をしていただきたいということで、今後実質公債負担比率、それから経常収支比率、やっぱり本当に100に近い状況、経常収支比率の場合は。だから、そういったことを一つ一つ見直しをしていかなければならない状況にあると。

だから、議会の議員さん方にもぜひこれから、特にも何ととっても先ほどから、昨日からいろいろ議論がある学校教育施設、社会教育施設、こういう大型事業をこれから矢巾町も取り組んでいかなければならないと。だから、いわゆる入るを量りていずるを制すということで、その中で厳しい財政運営が強られるわけでございますので、議会と一緒に財務体質の見直しを図っていききたい。だから、時にはもう議会と一緒に、補助金の見直しとか、思い切った大なたを振るわなければならないようなことも出てくると思いますので、ひとつご理解をしていただきたい。

ただ、先ほどの大型事業は、矢巾町の持続可能なまちづくりのためにどうしても必要な事業であったわけでございますので、そういったことをこれからも総点検しながら、一つ一つ積み重ねながら財務体質の改善を図っていききたいと、健全化を図っていききたいということで考えておりますので、ご理解をひとついただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○3番（小笠原佳子議員） やはり財政再建というと、目先のコストをやっぱり削減することが優先される傾向にあるのかなということを課長の答弁を聞いていても思いました。やはり町民サービスを充実させていくためには、歳入を増やしていく必要があると思います。財政的に言えば、標準財政規模を大きくしていく必要があると思います。そして、矢巾のやっぱり町民の皆さんも何回も財政厳しい、厳しいとは聞くけれども、それではどういうことなのだということを本当に分からない、自分を含めて分かっていないと思いました。町民の皆さんに関心を持っていただく必要があると思いますので、ぜひともそういう活動を今後やっぱりやっていただきたいなということを考えました。このことについていかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まさにそのとおりで、今後矢巾町の人口減少が間違いなくやってきます。それから、コロナ禍の影響による町税、地方交付税、これも厳しくなってくるわけです。だから、そういうことをこれから私どもかじ取りをさせていただく中において、やっぱり人口減少とかコロナ禍の影響によって、町税の減少、そういった国庫補助金、県補助金、そういった負担金なり、支出金、補助金、こういうふうなものが本当に厳しくなってくるわけでございます。そういった中において、厳しい財政運営が強られるわけですが、いずれ皆さんと力を合わせて健全な財政運営だけは維持していきたいと思しますので、そこのところをご理解していただきたいと。だから、先ほどもお話ししたとおり、今後の財政運営は、入るを量りていざるを制す、そういう考え方の下で進めていきたいと思しますので、ご理解をいただきたいと思します。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

よろしいですか。

それでは、以上で3番、小笠原佳子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

それでは、一般質問の最中ではございますが、ここで暫時休憩を取ります。

再開を3時20分といたします。よろしく申し上げます。

午後 3時11分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

それでは次に、11番、藤原梅昭議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(11番 藤原梅昭議員 登壇)

○11番（藤原梅昭議員） 議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。今日は、時節柄上着を脱いで質問しますので、よろしくお願ひします。

まず、安全・安心なまちづくりについてお伺ひします。今年も日本中、世界中の各地で大災害が発生し、さらにコロナウイルス拡大による感染症災害等、安全・安心が近年ますます脅かされておりますが、セーフティシティとしての対応状況について、以下伺ひます。

1、東日本大震災から10年6か月たち、ハード面はかなり進んでおりますが、ソフト面はまだまだ十分ではないと感じております。被災者及び被災地への復興支援に対する考えについてお伺ひします。また、今後30年以内に80%の確率で起きると言われております北海道千島海溝沿い、南海トラフ沿い地震への備えとしての当町の考えについて伺ひます。

2つ目、8.9ゲリラ豪雨より8年たち、当町を流れる1級4河川は、岩崎川をはじめ順次改修されておりますが、現在までの進捗状況と今後の改修計画及び北上川氾濫時の対応をお伺ひします。

3、熱海市での大規模土砂災害発生を受け、岩手県土砂災害基礎調査によると、岩手県の危険箇所が東北最多の1万3,316か所、盛岡市576か所、紫波町110か所が指定されております。矢巾町は9か所と少なかったが、危険箇所に指定された地域の公表と対応状況をお伺ひします。

4、水の氾濫には、内水氾濫と外水氾濫があります。把握状況とハザードマップ等での町民への周知及び避難訓練等の状況をお伺ひします。

5、自然災害は、地球温暖化が大きな要因であります。日本も2050年までにCO₂実質ゼロ宣言し、岩手県及び当町も気候非常事態宣言を発しましたが、その後の対応状況をお伺ひします。

6、新型コロナウイルス感染症対応として、岩手県も独自の緊急事態宣言を発令しましたが、町民及び小中高生へのワクチン接種状況と今後の対応をお伺ひします。

7、町民が熊やイノシシ等鳥獣に襲われ負傷し、さらには農作物への被害も出ております。これの対応状況についてお伺ひします。

8、6月からリニューアルした防災ラジオやはラヂ！の普及状況及び普及拡大への考えを

お伺いします。

9、冬期間の除雪等での道路損傷に対しての今後の対応についてお伺いします。

10、小中学校での防災教育の実施状況及び冬期間のスクールバスへの対応についてお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 11番、藤原梅昭議員の安全・安心なまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、岩手県復興局生活再建課に報告しております東日本大震災津波の被災者等で本町に住民登録されている方は、今年8月2日時点で15世帯、32名となります。現在の被災者及び被災地支援は、人的な支援が中心となっており、震災発生直後から継続して行っております長期的支援として、令和3年度は山田町に1名の土木技師職員を派遣しているところであります。

北海道千島海溝地震や南海トラフ地震については、危機感を持って、直接、間接の被害を想定して備えるとともに、町民の皆様に向けては、平素から各家庭で行う地震への備えとして、家具の転倒防止や配置の工夫、食料や飲料水などの備蓄、非常用持ち出し袋等の準備、避難先の確認や家族の安否確認方法など、防災訓練やワークショップ等のあらゆる機会を通じて周知、普及してまいります。

2点目についてですが、町内を流れる1級河川、町内の4つの河川の整備状況は、岩崎川につきましては、昨年度床上浸水対策特別緊急事業として進めてきました河川改修が完了し、北上川合流点から県道不動盛岡線下流までの区間について整備が完了しております。また、県道不動盛岡線の上流につきましては、増水したときに川の流れが強く当たる箇所や被災の可能性のある箇所について用地買収を進めており、今後順次整備を行う予定となっております。

太田川につきましては、昨年度は、その区間にある橋梁の設計を行ったところであり、今年度は東北本線下流で川の流れの妨げとなっていた堰を撤去しております。

芋沢川につきましては、岩崎川合流点から東北本線までの区間を順次整備を行う予定となっております。

大白沢川につきましては、昨年度北伝法寺地内の改修事業を行っており、今後は東北自動

車道上流側について改修工事を実施する予定となっております。このほか、改修予定になっていない箇所においても、土砂が堆積している箇所のしゅんせつなど、鋭意対応していただいているところであります。

また、北上川氾濫時における対応につきましては、洪水災害が見込まれる前に、気象台や岩手河川国道事務所とのホットラインを活用し、早期に防災気象情報等を入手するとともに、岩手県風水害対策支援チームの助言を受けた際には、町ホームページや屋外放送設備、緊急速報メール、ヤフー防災アプリ、やはラヂ！など、あらゆる手段により避難情報を発出し、安全な場所への早めの避難を促すとともに、日中の明るいうちに避難が完了するように努めてまいります。

3点目についてですが、県が土砂災害警戒区域を指定し、公表しておりますが、県、砂防ボランティアと町による合同での土砂災害危険箇所等の点検パトロールにより、現況を把握するとともに、対象区域に標識を設置し、周知を図っております。また、毎年6月の全国土砂災害防止月間に合わせて土砂災害防災訓練を実施し、土砂災害防止意識の高揚を図っております。

4点目についてですが、今年度中に岩崎川の想定最大規模における浸水想定区域が示される予定であることから、これが示され次第、防災マップの更新を速やかに行ってまいります。また、内水ハザードマップは、今年度中に完成予定となっていることから、来年度以降、内水と外水を踏まえた防災マップを整備し、町民の皆様に配布するとともに、防災訓練やワークショップ等のあらゆる機会を通じて周知、普及してまいります。

5点目についてですが、7月からリサイクルモアの開設により、分別のさらなる促進による焼却ごみの削減や今年度の青空教室においては、ごみの分別による資源化のほか、二酸化炭素排出を抑制する行動により、地球温暖化を阻止するよう周知に取り組んでまいりました。

また、アオダモの木の植樹に多くの親子にご参加をいただき、森林が持つ二酸化炭素吸収源として重要な役割をSDGsと併せて学んでおります。地球温暖化を防ぐためには、私たち一人一人が意識することが重要であることから、今後も引き続き広く町民の皆様に理解促進を図ってまいります。

6点目についてですが、現在接種対象となる満12歳以上の全ての町民の皆様に接種券及び接種案内を送付し、全ての年代の方の予約を受け付けております。小中高生に対しては、8月17日から予約を受け付けており、接種済みを含めた予約の状況は、9月5日時点で小学生は接種券の発送に対して51.5%、中学生は77.0%、高校生は79.5%となっております。現在

も予約の受付を継続しておりますので、割合は増えるものと見込んでおります。今後も希望する全ての町民の皆さんが安心して、また安全に接種できるようワクチンの確保、医療従事者の調整を行い、集団接種については、11月の初旬までに計画し、医療機関による個別接種と併せて実施をまいります。

7点目についてですが、出沒被害の多い舘前行政区、岩清水行政区、和味行政区、城内行政区、南昌行政区に新たに有害鳥獣目撃情報等連絡員を設置し、地域での目撃情報等をより迅速に把握する体制を整えております。連絡員からの情報を基に現在は対象地域を巡回し、注意喚起の広報活動を行っております。

また、農産物被害への対応については、町猟友会と連携し、被害圃場付近への捕獲のわなの設置を行うなど対策を講じております。被害防止に当たっては、侵入防止柵の設置や被害防止対策グッズの購入に係る費用の補助事業について検討するとともに、有害鳥獣を近寄らせない環境づくりが大切であることから、草刈りややぶ払い等を行うことや生ごみなどを外に放置しないなど、所有地の適正な管理について広報やはばやホームページ等を通じ周知をまいります。

8点目についてですが、防災ラジオの普及は8月19日時点の累計で2,054台であり、特に昨年9月からは高齢者を対象に累計で189台を無償貸与しているところであります。今後は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の社会福祉施設を対象に無償貸与を進めるとともに、若年層の方々への普及についても検討をまいります。

9点目についてですが、除雪等による道路損傷箇所につきましては、現在町内を3地区に分けた道路補修を行っているほか、昨年度は降雪量が多く、除雪機械の稼働に比例し、道路損傷箇所が多数見られたことから、追加工事として町内全域の補修工事を行っております。

今後においては、小規模な損傷については随時補修を行っていくこととしており、面的に修繕が必要な箇所につきましては、昨年度策定いたしました個別施設計画に基づき交付金を活用しながら計画的に整備していく予定としております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、安全・安心なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

10点目についてですが、各小中学校における防災教育では、生きる、関わる、備えるの3

つを教育的価値として位置づけ、岩手県が進める復興教育の中で震災津波の教訓を基に作成された副読本を活用し、命の大切さや自然との共生、日頃の蓄えなどの防災教育の根幹となる部分が取り扱われております。

特にも煙山小学校、矢巾東小学校及び矢巾北中学校では、昨年度からいわての復興スクール事業を活用し、安全マップ作りや被災地中学校との交流等に取り組んでおります。なお、矢巾中学校では、自主的に非常食や飲料水の備蓄を行うことで災害時に備えるとともに、生徒及び教職員の防災意識の向上に取り組んでおります。

スクールバスの運行につきましては、令和2年度の運行対象地区を基本としながら、昨年度と同様に小学校3校で11月から3月の冬期間の運行を行う予定で、保護者からの利用意向調査を基にコースの検討を行っているところであり、児童が安全に通学できるように実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 東日本大震災の発災直後から支援している派遣職員は延べ何人で、今後支援をどのように考えているのかお伺いします。

また、派遣中の貴重な体験を、今後とも大規模災害が想定される中で、どのように生かそうとしているのかお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 被災地派遣につきましては、延べで言いますと、現在も入っていますので12.1人、半端なのは期間が短かったということになります。なお、今年度は、1人、土木技術職が行っておりますが、それでその体験を我々のほうにも何らかの形で生かすということ、議員おっしゃるとおり、確かに大切なことだと思います。残念ながら、今まではちょっとそういったところまでできなかったところがございますので、特に今年の職員、それから昨年、近かった人間と、それから一番初期の人間には、何らかの形でレポートなりを全職員向けに発出させたいと思います。ご提案ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） ぜひ貴重な体験をしてきているわけですので、職員もそうですし、

学校のほうに行って子どもたちにその体験を話すとか、いろんな生かし方が、活用の仕方があると思いますので、なかなか現地に行って体験するというわけではないわけですので、ひとつお願いしたいなと思います。

9月に入り台風シーズンになっていますが、温暖化の影響で最近ではシーズン関係なく大量の雨による浸水あるいは土砂災害が頻発しております。8.9ゲリラ豪雨後の河川改修も順次進んでいるわけですが、大雨になると今にも越えそうな状況を何度も見ております。川の近くに行くと危ないと言われますが、なかなか状況を確認しないわけにもいかないので、見てみると、もう10センチ近くぐらいのところまで来ているということで、国交省は北上川を含めた全国1級水系、109あるそうなのですが、気候変動に伴う治水計画の全面見直しに着手したと。想定する雨量を現在の1割増しに設定するとしているようです。見直し中の防災マップも早急に再整備し、特に北上川を含めた1級4河川沿いの浸水地域、西部の土石流危険地域の住民への周知等、訓練の徹底が速やかに必要と思われれます。あわせて、防災士の育成計画について、今後の計画をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） まず、土砂災害の関係から、最近話題になっておりましたので、そちらについてお答えしたいと思います。先般熱海の事例もありまして、県としても積極的にいろいろな対策を取らなければならないという考え方に立っておるようございまして、県としてホームページで指定区域は公表中ございまして、その公表されたところにつきまして、当方としましては、特に人が住んでいるところという意味で言えば、南昌地区中心になりますので、そちらについては全世帯に防災マップの配布を行いまして、周知はしているという状況でございます。

それから、1割増しというふうなお話ありましたが、当面岩崎川等のハザードマップの関係の修正が出てまいりますので、そちら今準備をしているところとなっております。県からのデータ次第ということではありますが、1割増しにしたものをいつ出すのかというのは、また今後の話になると思いますけれども、現状、今ある手持ちのデータできちっと整備したものをできるだけ早く公表するというふうな考え方でおります。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「防災士の関係」の声あり）

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 防災士につきましては、現状までで69名の方が養成済みということになっておりまして、今年度は22名の方を養成するというようにしております。これは、各行政区に2人程度になるようにということを目標に掲げておりましたのですが、来年度以降どうするかは、正直申しましてこれから検討してまいります。今のやり方がうまくいっているのかなというふうなところもありますが、今後も増やしていく方向に進めたいものだなと、担当レベルとしては考えてございます。

なお、養成するだけではなくて、やはりその方々が実際に地域のいろんな活動、特に訓練等に関わっていただくことで防災士になっても何をしたらいいのだろうというふうなお声があるようですので、そこについてちゃんと対応できるように、そういったところも含めて今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 私も昨年度防災士、それこそ受けさせていただきましたけれども、先ほど小笠原佳子議員も大分防災、災害について話をしていると思ったら、私の先輩なので、防災士の。よくよく考えてみると、かなりそういうことで防災に対する意識というのは、防災士だから強いというわけではないのしょうけれども、かなりそれについてのきっかけになっていますので、ぜひ防災士というのは毎年それこそ少しずつ増やしていくというのは必要だと思います。岩泉町では、たしか250人前後育てたと。あそこは台風10号で大分被害を被ったわけなのですけれども、そういうのを生かしながら、それこそ今話をしたとおり、何をしたらいいかということが分からないで防災士になっている方もいると思いますので、私も含めて。やっぱりそれが実際の訓練の中で鍛えて、実務で生かしたいというふうに思っているはずですので、ぜひそれについての対応についてもお願いしたいなど。

それから、防災マップ、頂いたやつを見ると、JR沿いの下のアンダーパス、JRの下を車が通っていくわけですが、そここのところというのは、いわゆる大雨になると冠水するわけです。それが矢巾町に7か所あるのです、よくよく数えてみると、赤林から白沢のほうまで。その7か所のアンダーパスが、やっぱり大雨で通れなくなることが多々あります。そういうことで、今それこそ防災関係の器具を作っているところがいろいろあるわけですが、その中で車止めを利用した冠水センサーというのですか、水が増えてくると、それをいわゆる役場なら役場のほうに伝えるのです。情報を発してくれると。最後危なくなっ

くると、上のほうにLEDがついて、緑が黄色くなったり、赤くなったりして、センサーでその状況を教えると。7か所職員が張りついて見ているわけにいかないですので、やっぱりそういう機器も利用しながら、やはりいざというときのための対応というのは今からしていかないと、それこそ冠水してからつけるわけにいかないですから、そういうことも検討しながら進めていただきたいと思います。

あとさっき気象データは、気象庁からいただいているという話もしていましたが、気象予報士を役場の職員として雇っている、そういう市区町村もあるのです、自治体も。これは、災害だけではなく、農業とか、いろんなところでやはり気象情報というのは非常に重要な情報なのです。そういうことも世の中には進めているところもありますので、これは参考までにお話ししていきますけれども、今後検討する余地があれば、そういうことも含めて、今テレビでやっています。そういうことで検討の余地があるかなというふうに感じました。

ちょっと話は変わりますが、リサイクルモア、これの利用状況というのは、非常に順調かなというふうに私は見えていますけれども、なぜ好評なのか分析して見えていますか、そのところをまずお伺いしたいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまの質問にお答えいたします。

なぜ好評なのかという分析、分析というところには至らないのですけれども、見ている感じ、やっぱり24時間いつでも出せるというところが好評なのかなと。例えば日曜日の朝とか、私も出しに行きたいときに並んだりする状況もありますし、そしてやっぱり出しやすいのかなと。あまり人がいなければいけない部分、ちょっと不安な部分はありますけれども、いないことで出しやすい部分があるのではないかなと思いますけれども、いずれ時間設定がいつでも出せる気楽さがあるというところで好評ではないかなというふうに感じるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） そうですね、出しやすいのです。私もこうやって見ていると、要は1つは、あそこに何でも持っていけるのです。一々ごみ出しするときには分別しながら、今日は空き缶の日とか、今日はペットボトルの日とか、そういうのがなくて、もう常に24時間それこそ持っていけば、まず受入れしてくれると、すごくそういう面では使い勝手がいいな

と。

それから、大した手間もかからないし、お金もかからないと、そのとおり。ごみ捨てに持っていけば、お金を取られますし、そういう金もかからないと。それから、やっぱり皆さんよく使っているポイント、1円でも2円でもポイントがつくということが非常にやっぱり魅力に感じているわけです。

そういうことを、使い勝手のよさをPRしながら、非常に3R、リサイクルなわけですから、それを普及しているというのは、非常に大ヒットかなというふうには私は見させていただいています。こういう町民の意識にもつながっていますし、常に温暖化の対応だと思ってやっている方が何人いるか分かりませんが、いずれ大分そういう意識も醸成してきているのかなというふうに思っていますので、ぜひそれこそ365日、冬も続けると思うのですけれども、非常にヒットかなというふうに思っていました。

それで、次にお伺いしたいのは、二酸化炭素の吸収だけではなく、国土の保全や水源の涵養等のための森林整備を目的とした森林環境税がありました。環境税というのは三百数万円、毎年いただくわけですが、毎年交付されているわけですが、今年はアオダモの植樹ということをやったようなのですが、それはこの環境譲与税に関係あるのかどうか、まず確認したいと思います。

その関連で、以前から原木シイタケの原木の話が何回か出てきていると思うのですが、それを進める、進めると言いながら、進めましたというその報告が一切ないので、どこにどういうふうな形で計画されているのか、それをもう一度確認しておきたいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） アオダモにつきましては、今年5月、6月に町内の野球少年団の方を中心に親子で植樹を町有林、前栗の木があった町有林のところを伐採しまして、そこに新たにアオダモを植えたというふうな形になっておりますけれども、森林環境税を直接使ったかと言われると、そうではなくて、以前から町として森林整備をする予定の金額で行ったものでございます。

あと原木シイタケにつきましては、確かに藤原議員のほうから、そういった原木シイタケに使えるような木の植樹というふうなお話ございましたけれども、今現在そういった適地、場所というか、やはり原木シイタケの木に合ったような場所がなかなか町内にないということで、それよりも直接今必要なのは、町外にはなりますけれども、主に県北にはなりますけれども、そちらから調達をして、そういったすぐ運用できるような形で何とか特用林産とい

う形の中で、補助事業の中で確保している状況でございまして、また町内にそういった原木シイタケ用の木を植えるいい場所なり、そういった場所があれば、そこは検討しつつ、今後また皆様のほうに進捗状況をお知らせしながら森林整備のほうを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 森林環境税、そのとおり基金として多分いっぱいいためているのではないかと思うのですけれども、いずれ森林の整備をするということは、それこそ熊の、あるいはイノシシの話後でなければいけないのですけれども、そういうところにもつながる話ですので、ぜひ森林環境税を有効に使って、なおかつシイタケの原木にすれば、さらに有効利用できるわけです。シイタケの原木というのは、クヌギ、コナラ、ミズナラという種類らしいのですけれども、これは全部ドングリ科らしいのです。このドングリ科ということは、それこそそういう鳥獣の餌にもなるということで鳥獣を呼び寄せるということではなく、そういうようなむしろ山に餌がなくなることはないように、そっちのほうで食べると、里には下りてくるなというような見方もあると思いますので、ぜひそのところは検討していただきたいなと思います。

安全・安心ということで、何でもかんでも安全・安心の話にしてしまうわけですが、コロナ対応について、いろいろ意見が出ましたので、私はその中でちょっと1つ、2つだけ確認したいのですけれども、いずれ岩手県も緊急事態宣言、これが発出されているわけですが、関連事業者、かなり打撃を受けております。9月6日現在で人口10万人当たりの直近1週間の感染者が22.8人ということで、これは10人以下にならないと解除しないと言っているのです。その10人以下になるには、かなり先の話かなというふうに感じております。全国的にも12日が一つの期限なわけですが、多分月末あるいは来月まで延びるのではないかなというふうに感じております。

その中で当町は、一応いろいろ各課連携して、あるいはボランティア等々の方々も含めて非常に対応が進んでいるなというふうに感じております。そこで、ワクチン接種は進んでいるにしても、もし感染した場合の話をちょっと確認だけしておきますと、子どものいる家庭で親が感染した場合、特にひとり親の場合の感染した場合の対応としてどのようにお考えになっているのか。また、打撃を受けている関連業者への助成対応にしてもしっかりと願ひしたいなと思うのですが、これはいろいろ回答は出ていますので、分かる範囲で願ひしたい

と思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、1点目の子どもさん、あるいは親御さんが感染して、親御さんだけになったり、あるいは子どもさんだけになったりと、そういった場合の対応につきましては、基本的には本町の場合は県央保健所でまず最初に対応するわけでございますけれども、当然感染した方は、医療機関あるいは簡易宿泊施設のほう、いずれかに行かれるということで、残された子どもさんがいる場合は、児童相談所と連携しながら一時的な受入れ態勢を取るという形になってございます。

町といたしましては、そういった方々の情報がなかなかもたらされることは、例えば町の保育園とかに入っていれば分かりますけれども、そういった場合については、いずれ側面からのサポート支援を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 県の独自の緊急事態宣言によりまして打撃を受けている業者、事業者がいるかどうかということでございますけれども、今直接そういった声は聞いておりません。現在のところ聞いてございません。以前より緊急事態宣言が発出前からこういった厳しいということは、それぞれ聞き及んではおりますけれども、それに向けて今回9月補正、並びにそれ以降の今度追加補正をお願いする部分、これは事業所対応ということで活用させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 実際にひとり親家庭のところで感染したとか、そういう事例はまだないかなと思うのですけれども、いずれあったときに、非常に親も子も双方大変なわけです。誰かがその近くにいれば別ですけれども、2人でしか暮らしていないということになると、そういう場合も想定しながら対応のほうは考えておいていただきたいわけなのですけれども。

それから、関連事業者への助成対応、これについては、今のところ家賃補助とか、あるいは利子補給とか、利子補助、そういうのに該当しない人たちもいるのです。だから、困っている声を聞く窓口というか、ちょっと町の中で話をしていると、そういうインフォメーショ

ンが何もないというふうに、関係ないですから、家賃補助も借金もしていないし、ただ売上げがないから、日常の生活が困ってくるということになると思うのですけれども、そういう人たちに対しても、やっぱりそれなりの情報を流しておかないと、何もしてくれないというふうにとられますので、困っている、本当に困っている人たちは、それなりに来ているかもしれないけれども、やっぱり本当に困って、ぎりぎりのところにいる人はそうかもしれないけれども、そうでない人もぎりぎりなわけです。そういう人たちに対するやっぱり情報の提供というのはしっかりしながら、声をよく聞いてほしいと思います。これはお願いです。

次に、熊の話にまた戻りますけれども、熊に関しては、ここ数年、餌不足、それからブナが凶作らしいのです。そういう餌がないために里に下りてきていると。その里に下りてきている里が、放棄地、耕作放棄地みたいなところとか、あるいは里山が放置されているとか、そういう要は手のかからない状況になってきていると。それから、特にコロナの関係で山に入る人がいなくなってきているというか、少なくなってきているのです。だから、そういう意味では、本当に鳥獣にとっては、それこそ喜ばしい状況になっているわけなのですが、逆に人間にとっては、それこそ本当に毎日のように遭遇してもおかしくないような状況なわけです。さっき町長の和味地区にも出ているという話しされていましたが、そういうことで、岩手県で2015年が1,330件、それから2020年度、去年3,316件ということで、もう2.5倍近くのそういう被害状況というかになっているのです。だから、全体的にコロナの関係もあるかもしれないけれども、それだけでなく年々増えているのです。それだけやっぱり耕作放棄地あるいは里山、そういうところが荒れてきて、あるいは餌がなくなってきて里に下りてきていると。彼らも死活問題ですので、一生懸命探すわけです。それである箇所を探して、例えばトウモロコシ食ったらおいしかったと、そうなるともたまた同じところに来ると、そういうような状況が続いて、結局近くにいる人まで襲ってしまうということになると思います。

当地区では、情報連絡員、この辺を設置して、情報をどんどんいただいていると、そういう状況なようですが、地元の猟友会で、ここからはそれこそ実際の話になってしまうわけですが、地元の猟友会でお願いされて駆除しても、その駆除したものを殺処分するのに金がかかると。頼まれたほかに処分すると、それを処理しなければいけないから金がかかると、困ったなという話の一つあります。それと同時に、猟友会の会員の方がどんどん減少してきているということで、なかなかお願いするにもお願いできないと。その辺の分かっている範囲でよろしいのですけれども、町の対応としてどのように考えているのか、まずお伺いし

ておきます。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 地元猟友会の件につきましては、実際うちのほうに相談が来てございます。殺処分した後の処理する費用ということで、こちらのほうからは補助という形で、捕獲して処理する部分、補助しているわけでございますけれども、委託しているわけでございますけれども、その中で今出てきているのは、処分する場所がなかなか今やっている現状は、自分の民家の敷地のところで処理しているというふうな話を聞いておりましたので、それだとちょっとやはり個人宅に殺処分した後のものを敷地内に埋めるとか、そういったこと、もしくは焼きに持っていくというふうな形ではなくて、どこか場所を提供してくれないかということで、今考えているのは、矢巾射撃場内の一部敷地にそういった場所を設けてできないかということで、今相談をして、費用も当然、屋根をかけるような形で、建物というよりも工作物、作りたいなというふうに考えてございますし、それについては新年度予算にでもちょっと計上しながら今後進めてまいりたいなというふうな形で、お互いそこは相談をかけているところでございます。

また、地元猟友会の会員の減少ということで、一昨年に射撃場を広域で整備させていただきまして、新しい施設を造ったり、あとは研修施設も造って定期的にそういった会員同士の技術の向上に努めているところでございますし、また新規会員の会員につきましても、できる限りこちらとしても興味のある方に呼びかけをしながら会員を増やしていきたいなというふうに考えてございます。これにつきましては、なかなかこの市町村も猟友会の会員が高齢化、減少化していることについては、悩んでいるところでございまして、何とか若い人たちの力を借りながら、こういった鳥獣対策ができるような体制を整えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれ矢巾町にそれこそすんでいるわけです、イノシシでも、熊でも。だから、個人にそれを負担させるというのは大問題だと思うのです。やっぱり町としてきちっとどこに出るか分からないから、矢巾町なのです。個人で飼っているものと違いますから、そののところがきちっとわきまえて、やっぱり自分たちが主体になってやらないと駄目だと、そのぐらいの自覚を持ってもらわないと、それはそのの畑に入ったのだから、おまえの場所だべと言っても、それは個人の問題ではないわけですから、そののところの考え方

をちょっと強く持ってほしいのです。

それと同時に、殺処分するのに場所、場所は検討するとは言っているけれども、個人のところに置くというのは問題なので、大きな声では言えないですけれども、それとそれに係るお金も含めて、やっぱりきちっと町で対応しないと、矢巾町の住民として安心して住めないという話になるわけです。そのところをひとつ強く持ちながら、今後の対応を早急に立て直していただきたいと思うのですけれども、何かご意見あれば伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えしますが、実は盛岡広域8市町の鳥獣被害の協議会があるのですが、なぜか矢巾、おまえがやれと、こういうことになったのです。よくよく考えてみたら、和味にある射撃場、整備したときに、整備するのに各市と町に頭を下げて歩いて補助金をもらって歩いた関係があって、その関係で、今県内ではジビエやっているのは、もうご存じのとおり大槌町だけなのです。それで、それも検討しろと今言われておるのですが、いずれただジビエについても、あまりいい表現ではないのですが、殺してから処理するまでに時間が限られるというのです。だから、そういうこともあるので、ただ今そうばかり言ってはおられないので、いずれ熊対策、イノシシ対策、あとはハクビシンもあるし、タヌキとか、いろいろあるのです。そういったことも含めて今後そういったことにきっちり対応できる体制整備は考えていかなければならないと、こう思っておりますので。

それで、ちょっと話が戻るのですが、いずれ里山の整備、今紫波町と矢巾町の里山整備のために一生懸命やってお骨折りいただいている方がおるのです。そういった方々と、それから盛岡の広域森林組合、そういうふうな方々とも組み合わせて、今矢巾町でも林業アドバイザーを採用しておりますので、いずれ里山の整備、そして先ほどユナラ、ミズナラのお話もあったのですが、いずれ何か高橋はそういうことを言っているけれども、原木シイタケのほだ木ということはお話あったのですが、実は西部の山は原木シイタケのほだ木に合わないというのです。なぜかと聞いたら、木の皮が厚いのだそうです。そういったことがあって、だから今地元でも、固有名詞出してあれなのですけれども、立花さんとか、原木シイタケをやっている生産農家の方々もおるのですが、そういったところで遅々として進まないというのが現状なのです。それはこの間も広域森林組合、県庁のOBなのですが、その人と話をしたら、やっぱりそうなのです。だから、そういうことをもう一つ丁寧に考えながら、やっぱり里山の整備、それからあとはやっぱり私も、地元の和味も草ぼうぼうにして、畦畔の草も刈らない、私お願いしているところもあって、私も実際草刈りやっておるのですが、そういっ

たやっぱり里山の整備も含めて草刈りとか、そういうふうなものを徹底していかなければならないなということで、ひとつその辺のところをこれから対応していきたいと。

ちょっと話が戻るのですが、先ほど質問あった3点のリサイクルモアの関係、7月9日にオープンして、さっき担当からちょっと情報入って、まず7月よりもまた8月、順調なようです、入っているのが。そして、矢巾町のごみ減量化の、リサイクルモアによって、やはり搬入量が減っていると。ただ、大きくうんと減っているわけではないですけれども、一定の効果が出ているということで、まずよかったなということで、ただまずこれからこれを起爆剤としてやっていかなければならないということで、私はある町民の方から、高橋昌造やった事務事業でこれだけですね、成功したのはねと言われて、私もがっかりしましたのですが、あとそのあげくにつけたのは、おまえさんはごみについては、ごみ屋だったから、ごみのことは随分詳しいからなど、こういうことを言われたのですが、褒められたのか、けなされたのか、ちょっとあれだったのですが、いずれ今のところは順調だと。

それから、コロナの感染のことについては、想定外、いろんなケースが考えられます。先ほど一つの事例を出してお話があったのですが、いずれ議会の議員さん方も、町民の皆さん方も、何か感染してお困りなことがあったときは、情報をぜひ提供していただきたい。今県中央保健所も情報の開示は、前よりはよくなってきているのですが、まだまだ開示、私どもにとってはまだしっかりしたあれではないので、皆さんから何かお困りなことがあったときは、情報を共有して、すぐ対応していきたいと。

今もうテレビでもラジオでも放送されているのですが、家庭内のクラスターが大きな問題になっておりますので、そのことにしっかり町も対応していかなければならないと思っておりますので、もうそういったことをご理解していただきたいなということで、ちょっと逆側のお答えで恐縮ですが、そういうことをご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 目標5時で頑張っていますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、いずれ町で責任を持って進めてほしいというのは、さっき話したとおりですので、これからの立て直しをお願いしたいと。特にイノシシ、これが今和味のほうで騒いでいるのです。イノシシというのは、豚熱というのですか、感染症のまた一つの原因になるわけです。あれがはびこると、それこそコロナプラス豚熱の話になるので、そういうことも含めて対応

を少しねじを巻いてやらなければいけないのではないかなというふうに感じております。さっき言った盛岡広域の鳥獣被害防止計画とか、矢巾町でも鳥獣被害防止計画というのは持っているのです。そういうことでひとつそれにのっとりながらお願いしたいなと思います。

それから、防災ラジオの件なのですけれども、これは2,054台の普及まできたということなのですが、私は3,000台を超えているのかなと思っていたのですけれども、なぜなかなか進まないのでしょうか。防災ラジオを私も毎日朝晩、それこそうるさいくらい聞いているのですけれども、6月からリニューアルされて、特に情報量がいろいろ増えているのです。それこそ参考までに言えば、「昌造さんの部屋」というのもありますし、これは町長がインタビューを受けて、いろいろ町内の話をしたり、あと「ザ・仕事人！」とか、これは町内の店の紹介等々をやって、聞いていると知らない店がいっぱいあるのです。「やは知り隊がいく!」、 「つながるやはば」、「各課リレートーク」とか、いろんな内容で非常に内容がいいなと、すばらしいなと、これを担当している方たちも非常に明るくて聞きやすいなと思っているわけなのですけれども、これぜひ、矢巾町1万世帯いるわけですから、せめて3,000台、3割強を目標に増やしてほしいのです。それで、そこからまたさらに情報が増えるという形にして、これが結局防災にもつながってくるということになるわけですから、ぜひそのところの今後の力の入れ具合というか、入れ方をお聞きしたいのですが。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、詳しいことは担当課長のほうからお答えさせていただきますが、実は今「昌造さんの部屋」の話が出たから、実は家庭内であまり評判がよくないのです。そして、やめたほうがいいのではないですかという指摘も受けております。この間、いわゆるアンバサダー、大使の工藤有紗さんのお話ししたときに、竹下景子さんと長岡輝子さんの話をしたら、今の時代にそぐわないことを言わないのだと、もう私もがっかりしたのですが、いずれそういったことで、ただ今防災ラジオでなくても、普通のラジオでも聞けるわけです。私びっくりしているのは、町内でもそうですし、盛岡市、遠くは滝沢市からも電話が来ることがあるのです。それで、何かおまえがどういうことを言うのか楽しみにしているという、何か私をけなすために聞いているのではないかなと思うのですが、いずれ盛岡市、滝沢市、そういうところで。だから、今町内で私はそういう方々も入れれば、もう3割は超えているのではないかなと思うのですが、ただこの防災ラジオというのは緊急時に黙っていても放送されるわけですので、だからそこはもう少し丁寧に町民の皆さん方にも説明して、特にも私今考えているのは、今度のパラリンピックでもそうなのですが、聞こえ

る人はいいのですけれども、例えば難聴とか、聞こえない、そういう人についてどうしたらいいのかなと、そういうリスナーの方々はいいのですけれども、できない方々について、これからどうしたらいいか、いつもそれを考えているのです。だから、これからもう防災ラジオ、それに合わせた防災の仕組みを考えていかなければならない。だから、そういった災害弱者、あまりいい表現ではないですが、そういう人たちをどういうふうにして支えていくかということこれからそういう視点に立って考えていきたいなと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

あとは担当課長から答弁させます。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 防災ラジオにつきましてですが、確かに現状は、まだ2,054台という状況でございます。これにつきましては、今後、これまでも実は有償で一般にお渡ししていたのに加えて、昨年6月からは65歳以上の高齢者の方に対しては無償貸与というふうな形を取ったりしております。そもそもやっぱりこれは防災情報の伝達ツールだということが最初の目標、目的になっているものでございますので、そういうわけで、まだ無償貸与で渡せる部分もあるのかなと思っています、社会福祉施設等、こういった部分は枠を拡大する形で、さらに台数を増やしたいなと思っておりますが、今後の普及のポイントは、やはり若年層なのかなとは思っております。若年層に対してどういうふうにアピールしていったらいいのかなという部分については、すみません、今後の検討課題なのかなと思っております。検討してまいりたいと思います。

それから、30%程度を目標にしたらどうかというご意見もございまして、我々もそうしたものだと思っていますので、特に若年層への普及につきましてとか、そういう部分に関して、我々も頭を使いますが、よいアイデアがあったならば、頂戴できればなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） そういうわけで、やはラヂ！の防災ラジオ、ない頭で考えると、無償で貸与するのが一番いいのかなというふうに私は感じますが、その中でやっぱり持っても使わないという人もいます。だから、必要な人にただで貸すとか、あるいはお試し期間ではないのですけれども、貸すから1か月、2か月使ってみてくれと、それでよかったら半額でやるとか、何かそういう使ってみると分かるのです。だから、そここのところを使わな

いでもいいとか、悪いとか言っているのではなく、使ってみて、まずご意見くださいというアンケート方式でもいいですし、何かそういう形の対応の仕方があるのではないかなというふうに感じます。

この項で最後になりますが、最後子どもたちへの防災教育ということで、いろいろ教育されていることは、本当にありがとうございます。大人に教育するよりも、子どもたちに教育して、そこから大人に伝わったほうが非常に効果が大きいというふうに私は感じておりますので、ぜひこれは続けていただきたいと思います。

それで、さっき千葉の事故の話がありましたけれども、その中で1つだけ気になったのが高齢ドライバーの免許返納というか、そういう対応について、今どのような進め方をしているかと、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） 正直申しますと、具体的に積極的なそういった働きかけ等を矢巾町役場としてしているということは残念ながらないのですが、警察のほうが主体となっておりますが、免許返納の際に、ちょっと名称を忘れてましたが、証明書、一見すると免許証のように見える証明書を発行することができて、それを受け取っている方はいらっしゃるようなのですが、それがあると各種割引が適用になるとか、そういったことを警察のほうでは進めておるようございまして、そういった部分、一緒に連携しながら、矢巾町としても何かできることがないかというふうな意味で警察と協議しながら今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、今回のあれを見ていると、被害者の方はもちろんのこと、加害者も90歳で禁錮5年の判決を受けたと、だからもう本当にこれは人ごとでないもので、いずれ私らにしては、これからやっぱり高齢者の方々が免許証を返納しても、いずれちゃんとした生活、いわゆる日常の生活ができるようなやっぱりサポートをできるようなことを真剣になって考えていかなければならない。もうそういう、本当に今回のあれでは、被害者の方のテレビ報道もそうですし、本当に人ごとではない、そういうことも含めて今後私ら内部でしっかり検討していきたいと思いますので、免許証の返納、この在り方については、時間を置かずしっかり対応して考えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 1個だけですけれども、先ほど8路線が歩道の改善箇所という話をしましたけれども、これは後でいいですから、詳しい場所とか、内容を議会のメンバーにも説明してほしいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それからあともう一つだけ、復興道路の残土がこれから、それこそあそこは大白沢の地区に、何か聞くとところによると1日200台ぐらいのトラックが走ってくると、そういう話を聞いております。子どもたちの通学路も通っていくようなので、そういうことに対する配慮はどういうふうになっているのか、それだけ聞いてこの項は終わりにしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 佐々木道路住宅課長。

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） 和味地内の大白沢地区、畜産団地へ行く道路の付近に今度、今月中頃から国土交通省のほうで築川ダムの辺りから矢巾のほうに土砂を運搬してくるということで、基本的に西部開拓線までは大きな国道、県道を通りながら来るわけなのですが、そういったところは歩道も整備されていて、当然盛岡市内からずっと来るわけなのですが、矢巾に来ると西部開拓線なり、県道の矢巾西安庭線、そういったところには一部歩道がない場所があったりということで、通学路として流通センター、広宮沢、南昌地区の子どもたち、そして実際の大白沢の団地に入り込んでいきますと、和味の子どもたちが通学している路線になりますので、そういったところにつきましては、この間、先般地域で説明会を行いまして、西部開拓線から入り込んだ生活道路、大白沢地区の部分につきましては、車両の運搬速度も20キロから30キロ程度に落として、交通誘導員も3名ほどつく予定になっていますし、あとは今後運搬の状況によって交通誘導員を増やしたり、あるいは待避所を増設したりというようなことも考えながらやっていきます。通常の県道、国道につきましては、通常の交通状態にはなるかと思いますが、そういった対策を取りながら国土交通省のほうで対応していただけるということになっていますので、我々も今後運搬状況を確認しながら現状を把握していきたいというふうに考えております。

以上です。

（何事か声あり）

○道路住宅課長兼まちづくり推進室長（佐々木芳満君） この土砂の運搬は、今現在和味の大白沢地区に持ってくることになっておりますが、それと関連して、徳丹城の民俗資料館の北側の部分に今後土砂を搬入するところを岩手河川国道事務所、発注機関であります岩

手河川国道事務所と調整を現在しているところです。これにつきましては、時期につきましては、まだ現在田んぼになっておりますし、まだ用地契約もしていないという状況のようですので、そういったところではありますが、今後国道あるいは中央1号線、そういったところの道路を利用しながらダンプが入り込んでくるというところになろうかと思えます。

おおよそ民俗資料館の北側の駐車場のところについては、約6,000立米ぐらい入るのかなというところで試算をしているので、今後町のほうで周辺の地域の方々に当然説明をしながら工事に入って行くというところになろうかと思えます。10月下旬あるいは11月頃から車両が動き出すというところも予定されておりますので、併せてご報告いたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、時間も大分経過してしまして、ちょっと顔色の悪くなっている方もございますので、ここで暫時休憩を取りたいと思えます。

再開をちょっと時間少ないのですが、4時45分の再開といたしますので、ひとつよろしくをお願いします。

午後 4時36分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開します。

会議時間の延長

○議長（藤原由巳議員） 冒頭、ここで皆様方にあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第9条第1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎる場合もあると思われますので、同条第2項の規定により、延長することをあらかじめ宣告しておきます。

○議長（藤原由巳議員） それでは、休憩前に引き続きまして藤原梅昭議員の一般質問、2問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 2問目は、産業振興による地域活性化についてお伺いします。

2003年をピークに140万人だった岩手県の人口が戦後初めて120万人を割り込みました。このままでは2040年には100万人を切ると見られております。特に未来を担う若者や女性の定住を図るためにも就業先を確保できるよう企業誘致を積極的に進め、その結果、厳しい財政状況を改善するためでもあることから、以下伺います。

1、企業誘致についての考え方及び活動状況を伺います。

2、国道4号沿線等地区計画地域や町有地、町営住宅跡地、遊休私有地等の土地の利活用についての考えをお伺いします。

3、観光ビジョン及び西部地区の開発の振興状況についてお伺いします。

4、矢巾町中小企業振興条例の今後の進め方について伺います。

5、4月のリンゴの開花期に発生した早霜被害状況と事業継続のための助成についてお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 産業振興による地域活性化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、企業誘致は、自治体にとって新規雇用の確保や定住人口の促進など、地域活性化が期待される重要な施策であります。現在は、コロナ禍の状況を鑑みながら、町内企業を訪問し、町への要望を聞き取りするとともに、本社機能の移転や事業所の拡充等を含めた情報を収集しながら新たな町内の企業立地環境の構築に向けた意見の集約に努めているところであります。

今後の町独自の取組としては、これらの意見を踏まえ、新規立地企業等への税制優遇等の制度拡充を検討するほか、金融機関を介した会員制の情報共有サイトにおいて立地を検討している全国の企業へ広く情報発信できる新たなツールを活用するなど、企業誘致活動を積極的に推進してまいります。

2点目についてですが、現在進めている国道4号沿いの市街化調整区域における地区計画制度企業誘致事業は、県と事前協議を行っているところであり、今後のスケジュールとしては、地区計画案の縦覧、町都市計画審議会における審議を経て、都市計画決定を行う見込みとなっております。

次期企業誘致事業の推進につきましては、現在進められている立地希望企業と地権者との合意が図られ、立地のめどが立った段階で第2弾の用地選定及び企業誘致に向けた取組を進めてまいります。町有地の利活用につきましては、町有施設の更新や修繕等のための基金で

ある公共施設等総合管理基金への積立てを目的に遊休町有地の売却を進めてまいります。

また、町営矢巾住宅と高田住宅の集約に係る跡地利用につきましては、両住宅ともに市街化区域にあることから、資産価値が高く、その活用を大いに期待されるところでありますが、売却や賃貸借を含め慎重に議論を進める側面もあり、有識者を含めた外部の意見も参考としながら有効利用を図ってまいります。

3点目についてですが、令和2年度から進めてまいりました矢巾町観光振興ビジョンの策定については、施策の一部の再検討を行う必要があり、遅れておりましたが、このたび策定に至り、6か年の目標年次としております。持続可能な矢巾型観光の実現のため、多様な関係者の連携により、観光の価値をつくることを基本理念に、観光資源の発掘と魅力の向上、観光ニーズに対応した事業の提案、誘客の促進と、事業の推進体制の強化という基本方針の下、8つの推進分野を定め、その施策を掲げております。

その施策の1つであります西部地区の開発については、城内山周辺の観光資源の発掘及び整備として散策道の現地踏査を進めているほか、城内山の麓に位置する和味地区において、地元の農家の協力の下、ヒマワリを栽培し、新たな観光スポットとしての取組を実施いたしました。

また、西部地区活性化において、これまで懸案事項となっておりました矢巾町国民保養センターの一角をエリアとする矢巾温泉郷の在り方と活性化を検討することを目的とした委員会を設置し、周辺施設との連携や土地利用について、観光振興につながる施策を検討することとしております。

コロナ禍により全国的にも観光振興が落ち込んでいる状況ではありますが、本町においては、観光資源の発掘と魅力の向上のため、観光ビジョンに基づきながら様々な施策を展開してまいります。

4点目についてですが、6月の中小企業振興基本条例制定後、地域全体で条例における意義や目的を共有するため、町民の皆様や各関係者への周知を図っており、今後は有識者等で組織する円卓会議において、中小企業の持続的な発展及び活性化を目指した具体的な施策を推進すべく来年度の基本計画策定に向け、取り組んでまいります。

5点目についてですが、町内のリンゴ凍霜害の被害面積は約33.1ヘクタールであり、そのうち県補助事業の対象となる被害率31%以上の圃場は、町内では約13ヘクタールとなる見込みであります。県補助事業は、薬剤購入費等に対し、県と市町村、生産者がそれぞれ3分の1ずつを負担する内容となっており、町といたしましては、町単独事業として生産者負担額

の半分を上乗せして補助を行い、支援をしております。また、被害率20%から30%の圃場である約17ヘクタールについても、町単独事業で補助を行い、次期作に向けた薬剤購入費等の2分の1を町が負担することにより、生産者の生産意欲向上に向けて支援をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） 内閣府の報告では、2022年度卒業予定の大学生、大学院生の57%がテレワークなどで働く場所が自由に決められるようであれば、地方に住みたいというような回答が出ております。新型コロナウイルス感染拡大でテレワークの導入が進み、若者を中心に地方移住の関心が非常に高まっていると、そういうような状況をどう捉えるかということになるわけですが、仕事があって交通アクセスがよくて、子育て環境がよくて、安全・安心な町矢巾町というところをPRしながら、東京圏の企業に貸しオフィス等のあっせんを行いながら、移住定住を促すような働きかけが必要ではないかと思うわけですが、そのような働きかけについては何か考えがあるかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） そういった東京、首都圏の企業に対して、地方移住なり、地方移転への働きかけというところは、現在のところ特別施策を講じているかといえば、特別なことをやっておられませんけれども、今お話があったことも踏まえまして、そういった働きかけ、いろんな場面、今度それこそ金融機関を通じたネットワークづくりというのをやっていきますので、そういった企業誘致のネットワークを有効活用しながら、今のお話についても活用できればなということで、何とか前向きに進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員） いずれコロナでがらっと世の中が変わってきたというふうに見ながら、多分元には戻らないだろうと私は思うわけです。そういう中で、やっぱりそういうもととやっぱり仕事があれば、地方で働きたいというふうに考えている若者は結構あるのではないかと。あるいはUターンでもそのとおりですし、そのところを非常に大事にしながら、もうピンチがチャンスというのは、これだと思うのです。そういうような考え方で、ぜひそ

ういう首都圏の若者を矢巾に、矢巾に来れば岩手に来るわけですから、岩手の140万人がまた140万人になるかもしれないというところまで考えながら、ぜひアプローチしてほしいなというふうに思います。

あと西部の観光推進なのですけれども、観光ビジョンで西部地区を進めるということにしているわけですが、これは先ほどの熊、イノシシの話ではないですけれども、里山開発の上でも非常に大事な事業なのです。ですから、検討、検討とずっと言っているわけですが、やはり早く着手しないと、熊がのさばる、イノシシがのさばると、そういうような状況になってきているわけですから、そのところぜひスケジュールをきちっと詰めた上で進めてほしいなと思います。

それは、何回も話をしているので、話だけにしておきますけれども、最後に1つだけお話ししておきたいのですが、防災も大事、教育も大事、文化、スポーツも大事と、健康福祉も大事と、水道も大事ということで、何をやるにも財源が必要になってくるということで、ぜひその財源を立て直すために、今の農商工の産業振興、これを立て直すことが最重要なテーマかなというふうに私は感じております。これは誰もが感じていることだと思うのですが、いつかやるではなく、今やるという形にしないと、どんどん、どんどん厳しくなってくる。

そういう中で、最近特に現場の声がなかなか届かないと、意見が伝わらないという声が町民の中、あるいは農商工関係の中で出ております。我々議員も現場の声をいろいろ聞いて歩きながら本質的にはお伝えしなければいけない立場なのですけれども、やっぱり執行する側がタイムリーにもっと深く拾い上げるべきと私は思います。そういう中で、提案なのですが、人事には口は出しませんが、組織として、農商工を一本化したという経緯があるわけですが、これについてはメリットもあるだろうが、今のところデメリットのほうが多いのではないかというふうに私は感じております。農林業と商工観光、それぞれ大きなテーマを持ってやらなければいけない、そういう時期に来ているわけですので、その必要に応じて連携を組んでやればよいことであって、そのところをもう一回立て直すことが必要なのではないかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 組織というか、そういったことなので、私のほうから答えていいのかどうかちょっとあれですが、今実際やっている中では、非常に農業、商業、工業、それぞれ関連した中で私が統括としてやっているわけでごさいますけれども、非常に結びつ

きが強く、確かに今議員仰せのとおりデメリットもある中で、メリットも非常に大きいところがございます。そこは、やはりどこに重点を今後置いていくか、さらに分厚くしていくかということは、今後職員、総務課等々、町長ともご相談しながら、どういった方向が町にとっていい組織なのか、その辺は検討させていただきたいというふうに思っております。あくまでもこれは個人的な意見として、すみません、捉えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。時間が限られていますので、ひとつよろしくお願ひします。

○11番（藤原梅昭議員） ダイバーシティの取組についてということでお伺ひします。

1つ、令和2年度施政方針の中でダイバーシティについて取組状況及び成果を伺うと。

2つ目、矢巾中学校の校則見直しがあり、女子の制服がスラックスとスカートが選択できるようになり、歓迎されているようですが、校則見直しについてのその後の状況をお伺ひします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ダイバーシティへの取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和2年度の施政方針でダイバーシティの取組を表明して以来、本町では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略や住宅マスタープラン、第2次男女共同参画プランなど、各分野の行政計画の策定や改定を行う際には、ダイバーシティの考え方を取り入れ、施策の根底をなす理念の一つとして多様性の配慮が行えるように努めております。

具体的な事業につきましては、昨年度から続くコロナ禍のため、参加型、体験型の事業は実施できていないところですが、性的マイノリティーの方々への理解促進などを目的とした男女共同参画パネル展の開催や、出前講座メニューへの障がい者スポーツ体験教室の掲載、県男女共同参画センターと連携したLGBT相談への対応など、可能な取組を順次進めているところであります。

現在国内では東京パラリンピックの開催などを受け、社会全体の中で障がいのあるの方々への関心や理解が急速に深まりつつあると認識しておりますが、本町の目指すダイバーシティにおきましても、町民の皆様の中に広く多様性を受容する意識が醸成されることが成果と考

えておりますので、引き続き粘り強く取組を推進してまいりたいと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 引き続き、ダイバーシティへの取組についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、現時点で具体的な校則の見直しの動きはありませんが、矢巾中学校における女子生徒の制服の選択制のような柔軟な対応を行い、校則に縛られることなく、多様性が尊重されるように社会の常識、時代の進展などに応じて絶えず見直しを行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは、以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 5時06分 散会

令和3年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第5号）

令和3年9月8日（水）午前10時開議

議事日程（第5号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員
11番	藤原梅昭	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	山崎道夫	議員	16番	廣田光男	議員
17番	高橋七郎	議員	18番	藤原由巳	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	水本良則	君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明	君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司	君
税務課長	花立孝美	君	町民環境課長	吉田徹	君
福祉課長	浅沼圭美	君	健康長寿課長	村松徹	君

産業観光課長	佐藤健一君	道路住宅課長 兼まちづくり 推進室長	佐々木芳満君
文化スポーツ 課長	田村英典君	農業委員会 事務局長	高橋保君
上下水道課長	浅沼亨君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
教育長	和田修君	学校教育課長	田中館和昭君
子ども課長	田村昭弘君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	議会事務局長 補佐	川村清一君
係長	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。

まず、1問目は、新型コロナウイルス対策について、町長、教育長にお尋ねをいたします。新型コロナウイルスのデルタ株の影響によりまして、1日に2万5,000人を超える感染者となり、医療崩壊により病院で治療を受けることができずに自宅でお亡くなりになる人が増えています。そのような深刻な状況となっております。また、まだワクチン未接種の40代、50代の人たちの重症化が進み、死亡が報告されています。さらには、10代、20代の若者も大変な感染となっております。また、主な感染が家庭内感染に移ってきております。これらも大きな問題となっております。そこで以下伺いをいたします。

1問目、学校が再開され、子どもたちの人流が増えている中で、学校、保育園等でのクラスターが発生した場合に、広範囲の検査が必要となりますが、その準備はできていますか。また、休校の判断は各学校で実施されるようですが、事前の準備はできていますか。また、保育園等はどうでしょうか。

では、2問目、子どもの感染者が増加しています。子どもは、以前は軽症だというふうな判断もありましたけれども、現在は子どもでも死亡する、そして重症化して後遺症も残ると

いうことも報告されています。12歳以上のワクチン接種が必要とする有識者の発言がありますが、今後の方向性はどうか。

3問目、ワクチン接種状況を伺います。また、針つきの注射器は1バイアル7本分取れることから、医師会と相談して町で注射器を購入する費用を負担してはどうでしょうか。

4問目、介護施設に定期的な抗原検査を実施すると伺いましたけれども、心配している町民へも対応してはどうでしょうか。今いつでも、どこでも検査ができる、そのような体制が求められています。

5問目、医療従事者が不足しています。今後さらに現在のホテル療養が野戦病院に変わらなければならない、そのような状況になったときに、まず一番は医療従事者の不足です。医師会と連携協力して、退職した看護師の復職を支援するなどしてはどうでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、現在満12歳以上となるお子さんに接種券を送付し、8月17日から予約を受け付け、8月21日からワクチン接種を開始しております。16歳までの方は、保護者同伴を原則とし、町内7か所の医療機関による個別接種とさわやかハウスでの集団接種を実施しております。なお、月ごとに12歳の誕生日を迎えるお子さんに対し、随時接種券を発送してまいります。

3点目についてですが、ワクチン接種に係る針及びシリンジは、国から供給されているものを使用しております。当該注射器は、一部の企業により開発されているようですが、国で7回接種を推奨しているものではなく、こうした針とシリンジは、供給量も限定的であり、自治体単位で導入することには課題があるとの見解が示されており、町単独での導入は考えておらないところであります。

4点目についてですが、介護施設への定期的な抗原検査の実施は、施設でのクラスター発生防止を目的としており、利用者を守るための有用な手だてと考えております。町民の皆様については、お一人お一人それぞれ状況が異なることから、感染が心配な場合はかかりつけ医への相談をいただくとともに、感染防止対策の徹底についての周知啓発を図ってまいります。

5点目についてですが、新型コロナウイルス感染症の対応により、医療介護施設等で看護職の就業が求められております。岩手県看護協会では、潜在看護職の掘り起こしと再就業に向けた研修会での実施等を行っておりますが、町といたしましても県や関係機関と情報共有を図りながら対応してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校や保育園等でクラスターが発生した場合には、保健所の調査により、濃厚接触者または接触者の特定を行い、PCR検査対象者の範囲が決定されます。学校や保育園等では、保健所の調査に速やかに対応できるように名簿や行事予定等の資料を常に備えております。

また、休校の判断についてですが、学校においては、児童生徒や教職員に陽性者が発生した場合には、文部科学省からのガイドラインを参考に、影響が考えられる範囲で全校や学年ごと、学級ごとの臨時休業となります。保育園等においては、園児及び保護者、職員に陽性者が発生した園については、保健所等関係機関と協議の上、さらなる感染拡大を回避する観点から、原則的に休園となります。休校等の措置を行う際には、保護者への一斉メールや連絡網を活用した電話により、関係者全てに連絡が取れる準備をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず初めに、教職員及び保育士等のワクチン接種の状況について伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

福祉関係の職員、教職員については、64歳以下の方々の接種が始まるとほぼ同時に優先接種という形でもう既に実施がなされているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これまでにワクチンがかなり進んでいる状況でございますが、今までに副反応が見られた例はあるのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

私どもで直接目にする事例といたしましては、毎週土曜日、日曜日に集団接種を行っておりますが、やはり具合が悪くなってベッドで休まれて、通常であれば15分お休みいただくのですが、30分余裕を持ってお休みいただいて、あとは無事回復されてお帰りになられるという事案がございますけれども、国でいうところの副反応報告とか、そういった事例は今のところない状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） モデルナ等のワクチンに副反応が出て、全体では全国で1,000人を超える方がお亡くなりになっている状況がございます。ワクチンは大変重要でありますけれども、その副反応を防止する観点からいいますと、アナフィラキシーのほかにも特に若者に対しては心筋症、心臓の筋肉の障害等がありますし、まだ因果関係の分からない反応がございますので、3日目にお亡くなりになるとか、そういうまだまだ分からない部分もございますので、ワクチンの接種に当たっては、その後2日、3日はしっかりと観察をしていただいて、見逃すことがないような体制を注意喚起をしていただきたいと思いますのでございます。その点についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

いずれすぐ体調が悪くならなくても、やはり何日か様子を見て、そういう経過観察なり、そういう対応が必要だということも理解しておりますので、いずれ紫波郡医師会のほうと連携しながら指導、助言も常々仰いでおりますので、いずれそういった連携を通じながらそういった対応をしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 学校及び保育園における定期的な抗原検査の計画についてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教職員においても、町のほうで用意する抗原検査キットにつきまして定期的に検査をする予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 保育所等についてお答えしますけれども、学校と同様に、障がい者福祉施設、特別支援学校、あと保育所、あと高齢者、抗原検査キットを配付して実施する予定にしております。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この抗原検査は、職員が中心でございますか、それとも入所者あるいは子どもたちへの対応というのはどうなっているのかお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） キットの配付は、職員を対象にしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） コロナウイルス感染対策のためには、何よりも抗原検査を幅広くやって、感染者を早めに特定することが重要でございます。また、ワクチン接種をスピード感を持ってやることもまた重要でございます。その点では、若い方たちは、特に持病がない方は、特にかかりつけ医を持っていない方が多いのではないのでしょうか。そのときに、ひょっとするとあそこで感染したかもしれないというような思いがあっても、症状がなければあえて病院までは行かない、病院に連絡するようなことはないと思うのです。気楽にかかりつけ医がある方はまた別でしょうけれども、そういう病院に相談するというのは、一つハードルがあるのではないかと思います。また、病院も、全然自分たちのかかりつけ医のないところからどんどんそういう電話が来ても、対応にも困るわけでございますので、そういうときに

町がその相談の窓口になって、そして気楽にPCR検査あるいは抗原検査を受けられるような体制を整えていくことは、今後いわゆる市中感染が出てくる可能性もありますし、そして家庭内感染が今はかなり、半分以上が家庭内感染というような形になっておりますし、しかも10代、20代、若者が過半数を超えているような感染状況でございますので、やはり先手、先手の対策が必要だと思うので、幅広く抗原検査を実施するというのを町で何か対策が取れないのかなと私は考えているところですが、さわやかハウス等にお越しいただいてキットを差し上げる、そういうふうな、自分で買えないこともないですけれども、相談も兼ねて来ていただくというような、初期段階、まだ発症に至る前の初期段階の対応がもう少しできないかということをお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

いずれ抗原検査キットについては、施設でのクラスター防止というのがまず第一義的に目的としてございますので、そういう観点から職員からいずれ日々の状況をチェックするというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、あと一般町民の皆様におかれましては、常々保健所あるいはかかりつけ医、さわやかハウスのほうでも随時、いずれコロナについての相談対応をしておりますし、あと町内医療機関でも2か所ほど、いわゆるPCRまたは抗原検査をやっていたところがございますので、特にも若年、子どもさん方においては、かかりつけ医はまずないと思うのです。ですから、そういった意味では、そういった部分も対応していただいておりますし、ワクチン接種におかれても、個別接種の中で子どもさん方に限定した形でやっていただけの医療機関も7か所ございますので、いずれ症状があれば、すぐかかりつけ医、いなければ保健所ということなのですが、それを総体的に連携しながら、町といたしましては町内でそういったクラスターなりが出ないような形、特にもデルタ株は家族での感染がもうすごく強いということもありますし、県内でも置き換わり87%と言われておりますので、今まで以上に感染対策の徹底を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどのお話の中で町内の医療機関施設でPCR検査に応じられるという施設があるということですが、これは相談があったときには紹介ができるわけです。

今から紹介するとパニック、混み過ぎて困るということですね、そのところをちょっとお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

町内医療機関におきましては、高宮内科さんと、あとは三愛病院矢巾クリニックさんのほうで対応いただいているところをごさいますて、お隣の紫波町さんでも1医療機関で対応しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 昨日の藤原梅昭議員の質問にもありましたように、家庭内感染が今増えている中で、親が感染したときに子どもを預ける場所が今全国的に問題になっております。一時的にはまず児童福祉施設で子どもを預かることになりませけれども、県内でももう300人を超える児童生徒の感染があったとか、そういういろいろな状況もありますし、濃厚接触者である子どもさんを児童福祉施設だけで預かることが今後ずっと可能なのかどうかということもあって、テレビ報道では、市町村、自治体としっかりとそういうところの連携をしていく必要があるのではないかというふうな報道がございましたけれども、その点について町として考えていることがあれば、教えてください。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

昨日の藤原梅昭議員の一般質問でもお答えしたわけですが、いずれ子どもさんが感染されたり、あるいは親御さんが感染されて子どもさんが1人取り残されたりするような事案に対しましては、基本的に本町の場合は、県央保健所でそこら辺のフォロー、児童相談所と連携しながら児童福祉施設をご利用いただきながら対応する等のごさいます。町といたしましても、いずれ保健所でやっているからいいとか、そういったことは全くございませぬので、いずれ陽性者情報については、詳細までは市町村にはもたらされぬ状況ではございませぬが、町といたしましては、やはり家族への支援とかが結局対応しなければならぬというふうにごさいますので、積極的に情報収集を行っておりますし、県のほうからそういった幸い情報がもたらされた場合については、生活支援を中心に、いずれそういった家族の方から随時24時間体制で相談が受けられるような電話を準備しながら対応しておる

状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今子どもたちを取り巻く環境もちょっと大変な状況になっていますけれども、町ではオンライン授業を実施するような計画があるのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今の状況では、通常の学校での授業を考えております。もしこの後ですけれども、状況が例えば悪化した、あるいは学校を、先ほどの教育長答弁にもありましたけれども、例えば全校を休業にするとか、学年単位で休業するとか、大規模なそういう状況にならざるを得ないときには、やはりオンラインを考えなければならないと思っておりますし、やはり各学校にも、これは関東とか、あちらのほうだけの話ではなくて、こちらにも迫っているということで、まず通常の授業をオンラインで全てやるというのは、これは無理でございますので、何ができるかというところを今学校のほうでも考えていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 報道等で長崎県の学校健診で子どもたちが今大変な状況に置かれているという報告がございました。それは全国恐らくみんなそうなのだろうと思えますけれども、親の、家庭が大変苦しいと、それが子どもに影響が及んでいると。そして、虐待等の問題にもつながっていると。また、視力の低下あるいは肥満とか、保健室登校等が増えているとかという子どもへの影響が出ていますけれども、本町の状況はどうでございますか。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今コロナ禍による影響として考えられるのが、やはり家にいる時間が長くなっているということで、かなり子どもさんがゲームをやっているということがまず一番大きいかなと思っております。それに伴って、昼夜逆転とかによって、なかなか学校に来られなくなるとかと

というのが、これは昨年度から増えているのではないかなど。これは全てコロナ禍かというところ、そこまで検証できているわけではございませんが、一応傾向としてはそういうふうにお考えしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） そのような苦しい家庭を支える、特にひとり親家庭など、子育てをしながら仕事は失職する、失業するとか、いろんな状況が今生じているわけでございまして、町でもフードバンクといいますか、支援を呼びかけていますけれども、その状況は今どのようになっているのかお知らせ願います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

フードバンクの事業でございますが、今年度から社会福祉協議会を中心に行うということで、通年体制で受入れを行っているところでございます。今年度に関しましては、現在までのところ総数で161キロ、キロと言われてもということはあるかもしれませんが、いずれ通年体制で行って、NPOのほうと連携した取組を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 追加でございますが、サニタリー用品も支援を町民に呼びかけたわけですが、反応はどのようであったかお知らせ願います。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼福祉課長。

○福祉課長（浅沼圭美君） お答えいたします。

サニタリードライブということで、今回女性の生理用品以外でも大人が使うおむつだとか、それからお尻拭きだとか、様々な衛生用品に関して呼びかけをしたところ、ご寄附をいただいた件数は11件、そしてご提供した件数は12件ございます。最初の出だしは防災の備蓄を活用させていただいて、防災安全室のほうと連携しながら最初備蓄を抱え、そして呼びかけた結果、今のところそのような件数でございますし、今後もまた皆様にご協力いただくような呼びかけを努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目に移ります。2問目は、学校給食の調理部門等の民間委託についてお伺いをいたします。

町は、来年度から調理部門の民間委託を実施するとしておりまして、今年度は事業者選定をする予定でございます。コロナ感染が急速に拡大していることから、現場の状況を知り尽くしていることは大変重要なことであり、今進めるべきではないと考えますが、どうでしょうか。

また、非正規労働者の解雇が社会問題となっております。本町でも27名の非正規労働者、主に女性でございます、解雇される方は。特に女性が失職や家事、育児の負担、DVのために自殺者が増えていることは、今コロナ禍の中で大きな問題となっております。少なくともコロナ感染が終息するまで、この計画は延期するべきではないか伺います。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 学校給食の調理部門の民間委託についてのご質問にお答えいたします。

今回の学校給食調理等業務委託につきましては、民間活力を導入できる部門に限り業務委託を進めていく予定としております。事業者の選定に当たっては、経営状況が安定し、学校給食の受託実績が多く、従業員に対する雇用条件がよく、人員管理や衛生管理の能力にも優れ、突発的な欠員にも対応できる事業者を選定することにより、児童生徒に安全で安心な学校給食をより安定的に供給できる体制が構築できるものと考えております。

また、現在の会計年度任用職員への対応につきましても、継続雇用を希望する方に対しては、給料など勤務条件を下回ることなく、優先的に採用する考えを提示する事業者を選定し、雇用の確保を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 現在の進行状況についてお伺いをいたします。7月頃にはプロポー

ザルの公募をするというようなお話もございましたが、詳しくお聞きします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

先日6者の申込みがあったものについて第一次審査をいたしまして、半分の3者をまずそこまで絞りまして、今度は9月17日にオンラインでの第二次審査をすることにしました。本来は、みんな集めてプレゼンテーションをしてもらうことにしていたのですが、このコロナ禍、どうしても陽性者の数が減らない状況の中で、最悪を考えながらということでオンラインでのプレゼンテーションということで、その審査をしたいと考えております。そこまで今進行しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 任用職員への説明は、どのように行われたのかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず、共同調理場のほうの職員のほうから説明をしていただきました。それから、正職員については、私のほうから説明をし、そして雇用についても、こういうふうな状況でということも含めて説明をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 答弁の中には、今の町の条件を、給料など勤務条件を下回ることなく、そういうふうな企業をまず選定したいという説明がございますけれども、民間は大変今やはり厳しい労働条件となっております。学校給食だけにいられるというような、まず保証は取れるのですか。恐らく部署ごとに限られた人数でやっていて、足りなくなれば、ほかの施設等にも応援に行くのが一般的ですので、そうなると職員が異動する可能性があります。そこにもととの籍を置いておいても、夕方にこちらのほうに行ってしまうとか、あちらに行ってしまうというような事例が生じるとお思いますけれども、そのことについてあるのか、ないのかお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えさせていただきます。

そういうことも含めて、条件の中に含めて、こちらのほうから質問をしたり、向こうのほうからの提示を受けております。そういうことがないようにしていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 一番は、やはり今の時期にやるべきではないのではないか。コロナが終わってからじっくりとまず環境を整えるということも一つの方法だと思って、また質問をしているところでございます。精神的に、やはり職員の人たちにとっては、一旦解雇になって、再雇用という形を取るわけでございますので、やはり精神的なものもあります。必ず優先的に採用をお願いするということでございますけれども、給料も今よりも、待遇も下回らないようにということでございますけれども、大きな会社にはちゃんと就業規則というのがございまして、矢巾の分だけそういうふうな待遇をよくするということはまず不可能だと思うので、本当にそういうところに安心して職員が、職員というか、仕事を辞めることになった職員が希望を持って働けるというような、大変難しい面があるのではないかと思うので、少なくとも今ではないだろうという考えはありますけれども、その点について再考されたのかどうかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） お答えいたします。

まず様々な心配があると思います。そういったことも含めて考慮をさせていただきました。議員ご心配な点については、今回の9月17日に行われるプレゼンテーションでこちらのほうを重点的に聞きたいと思いき、そういうことのないようにしていきたいと思いき。さらには、そういったことを含めて全般的なこと、心配なことについては、様々委員の皆さんのほうから、審議会のメンバーの方からもお話をされたり、あるいは私たちのほうでも共同調理場の中でもいろんなことを考えながら進めていっているところでございます。そこら辺のところはご理解いただきたいと思いき。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文字議員。

○14番（小川文字議員） 3問目は、矢巾斎苑の黒煙対策について町長にお聞きをいたします。

矢巾斎苑の黒煙がここ20年くらい目立つようになっております。最初の10年くらいは、その煙が出ない斎苑ということで、私もすぐそばに住んでおりますけれども、大変良好な環境で、周りの住民も安心して暮らしておりました。ここ20年くらいは、大変黒煙が出てまいります。いつも出るわけではないのですが、出るときは1分とか2分ではなくて、5分とか10分とか長い間、ずっと持続的に出ます。周りの方は、洗濯物も干せないし、しかし死者への敬意がありますから、黒煙で困るというようなことを言われる人はいません。それはやっぱり死者に対する冒瀆になるのではないかというような、ちょっと皆さん危惧を感じているからがあります。しかし、公害防止法には当たらないということでございますけれども、黒煙というのは健康上、そして環境上もやはりよくないものでございますので、これはいろんな問題があると思います。いろんな問題があって、このような状況になっているのだと思いますけれども、現状を少しでも改善することができないのか。

私なりにいろいろ調べてみましたが、本町は換気塔が、最初煙が出ないということがあって、換気塔がありますけれども、外には突出して出ておりません。この換気塔をより外に出して、高くして、少なくとも2階部分を直撃するような黒煙ではなく、さらに上空に出せば、そのすぐそばに、数メートルのところに町営住宅がありますので、直撃しないで済むということがありますし、一般的に煙突効果というのは、暖かい空気は浮力を生じるので、上に上がって上昇気流をもたらすと、そういう煙突効果があって、少なくとも空気の流れがよくなる、そういうことが期待されると思います。

また、今フィルターなどもかなり進んでいる状況がございますので、この黒煙やダイオキシンを、不完全燃焼を起こしているわけでございますので、黒煙が出るというのは。この熱が低いか、酸素が少ないか、そういうことになるかと思っておりますけれども、不完全燃焼になりますと、多少ともやっぱりダイオキシンは生じるわけでございますので、黒煙とダイオキシンを除去するようなフィルターを設置することができないのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾斎苑の黒煙対策についてのご質問にお答えをいたします。

火葬の際に発生する煙について、棺に納められた副葬品により黒煙が発生することもある

ことから、葬儀社やご遺族の皆様に棺の中に副葬品を入れないようご協力をいただきながら、極力黒煙の発生を抑えるよう運転をしております。

斎苑の火葬炉について、ダイオキシンは燃焼温度で、黒煙は再燃焼により発生抑制の対策をしておりますが、今後火葬炉の専門業者と連携しながら運転のマニュアルなどを見直し、黒煙が発生しないよう対策を講じてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町も財政的なことが今厳しくなっていると伺っておりますし、8次総で火葬場を新しくするというような計画もあるとは伺いますけれども、8次総で計画をしても、その後建設ということになっても、数年は最低でもかかるかと思っておりますので、その数年間の間、今のままでずっといくのかということがございます。できるところは、そういうふうのマニュアル等で、専門業者の力をお借りしなければならないことは実際ですので、その専門業者のお力をお借りしてマニュアルを再点検するということは、もちろん重要なことではございますけれども、私も火葬炉について今回ちょっと調べてみましたけれども、うちの町のような火葬炉は、いわゆる標準型というもので、温度は800度から900度ぐらいの従来型の、どっちかという古いタイプのものだと思います。今の新しい火葬炉は、900度以上、1,000度を超えるような高温に対応できて、しかも標準型よりも大型の空間を持つ火葬炉が今出ております。

そういう中で、不完全燃焼を起こすということは、熱が足りない、空気が足りない、酸素が足りない、そのような条件が想定できますので、それから言いますと、先ほど言ったような何らかの工夫をして、一時的に改善をするということは重要なことではあります。もとも町の火葬炉の限界というものもあるのではないかと思います。それをどういうふうに解決したらいいか、あるいは10年かかるかもしれませんが、そのときに当たりまして、やはり今ある火葬炉の火葬の数を減らしていく、数というか、そういう数的な、失礼な言葉を使いました。数的な量を減少することがまず一つの選択肢、改善策になるのではないかなと考えますけれども、紫波町及び盛岡市には近代的な火葬場がございまして、そこと何か連携ができないかということが一つ私がちょっと考えていることなのですけれども、それに先立って、ちょっと質問としまして、現在町民以外のご遺体をお受けしている例というのは、年間にどれくらいありますか、お知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 吉田町民環境課長。

○町民環境課長（吉田 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今町民以外の火葬の件数ということですが、令和2年の例でお話しさせていただきたいと思います。令和2年についてですが、全体で355件の火葬があったところですが、そのうち町外64件、そしてさらには医大さんの検体火葬61件、そうしますとまず125件ほどが町外というふうになるのかなというふうに捉えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 町の現状、黒煙が出ているという現状、そして炉が老朽化しているという現状、このことをやはり丁寧に説明をして、町外の部分については、より新しいところをお願いができないか、このことについて、特に8市町で今いろんな広域連携に取り組んでいるところがございますので、そうしていただくと、少しでもやはり改善が見られるのではないかと考えます。それこそそれは交渉の問題もありますし、お願いということになるので、強い態度でというよりも、本当に協議の上、お願いということになるかと思っておりますけれども、ぜひこれに取り組んでいただけたら、私たち周りは大変助かります。

というのは、やはり皆さんじっと耐えているわけなのです。そして、それでも町営住宅は安いということもあって、過ごしやすいということもありまして、やはり森が丘の町営住宅も空いているということはございません。なので、そこだけ解決すれば、本当に良好な環境だと思うのです。ですから、そこを何とか少しでも改善する方向を皆さんで知恵を出して、建設までの間、それでしのいでいく、そういう対策が必要なのではないかと考えます。それについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、実は火葬炉の黒煙については、私も非常に気にしております、それでこの間うちのほうでお願いしているシンセラのほうから連絡がありまして、火葬ができない状況になったと。そこで、私も担当だけに任せておくのはまずいと思って、私直接行ってきたのです。それで、黒煙の発生の原因は、今お話あったとおり、いわゆる運転マニュアルの指導要領がしっかりしたものがなかったのです。今まで引継ぎがどのようにしてなされたのかちょっとあれだったのですけれども、そこで今私専門業者を呼んで、そして黒煙が、お気づきになっているかどうか、最近は今よりも黒煙の発生は

ずっと削減されてきております。それで、特にもこれから寒い時期になれば、私ども冷間立ち上げと言っているのですが、そのときは前もって火葬炉を暖めると、そのことによって黒煙が出ないように、これは私も焼却炉、人とごみの違いはあるのですけれども、そういうことを実際やってきて、それで運転マニュアルをつくらせて、そしてちゃんと対応するようにやるようにしましたので、このことについては、私ももっと早く現場に行って、そしていわゆる油と空気の燃料調節、エア調節、これがうまくなされておらなかったのです。そういったことで今後そういった調節を、これはもうバルブ調節でできるわけですから、あとはエア抜きすればいいわけですので、そういう単純なこともありますし、それから今フィルターの話があるのですが、今の火葬炉にバックフィルターつけると圧がかかるのです。今度そうすると、いわゆるバックファイヤーを起こす原因になるので、いわゆるそれこそ火葬しているときに、バックファイヤーを起こすようなことがあれば、だから今の炉の状況ではフィルターをつけることはちょっと困難なので、そういった先ほど言った冷間立ち上げの、いわゆる炉を暖めるとか、エアの調節とか、こういうことをしっかり取り組みさせますし、そして実際担当する者にも、操作される方にも指導することで今進めていましたので、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

それでは次に、4問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、4問目は、スーパーシティについて町長にお伺いをいたします。

政府は、区域指定の専門調査会が自治体からの提案に不満を表明したことを受けて、区域指定を10月以降に先送りするとして全ての自治体に提案の再提出を求めました。初めは、6月、7月頃に全国で31の自治体が応募があつて、そのうち5か所ほどが選定されるということでございましたけれども、計画というかが大きく変わったわけがございます。そのことを受けまして、再提出をする前に、やはりこれまでの経過を説明した、町民にはまだ具体的な説明をしていませんので、ホームページで出ただけですので、やはり説明責任をしっかりと果たしていただく必要があるのではないかと改めて質問をいたします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） スーパーシティについてのご質問にお答えをいたします。

具体的な進め方については、今後内閣府から発出される通知に従って適切に対応してまいりたいということで、これからの対応は、内閣府のそういった、いわゆる通知等に従って適切、そして適宜判断しながら対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 再質問の1番目は、これまでの経過の説明、いわゆる説明責任をどう果たしていくのかに対する答弁が出ていないのです。まず、そこからお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） こちらの答弁差し上げました内容につきましては、説明責任と申しますけれども、募集要項自体に従って応募しているわけでございます。伺いますところ、募集要件が満たされていなくて却下されている例ということもあろうかと存じております。したがって、私どもの提案につきましては、要件を満たしているということで、先般行われた8月6日の専門調査会の結果を受けて、31自治体に対して再提出を求められているものでございますから、説明責任を果たすということではなく、現状審査の段階ですので、そのプロセスに従いまして適宜適切に対応してまいりたいということで答弁を差し上げた次第でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これまでの経過をちょっと改めてではお話をしたいと思っておりますが、3月議会で応募前に説明をすることになっていました、基本方針では。まず、町民への説明、パブコメも含めてやりなさいと、事前の応募前に、21ページ。そこで、3月議会では、3月末に議会にはお知らせすると、4月上旬には町民にお知らせするという答弁がございました。そして、4月16日に応募をしましたが、その前に町民への説明はありませんでした。私が6月議会に質問をいたしました。コロナ禍で今できないと、人を集めてやることはできないと。それでは、オンライン説明なり、あるいは広報での説明もできるのではないかと、いうことを6月議会に申しました。そうしたら、4月の広報は紙面が足りなくてできなかった。5月以降については、それを広報に出した場合に、町民が見て誤解をするのではないかと、

誤解をおそれて書けなかったというような答弁でございました。そして、今9月になっているわけでございますから、それらの流れをどういうふうに、議会答弁したことをどういうふうに今受け止めているかについて、まずお伺いをします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えします。

まず、私自身これまでの行政の経験上、誰かに隠したいというよりは、みんなを巻き込んで様々決めていきたいと思うのが、私ずっと考えてきたところです。このような状況の中で、町民の意見を聞いていないというようなことをご指摘いただきましたけれども、状況が許さなかったということでございます。それで、事あるごとに会議などで機会を見て説明してまいりました。この間、議会が終わってからトータルで大体100名近くの方々にご説明を差し上げております。説明したいのです。現状も説明させていただいています、機会を見て。ただ、不特定多数を集めてであるとか、オンラインでという形で募集をして、まだ決まっていない段階のものでありますから、審査の。そういったものを具体的に現状を説明しますけれども、そういった形で説明責任というようなお話をされますけれども、どういう形でしたらいいのか、私にはちょっと分からないのです。

なぜなら、内閣府の確認を一つ一つ取っているわけですから。それで、応募前の説明につきましても、これでいいのかという確認をして応募しているわけですから。ここに列挙しているものについて、これが駄目だと言っているのは、議員がそのようなご指摘をしているわけであって、受ける側がいいという話をしているのです。私は、ちょっとそこについて何とお答えしたらいいのか、適切な答えを持ち合わせておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） これはスーパーシティに限らず、いかに町民の理解を得るか、住民合意を得るかという行政の進め方の問題でございます。その一つがスーパーシティであるということでございます。スーパーシティだから、行政運営上特別な問題であるということではないと私は考えるからでございます。

コロナ禍だからできないということがありましたけれども、それこそ今公共施設は、町の場合は対策を取って全部開放してございます。一昨日でも、昨日でも、田園ホールで密を避けて説明ができるのではないかと、このようなことも矢巾中学校跡地問題等について提言がさ

れているところでございます。

このスーパーシティは、確かに国は、例えばいろんな条件で受けていて、町民説明会をしていない、パブコメをしていないからといって受けていないわけではないですが、やはり基本方針の中にもしっかりと説明するよというところが前提条件にうたっていることは事実です。それがあるだけではなく、町政運営を進めるに当たって、やはり何をやるにしても、町民が全く分からない、町民が理解できないというような行政運営は成り立たないわけでございます。

特に今回のスーパーシティはなおさらそうです。確かにどのように説明したら誤解が生じないかという、そういうことをお話しなさったときもでございますけれども、内閣府が各自治体に対してもなぜ再提出を求めたかについて、スーパーシティの本質を理解していないのではないかという意見があります。結局各自治体だって国が求めるようなスーパーシティを本当に理解できるかどうか、それはその差があると思います。

しかし、自分たちが提案したわけですから、その提案した項目については、自分たちの責任で説明ができるはずなのです、スーパーシティそのものを全て説明できなくても。ですので、やはりそこはできない理由を探すのではなく、どうしたら町民に伝えることができるか、そこをまず取り組むことが重要かと思えます。

今回の8月6日の資料もホームページに、いわゆる議事内容の要旨が、区域指定に関する専門調査会の議事内容の要旨が出ています。こういうふうにやはり公開もされていますけれども、これを町民が見るといことは、大変なハードルがあるかと思えます。そこで、やはり本当に進めたいのであれば、住民合意なしにはできないと書いてあるではないですか。つまり新しいサービスを入れるためにはリスクを伴う。しかし、リスクがあっても、この改革をすべきだと住民合意があったときに、このスーパーシティが成り立つということを述べています。この住民合意と住民参画は、このスーパーシティには切り離せない、そのことをどう考えるかについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） お答えいたしたいと思えます。

まず、応募に当たって住民に説明するということは、ご承知のとおりですし、受理されているということは、要件を満たしていたということは先ほど申し上げました。住民合意は、採択されて、区域会議が決定して、計画策定後になりますので、そのときにはぜひ住民合意、町民の皆さんに分かりやすく説明しながら、横文字が多い欠点なども直しながらやっていき

たいと思います。

お話を聞いていて、住民合意の大切さというのは、よく分かりました。小川議員が言っていることというのはもったもだだと思います。住民合意が必要だということ、もしかすると私はそれ以上に思っているかもしれません。ですから、歩調を合わせて、できない理由ではなくて、やる方法を一緒に考えましょうよ、私はそう思います。ですから、私たちは、この提案について、そもそも受け付けられないのは、町民のためになっていないような計画ははじかれていると聞いています。一定の要件を満たしているからオーケーだと思います。ですから、私たちは一生懸命説明してまいりたいと思います。ぜひ議員のご指導を仰ぎながら一緒にやってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） その住民合意ですけれども、住民合意というのは、企画の立案から実行に当たる、その全てを継続的にやられるもので、採択されたら住民合意だというものではないのでございます。そして、一旦採択されれば後戻りはできない。いや、これは事実です。というのは、私3月議会で質問いたしました、私たち町から離脱することができるのかと。その離脱の項目がなかったのです。町は、一定の段階でなかなか事業が進まない。そのときに離脱ができる、離脱できるというか、解除の仕組みが基本方針には確かに載っています。しかし、住民合意、住民、載った段階で、それこそいろんな点で住民の合意を取るという方法はございますけれども、それが必ずしも保証されたものではないということです。

例えば住民投票を必ずしも選定しなければならないということではないです。あるいは区長会議とか、それからコミュニティ会長会議等の、その組織の意向で決めることができる、それを住民合意とは私は考えていないからでございます。だから、住民合意をそういう形で取ることは、それは住民合意ではないと私は考えているからでございます。

ですので、いわゆるそういう課長もいろんな人に聞いたと思います。そして、大半の人はよかった、いいのではないかという反応を得たということも聞いていますけれども、しかし本当に住民合意というのは、やはりほとんどの町民がまだ知らない段階です、中身も。そういう中で選ばれて、課長、区域指定を選定をするわけですけれども、その段階に立って、それなりの住民合意の方法ありますよと言われても、私は区域指定で選定されるような選び方、住民の意向の聞き方を住民合意ではないと考えているということでございます。だから、一

つ住民合意と言っても、差があるのでございます。だからこそ今から説明をしていただきたい、選定される前に説明をしていただきたいのでございます。

○議長（藤原由巳議員） 小川議員、先ほども吉岡課長が申し上げましたが、これから皆様方、議員等含め議会とも相談しながら進めていきたいという答弁されましたね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それ以上何か求めますか、やりますということは出ないと思うのです。

○14番（小川文子議員） 私は、ちょっと納得できないのです。

○議長（藤原由巳議員） それは分かります。

○14番（小川文子議員） こういう形でなくて、質問という形で。

○議長（藤原由巳議員） ならば、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） せめて広報に載せていただきたい、それだけはお願ひしたいと思いますが、どうですか。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 私たちが応募の要件に沿って、内閣府の要領に沿って進めていく仕事の住民合意と小川議員が言っている住民合意というのは、小川議員が言っている住民合意であって、内閣府が言っている住民合意ではないということにつきましてには理解いたしました。

この内容について広報でというと、広報の役割というのは、私、行政が知っていて、町民の皆さんが知らないことについて教えるという機能、あるいはどっちも知っていて、同じく周知する機能というのがあると思うのですが、その際に広報に上がるものというのは、それを見た方がどのような情報を、それを見てとるとのことというのは、すごく重要だと思っていて、先ほど議員は、内閣府からの、専門調査会からの回答で、全部出し直しが求められているという話がありました。出し直しが求められている内容について町民の皆さんに今説明、こういう取り組むというものを出し直せと言われているのですから、それしようがないです。

いずれにしても、何らかの形でお知らせしたいというのは、否定しているものではないのです。やりたいのです。何回も言いますけれども、私そういうのをポリシーとして今までやってきました。町民の皆さんの意見を聞かないとかというのは、私とても残念でしようがないのです。ですから、そう思われぬように頑張りたいと思いますし、皆様のご指導を仰

ぎたいと思っておりますので、その点だけご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 広報というのは、最も町民に身近な、いわゆる媒体でございます。それで、吉岡課長ぐらいの能力が、素晴らしい能力をお持ちだと思うのです。ですので、町民に今の段階で何と何を情報提供するべきか、そのことは自分で判断をなさっていただいて結構なのです。何らかの形でスーパーシティのことについて一言でも触れていただきたい、それだけ要望して質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員） ということで答弁は要らないと。ありがとうございます。

以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。よろしく申し上げます。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

次に、13番、川村よし子議員。

1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。

質問1、国民健康保険医療制度について質問します。コロナ感染症の終息の見込みのない現在の状況の中で、中小企業等で働く労働者が雇用への不安を感じております。特にも国民健康保険加入者の不安は尽きないと考え、以下4点お伺いします。

1点目、コロナ禍の中で医療機関の受診控えがあると思いますが、町内の昨年度の状況を把握しているのかどうかお伺いします。

2点目、国民健康保険事業特別会計において、令和4年4月から子どもの均等割について半額補助を開始することになってはいますが、町としても法定外助成を行い、均等割の全額助成はできないかお伺いします。

3点目、国民健康保険加入者は、協会けんぽより高い保険税を支払っていることについて国保運営委員会でどのように議論されているのかお伺いします。

短期保険証発行事例や窓口留め置き的事例状況等話し合われているのかお伺いします。

4点目、今後も続くコロナ禍に対する医療従事者確保や医療機関の支援をどう計画しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の国民健康保険医療制度についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和2年度の保険給付費は、前年度と比較し、9,300万円ほど減少しており、緊急事態宣言発出期間や全国的に感染者数の増加が見られた月の保険給付費が減少傾向だったことから、新型コロナウイルス感染症による受診控えが一定数あったものと推測されます。

2点目についてですが、国民健康保険税に係る子どもの均等割につきましては、これまで町として軽減措置導入に向けて、県を通じ、国へ要望してきた経緯がございます。また、当該均等割額を全額補助することは、保険者独自の軽減措置となり、法定外繰入れに該当することとなります。法定外繰入れを行った場合、赤字解消計画の策定や保険者努力支援制度のマイナス評価などによりペナルティーが発生し、国や県からの支出金が減額されることとなります。また、国の国保制度改革や県の国保運営方針において、法定外繰入れの解消を求められるところであり、ペナルティーの影響を考慮し、町独自での減免措置の実施は考えておらないところでもあります。

3点目についてですが、国民健康保険税の税率改正を行う際には、矢巾町国民健康保険運営協議会へ諮問の上、ご審議をいただき、答申を受けることとなります。また、短期被保険者証の発行や税務課窓口での交付状況については、運営協議会で審議する事項となっておらないところでもあります。短期被保険者証の交付は、国民健康保険短期被保険者証交付要綱に基づき適切に行っており、納税者と直接お会いをし、納税相談を通じて税務課窓口で短期被保険者証を交付しており、今後このような交付状況を運営協議会へ情報提供してまいります。

4点目についてですが、岩手県が主体となり、医療従事者が不足した場合に、職員を派遣するための経費補助や医療チームの派遣を行っております。また、医療機関への支援として、感染防止対策に対する経費補助や入院病床の確保などに向けた支援を実施しておりますが、

町といたしましても、紫波郡医師会と連携し、医療機関への必要な情報提供を行うとともに、コロナ禍においても必要な治療や健診を受診するよう住民の皆様へ周知を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再質問は何点かありますので、順次質問させていただきます。

まず、1点目は、答弁にもありましたが、全国知事会とか、全国市町村長の会が強く要望しておりまして、国保税の均等割の子どもの医療分半額助成が来年4月から開始することになりましたが、若い世代を確保する意味でも、矢巾町として国保の子どもの均等割の助成を半額助成できないかと私はいつも考えているのですけれども、このことは、岩手県内では宮古市と一関市が開始されています。特に宮古市は、もう開始してから5年ほどになりますが、宮古市の例を、ちょっと私今パンフレットを持ってこなかったのですけれども、暮らしのガイドのところに、子どもの医療費助成の中に国保税の子どもの医療費助成をして均等割をしているというところも載っております。ぜひともそういうところで、矢巾町としても若い世代を確保するためにも子どもの医療費、そして今回は国保ですので、国保の均等割の半額助成を、国と一緒に半額助成をする考えはないのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

町長答弁にありましたとおり、いずれ制度として国がようやく半額ということになったわけですので、これに至るまでの経緯につきましては、それぞれ全国知事会もそうですし、本町といたしましても町村会を通じて、均等割半額ではなく子どもの均等割は廃止するように県を通じて要望してきたところでございます。県内宮古市のような形もありますけれども、本町といたしましては、ペナルティーを受けるということではなくて、やはり均等割は半額になるのですけれども、全額廃止していただくような働きかけを今後も国に対して行ってきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁では、国頼みで、町として先駆けてやるという姿勢ではなく、

国がやることをやるという形の答弁と受け取って、消極的と判断すれば、そうなるわけですが、けれども、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 消極的という捉え方ということでございましたけれども、そうではなくて、やはり市町村それぞれ自主的にそういう町民の利便向上、生活の質向上のために様々な施策を行っておりますし、それについては、それぞれの市町村の独自性とか、やはり優先順位とか、様々な濃淡があるかと思えますけれども、やはり国として、制度として拡充すべきものは拡充してもらおうという声を上げることは、国任せということには私はならないというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町は、それこそ子どものいる家庭には、短期被保険者証を送付しているわけですが、その短期被保険者証を発行して、子どものいる世帯、子どもの対象者は16人というのを聞いていたような記憶があるのですけれども、短期被保険者証を発行している人数はどのくらいなのでしょう。

そして、経費はどのくらい、半額助成をもしやるということになったら、半額助成は金額的にどのくらいなのか、矢巾町としての考え方もお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ちょっと短期証の若い世代の人数と、均等割5割軽減の人数はまた違う話なので、取りあえずまず短期証の話からさせていただきたいと思いますが、今18歳未満の方がいらっしゃる世帯は4世帯でございます。短期証のほうはそちらになります。

子どもの均等割5割軽減、これはちょっと以前、半年くらい前に試算した結果になるので、当時の未就学児は92人ということで、対象者92人というふうに考えて、当時としてはいいかなというふうに考えております。

経費は国が2分の1負担、県が4分の1負担、町が4分の1負担という場合に、町の負担は約16万円ほどかなというふうに試算してございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 子どものために16万円を歳出できないということになるわけですよ。ということで、次の質問に入る前に、答弁では赤字解消計画の策定とか、保険者努力支援制度のマイナス評価などによりペナルティーが発生し、国や県からの支出金が減額されることという、法定外繰入れは行えないという答弁もありましたけれども、そのペナルティーというのは、どのくらいを計算しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

約50万円前後というふうに伺っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町、岩手医大も来て、企業も来て、そういう町で、子どものために国保の中でそういう50万円のお金を出せない、そういう状況なのでしょうか。そのことについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お金の問題で出さないということではなくて、やはり制度というものが確立された普遍的、客観的なものによりまして運営しているわけでございます。また、ご案内のとおり、国民健康保険制度については、平成30年度から保険者が市町村から県というふうに替わっています。つまり、広域運営ということになっていきますので、そういったこともご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 次、短期保険証の交付状況ですけれども、窓口での短期保険証の発行が43で、そのうちの留め置きというか、そこに置いている部分が24ということなのですけれども、近隣の町村、例えば紫波町では窓口で短期保険証を24発行しているけれども、留め置きはゼロ。盛岡市では、108の短期保険証を発行しているのだけれども、留め置き、窓口で置いているのは4件。この差は、矢巾町として支払えない人に対しての何か、いじめではないでしょうけれども、来て相談して、そのときに契約、1,000円でも2,000円でも支払っ

てくださいという、そういうことをする対策にしているのではないかと思うのですけれども、
どうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

滞納整理の方針なり、やり方というのは、各市町村それぞれあると思います。矢巾町の場合は、留め置きと申しますか、窓口に来ていただいて、実際相談をさせていただきます、まず。いきなり納めてくださいとは当然ありません。どうして納められないのか、どういう今家計の状況になっているのかとか、収入の状況はどうなのか、こういうことを事細かにお聞きして、では毎月どれくらいだったら支払っていけるか。当然ゼロというのは、やはり何の解決にもなりませんので、この方であれば何万円が適切ではないか、何千円が適切ではないか、こういったのをちゃんとお互いどれくらいならできるといふふうに協議した上で決めて、約束していついつ毎月例えばこの日に納めるとか、この日に来庁いただく、こういったのを矢巾町では進めています。そのおかげで矢巾町では、県内で非常に高い収納率を誇っていると私考えています。

実際短期証の方、結構内情を見ますと、実は所得が少なくという方ばかりではなくて、そもそもが確定申告なりをしない未申告の方というのが実は結構多いというのが、私ここに来る前に調べてきて分かったのですけれども、ということで、そもそも必要なことをしていない、申告もしていないので内容も分からない、人と会おうともしない、役場のほうにも来ていただけない、こういう方が実は結構多い。そういう方ばかりではもちろんないので、今44世帯のうち、残りが14世帯ぐらいなのですけれども、取りに来ていただけない方というふうな状況がございます。そのうちのさらに半分ぐらいがちょっと申告がない方というふうな状況でした。

何を言いたかったのか、いずれ私たちとしては、丁寧に仕事というか、滞納者の方と向き合って、少しでも滞納額を少なくできるように交渉を進めているところでありまして、いずれこの方法でこれからも進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 丁寧にやっているということで、なかなか困っている方も声を上げないですので、私のところには国保税の相談はこの1年ぐらいは何も相談はありませんの

で、多分税務課の対応がいいのだなという評価をしております。

それで、1点目に質問しました前年度と比較しまして、保険給付費が答弁では9,300万円ほど減少しているということなのですから、この保険給付費の行く先、予算と比較してどうか、一昨年と比較して9,300万円ほど減少しているということなのですから、この行き先はどのようになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、令和2年度の決算ベースでいきますと、保険給付費がマイナス9,326万410円ということで、対前年比マイナス5.4%となっております。こちらについては、町長答弁でもありましたとおり、いわゆる第1波から第4波まであったわけでございますが、第1波よりも、むしろ2、3、4のあたりに受診控えがあったのではないかと、いうふうに想定するような状況でございました。ちなみに今年度につきましては、年度が替わりまして、医療給付費の伸びにつきましては、令和2年度の若干落ち込んだ状態からは回復して、むしろ受診が進んで医療給付費のほうが増えておるような状況でございます。ですから、月割にすると、大体8月末で33%ぐらいという状況ですので、割る12でやるよりは若干多めの医療給付の状況、伸びとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） この国保の給付費の減少によって町内の医療機関ではどのような影響があったのか、そういう情報とかは入っているのか、入っていないのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

コロナ禍におきましては、特にもワクチン接種関係で郡医師会のほうには、様々なご助言、ご指導をいただいたり、連携をさせていただいておるところでございますが、その中で、やはり町内の医療機関におけるそういうお困りになっていらっしゃるのか、そういったご相談があるかどうかについては、医師会事務局を通じて、そういう大きな相談はないと、特になんかということはお伺いしておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 医療給付費についての医療機関の経営が大変だということはないということを理解しました。

4点目に質問したことにちょっと再質問するのですが、医療従事者の不足についてはどのように情報としてあるのか。私もコロナの予防接種をしましたけれども、適切な対応、医師の方も、そして医療従事者、看護師とか事務の方も対応していただきましたけれども、そういうことも含めて医療従事者についての対応というか、労働条件とか、待遇、そういうことはどのように把握されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 町としての所管事項をちょっと超える部分がありますので、医療従事者の医師あるいは看護師のそういう、例えば勤務での処遇がどうなっているかとか、そういったところまでは立ち入ることはできないわけでございますけれども、町といたしましては、やはりワクチン接種に当たって、医療従事者の協力、特に医師及び看護師の協力が必要不可欠であるのはご案内のとおりでございますが、その確保が非常に大変だということをごこの自治体でも悩んだ上で、ようやくそういった協力体制が確立されたところでございます。町といたしましては、集団接種、個別接種もちろんですけれども、特に看護師さん、そういった方々の協力、集団接種においては実際の接種の注射だけではなくて、例えばワクチンを充填する作業とかも非常に神経を使う仕事でございます。そういう意味で、幸い本町の場合は、紫波郡医師会のご理解の下、そういった協力体制が取られているわけでございますが、町といたしましても、やはり医療職の確保ということで、例えば看護協会のほうに、いわゆる川村議員の一般質問にもありましたように、OBの確保とか、そういった部分でいろいろ紹介をしていただいたり、そういった経緯もございましたので、いずれそういった人材確保については、ワクチン接種だけでなく、様々な部分でやはり医療職の皆様のご協力を仰がなければなりませんので、今後もそういった部分でいろいろ情報収集なり、協力要請を行っていきたいと思いますし、川村議員さんのように、やはり看護資格をお持ちだという方は非常に貴重な人材だと思われまますので、川村議員さんからもそういう有益な情報がおありかと思いますので、今後ともご指導、ご助言のほどをお互い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最後にしますけれども、国保の制度の中で、やはり国保に加入している、加入を拒む方も今出てきております。国保税が高いから加入を拒むと私は思っているのですけれども、特にも国保には世帯の中に子どもさんがいるので、その子どもさんの均等割をなくして、子どもだったら誰も医療機関にかかれる、医療機関にかかったら保険で治せる、そういうふうなことが必要だと思います。これが自治体の命を守る最善の方法だと思いますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、川村よし子議員のおっしゃるとおりで、ただ私どもがいろんな法律なり、私ら条例なんかもそうなのですが、そういったものに基づいて仕事をさせていただいていると。ご存じのとおり、国民健康保険法は、目的、一番最初に、国民健康保険事業は健全な運営を確保しと、もうこれが大前提なのです。それから、平成30年4月からは、これまで市町村でやっていたのが都道府県になる。そのときも言われたのは、安定的な財政運営、これをしっかり守っていかなければならない。

だから、先ほどの子どもさんたちの均等割、半額ではなく全額にしろということなのですが、もう今そういった都道府県、確かに宮古市とか一関市の例はあるのですが、これはもう早くやっているのであれなのですが、やっぱり私どもはそういうルールにのっとってやっていかなければならない。それで、釈迦に説法なのですが、保険給付には、法定給付と任意給付と、議員さん方のご協力をいただいて、私どもは任意給付で傷病手当金と、コロナ禍で仕事をなくしたとか、そういったときに傷病手当金で所得を補償しておあげするとか、そういうことを矢巾町はやっているのです。

だから、一つ一つ検証しながらやっていかなければならない。そして、昭和36年4月には、ご存じのとおり、いわゆる医療保険、皆保険、みんな保険に入らなければならぬと、その最後のとりで、受皿は国民健康保険なのです。だから、ちょっと私今日どきとしたのは、国民健康保険にも入らないと、そういうことがもしあったときは、私らのほうにお話ししていただければ、制度の仕組みとか、また無保険者であれば、だから先ほどから短期保険証の話もあるのですが、矢巾町はもう今資格証明書は出しておらないので、だから特別療養費とか、そういうことで、あとは償還払いしなければならぬということではなく、短期給付で極力、それからお子さんのいるところはまず保険証は交付するのだということで、いろんなことに私どもも手だてを講じてやっておりますので、だから私毎回川村よし子議員さんの国保の質問をいただいて、もう少し掘り下げて、例えば法定給付のほかにこういう任意給付を

考えてみたらどうなのか、そういうことを議論しようではありませんか。

いずれ私どもは先ほど50万円とか、そういう50万円だけれども、ペナルティーで大変なペナルティーを被るわけです。それから、努力支援制度でもマイナス評価になるわけですから、だから私どもは今、いわゆる国保が赤字団体にならないようにするために法定外繰入れとか、そういうふうなものもやらないように努力しているのです。だから、もう一度視点を変えた質問をしていただければ、もう少しかみ合うのではないのかなということ、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

そして、先ほどのコロナ禍の課長の答弁でも、矢巾町はこれだけはもう自慢できるのですが、お隣の紫波町はたしか集団接種だけ、今のところ。矢巾町は、個別接種もあれば、集団接種もあるわけです。これは、やっぱり郡の医師会、特にも南昌病院の木村理事長の力が大きいのです。そして、今13の医療機関からの協力をいただいてやっているのです。だから、そういう組合せをやって、そして集団と個別、心配な人たちはかかりつけ医に行けばいいわけ。それを集団でやると、心配な方は。それから、お子さんをあれするときは保護者が同伴とか、そして今妊婦の、これなんかもよそでは、テレビなんかでも報道されているのですが、矢巾町はもう早くから取組して、パートナーがお仕事で大変なのであれば、どうぞタクシーをお使いになってくださいと、そういうきめ細やかな配慮をさせていただいているということをご理解していただきたいということで、よろしくひとつお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 立派な答弁をいただきましたけれども、ちょっと私の聞き違いかもしれないけれども、ペナルティーの料金が50万円で、国保の均等割の半額補助は16万円だと私は思っているのですけれども、再度課長からそのところをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 花立税務課長。

○税務課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そのとおり、まず均等割の負担に関する町の負担分は16万円ほどというふうに私先ほど申し上げました。そのとおりでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

ペナルティーについては、大体50万円ということになりますけれども、ただそれだけでは

なくて、先ほど町長が申しあげましたように国民健康保険事業につきましては、いわゆる努力支援制度ということで、例えば収納率が高いとか、特定健診の受診率が高いとか、いずれ市町村の取組によって、結局そういう補助事業が様々恩恵があります。そういった部分での補助が例えば対象外になったりとか、そういうトータルで考えると、もっと影響があるというところを今町長が申しあげたとおりでございますが、そういったところもご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 再質問はよろしいですね。

それでは次に、2問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2問目の質問に入ります。

高齢者が安心して暮らせる社会について町長、教育長にお伺いします。

コロナ禍のため、高齢者は1年以上にわたって外出を控え、親戚とも、友人とも会えないなど、自粛生活を行ってきました。新型コロナウイルス感染症拡大が止まらない中で、町としての福祉や介護実施計画が重要と考えておりますので、以下6点についてお伺いします。

1点目、岩手県内、特に盛岡市は、コロナ感染者数も多くなり、ステージ4の状況下にあります。町内の状況下で75歳以上の高齢者の罹患状況はどのような状況でしょうか。長期にわたる自粛生活について、町としての介護予防対策をどのように考えているのか伺います。

2点目、新型コロナワクチンの接種が行われておりますが、65歳以上でワクチン接種をしない人への今後の対応はどのように考えているのでしょうか。

3点目、この8月から施設入所者の収入に応じて食費の値上げが行われましたが、利用者や家族、ケアマネジャーなどからの主な相談は、どのようなことで、どう対処しているのかお伺いします。

4点目、在宅高齢者への宅配弁当をボランティアの対応で行っておりますが、町内飲食業者の協力により回数を増やせないのかどうかお伺いします。

5点目、75歳以上の高齢者世帯に対し、例えば自粛生活慰労品として米の支給ができないかどうかお伺いします。

6点目、超高齢化社会の中で介護職員の処遇改善を図ることは重要な課題であります。ケア労働の人材育成は、小中学生をはじめ教育と大きく関わってくると思いますが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 高齢者が安心して暮らせる社会についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、75歳以上の新型コロナウイルス感染症の罹患状況は、県が発表している情報によりますと、1名の方の感染が確認されております。新型コロナ感染症の流行から1年以上が経過しておりますが、町といたしましては、介護予防教室や地区の公民館における通いの場体操くらの活動、えんじょいセンターにおけるサロン及びカフェといった社会参加の場は、感染防止対策を徹底した上で活動を継続しております。

2点目についてですが、9月7日時点の本町の65歳以上の接種率は、1回目が90.8%、2回目が89.3%となっております。65歳以上で未接種の方への対応につきましては、認知症等により自ら予約を行うことが困難な方に対して、地域包括支援センターやケアマネジャー等の情報共有を図りながら、接種環境の継続に向けて、引き続き寄り添った対応に努めてまいります。

3点目についてですが、居住費と食費の負担について、低所得者の方には負担の上限が定められており、上限を超えた場合は特定入所者介護サービス費が給付されます。今年度の制度改正により、所得段階の第3段階が2つに区分され、所得段階に応じて、新たな所得段階で食費は引上げとなっております。現在のところ、利用者や家族、ケアマネジャーからの相談はありませんが、関係機関との連携を通じた相談体制を確保するとともに、丁寧な対応を行ってまいります。

4点目についてですが、この事業は、矢巾町社会福祉協議会が行っており、現在の利用者は35名となっております。また、町でも登録事業者3者による配食サービスを実施しておりますので、町社会福祉協議会と連携し、回数を増やす必要性も含めて対象高齢者の状況を把握しながら、対象高齢者の生活状況の向上に取り組んでまいります。

5点目についてですが、世帯により生活の状況などは異なりますので、高齢者の相談窓口であります包括支援センターと連携し、多様なニーズや状況に応じた支援を行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 和田教育長。

（教育長 和田 修君 登壇）

○教育長（和田 修君） 引き続き、高齢者が安心して暮らせる社会についてのご質問にお答えいたします。

6点目についてですが、勤労観や職業観を学ぶために中学校で取り組んでいる職場体験学習では、希望する生徒が介護施設等を訪問し、利用者との対話や介護体験を通じて、自らの適性を知る機会となっておりますので、将来の職業選択に向けたこのような学習機会が人材育成の一助になると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） それでは、再質問はあろうかと思いますが、ちょうど正午になりましたので、ここで昼食のために休憩といたします。

再開を午後1時、13時といたしますので、よろしく申し上げます。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原由巳議員） 再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、川村よし子議員の一般質問を行います。

それでは、再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 再質問、何点かありますので、順次質問させていただきます。

まず、第1点目は、答弁にもありましたが、65歳以上の方のワクチンの接種率なのですが、1回目が90.8%、2回目が89.3%となっておりますということなのですが、その1回目の90.8%、75歳以上は7,000人ぐらいだと思うのですが、10%ですので、そのうちの700人がまだやっていないと思いますけれども、今後の対策はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、高齢者の方、1回目90.8ということで、人数といたしましては、対象者7,609人に対して6,913人が1回目接種済みとなっております。2回目接種済み89.3%につきましては、分母7,609は同じなのですが、接種された方が6,798人ということで、約700人ぐらいの方が残るということになるわけなのですが、成人の方、64歳以下の方にも共通することをございますけれども、いずれ大事なことは、ワクチン接種についての正しい情報をお伝えし

て、できるだけ受けていただくことによって、ある程度の集団免疫ということになるわけですが、ただ強制はできない部分がございますので、そこら辺は表現に注意しながら接種についてまだお受けになっていない方に対して、個別に通知するというよりは、例えば全世帯配布とか、そういう形で正しい情報をお伝えしながら、まだお済みでない方、悩まれた結果、やはり接種してみようといった方々が接種できるような環境整備に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私がちょっと関わった方で、まだ接種1回もしていない方がいて、その方はワクチン接種をしているということもなかなか認識できない。認知症があるのかどうか、介護認定は受けていないのですけれども、ちょっとはっきりしないのですけれども、クーポン券が、多分役場のほうではクーポン券は渡していると思うのですけれども、クーポン券が来たのを知らない、分からない。そして次に、電話番号を書いた用紙がない。2回も行ったのだけれども、それも探すことができなかったのです。役場に行って相談しようかなと思ったのですけれども、やっぱりそういうのも行政としてどうにかして、その方が言うには、いや、もう80歳過ぎているから、自分はやらないで、もしコロナにかかったら死んでもいいと、そういう時期だという話もされるのです。それで、どうしたらいいのかなと思いつつながら、ケアマネジャーとか、そういう方ともまだ関わりをしていないので、そういう方もいるということで、やはり行政としての関わり方、やっぱりクーポン券をやったから、次は電話来るだろうという、待つのではなくて、出かける方向、保健師さんとか担当者、そういうふうな方法があるのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

もし身近にそういう声が、相談が寄せられた方いらっしゃる場合は、ぜひ川村よし子議員におかれましては健康長寿課のほうに情報提供いただきたいと思います。そういった方々、各地域、それぞれいらっしゃると思いますので、まず町からの、先ほど私全戸配布というようなお話もしましたが、それだけでなかなか、回覧板を見ない方もいらっしゃいますし、あるいはホームページ環境も、なかなか高齢者の方の場合はない方もいらっしゃいますので、そういった場合は、やっぱり川村よし子議員さんのように、近くに信頼できる、心を

寄せられたということで、それも非常にかかりつけ医さんと同じくらいやっぱり重要な方だと思いますので、まず町にぜひ情報提供をお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私が一例というか、そういうふうなことなので、それはいっぱいいらっしゃる、700人の中にまだまだいると思うのです、何十人いらっしゃると思うので、やっぱり行政区の自治会長さんとか、民生委員さんとか、個人情報を保護できる方たちに情報提供をして、やり方があると思うのです。そういうふうなやり方でもう少し接種率を上げる方法を考えたほうがいいと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

まず、受けていない方に対して、受けていますか、受けていませんかということを知る自体も、なかなか取扱いが非常にデリケートな問題だということで、例えばある学校で、事例は違うのですけれども、クラスの子どもさんに先生が、この中で受けている人手を挙げてと言ったことすら、新聞で大々的に取り上げられているくらい非常に社会の関心も高いですし、その個人情報という話、今川村議員からもありましたけれども、取扱いについては十分注意しながら、プライバシーの保護と、あとご本人さんにとって不利益とならないような形を考えながら対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 在宅高齢者の身近な町内の飲食店からの日替わりのお弁当というか、ランチというか、そういうふうなことを私は前にも質問の中に入れた記憶があるのですけれども、それはまだコロナ感染症が発生していないときだったのでしたけれども、やっぱり今の時点ではそういうことが必要ではないかと思うので、今答弁では介護認定されている方のお弁当のこと、それからボランティアの社会福祉協議会のボランティアの方たちがやっている配食弁当のことをお話ししているのですけれども、そうではなくて、一般の方、独り暮らし、2人暮らしの方たちの配食弁当のことについては、答弁がなかったので、そのところをお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

独り暮らし老人あるいは高齢者世帯の方に対する配食サービスについては、介護認定の有無にかかわらず町のほうでは行っておりまして、回数とすればそんなに多いわけではございませんけれども、いずれ週3回、250円町で助成して、ご本人さんの利用料を350円ということで、おおむね600円相当のお弁当を宅配、専門業者が3者ございますので、3者においてはお互い切磋琢磨というか、お互い競争しながら利用促進に向けた啓発も行っているところがございますけれども、まだまだ余力がある状況でございます。あとは社会福祉協議会のほうの宅配弁当も月2回、回数は少ないのですけれども、町の宅配と併せてご利用いただいているような状況でございます。

したがいまして、介護認定とは関係なく、高齢者の見守りが必要な方々に対して、そのような配食サービスを行っておりますし、配食サービス以外にも緊急通報装置の貸与とか、あるいはこれから冬場になってくるわけですが、シルバー人材センターに委託して、除雪のそういった生活支援事業も行っておりますので、そういった独り暮らしの見守りについても町といたしまして取り組んでおるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の答弁をお伺いして、ちょっと数字的なことをお聞きしますけれども、週3回のお弁当を届けているということで、その週3回のお弁当は同じ業者の週3回のお弁当なのでしょうか。3か所の業者ということなのですかけれども、その業者も町内の業者なのですかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

3事業者につきましては、1者は紫波町内の事業者、もう2者は盛岡市内の事業者になります。それで、ほとんどいずれこの会社にするかというのをまず三択、三者択一方式で選ばれていますので、今のところご利用されている方々の中で複数のところから取っているというところはない状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 質問がちょっとあれだったので、週3回取っている独り暮らしのお年寄りの方、2人暮らしの方もいらっしゃるのです。その方たちの件数はどのくらいなのでしょう。独り暮らしの方が200世帯くらいあります。2人暮らしも200世帯くらいあります。その割合と言えどどうなのでしょう、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） これは、この事業の課題というふうにも捉えておりますけれども、独り暮らしの世帯については約800世帯くらいあるわけですが、実際配食サービスを利用している世帯というのは20前後にとどまっておりますので、以前からやはりPRの部分、これは町のほうから民生委員さんを通じたりとか、様々な形で啓発を図っておりますし、あとは介護事業所さん、ケアマネジャーさんにおいても、いわゆる介護給付以外の町独自の一般会計で対応している部分についても共有を図りながら周知啓発をさせていただいているところですが、その対象となる独り暮らしの世帯に比べると利用がなかなか少ない状況なので、それは課題として、今後もやっぱり理解促進が一番大事だと思っておりますので、努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私の両親は、もう片方は亡くなったのですが、両親も紫波町のお弁当を取っておりました。そうしたら、日替わりで、週1回なのでありますが、今週はどここの寿司屋さん、次の週は違うところと、1週1週別々のところで、認知症もあるかもしれないのですが、それぞれその評価が違うのです。どこの食堂はこうだとか、そういう感じで、好きな食品も来る、そういう話題に、私が家族としては話題が出ていたので、またホームヘルパーさんとも話題になったので、そういう取組が今矢巾町として必要なのではないかなとずっと思っているのです。

特にも今のお話では、矢巾町外の業者3者ということなのですが、町内にもたくさん商工会に加入しているところ、していないところあると思うのです。そういうところと話し合いをして、高齢者にPRして、町として350円でお弁当を出しますよと、そういうふうなPRをしながらもっともっと普及させれば、独り暮らし、2人暮らしの人たちが本当に、ああ、よく自分たちのことを考えてくれているのだという、そういうことになると思うので

すけれども、そのことについてはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

非常によい、素晴らしいアイデアをご提供いただきまして誠にありがとうございます。私どもも、今3事業者のお話はしたのですけれども、それぞれのやっぱり事業者の特性、強みとか、そういった部分があるかと思っておりますので、やはり利用者の声を聞くのが一番だと思います。現在利用されている方々、どのようにお感じになっているのかもひっくるめて、今のサービスの頻度とか、そういった部分が週3回で充足しているか否かとか、そういったところも含めて行っていきたいと思っておりますし、あと町内でもそういう宅配の事業者さんがあれば、そんなに私どものほうでもすごくハードルの高い審査基準にのっとって認可とか、そういったことではありませんので、ぜひ気軽にご相談していただきながら、やはり町民の皆さんの選択肢が増えるのは非常にいいことだと思いますので、そういったことを通じながらQOL向上に向けてつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 宅配のことなのですけれども、やっぱり商工会さんとよく話し合っていて、地域的にどこのエリアはどことか、飲食店とか、そういうふうな形で何か工夫してやって、コロナ禍で飲食店の方たちが大変な状況、そして高齢者も自粛生活で大変、そういうところでコミュニケーションが取られ、手渡す、そういうことも今必要なのではないかと思いますので、ぜひともやっていただきたいと思っておりますので、広めていただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） ただ、宅配ということになると限られてくると思うのです、ご案内のとおり。多分努力はされていると思っておりますが、村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

先ほど利用世帯20世帯前後というお話をしました。そして、3事業者あって、選択式で利用者さんが選べるような環境にあって、まだまだ利用されたい方がいらっしゃれば、対応できるような状況でございますので、そういう意味では、今の状況では非常に競争率が高いという状況、いわゆるサービス事業者のほうが多くてニーズのほうが少ないというふうな状況もございます。普及啓発を図りながら、ニーズのある方の掘り起こしも行いますけれども、今の状況で、3者で競っているような状況にさらに加わっていただいても、それは一向に構

わないのですけれども、やはり新たにサービス事業者さんをお願いするのであれば、今のニーズに対して需要が対応できておらないとか、そういった需要供給のバランスもある程度考えなければならぬと思いますので、私ども福祉事業の観点で考えておるわけでございますけれども、事業者さんにとってみれば、やはり100%社会奉仕ではなくて、ある程度業として成り立つための採算性のことも当然考えられるわけでございますので、いずれ町といたしましては、事業者さんが増えることは全く問題はないというふうに考えておりますので、改めて町として事業者さんの掘り起こしというのは、現在そういう状況ではないということは、ご理解いただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今町内業者の参入の件だと思っておりますけれども、その件につきましては、商工会、あとは飲食業者と相談しながら、その辺あっせんできるかどうか確認してまいりたいというふうに思います。

また、移動式スーパーということで各地域に出向いて、そういったこともやってございます。その移動式スーパーも少しサービスを拡張しまして、そういった配食もできるかどうか、弁当をお売りするというふうな形になるかと思っておりますけれども、そういったサービスも可能かどうか、その辺確認してまいりたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁の1点目の中で新型コロナウイルス感染症の流行1年が経過した中で、高齢者の介護予防教室、地区の公民館とか行われているのですけれども、コロナが蔓延してから回数が少なくなったとか、やめたとかというところがあると思うのですけれども、そのやめた状況、状況というか、件数とか、それからえんじょいセンターではサロンはやっていると思うのですけれども、利用状況とかはどのようなになっているのかお伺いします。

そして、えんじょいセンターを利用している方たちのPCR検査とか、抗原検査とかは、どのようにされているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

地域の公民館での介護予防事業については、半減とまではいかないのですけれども、若干の活動を見合わせているところはあります。ただ、実際活動しながら一番変わったところと

いたしましては、やはり午前、午後通しでゆったりしながらお昼を食べていたというところで、やはり食事は、飲食を伴うような活動は、なかなかそういう意味ではリスクが高いということで、そういう昼食を取らないで午前、午後に寄せたり、そういう取組になっておるところでございます。

えんじょいセンターのほうにつきましても、いずれ感染対策を徹底しながら、活動は続けておるわけでございますけれども、えんじょいセンターのほうには地域包括支援センターの職員3名常駐しておりまして、そちらの職員につきましては、既に高齢者の入所施設利用者の方のワクチン接種が一番初めに、5月10日からスタートしたわけですが、介護従事者関係も同時進行で接種を早期に優先的に行いましたので、えんじょいセンターにいる職員は、もう既にワクチン接種2回接種済みであるということをお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員） PCR検査とか抗原検査はやっていない。

○健康長寿課長（村松 徹君） 失礼いたしました。PCR、抗原検査につきましては、今般の補正でご可決賜りました、いわゆる施設関係の職員の抗原検査ということで、その中で、いずれエッセンシャルワーカーの介護関連ということで対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 詳しく回答いただいてありがとうございます。

ですけれども、職員ではなくて、定期的に利用されている方の抗原検査とかは考えているのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

いわゆるえんじょいセンター利用者、来場される方々につきましては、介護予防事業もそうなのですが、ご利用いただく前の感染対策として検温とか、あと体調の状況とかを詳しく聞き取って対応しておるところでございます、異常があれば、当然利用は見合わせていただいたり、かかりつけ医への相談を通じながら、例えばPCRとかという流れになっておりまして、特に利用者の方に対して抗原検査キットを利用して、何もなくていらした人にやってみましょうとかというような形は考えておらないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 予算の関係もあると思いますけれども、抗原検査というのは、やっぱり無症状でもコロナ感染拡大につながる一因になるかもしれないので、やはりそういうのも定期的に月に1回とか、週に1回とか来る方はやられたほうが良いと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 今考えていないと答弁ありました。

○13番（川村よし子議員） 答弁の中ではそうですけれども、高齢者の施設でのクラスター発生とか、そういうところは全国的に出ておりますので、やはりそういうことはやったほうが良いと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

小川議員の一般質問でも、いわゆる抗原検査キットの活用についての利用の考え方についてお答えしたところでございますけれども、いずれ福祉施設とか、そういった現場でのクラスター防止のために、主にいわゆる事務局なり、介護する側なり、いずれそういった介護職員等の検査ということを考えておるところでございます。利用者については、異常がある場合は、いずれそれなりのガイドラインにのっとって感染の防止のための適切な対応ということにつなげてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今度は、質問の3点目の介護保険の施設入所者についての居住費と食費の負担についてですけれども、今のところは利用者からの相談、ケアマネジャーからの相談はありませんということなのですが、私が計算した場合に、1食の食事代が200円上がれば、大体2万円ぐらい上がるのです。そうすると、年間ですれば24万円の値上げになるのです。そういうことも考えて、今後対策をどのように考えているのか。生活保護を受けなければならない高齢者も出てくるのではないかとと思うのですけれども、その辺はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 町長答弁では、現段階ではそういった相談はないということ

で答弁させていただいておりますが、今後はやはりそういった相談もあろうかと思えます。いずれそういったお困りの方には、親身に寄り添わせていただきながら対応させていただきたいというふうに考えておりますけれども、この制度につきましては、いずれ国のほうで在宅の利用者との負担の平準化、公平性の担保ということで、新たに打ち出してきたものでございまして、それに伴って全国的にもやはりそういう課題なり、問題点が出てくることがあるかと思えますので、そういった場合はいずれ相談対応しながら、国に対してもそういう、すぐ変わったばかりで要望するのはちょっと難しいのかもしれませんが、いずれこの制度の進捗状況も慎重に見極めながら、利用者の方のお立場に立って対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 介護保険が保険料を高く払って、岩手県内でも県平均よりも高い6,500円の月額です。そういうところを考えれば、やはり親身になって国に要望する、そういうことは早期にやる必要があると思えます。

それで、次の質問に入ります。教育長にお伺いします。教育委員会にお伺いします。介護の仕事はきついイメージ、3Kとか6Kとか言われておりますが、やっぱり人材確保が大切だと思うのですが、今介護ばかりでなくて、ケア労働について確保に向けて躍起となっておりますが、奨学金制度とか、そういうのはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会で所管している奨学金につきましては、あくまで学校に通う場合ということで、大学とか、そういった高等教育とか、そういった場合に、進んだ場合に行う奨学金ですので、特定の業種ということではなく、あくまで上位の学校に通うときというふうにご理解いただければと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） インターンシップ事業とかのときには奨学金制度があるとか、そういうことは話はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） どちらに進む場合、今お話ありました上級の学校、例えば高校とか大学に進む場合は対象となると。それ以外は、現段階では対象とならないという答弁ありましたが、今の質問はどのような内容ですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） インターンシップ事業で介護施設に中学生が学習に行くとか……

○議長（藤原由巳議員） 奨学金とは関係ない。

○13番（川村よし子議員） あります。そういうときに、こういうのもありますよという、そういうふうな子どもたちに話す場面とかはあるのでしょうかという質問です。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、義務教育のほうで、小学校、中学校、主に中学校にはなろうかと思いますが、まずこの介護とかの業種につまましてどういうことを子どもたちが習うかということ、家庭と地域社会との関わり合いについてまず学びます。その中で、例えば介護などの高齢者との関わり方について理解するというのがまず指導要領で定められておりまして、それに基づいて学校では介護施設とか、介護とかの業種がどういうふうな社会の中で役立っているかというのを勉強するわけですから、さらにそこで中学生で金銭的にどうのこうのという部分は、まだこれは義務教育ではなくて、あくまで高校あるいは大学とかに進んだ場合に、そういった具体的に金銭的なことは学ぶことはあるかと思いますが、あくまで義務教育の段階では、こういった業種が社会の役に立っているかということをお学んでいるということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） ご理解いただけましたか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、中学校のインターンシップ事業の中にも入れたほうがいいと思うのです。そのケア労働の家庭で育っても、きついというイメージでお子さんが次のところには、私はそういうのは嫌ですとか、そういうところもあるかもしれない。ですけども、やはりこういう自分が進む道の中でこういう制度もあるのだよというところを入れておくと、少しお金がかかっても、そういう介護大学とか、上級の道に進む方もいるかもしれない。ですので、そういうことも含めてインターンシップ事業の中に入れてほしいと思

いますけれども、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 田中館学校教育課長。

○学校教育課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば高校生とか大学生のインターンシップあれば、確かに議員おっしゃるとおり、そういったことも必要になるかと思いますが、中学校でのやっているこれは職場体験ということでございますので、いろんな企業さんとかにご協力いただいて、いろんな職種で生徒を受け入れていただいております。やはりそういう中で、先ほども申しましたとおり、いろんな業種がどういったふうに社会に貢献しているかとか、そういったことを学ぶ機会ですので、やはりそこはまだ私の中では、中学生にとって具体的なところよりは、いかにいろんな業種が世の中にあって、自分の親も含めてどういった仕事をしているかというのを学ぶほうが優先ではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3問目の質問に入ります。

鳥獣被害防止対策についてお伺いします。町内でも鳥獣被害が発生しております。鳥獣被害対策防止計画は、農家の生活を守るための大きな課題が盛り込まれていると考えます。以下3点質問します。

1点目、矢巾町における鳥獣被害の実態と対策及び課題はどのように考えているのか。今後の計画はどうかお伺いします。

2点目、矢巾町は、鳥獣被害防止対策をどのように行っているのかお伺いします。

3点目、岩手県内ではイノシシ被害が年々増加しておりますが、当町の状況はどうか。対策をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 鳥獣被害防止対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内において熊やイノシシの目撃情報や農作物の被害情報は、昨年に比べ増加しております。特にイノシシについては、令和元年度は3件、令和2年度は4件であった目撃情報等が、今年度は8月23日時点で14件と急増しております。熊については、

令和元年度は21件、令和2年度は9件、今年度は8月23日時点で23件となっております。

課題といたしましては、わなについて学習した有害鳥獣、ここちょっと表現、有害鳥獣が勉強するのかと、そこでこれちょっと担当ともめたのですが、このところ、わなに強い、警戒心を持ってわなになかなかかかりにくい有害鳥獣が増えとしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。わなによる捕獲が難しくなっていること及び町猟友会会員の高齢化により、捕獲体制の維持が懸念されることが挙げられます。

今後の計画としては、効率的かつ効果的な捕獲を進めるとともに、耕作放棄地の刈り払い等を実施し、地域と連携しながら有害鳥獣を寄せつけない環境づくりに取り組んでまいります。また、農作物の被害防止のため、侵入防止柵の、これは電気柵とか、いろいろあるのですが、設置等の補助事業についても検討してまいります。

2点目についてですが、出没被害の多い館前行政区、岩清水行政区、和味行政区、城内行政区、南昌行政区に新たに有害鳥獣目撃情報等連絡員を設置し、地域での目撃情報等により、迅速に把握する体制を整えております。連絡員からの情報を基に、現在は対象地域を巡回し、注意喚起の広報活動を行っております。また、農産物被害等の対応については、町猟友会と連携し、被害圃場付近への捕獲わなの設置を行うなど対策を講じております。

3点目についてですが、1点目の答弁のとおり、今年度に入り、イノシシの目撃情報及び被害情報が急増しております。対策としては、捕獲わなの設置を行うとともに、イノシシの被害防止対策に関するチラシの作成や広報やはばや町ホームページを通じて有害鳥獣を近寄らせない環境づくりについて呼びかけ、地域一体となってイノシシ対策に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと再質問に入る前に、最近の矢巾の状況、私が知り得る矢巾の状況として、ちょっとこういうことがありました。8月上旬なのですけれども、矢幅駅のねむの木公園にカルガモの親子、子どもが8羽と親子がいました。そういうところでカラスが来たので、一夜で退散して、今は岩崎川にいます。また、矢幅駅のロータリーをカモシカが走って、その後をパトカーが追いかけていました。そういうこともありました。古館駅前には、イノシシの子どもがよちよち歩いていたり、紫波高校の前もイノシシが歩いているとか、そういうことの話も聞きます。

それで再質問に入ります。答弁にあるように、わなについて学習した有害鳥獣が増え、わなによる捕獲が難しくなっているということなのですけれども、やっぱり先ほどのカルガモの話ではなくて、わなを仕掛けることによって学習すると思うのです。ですので、わなを仕掛けたところには、次はもう来なくなるというか、そうではないですか、やっぱり数年そういうわなの数を多くすることが今求められているのではないかと思うのです。矢巾のわなの数というのは、どのくらいの数になっているのでしょうか。

あと侵入防止柵、電気柵、そういうのもどのくらいになって、補助事業だと思うのですけれども、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） わなにつきましては、個人でやっている部分もありますし、公的な部分でやっている部分もありまして、全体の数を把握することはできませんけれども、通報があった場合には、その付近、出そうなところにまずわなをかけ、猟友会と相談しながらですけれども、例えばくくりわなの場合だと、やはり何か木とか、そういったものがないと、くくり、捕まえたときに、すぐ逃げられてしまいますので、そういった地理的条件も含めながら、そういったところを考察しながらいろいろわなのかける場所を考えながらやっているというような状況でございます。なので、数を増やすことは簡単ではございますけれども、かからなければ意味がないですし、数打ちや当たるということもあるかもしれませんけれども、そこはやはりよく識者と相談しながら、そこはやっていきたいなというふうに思っております。

電気柵につきましては、今補助事業というものはありませんけれども、今後新年度事業になるかとは思いますが、電柵補助事業を考えていきたいなというふうに考えてございますし、あと国の補助とか、中山間事業のほうでもそういった補助事業がありますので、それらを有効活用しながら、寄せつけないようなまちづくりを進めてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） やっぱり農家も今経済的に大変な、農作物の低下とかもあって大変な状況なので、やっぱり補助事業として2分の1補助というのが国の制度であるように私はインターネットとかで調べたのですけれども、鳥獣被害対策実施隊という、そういうふうなので2分の1補助があるようなので、やはりそういうふうな対策を進めたほうがいいと思

いますが、どうでしょうか、お伺いします。何か実施隊をつくるのに支障を来す部分が今矢巾町にはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 矢巾町の鳥獣被害防止計画というのが令和2年度に策定してございまして、その中でも実施隊のことを触れられてございまして、そこは町の猟友会が中心になろうかと思えますけれども、そういったものも活用しながら今後対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 町の猟友会のことで、ちょっと答弁にもありましたが、高齢化ということなので、その対策とかは、若い人たちに少し猟友会に入っていただくとか、訓練とかもあると思うのですが、その対策はどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 猟友会の会員の高齢化につきましては、どこの市町村でもやはり悩みの種でございまして、矢巾だけではなくて、こういうのは広域の取組によって、少しずつでも若い方々がこういった取組に興味を持っていただくような形で研修あるいはPRをしているところでございまして、今後もそれだけで足りないと言われれば、何かその方法を考えながら、できるだけ若い方々にも携わってもらえるようなPRを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今猟友会規則を見ますと、猟友会の人数が20人ということになっているのですが、矢巾町の状況としては今何人いらっしゃるのか、そして年代はどのようなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ちょっと手元の資料で正確な人数というものはお答えできませんけれども、平均年齢からすると、やはり60代を過ぎているのかなというふうに思っております。中には、男女比からすると、やっぱり男性のほうが多いと。女性も何人かはおりますけれども、やはりそういった今活躍されてきているのは、男女関係なく、そういった猟友会、各市町村の猟友会に入っていていただいているという事例もございまして

それらを参考にしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 昨日藤原梅昭議員の質問にもありましたが、イノシシの被害について、やはり農家にとっては畑作の被害を受けると死活問題にも関わりますけれども、県の資料なんかを見ますと、矢巾町で平成30年と令和元年はゼロでしたけれども、どのような状況なのでしょうか、イノシシ被害。今年度に入ってからはどうなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今議員からお話があったとおり、令和元年度以前につきましてはイノシシの農作物被害というものは報告はされてございません。実際はあったかもしれませんが、うちのほうでつかんでいる部分については報告がない状況になっておりまして、令和2年から被害額が出始めてきているというような状況で、金額にしては36万円ということでございますが、それも報告によるものでございますので、もう少し被害が及んでいるかもしれませんが、今年度に入ってからやはりイノシシの目撃情報というものが増えてきてございます。恐らく西の山から下がってきているのかなというふうに思いますし、確かに監視カメラ等を置いていますとイノシシの確認もできていますし、一般の方からの目撃情報も増えてございます。

そういった意味からも、これからイノシシの被害対策に当たっては、囲い込みをしながら何とか食い止めていかなければならないのかなというふうに思っております。今後、昨日の梅昭議員さんの答弁にもあったとおり、イノシシの場合は豚熱の心配もございますから、そこはやはり熊と同様にイノシシにも今後注意を払いながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 答弁にもありましたし、今朝のやはラヂ！でもありましたが、報道と監視員というか、出没被害の多い舘前行政区、岩清水、和味、城内、南昌行政区ということで有害鳥獣目撃情報等連絡員を設置しているということなのですからけれども、それ以外にもやっぱりやはラヂ！では、目撃した人は通報をくださいとか、そういうのがありましたけれども、私はすごくいいなと思って聞いていたのですけれども、そういうのはもう少し町民にアピール、やはラヂ！を聞いていない方もいるのですけれども、アピールすることも必要

ではないのでしょうか。そして、件数はどのくらい増えてきているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お話があったとおりPRは、その地区に限らず、全町民にPRしていくようにしていきたいというふうに思っております。あと今熊、イノシシの目撃情報でございますけれども、通報件数にいたしますと、今年度に入ってから熊が26件、イノシシについては17件の目撃情報と、あと被害も含めての報告がございます。これは、やはり例年に比べると、恐らく倍まではいかないですけれども、そのくらいの数になってございますので、これらを基に、やはり周辺住民の方につきましては注意喚起ということでやっていきたいなというふうに思っておりますし、対策、個人でできる対策もあるものですから、そういった個人の対策についてもやっていただくような形で、こういうチラシをお配り、先ほどの多発行政区につきましてはチラシを配って啓発をしておりますので、これもやはりその地区だけではなくて、ほかの地域にも理解していただくようなPRを今後進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと県の資料を見ますと、イノシシとか鹿とか熊とか捕獲すると8,000円、その他の鳥獣、タヌキとかキツネとか、そういうのをすると1,000円、鳥類では200円とかというのがあるのですけれども、そういうふうな状況はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 市町村によって、捕獲した際の金額というものは異なっております。ちなみに矢巾町で今年捕獲、駆除した数でございますけれども、ツキノワが去年は3頭だったものが今年4頭もう既に駆除してございますし、イノシシにつきましては、昨年ゼロだったものを今年3頭既に捕獲して駆除してございます。以下、カラスとかハクビシンとか、そういったものについては頭数は、数がかかなり多いわけでございますけれども、全体ではその年によって頭数が多かったり、少なかったりというような状況で、ただ大型の鳥獣につきましては最近矢巾町でも増えてきているのかなという実態でございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 基幹産業は農業ということで、鳥獣被害を受けると農家の方のやる気も損なうし、生活が脅かされますので、やはりそこにもきちっと力を入れることが求められていると思います。ですので、やはり柵と隊員の確保、そういうところにもきちっと力を入れる、そういうふうな予算組みをする必要があると思いますが、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 心強いご意見をいただきまして、大変ありがとうございます。来年度の予算編成につきましては、その辺も重点に置きながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、昨日町長の答弁にもあったのですけれども、そればかりではなくて、やはり里山の整備が重要ではないかなというふうに思っております。里山が荒れているから下に下りてくるのだ、町場のほうにそういった鳥獣が下りてくるのだということもございますので、今よし子議員からお話がありました対策に加えて、里山整備も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。

以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。大変ご苦労さまでした。

これをもって一般質問を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、この後予算決算常任委員会を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、お知らせします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時52分 散会

令和3年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第6号）

令和3年9月22日（水）午後2時30分開議

議事日程（第6号）

- 第 1 議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第 6 議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 7 議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 第 8 議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 9 報告第17号 矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第10 議案第82号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第11 議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第12 発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	藤原信悦	議員	2番	吉田喜博	議員
3番	小笠原佳子	議員	4番	谷上知子	議員
5番	村松信一	議員	6番	廣田清実	議員
7番	高橋安子	議員	8番	水本淳一	議員
9番	赤丸秀雄	議員	10番	昆秀一	議員

11番 藤原梅昭 議員
13番 川村よし子 議員
16番 廣田光男 議員
18番 藤原由巳 議員

12番 長谷川和男 議員
14番 小川文子 議員
17番 高橋七郎 議員

欠席議員（1名）

15番 山崎道夫 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造 君	副町長	水本良則 君
総務課長 兼防災安全室	藤原道明 君	企画財政課長 兼未来戦略室	吉岡律司 君
税務課長	花立孝美 君	町民環境課長	吉田徹 君
福祉課長	浅沼圭美 君	健康長寿課長	村松徹 君
産業観光課長	佐藤健一 君	道路住宅課長 兼まちづくり推進室	佐々木芳満 君
文化スポーツ課長	田村英典 君	農業委員会 事務局長	高橋保 君
上下水道課長	浅沼亨 君	会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄 君
教育長	和田修 君	学校教育課長	田中館和昭 君
子ども課長	田村昭弘 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長 野中伸悦 君
係長 佐々木睦子 君

議会事務局長
補佐 川村清一 君

午後 2時30分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、15番、山崎道夫議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1 議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第 6 議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 7 議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

日程第 8 議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳

入歳出決算認定について、日程第5、議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第6、議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第7、議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第8、議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この決算等8議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 廣田清実議員 登壇)

○予算決算常任委員長(廣田清実議員) 8議案の審査報告を朗読をもって報告させていただきます。

令和3年9月22日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

本常任委員会は、令和3年9月3日付で付託されました上記8議案を審査した結果、原案を認定及び可決すべきものと決定しましたので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告する。なお、本委員会は、議案第74号から議案第81号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、防災ラジオの普及状況は、2,054台で全世帯の19%とまだまだ低い。普及目標を3割とし、さらなる拡大を図られたい。

2、防災マップの早急な整備が必要であり、また防災会議の女性委員の割合を3割以上になるよう努められたい。

3、年々消防団員が減少し、定員に満たないことから、学生消防団の活用についても早期

に検討されたい。

4、全国的に痛ましい交通事故が多発しており、通学路や生活道路の安全対策を図られたい。

5、循環型バスとデマンド型乗合タクシーにおいて、町民が利用しやすい運行の改善に努められたい。

6、自殺者を出さないためにSOS出し方教室やゲートキーパー養成講座など、できるだけ多くの講座を地域の集会や一般住民に周知し、自殺予防策に努められたい。

7、火葬場の利用頻度が年々増加していることから、移転も含めた整備計画を検討されたい。

8、GIGAスクール構想事業においては、ネット依存・誹謗中傷など、情報管理に一層注意しながら、その推進を図られたい。

9、鳥獣被害に対して、盛岡広域圏・矢巾町としての鳥獣被害防止計画をしっかりと立て、対応を進められたい。

10、財政健全化に向けて実質公債比率、将来負担比率の改善に取り組まれたい。

11、SDGsの達成及び共生社会の実現のため、誰一人取り残さないような事業の推進を図られたい。

12、学校給食費の未納者には、相談に乗りながら滞納額削減に努め、給食の安定供給を図られたい。

13、ごみの減量化に向けて、事業系等ごみ減少に対する積極的な啓発を図られたい。

14、人口減少が進んでいる中、特に若者・女性の移住・定住を図るためにも、トップセールスでの企業誘致に重点を置き、努められたい。

15、多様性のあるまちづくり（ダイバーシティ）とスポーツのまちとして、誰でも参加できる環境づくりに努められたい。

16、水道管の耐震化及び下水道の不明水対策を進め、より一層安定した上下水道事業に努められたい。

以上、16項目を附帯意見といたしまして報告いたします。

議員各位のご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は一般会計、3特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計、下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についての決算等8議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、令和2年度の一般会計、特別会計ほかの8議案について反対討論をいたします。

令和2年度は、コロナ感染のパンデミック、災害とも言うべき年でございます。1万人を超える人々がお亡くなりになる、そのような事態が今も続いております。このような中で、令和2年度の本町のコロナ対策は、町独自として家賃補助等一部の直接支援はございましたが、Wi-Fi基地の設置及びグリーンハイツの改修など、投資的なものに多くの予算が使われました。反対理由の1つ目は、それでございます。町民への、あるいは困っている事業者への直接支援にもっと力を入れる必要があったと思われまます。

2点目は、スーパーシティでございます。本町は、保育園の民営化、それから駅前開発は、民間の資金力と技術力を用いたPFI事業も取り組んできました。そして、今度スーパーシティは、行政の民営化にほかなりません。このことに強く抗議をするものでございます。

スーパーシティは、国家戦略特区、この行政手法がまず問題がございます。今まで議会でもいろいろ議論してまいりましたが、最大の問題は町民への説明責任を果たしていないということでございます。区長やコミュニティ会長会議での説明をもって町民に説明したとするのは、これは大きな問題でございます。スーパーシティの目指す2030年の未来社会を生きる若者の意見が全く反映されていないではございませんか。そのようなスーパーシティに何の意味があるのでしょうか。

また、国家戦略特区のいわゆる区域指定の専門会議の中で、いろいろな講評が示されました。これは31自治体に全体への講評でありまして、本町に限った講評ではございませんが、その講評がまさしくスーパーシティの本質を表しています。まず、提案者の竹中平蔵氏は、財界の代表でございます。竹中氏は、この中で、私は中国のアリババの本社のある杭州を見

て、この提案に至ったということを初めに言っております。そして、その講評の中で、大胆な規制緩和に乏しいという評価がございました。この大胆な規制緩和というのは、法律改正をして、企業が利潤を上げやすい環境をつくるということでございます。これは、町民の意見ではないのであります。

そして次に、個人情報、これは全ての自治体が個人情報を全体的、網羅的に扱っていたという評価をしています。しかし、この個人情報は、会社が、企業が、私たちの町民の個人情報を企業の利益の下に活用するのでございます。

そして3つ目として、マイナンバーカードを、これをもっと多用すべきだと、これがスーパーシティの目指すものであるというふうに述べております。

それから、いわゆる技術革新、イノベーションは自己責任が最もよく進む方法であると。今回自治体と、そして中堅企業、そして大学が提案するに当たって、自己責任を覚悟しているのかどうか、そのことが問われていると言っております。例えば高速道路でETCと、その例外措置としてのゲートがある、これが問題なのだと。スーパーシティに当たっては、新旧の技術が並行するようなことがあっては、それは最悪な事態であるというふうに言っています。例えばキャッシュレスを取った場合に、スマホやカードでの決済と現金の決済が行われるようなことは最悪だと述べているのでございます。これは、私たちの目指すダイバーシティにも反するものです。町民に選択の余地がありません。

2030年の未来社会、これを先取りする実証実験ではなく、2030年に私たち町民が安心して暮らせる社会を今からつくっていかねばなりません。それは、何といたっても地球環境、温暖化の対策です。そして、それによって今世界の食料が大変危険な状況になっています。町民が飢えないために農林振興をもっともっと充実させる、私はこれが必要だと思います。そして、再提出、スーパーシティの再提案を断念することを求めて反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員） 一部におきましては、決算に関わらない部分もあったやにお聞きしましたが、いずれ今の内容はそのとおり受けておきたいというふうに思います。

次に、賛成討論に入ります。

5番、村松信一議員。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 議席番号5番、村松信一でございます。令和3年9月決算議会、賛成討論を行いたいと思います。高橋町長のリーダーシップの下、令和2年度事業が実施されましたが、各担当課の特筆すべき事業内容を申し上げ、賛成討論といたします。

総務課、企画財政課、道路住宅課について。まず、総務課、予定された町有地の売却を計画的に進められ、全て売却したこと。次に、企画財政課、高速無線通信網構築事業等、本町の未来志向の考え方に基づいた積極的な施策。次に、道路住宅課、矢巾、高田住宅集約のため、町営住宅の整備に向けた取組。以上、3課の事業推進を評価したいと思います。

次に、産業観光課、矢巾町農業委員会、税務課について。産業観光課、農産物生産者の収入減に対する経済的負担軽減措置として、保険加入負担金の支援、商工業者に対する家賃補助などの実施。矢巾町農業委員会、遊休農地を細かく把握し、所有者に注意等の通知を行うことにより、遊休農地の解消に努めたこと。次に、税務課、コロナウイルス感染症対策として、徴収猶予の取組。以上、3担当課の事業推進の取組を評価したいと思います。

次に、町民環境課、福祉課、文化スポーツ課について。町民環境課、令和2年4月28日から令和3年4月1日の出生児全員175名に10万円を支給したこと。次に、福祉課、障がい福祉第6期障がい者プラン、障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画について、外部委託なしで策定した取組。次に、文化スポーツ課、コロナ感染症により、各種行事に制約がある中、小、中、高生による合唱、合奏などの発表会を開催し、すばらしい評価のあったこと。以上、3課の事業推進を評価したいと思います。

次に、学校教育課、上下水道課、健康長寿課、子ども課、共同調理場について。学校教育課、GIGAスクール構想による端末と校内ネットワークの整備、コミュニティ・スクールの立ち上げ、スクールバスの運行開始。次に、上下水道課、健全な水道を次世代に引き継ぐためのアセットマネジメント調査を実施し、水道事業経営戦略に反映させることとした取組。健康長寿課、認知症サポーター養成事業に積極的に取り組まれ、700名以上のサポーターを養成したこと。次に、子ども課、保護者の買物、保育園の休み等に対応したファミリーサポートセンター事業を立ち上げ、子育て支援の強化に努めた対応。共同調理場、給食費の公会計化により、PTAの集金担当制がなくなり、保護者の負担軽減に努められたこと。

以上であります。令和2年度決算議会に当たりまして、事前質問に対する回答、予算執行に関する報告書の作成に関わっていただきました職員の方々、詳細かつ明解な報告、回答をいただき、誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げ、令和2年度各担当課の事業推進を評価し、令和2年度全会計に賛成し、討論を終わります。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第9 報告第17号 矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

て

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第9、報告第17号 矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第17号 矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町大字土橋第8地割地内の矢巾地区農業構造改善センターにおいて、卓球の練習試合をしていた方が天井からの雨漏りに気づかずに床で滑ったことにより、左膝内側の靭帯を負傷したものであります。

賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、治療にかかった費用等6万8,340円を支払うものであります。

なお、このことについては、9月1日に、地方自治法第180条第1項及び矢巾町町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆 秀一議員） この天井の雨漏りということで、この修理というか、それはどうなさったのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） この事故は4月に発生したものでございまして、その後に修理箇所については6月補正でお認めいただきまして、その後修繕をしておりますけれども、その間まではずっとフェンス等で囲って、そこに立ち入らないようにしておりましたし、補正をお認めいただきまして、その後すぐに調査と工事発注をいたしまして、今まだ、一応修繕自体は終わったのですけれども、まだ別な箇所もあるかなということで、それも踏まえて工期を9月いっぱい、今月いっぱいまでとして、雨漏りがないかどうか、その辺しっかり見ながら今対応しているところでございます。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 以前には、町体育館でも雨漏りが指摘されているところがございますので、だんだんに老朽化が進んでおりますので、早急に各体育館等の大型施設の雨漏りの調査をしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 田村文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（田村英典君） お答えいたします。

町民総合体育館等につきましては、指定管理者が常駐しておりますので、雨漏り、それから結露などについても落ちる可能性もありますので、そこについてはしっかりと見ていただいて、万が一雨漏り等、屋根以外の雨漏り、例えばガラスサッシ等の雨漏りについても万が一ある場合については、しっかりすぐに報告していただくというような体制を取っておりますので、その際にはすぐに対応するようにということで、ご報告いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第17号を終わります。

日程第10 議案第82号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第10、議案第82号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第82号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財産の取得は、国指定史跡徳丹城跡について、令和2年度から5か年計画で史跡公園として整備を進めておりますが、関連イベントの実施に伴う駐車場用地や多目的スペースを確保することを目的に土地を取得し、徳丹城跡の魅力発信及び地域活性化を図るものであります。

この用地の取得に当たりましては、地域の皆様や地元の有志で徳丹城跡の利活用を検討し

ております徳丹城周辺活性化推進協議会や、史跡内の環境整備を自分たちで手がけております徳丹城の景観を守る会などの皆様から、貴重な国指定史跡である徳丹城跡の情報発信や魅力ある場所として整備を進めていきたいという強い願いもあり、これまで多大なるご協力をいただいているところであります。この土地の取得後におきましては、産直やイベントなどを開催できる場所や憩いの場として整備するなど、この土地の有効活用について、地域の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

徳丹城跡の魅力発信や地域活性化に向けて、この土地を活用させていただくことについて、所有者の方から格段、特段のご理解と土地の提供についてのご快諾をいただき、9月1日に仮契約を締結したところであります。

取得する財産の内訳につきましては、矢巾町大字西徳田地内の10筆の田んぼであり、面積は合わせて8,682平方メートル、取得予定価格は3,615万円で土地を取得しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第82号 財産の取得に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）に

ついて

○議長（藤原由巳議員） 次に、日程第11、議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、4款衛生費の予防接種事業、6款農林水産業費の農業振興総務事業、7款商工費の中小企業支援事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,337万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億9,712万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細について説明をいたします。

9ページをお開き願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金2,636万9,000円、主な内容としていたしましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増2,561万円でございます。こちらは、国から同交付金の第五次分として、新型コロナウイルス感染により経済活動に影響を受ける事業者への支援に係る経費として交付される内容となっております。次に、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金75万9,000円でございます。こちらにつきましては、高齢者施設等の安全対策強化事業への補助金でございます。煙山の有料老人ホームつりがねの郷の敷地ブロック塀の補修について、国より補助金の交付内示があったことによるものとなっております。

続きまして、18款繰入金、2項基金繰入金700万6,000円、財政調整基金繰入金の増でございます。これによりまして財政調整基金残高の積み立て後残高は8億8,299万5,000円とな

ります。

次に、歳出の説明をいたしますので、13ページにお進みお願いいたします。歳出の補正につきましても、款、項、項の補正額の順で行います。歳出、2款総務費、1項総務管理費77万円、こちらは主な内容でございますが、車両管理運営事業で全員協議会でもご説明いたしましたとおり、町の大型バス廃車に伴い、今後の利用予定について、民間のバスを手配するための予算の組替えを行う内容となっております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費97万4,000円、主な内容でございますが、こちら介護サービス施設等整備事業の増で、歳入で説明いたしましたとおり、煙山の有料老人ホームつりがねの郷の敷地ブロック塀補修について補助金を交付する内容となっております。

14ページにお進み願います。4款衛生費、1項保健衛生費375万9,000円、主な内容としたしましては予防接種事業の増359万4,000円でございます。9月以降のコロナワクチン接種会場の従事いたします職員に係る時間外勤務手当等を追加計上する内容となっております。

6款農林水産業費、1項農業費347万2,000円、コロナ禍の影響による農業収入の減少に備えて、町内の農業者が収入保険に加入する際の保険料の一部を補助する内容となっております。

次に、7款商工費、1項商工費2,440万円、主な内容としたしましては中小企業者等事業継続支援金2,000万円で、こちらはコロナ禍の影響で売上げが減少している町内事業者へ事業継続を支援するための支援金を支給する内容となっております。次に、飲食店応援給付金440万円は、安心して利用できる飲食店の普及促進を図るための内容で、県のいわて飲食店安心認証制度の認証を受けた町内飲食店に町の支援金を上乘せして支給する内容となっております。

以上で議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かあるのですけれども、1問ずつでいいですか、それとも全部。

○議長（藤原由巳議員） 2回まで。

○13番（川村よし子議員） それでは、一気に質問させていただきます。ページ数では13ページ、財産管理事業の増の町有地立木伐採業務委託、これはどこの場所なのか、そこをお願い

いたします。

それから、2点目のところですがけれども、民生費の中の地域介護福祉空間整備事業ということで、煙山のつりがねの郷のブロック塀ということなのですからけれども、このブロック塀のことは、いつ頃からこのことを要望されていたのか、経過をお願いいたします。

3点目ですがけれども、農業振興費の中の収入保険に加入するためということなのですからけれども、加入するときに農業者に補助金を出すということで、1加入4,000円に満たないのですけれども、これはどのくらいの規模なのか、それをお聞きいたします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） それでは、私から1点目、財産管理事業の中の町有地立木伐採業務委託料の場所ですが、上赤林公民館のところから流通センターに向かっていく道路沿いにある、南側に立っています大きな柳の木がございます。こちらにつきまして、地元のほうからかなり枝が張り出していて、耕作のほうにも不便だし、歩道にも不便が生じているということの声を受けまして検討しましたが、枝打ちだといずれ枯れてしまうというふうな状況が分かりましたので、経費もあまりかけないようにということで全部伐採するというふうな内容でございます。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） お答えいたします。

つりがねの郷のブロック塀の関係でお答えいたします。今年度に入りまして、当該法人のほうから補助金の活用についてご相談がありまして、9月1日付で厚生労働省のほうから岩手県知事に対し内示がなされたということで、今回上げさせていただいたところです。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 収入保険のどのくらいの規模というお話でございましたけれども、規模につきましては、まず継続加入の個人と法人、あとは新規見込みという新規に入られる方を見込んでございまして、まず継続加入の個人については73経営体、継続加入の法人につきましては8経営体、新規で加入されることを見込んでいるのは、個人で8経営体を見込んでございまして、総額347万2,000円という補正をするものでございます。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 継続の方々は、今回コロナで、73継続の方がいるのですけれども、

コロナで米価が下がったことによって補償もされているのですよね。そのことも含めてプラス今度また規模が大きい保険に入るといことなのではないでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 収入保険の仕組みを多分ご理解されていないかと思えますけれども、昨年度もコロナの関係で、こういった収入保険の加入促進ということで補助させていただきましたけれども、令和2年度の補助対象分は令和3年度、今年度の耕作部分になりますので、対象につきましては、今回は令和4年度の収入が落ち込んだときに、その9割まで補償するというものでございますので、令和2年度の補助をやっていて非常によかったというような評判も伺ってございますし、それを継続をするものでございます。

○議長（藤原由巳議員） 結構複雑な内容ですので、後で担当課に行って資料を頂戴したほうが分かると思えますので、これは農業共済組合が本来やっていますので、そちらから聞けば、もっと詳しくは分かるかと思えます。ここでのやり取りだけではなかなか理解できないと思えますので、よろしいですね。

他に質疑ございますか。

9番、赤丸秀雄議員。

○9番（赤丸秀雄議員） 2点あります。まず1点、13ページの車両管理運営事業について、前回全協で説明を受けたとき、車検が取れなくて今回廃車にせざるを得ない。そのときに、車検のための作業を委託しているの、そのときのキャンセル料が発生するのではないかと、その辺分かったら説明お願いしたいのと。

それから、年度内に17事業の大型バス利用が想定されているということで、これについての業務委託したときの概算経費が見積もりできたのでしょうか。まず、その部分が1点。

それから、簡単な質問ですが、次のページの商工会議の関係だけれども、コロナで収入が減った方への支援という形で私聞いていましたが、今回これが議決された後、それについて対応した場合、早い時期でいつ頃の助成、結構中小個人事業者は苦しいようで、結構お話を聞いているので、早いときはいつ頃になる予定か、概算で結構なので、そこをお知らせください。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） それでは、1点目につきましてお答えいたします。

車検作業中に腐食部分が非常に広範囲にあって、構造部分にまで及んでいたということが分かったということでございまして、そこまでに進んでいた作業、正確な金額はちょっとあ

れですが、たしか60万円弱だったのですけれども、そこまでの作業分は、キャンセル料ではなく、作業した分に対しての支払いはしなければならないということで60万円程度だったと記憶してございます。

それから、今後の委託の部分なのですが、正直申しまして、今回補正予算のタイミングもぎりぎりのところではございましたので、当面組替え、間違いなくかからなくなる燃料費とかからの組替えで100万円といたしましたので、またあと17回の予定も実際に今後進んでいって、コロナの状況とかもあって、増えたり減ったりする可能性もあるなと思われましたので、取りあえず100万円の組替えだけにしたものでございます。

今後見積もった結果として不足するような場合は、12月補正なりでまたお願いしたいなど考えているところでございます。今回は、緊急避難的な補正の組替えでございましたので、よろしくお願いたします。

○議長（藤原由巳議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 2番目の質問にお答えいたします。

既に本日ご可決賜ることを想定いたしまして、準備のほうはしてございます。商工会のほうを通じまして、そういったPRも含めまして進めてまいりたいというふうに思っております。早ければ10月中には第1回目のお支払いができるのかなというふうに事務を早急に進めてまいりたいというふうに思っております。

前回もこういった内容の申請を出しているたくさんの事業者の方いらっしゃると思いますので、申請手続には手間がかからないと思いますので、早急に対応いたします。

○議長（藤原由巳議員） よろしいですか。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財
源の充実を求める意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員） それでは次に、日程第12、発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長（藤原由巳議員） それでは、提案理由の説明を求めます。

5番、村松信一議員。

(5番 村松信一議員 登壇)

○5番（村松信一議員） 発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、今後の地方財政はかつてない厳しい状況が継続されることから、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、地方財政対策に向け、令和3年度地方財政計画の水準確保並びに固定資産税及び軽自動車税の財源確保、地方税等の財源対応を求めるものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、衆参議院議長、県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして、9月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

○議長（藤原由巳議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま藤原由巳議長さんからお許しをいただきましたので、もう議員各位もご存じのとおり、今月3日から本日まで会期20日間にわたって、私ども当局からご提案をさせていただいた全議案が原案どおりご可決、ご認定いただきましたことにまずもって心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

そして、この令和3年矢巾町議会定例会9月会議は、よく言われる決算議会なわけですが、その前に、まず今のところのコロナの接種状況について皆さん方に情報提供をさせていただきたいと。今日現在、今の本町の予約率は84.2%です。これは、いろいろ県内33市町村でいろんな取組をなされておるわけですが、その中で、まず全世帯の接種状況はどうなっているかということですが、第1回目は75.0%、それから2回目が56.3%と。その中でも、特に65歳以上の高齢者の皆さん方については90%を超えておりまして、1回目が91.1%、2回目が89.7%となっております。そういったことで、まず今のところ本町でワクチン接種はおかげさまで順調に推移をさせていただいていると。それで、皆さんもご存じのとおり、本町では集団接種と個別接種、それで集団接種については、今のところの予定としては10月16日が1回目の最後、2回目、3週間後でありますので、11月6日、この集団接種は11月6日、2回目の接種をもって終わらせていただくと。今の予定です。今後またどういうふうになるかあれなのですが。そしてあとは、各医療機関の皆さん方に個別接種をお願いしてまいるといことで、そして12歳の誕生日がおいでになられるお子さんたちに対しましては、その都

度ご通知を申し上げるということで対応させていただきたいと思っております。

ただ、今、これはあくまでも任意接種なので、強制ではないので、何とか皆さん方の、町民の皆さんのご理解をいただきながら、一人でも多くの方々に接種をしていただくように進めてまいりたいなど。それから、今国では3回目の接種のお話が出てきておりますが、このことについては、まず私どもも情報が入りましたならば、議員の皆さん方、町民の皆さん方にしっかりした正しい情報を提供してまいりたいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

それで、前にもお話ししたとおり、町内には町外の方々も勤務されており、その方々にも接種をさせていただいたということで、例えば各小中学校の教職員とか、療育センター、盛岡となん支援学校、そして不来方高校とか、それから産業技術短期大学校とか、そういうふうな、あとはごみの収集運搬、処理、処分も町内の方々だけではないわけで、そういう方々にも優先接種をさせていただいたということは、議員の皆さん方にもお伝えをさせていただきたいと思います。

それでまず、一般質問については、1日目は昆秀一議員、村松信一議員、そして赤丸秀雄議員、そして藤原信悦議員と、2日目になりましたは廣田清実議員、そして山崎道夫議員、小笠原佳子議員、藤原梅昭議員と、3日目には小川文子議員、川村よし子議員ということで、18名中10名の議員の皆さん方に一般質問、33項目、これは教育長と私に対する33項目にわたりますてご質問をいただいて、本当にありがとうございました。

それから、予算決算常任委員会、これは廣田清実委員長の下で、いわゆる会派の代表の方々、いわゆる町民の会は水本淳一議員、そして一心会は廣田光男議員と、そして矢巾明進会は村松信一議員にご質問をいただいたということで、そして今日、いわゆる決算で附帯決議、16項目にわたりますて私どもいろいろと皆さん方から、大所高所の立場からご提言、ご意見を賜りましたことは、しっかり受け止めて、順次対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。それから、討論の中でもいろいろお話がございましたので、受け止めることについては真摯に対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

それで、私ども、これから国の動向がどのようになっていくかまずあれなのですが、先ほどお話ししたワクチン接種のこと、それからこれからのいわゆる行動制限が緩和されるようなことも今報道されておりますが、もう本当に私どもといたしましては、町民の皆さん方に正しい情報を提供、先ほどお話ししたとおりさせていただいて、絶対油断することなく、コ

コロナウイルス感染症対策はみんなで町民と一丸となって取り組んでいきたいなど、こう思っておりますので、議員各位にもそういった意味でご指導、ご助言を賜ればなと思っておりますので。そして、私どもといたしましても、国、県の方々、いわゆるそういったところにも私どもがこれから国、県、町村会またはいろんな特別要望、私ども町としても議会と一体となって要望してまいりたいと。

それで、私どもの仕事は町民の皆さん方の幸せを守ることが私どもの仕事でございますので、私を中心に職員がしっかりこれからも取り組んでまいり覚悟でございますので、どうぞ今後とも皆さん方のご指導、ご助言、そして何よりも一緒になってこれからの町政を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本当に本会議ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（藤原由巳議員） 本来であれば、ここで矢巾町民歌の斉唱を行っておりましたが、コロナ禍でありますので、歌わずに町民歌の演奏をお聞き願います。

それでは、これをもちまして令和3年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員